

事業概要

令和 8 年 版



東京都 水道局

目次

東京都水道事業運営の基本方針及び 工業用水道事業の清算

第1章 総 説

第1 事業の概要

- 1 沿革と現況…………… 1
- 2 組織…………… 4
- 3 事業経営の原則…………… 6
- 4 予算・決算…………… 6
- 5 水道料金…………… 14

第2 今後の運営方針

- 1 持続可能な東京水道の実現に向けて
東京水道長期戦略構想2020…………… 17
- 2 東京水道施設整備マスタープラン…………… 19
- 3 東京水道経営プラン2026…………… 22
- 4 グループ経営の推進…………… 29
- 5 水道スマートメータ実装方針…………… 31

第3 コンプライアンス推進に向けた取組

- 1 経緯等…………… 33
- 2 コンプライアンス推進に向けた取組…………… 33

第4 DXの推進

- 1 DXに係る取組…………… 34

第5 局事業を取り巻く状況変化への対応

- 1 H T Tへの貢献…………… 35
- 2 基本料金無償臨時特別措置…………… 35

第2章 水道事業の現状

第1 水道需要、水源及び施設能力

- 1 水道需要…………… 37
 - 2 水源…………… 39
 - 3 施設能力…………… 39
- 折込図 水道水源と水系別給水区域概要図

第2 水道施設の維持・管理

- 1 水源施設…………… 41
- 2 浄水場…………… 47
- 3 配水施設…………… 52

第3 水質管理

- 1 水質センターによる検査体制…………… 55
- 2 水源から蛇口までの水質管理…………… 55
- 3 多様化する水質問題への対応…………… 57

第4 水運用

- 1 水運用センターによる監視…………… 59
- 2 原水の相互融通…………… 59

第5 多摩地区の水道

- 1 多摩地区の水道の経緯…………… 60
- 2 都営一元化…………… 60
- 3 暫定分水…………… 61
- 4 事務委託解消の経緯…………… 61
- 5 多摩地区水道の強靱化…………… 63

第6 水道施設の整備

- 1 施設整備の経過と計画…………… 64
- 2 主要施設整備事業…………… 64

第7 局事業に係る技術の管理

- 1 技術管理…………… 66

第3章 水道事業の課題と主要施策

第1 安定給水

- 1 水源の適切な確保…………… 69
- 2 節水型都市づくり…………… 72
- 3 将来にわたる安定給水の確保…………… 73

第2 震災対策等

- 1 震災対策の必要性…………… 75
- 2 主要施策…………… 75
- 3 近隣事業体との連携による
水の相互融通…………… 77
- 4 東京都水道局震災等応急対策計画…………… 79
- 5 水道緊急隊の活動…………… 83
- 6 他水道事業体との相互連携…………… 84
- 7 感染症対策の取組…………… 88

第3 安全でおいしい水の供給

- 1 原水水質に応じた浄水処理
(高度浄水処理の導入)…………… 89
- 2 残留塩素低減化のための取組…………… 89
- 3 直結給水化の普及・拡大…………… 89
- 4 貯水槽水道の適正管理…………… 92

第4 漏水防止

- 1 漏水の現状…………… 93
- 2 漏水防止対策…………… 93
- 3 漏水防止対策の効果…………… 96

第5 環境に配慮した水道事業

- 1 東京都水道局環境基本理念…………… 98
- 2 東京都水道局環境5か年計画…………… 98
- 3 主な施策…………… 99
- 4 環境確保条例等への対応…………… 103

第6 国際展開

- 1 国際展開の体系…………… 104
- 2 知ってもらう(世界への情報発信)…………… 104
- 3 つなげる(世界との交流)…………… 107
- 4 育てる(人材・事業体の育成)…………… 107
- 5 関係機関等との連携…………… 109

第7 職員の人材育成と研究開発

- 1 人材育成の必要性…………… 110
- 2 研修・開発センターによる研修体制…………… 111

3	水道技術の継承	113
4	現場ニーズと将来を見据えた調査・研究開発	113
5	職員の自己啓発	116

第4章 お客さまサービス

第1 営業業務

1	営業業務	119
2	給水装置工事業務	125

第2 広報・広聴

1	広報・広聴施策の概要	127
2	PR館の管理運営	132

第3 情報公開と個人情報保護

1	情報公開	135
2	個人情報保護	136
3	当局の取組	136
4	サイバーセキュリティ向上の取組	136

第5章 工業用水道事業の清算

第1 工業用水道事業の清算

1	東京の地盤沈下	139
2	工業用水道の必要性	139
3	事業の開始とその後の経緯	139
4	事業のあり方に関する検討	140
5	事業の廃止及び支援計画	140
6	清算業務について	140
7	工業用水道事業清算会計予算・決算	143

第6章 資産管理・契約事務

第1 資産の管理

1	固定資産と管理	145
2	用地の管理と活用	146
3	貯蔵品の管理	147
4	知的財産権の管理	148
5	営繕業務	148

第2 契約事務

1	契約の締結	150
2	契約事務手続の透明性、公正性及び公平性の確保	150
3	工事等の品質確保に向けた契約方式	152
4	電子調達システムの運用	153
5	入札契約制度改革	154
6	電子契約の実施	155

1	統計資料	157
2	水質基準等	163
3	戦後の建設事業の経過	166
4	水道史年表	167
5	関連法規	179
6	事務分担	186
7	水道基本用語解説	190
8	事業所等一覧	194
9	多摩地域におけるサービスステーション一覧	196
10	災害時給水ステーション（給水拠点）一覧	197
11	関係官庁及び団体	199
12	局主要刊行物	199

折込図

巻末

- ・ 水道施設整備事業概要図
- ・ 給水区域と配水系統図
- ・ 主要送配水幹線図

参考資料

東京都水道事業運営の基本方針及び 工業用水道事業の清算

水道事業

経営方針

- 安全でおいしい高品質な水の安定供給により、将来にわたり、都民生活と首都東京の都市活動を支えていきます。
- この実現に向け、次の3つの取組を進めていきます。
 - 着実な施設整備や徹底した水質管理等に取り組むとともに、施設の耐震化や災害発生時の対応力向上など、水道の強靱化を進めます。
 - お客さまとの双方向コミュニケーションの充実により信頼関係を深め、「地域の共有財産」である水道を将来に引き継いでいきます。
 - グループ経営の推進や人材の育成、不断の経営努力に取り組むとともに、環境施策の一層の推進やDXによる業務の効率化など、将来を見据えて水道事業を進化させていきます。

東京水道経営プラン 2026 の主要施策

- I 日々の生活を支える水道
 - 第1 水源の確保と水質対策
 - 第2 安定給水のための施設整備
- II 災害に強い強靱な水道
 - 第3 災害に備えた施設整備
 - 第4 災害発生時の対応力強化
- III お客さまとつながる水道
 - 第5 お客さまとともに歩む水道
 - 第6 お客さまサービスの向上
- IV 将来を見据え進化する水道
 - 第7 環境に配慮した事業運営
 - 第8 スマート水道の実現
- V 事業を支える基盤の強化
 - 第9 グループ経営の推進
 - 第10 強固な人材基盤
 - 第11 健全な財政基盤

工業用水道事業の清算

- ・「工業用水道事業の廃止及び支援計画」に沿った利用者支援
- ・「工業用水道管の撤去等に関する計画」に基づく配水管の撤去等

第 1 章 総説

第 2 章 水道事業の現状

第 3 章 水道事業の課題と主要施策

第 4 章 お客さまサービス

第 5 章 工業用水道事業の清算

第 6 章 資産管理・契約事務

参考資料

第1章 総説

第1 事業の概要

1	沿革と現況	1
2	組織	4
3	事業経営の原則	6
4	予算・決算	6
5	水道料金	14

第2 今後の運営方針

1	持続可能な東京水道の実現に向けて 東京水道長期戦略構想 2020	17
2	東京水道施設整備マスタープラン	19
3	東京水道経営プラン2026	22
4	グループ経営の推進	29
5	水道スマートメータ実装方針	31

第3 コンプライアンス推進に向けた取組

1	経緯等	33
2	コンプライアンス推進に向けた取組	33

第4 DXの推進

1	DXに係る取組	34
---	---------	----

第5 局事業を取り巻く状況変化への対応

1	HTTへの貢献	35
2	基本料金無償臨時特別措置	35

第1 事業の概要

1 沿革と現況

(1) 水道の歴史

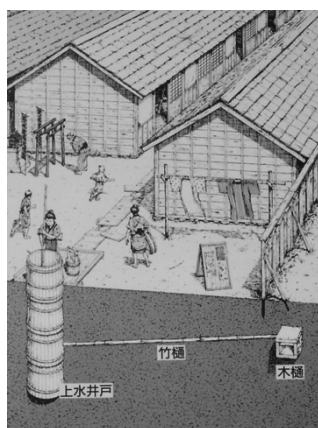
ア 江戸時代の水道

東京における水道の起こりは、徳川家康が江戸に入府した天正18年（1590年）に本郷台地周辺の流れを利用して造った小石川上水と伝えられている。幕府が開かれ、街が拡大するにつれて、これが発展し、神田上水となったともいわれる。

その後、江戸は政治の中心地として繁栄し、人口も増加した。このため、神田上水のみでは飲料水が不足し、幕府は新しい水源を遠い多摩川に求めた。これが玉川上水である。

この神田上水及び玉川上水のほか、亀有（本所）上水、青山上水、三田上水及び千川上水の各上水が相次いで造られ、一説によれば、この頃には、100万人を越す江戸市民の約60%の人々に水道が普及していたといわれる。

いずれの上水も川や池の水を自然流下により導き、そのまま飲料水として給水していた。



江戸の給水方法

イ 近代水道の創設

明治時代に入ると、上水の汚染や木樋（木製の水道管）の腐朽といった問題が起こり、加えて、明治19年

にはコレラが大流行し、多くの市民が犠牲になった。これを契機として、明治21年、近代水道を建設しようとする計画が具体化し、明治25年に着工された。そして、明治31年12月、神田及び日本橋の両地区に初めて通水され、次第に区域を拡大して明治44年に完成した。

この水道は、玉川上水の導水路を利用して、多摩川の水を淀橋浄水場に導いて沈殿及びろ過を行い、圧力を掛け、鉄管を通じて市内に給水するものであった。その規模は、計画当初、給水人口 150万人、一人当たり配水量 111ℓ/日、給水能力 17万 m^3 /日であったが、完成時には、24万 m^3 /日の施設に増強された。

その後、大正2年に村山貯水池及び境浄水場の建設を主体とする第一水道拡張事業に着手し、途中、関東大震災で中断を余儀なくされながらも工事は続けられ、昭和12年に完成した。

一方、昭和7年には市域拡張に伴い、隣接町村営10水道が統合された。その後、昭和20年までの間に玉川水道株式会社など民営3水道も買収されたので、特別区の区域における水道は一つとなり、現在の東京の水道の原形ができた。

また、昭和7年には、小河内貯水池及び東村山浄水場の建設を主体とする第二水道拡張事業計画が決定された。しかし、水利権等の調整に手間取り、昭和13年によく着工したが、第二次世界大戦のため、一時中止された。

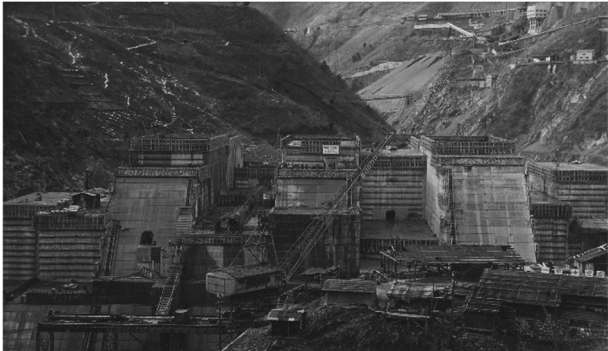
そのほか、江戸川を水源とする応急拡張事業、長期計画として利根川を水源とする第三水道拡張事業等が計画されたが、いずれも第二次世界大戦のため工事の一時中止又は未認可となった。



淀橋浄水場（昭和39年頃）

ウ 昭和20年以降の水道

昭和23年から応急拡張事業及び第二水道拡張事業を再開し、昭和25年には相模川系水道拡張事業に着手した。そして、昭和32年、小河内貯水池が着工以来20年目にして完成した。



小河内ダムの建設風景

その間、昭和27年には地方公営企業法が施行され、当局事業が同法の適用を受けることとなり、また、昭和32年には明治23年以来の水道条例に代わって水道法が施行された。

東京の水道需要は日本経済の発展とともに急速に増加してきた。特に、昭和30年代後半から昭和40年代には高度経済成長に伴う首都圏への産業と人口の集中、下水道の普及、核家族化の進行、生活様式の多様化、大型ビルの建設等により急激に水道需要が増大し、これに対処するため、相次いで拡張事業が進められた。

まず、昭和35年には、金町浄水場の拡張を図る江戸川系水道拡張事業に、昭和37年には、中川・江戸川系水道緊急拡張事業に着手した。さらに、これらの事業と前後して、長年の悲願だった利根川を水源とする一連の拡張事業に着手した。第一次、第二次及び第三次利根川系水道拡張事業は、380万 m^3 /日の施設能力を増

強して完了し、昭和47年からは第四次利根川系水道拡張事業に着手し、昭和60年6月、同事業の主要施設である三郷浄水場の第一期工事（55万 m^3 /日）が完成した。

その後、三郷浄水場の第二期工事（55万 m^3 /日）は、昭和61年から浄水施設整備事業に引き継がれ、平成5年5月に完成し、施設能力は696万 m^3 /日となった（現在は684万 m^3 /日）。

なお、この間、昭和40年3月には、近代水道として創設された淀橋浄水場が、新宿副都心計画の具体化に伴い、その機能を東村山浄水場に移して廃止された。

また、昭和40年以降は、水不足に悩む多摩地区市町水道に対し、逐次、浄水の分水を行う一方、多摩地区と特別区の存する区域（以下「区部」という。）との水道格差を是正するため、多摩地区の28市町の水道を都の水道に一元化する多摩地区水道事業の都営一元化基本計画を策定し、順次一元化してきた。現在は、計画対象地域の見直しや市町合併を経て、26市町の水道の統合を実現している。

（2）水道事業の現況

水道事業では、令和7年度において、区部と多摩地区26市町の存する区域（以下「都営水道26市町」という。）を合わせた約1,239 km^2 の区域、約1,393万人の都民に給水しているほか、給水区域に含まれていない武蔵野市、昭島市及び羽村市の多摩地区未統合市（以下「未統合市」という。）に対して暫定分水を行っている。

また、都の保有する水源量は日量680万 m^3 、浄水場の施設能力は日量684万 m^3 、配水管の延長は2万7,639km、未統合市への分水量を含む年間総配水量は15億4,057万 m^3 、一日最大配水量は450万 m^3 となっている（表1－1参照）。

表 1－1 水道事業

(令和7年度末現在)					
区 分	単 位	区 部	都営水道 26市町	合 計	未統合市への分 水量を含む合計
給 水 区 域 面 積	(km^2)	627.51	611.70	1,239.21	――
給 水 区 域 内 人 口	(万人)	995	398	1,393	――
給 水 人 口	(万人)	995	398	1,393	――
普 及 率	(%)	100.0	100.0	100.0	――
給 水 件 数	(万件)	613	210	823	――
配 水 管 延 長	(km)	16,887	10,752	27,639	――
施 設 能 力	(万 m^3 /日)	――	――	684	――
年 間 総 配 水 量	(万 m^3)	――	――	153,526	154,057
一 日 平 均 配 水 量	(万 m^3)	――	――	421	422
一 日 最 大 配 水 量	(万 m^3)	――	――	449	450

(注1)給水区域面積、給水区域内人口、給水人口、普及率及び給水件数は、令和7年10月1日現在の値である。
(注2)配水管延長は、四捨五入の影響により、区部と都営水道26市町の合計が一致していない場合がある。

（３）工業用水道事業の清算

工業用水道事業では、地盤沈下防止という行政施策として、江東区、板橋区など荒川沿い８区及び練馬区の一部を対象に工業用水を供給していた。地盤沈下防止という所期の目的は達成された一方、工場の都外への転出、水使用の合理化等による需要の減少傾向が続き、料金収入が落ち込むなど、厳しい経営環境に置かれていた。

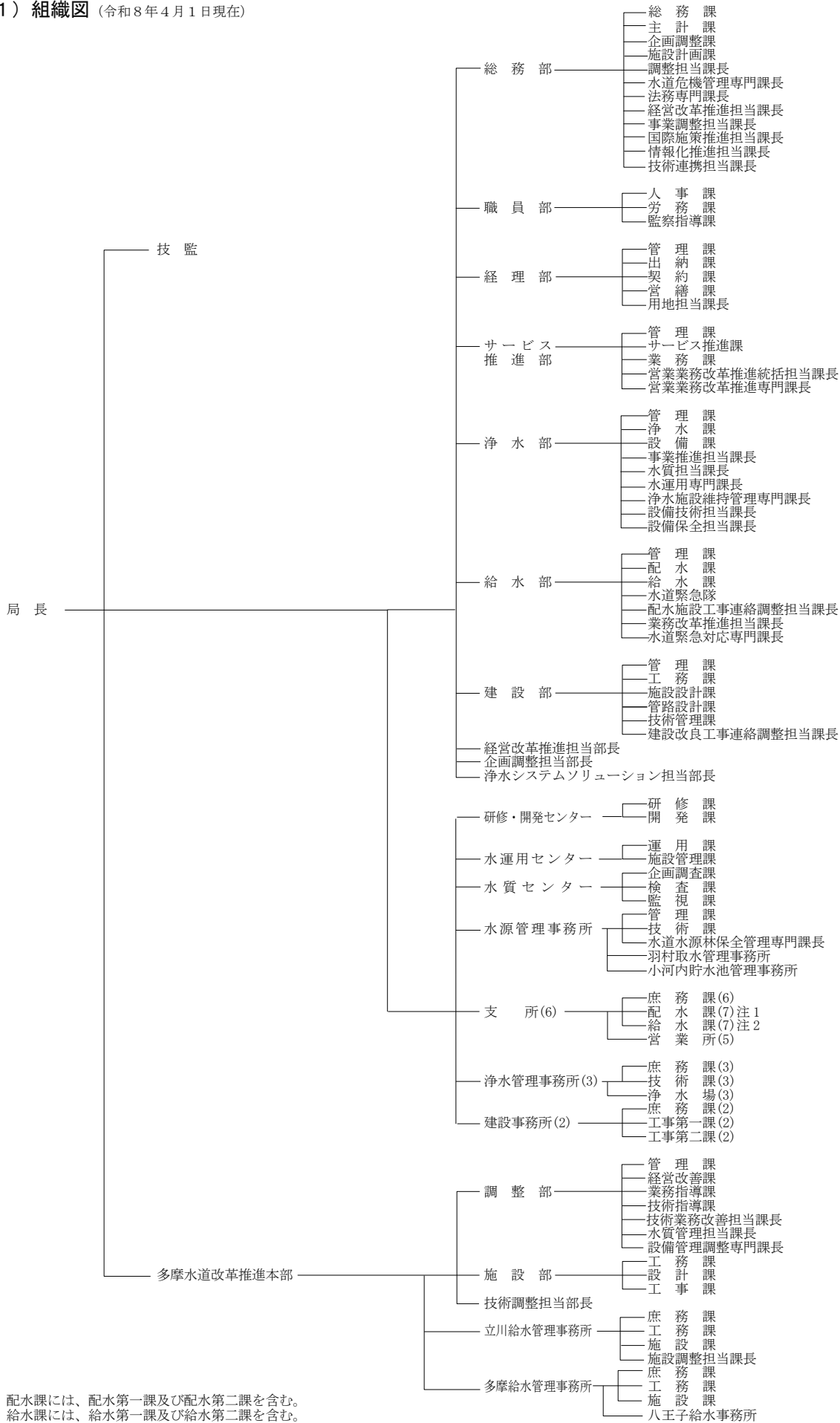
このため、より一層の経営の効率化と財政の安定化を図りながら、将来に向け、廃止も含めた抜本的な経営改革について、関係各局で検討を進めてきた。

その結果、都の工業用水道事業は、経営状況が厳しく、さらに配水管をはじめとした施設・設備の老朽化が進行し、大規模更新時期の到来が間近に迫る一方、お客さまの件数や使用水量は長期にわたり減少傾向にあり、今後も需要の増加が見通せないことから、令和５年（２０２３年）３月３１日をもって事業を廃止した。

令和５年度からは、知事からの委任を受け、料金差額補填等の利用者支援や不要となる工業用水道管の撤去など、工業用水道事業の清算業務を実施している。

2 組織

(1) 組織図 (令和8年4月1日現在)



注1 配水課には、配水第一課及び配水第二課を含む。
注2 給水課には、給水第一課及び給水第二課を含む。

(2) 職員配置表

令和8年8月1日現在

第1章

(単位 人)

職務 所属	管理職員		一般職員			総計	職務 所属	管理職員		一般職員			総計
	事務	技術	事務	技術	技能			事務	技術	事務	技術	技能	
総務部	13	5	113	45		176	西部支所	2	2	27	49	21	101
職員部	4		58	4		66	南部支所	2	4	46	89	40	181
経理部	5	1	85	38		129	大田営業所	1		38			39
サービス推進部	5		126			131	目黒営業所	1		23			24
浄水部	1	10	32	80		123	北部支所	2	2	29	50	21	104
給水部	1	7	100	137	29	274	練馬営業所	1		42			43
建設部		8	22	106		136	北営業所	1		23			24
多摩水道改革推進本部調整部	5	5	86	61		157	東村山浄水管理事務所	1	2	20	105	5	133
多摩水道改革推進本部施設部		4	4	71		79	境浄水場		1	6	18		25
立川給水管理事務所	2	3	14	76	3	98	金町浄水管理事務所	1	2	17	99	5	124
多摩給水管理事務所	1	3	15	61	3	83	三郷浄水場		1	7	82	6	96
八王子給水事務所		1	7	36	3	47	朝霞浄水管理事務所	1	2	13	87	2	105
研修・開発センター	2	1	14	30		47	三園浄水場		1	6	34		41
水運用センター		4	13	112		129	東部建設事務所	1	3	19	57		80
水質センター		4	7	60		71	西部建設事務所	1	3	17	58		79
水源管理事務所	1	3	21	64		89							
羽村取水管理事務所		1	5	15	3	24							
小河内貯水池管理事務所		1	4	14	3	22							
中央支所	2	2	29	63	23	119							
千代田営業所			21			21							
東部第一支所	2	2	28	52	19	103							
東部第二支所	2	2	27	50	20	101							
							計	61	90	1,164	1,903	206	3,424

(注) 再任用職員を含む。

3 事業経営の原則

水道事業は、地方公営企業法に定められた地方公共団体が経営する企業として運営している。

事業の運営に当たっては、本来の目的である公共の福祉を増進するとともに、常に効率的な事業運営を図り、企業の経済性を発揮することが求められている。

このため、経営責任者の自主性を強化し、責任体制を確立する観点から、一般の行政組織から独立した経営組織として、地方公営企業が設置され、地方公営企業に公営企業管理者（水道局長）が置かれている。水道局長は、事業執行について知事の一般的な指揮監督を受けず、職員の任免や予算の原案作成等の広範な権限が与えられている。

また、企業の経営成績及び財政状態を明らかにするため、会計制度は公営企業会計方式を採用するとともに、事業に必要な経費は経営に伴う収入（料金収入）をもって充てるという独立採算制を基本として経営している。

4 予算・決算

（1）予算

令和8年度予算は、「東京水道経営プラン2026」の初年度として、

- ・水源の確保と水質対策
- ・安定給水のための施設整備
- ・災害に備えた施設整備
- ・災害発生時の対応力強化
- ・お客さまとともに歩む水道
- ・お客さまサービスの向上
- ・環境に配慮した事業運営
- ・スマート水道の実現
- ・グループ経営の推進
- ・強固な人材基盤
- ・健全な財政基盤

を着実に推進することとして編成した。

単年度資金収支では、2億1,400万円の資金剰余となる見込みであるが、大規模浄水場の集中更新に備えた積立金32億円の取崩しを行うことにより、実質資金

収支は、34億1,400万円の資金剰余となる見込みである（表1－2参照）。

この結果、令和7年度末240億8,900万円の累積資金不足額は、令和8年度末には、206億7,500万円の不足が見込まれる（表1－3参照）。

ア 収益的収支

営業収益は、3,784億2,800万円であり、前年度の3,696億4,200万円に比べ、87億8,600万円の増となっている。これは、給水収益が2,200万円の増、その他営業収益が86億300万円の増となったことなどによるものである。その他、営業外収益は、195億9,300万円で、対前年度比4億4,200万円の減、特別利益は皆減で8億5,000万円の減となっており、収益的収入の合計では、3,980億2,100万円と、対前年度比74億9,400万円の増となっている。

一方、営業費用は、3,776億1,000万円であり、前年度の3,744億6,900万円に比べ、31億4,100万円の増となっている。これは、配水費が29億4,900万円の増、給水費が19億5,300万円の増、業務費が5億5,400万円の増となったことなどによるものである。その他、営業外費用は、176億7,500万円で、対前年度比25億4,000万円の増となっており、収益的支出の合計では、3,952億8,500万円と、対前年度比56億8,100万円の増となっている。

イ 資本的収支

資本的収入は、862億7,900万円であり、前年度の688億5,700万円に比べ、174億2,200万円の増となっている。これは、企業債が143億2,800万円の増、その他資本収入が20億100万円の増となったことなどによるものである。

一方、資本的支出は、1,745億7,900万円で、前年度の1,673億6,200万円に比べ、72億1,700万円の増となっている。これは、建設改良費が32億9,200万円の減、企業債償還金が105億900万円の増となったことによるものである。

以上の結果、資本的収支では、883億円の不足が生じる見込みであるが、この不足額については、損益勘定留保資金等で補填する。

図 1－1

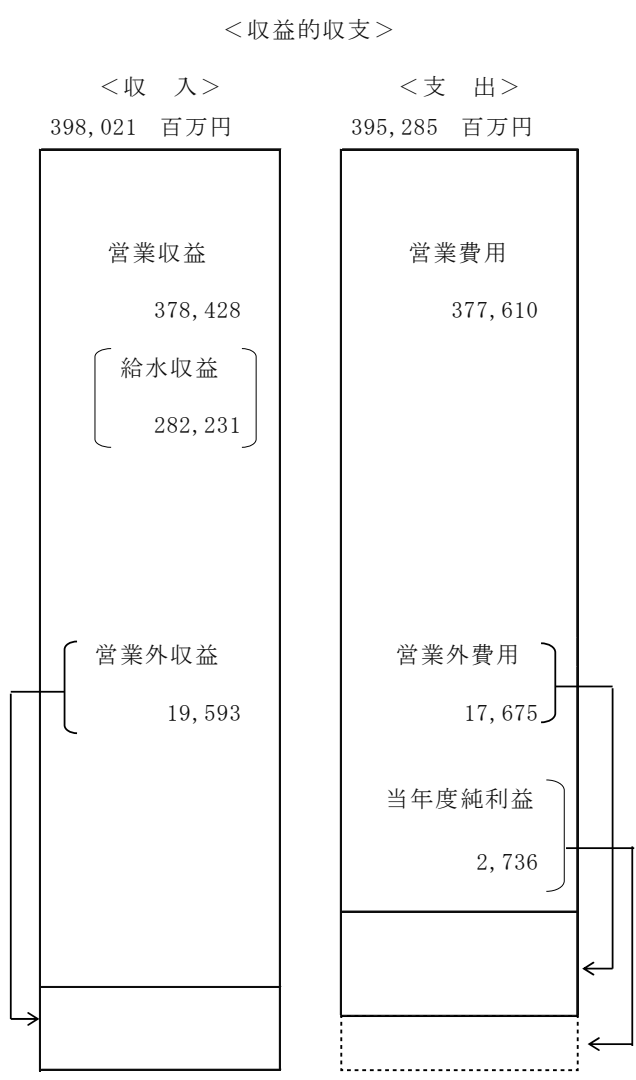


図 1－2

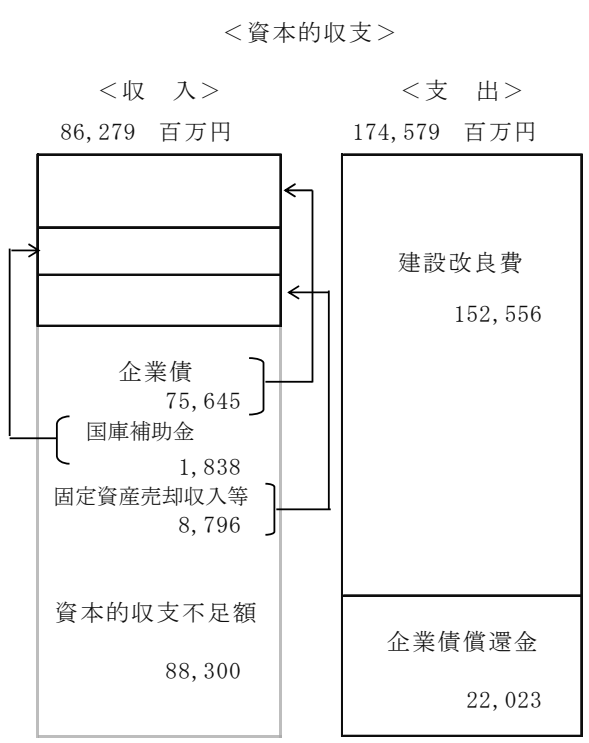


表 1－2 令和 8 年度予算（税込）

（1） 収益的収支

（単位 千円）

科 目	8 年 度 予 算 額	7 年 度 予 算 額	増 △ 減	科 目	8 年 度 予 算 額	7 年 度 予 算 額	増 △ 減
営 業 収 益	378,428,000	369,642,000	8,786,000	営 業 費 用	377,610,000	374,469,000	3,141,000
給 水 収 益	282,231,000	282,209,000	22,000	原 水 費	15,872,000	19,641,000	△ 3,769,000
受 託 事 業 収 益	8,392,000	8,231,000	161,000	浄 水 費	38,247,000	37,993,000	254,000
そ の 他 営 業 収 益	87,805,000	79,202,000	8,603,000	配 水 費	152,853,000	149,904,000	2,949,000
				給 水 費	28,075,000	26,122,000	1,953,000
営 業 外 収 益	19,593,000	20,035,000	△ 442,000	受 託 事 業 費	8,392,000	8,231,000	161,000
受 取 利 息	799,000	134,000	665,000	業 務 費	33,053,000	32,499,000	554,000
土 地 物 件 収 益	9,427,000	9,082,000	345,000	総 係 費	18,462,000	18,119,000	343,000
ダム施設発電使用料	28,000	28,000	0	減 価 償 却 費	78,169,000	77,688,000	481,000
一 般 会 計 補 助 金	230,000	220,000	10,000	資 産 減 耗 費	3,288,000	3,336,000	△ 48,000
長 期 前 受 金 戻 入	4,491,000	4,374,000	117,000	そ の 他 営 業 費 用	1,199,000	936,000	263,000
雑 費 収 入	4,618,000	3,340,000	1,278,000				
消 費 税 及 地 方 消 費 税 還 付 金	0	2,857,000	△ 2,857,000	営 業 外 費 用	17,675,000	15,135,000	2,540,000
				支 払 利 息 及 企 業 債 取 扱 諸 費	5,656,000	4,157,000	1,499,000
特 別 利 益	0	850,000	△ 850,000	繰 延 勘 定 償 却	1,000	1,000	0
				消 費 税 及 地 方 消 費 税	1,015,000	0	1,015,000
				雑 支 出	11,003,000	10,977,000	26,000
収 益 的 収 入 計	398,021,000	390,527,000	7,494,000	収 益 的 支 出 計	395,285,000	389,604,000	5,681,000

（2） 資本的収支

（単位 千円）

科 目	8 年 度 予 算 額	7 年 度 予 算 額	増 △ 減	科 目	8 年 度 予 算 額	7 年 度 予 算 額	増 △ 減
企業債（事業充当分）	66,892,000	59,600,000	7,292,000	建 設 改 良 費	152,556,000	155,848,000	△ 3,292,000
企業債（借換分）	8,753,000	1,717,000	7,036,000	原 水 及 浄 水 施 設 費	41,894,000	38,249,000	3,645,000
国 庫 補 助 金	1,838,000	891,000	947,000	配 水 施 設 費	93,909,000	99,643,000	△ 5,734,000
一 般 会 計 出 資 金	965,000	860,000	105,000	営 業 設 備 費	16,753,000	17,956,000	△ 1,203,000
固定資産売却収入	116,000	75,000	41,000				
そ の 他 資 本 収 入	7,715,000	5,714,000	2,001,000	企 業 債 償 還 金	22,023,000	11,514,000	10,509,000
小 計	86,279,000	68,857,000	17,422,000				
（損益勘定留保資金）	85,778,000	86,235,000	△ 457,000				
資 本 的 収 入 計	172,057,000	155,092,000	16,965,000	資 本 的 支 出 計	174,579,000	167,362,000	7,217,000

総 計	570,078,000	545,619,000	24,459,000	総 計	569,864,000	556,966,000	12,898,000
				損 益 収 支	2,736,000	923,000	1,813,000
				資 金 収 支	214,000	△ 11,347,000	11,561,000

（注 1）大規模浄水場更新積立金とは、浄水場の集中更新に備え、代替施設の整備に向けた所要の積立金である。

大規模浄水場更新積立金（積立）	0	0	0
大規模浄水場更新積立金（取崩）	3,200,000	3,027,000	173,000
実 質 資 金 収 支	3,414,000	△ 8,320,000	11,734,000

表1-3 財政収支の推移

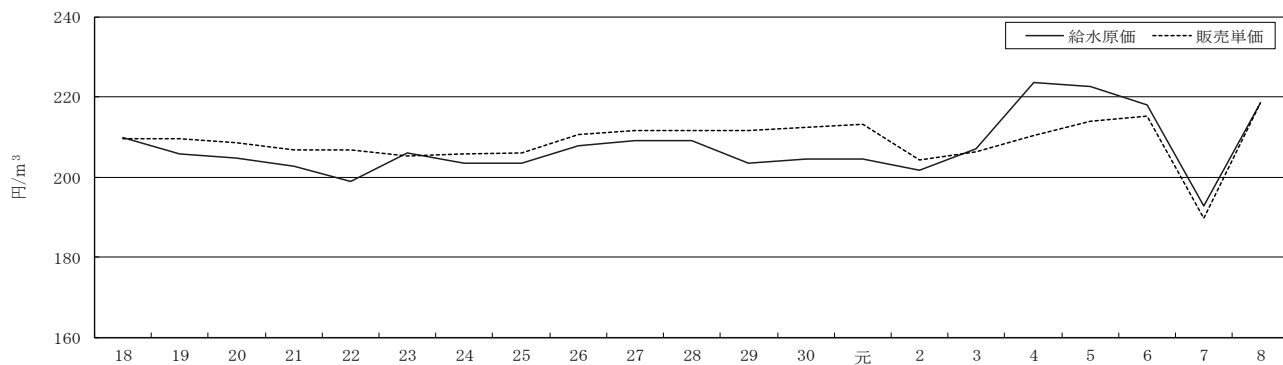
(単位：百万円)

収支 年度		収 入				支 出						収支差引 過不足額	累積収支 過不足額 17年度末 1,932	
		料 金	起 債	そ の 他	計	営 業 費 用	元 償 還	利 金 等	建 改 良	設 費	そ の 他			計
平成	18	318,173	14,110	44,985	377,268	202,515	86,217 (△4,800)		88,742		116	377,590	△322	1,610
	19	319,325	14,053	46,998	380,376	205,364	82,303 (△3,900)		92,143 (5,000)		0	379,810	566	2,176
	20	313,947	8,942	48,663	371,552	210,942	67,273		92,740 (5,000)		0	370,955	597	2,773
	21	309,438	8,553	50,233	368,224	209,975	66,829		92,630 (7,400)		0	369,434	△1,210	1,563
	22	311,512	9,042	45,823	366,377	215,987	47,747		95,637 (5,000)		0	359,371	7,006	8,569
	23	301,624	9,116	48,233	358,973	234,156	41,942		88,700 (4,949)		0	364,798	△5,825	2,744
	24	302,611	8,126	45,865	356,602	235,953	39,849		82,022 (4,874)		0	357,824	△1,222	1,522
	25	302,664	3,532	42,414	348,610	230,263	42,272		76,557 (4,374)	214		349,306	△696	826
	26	305,995	1,891	41,947	349,833	233,968	38,045		78,403 (4,471)		0	350,416	△583	243
	27	309,507	3,228	45,623	358,358	242,148	30,347		85,862 (3,545)		0	358,357	1	244
	28	310,153	12,682	50,682	373,517	246,133	25,703		100,930 (3,138)		0	372,766	751	995
	29	311,794	32,696	51,338	395,828	248,338	21,489		118,079 (4,171)		0	387,906	7,922	8,917
	30	313,850	19,982	53,514	387,346	250,118	23,745		114,122 (12,300)		0	387,985	△639	8,278
令和	元	314,430	14,957	48,016	377,403	245,049	22,718		114,235 (17,599)		0	382,002	△4,599	3,679
	2	300,384	17,759	48,821	366,964	245,593	22,292		101,629 (6,619)		0	369,514	△2,550	1,129
	3	300,568	25,280	49,024	374,872	245,331	22,669		111,609 (3,848)		0	379,609	△4,737	△3,608
	4	304,295	31,995	55,137	391,427	256,898	21,599		117,429 (△14,828)		0	395,926	△4,499	△8,107
	5	310,966	33,711	58,320	402,997	276,987	17,636		117,836 (△2,883)	129		412,588	△9,591	△17,698
	6	314,398	48,073	56,627	419,098	274,404	15,327		132,373 (△941)		0	422,104	△3,006	△20,704
	7	278,160	53,273	102,662	434,095	289,174	13,079		135,227 (△1,264)		0	437,480	△3,385	△24,089
	8(予算)	282,231	66,892	121,933	471,056	299,360	18,926		149,356 (△3,200)		0	467,642	3,414	△20,675

(注1) 元利償還金欄の()は、民間債の満期一括償還に伴い増加する元金償還金を平準化するための必要額及び充当額で、内書きである。

(注2) 建設改良費の()は、大規模浄水場更新積立金の積立額、同積立金取崩額、奥多摩水道施設整備積立金の取崩額、工業用水道事業施設等移管経費積立金の積立額及び同積立金取崩額で、内書きである。

図1-3 給水原価と販売単価の推移



(単位：円)																					
年度	平成													令和							
	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7	8(予算)
給水原価	209.74	205.81	204.72	202.72	198.83	205.89	203.34	203.51	207.8	209.19	208.95	203.38	204.50	204.36	201.57	206.94	223.7	222.59	217.87	192.79	218.47
販売単価	209.53	209.46	208.51	206.85	206.8	205.3	205.83	206.02	210.48	211.61	211.61	211.59	212.39	213.18	204.34	206.33	210.34	214.01	215.17	189.63	218.62

(2) 決算

令和 7 年度は、令和 3 年 3 月に策定した「東京水道経営プラン 2021」の最終年度として、計画に掲げた主要施策を中心に、事業を着実に推進した。

単年度資金収支は、46 億 4,852 万円の資金不足で、これに大規模浄水場の集中更新に備えた積立金の取崩額 12 億 6,400 万円を考慮すると実質資金収支は 33 億 8,452 万円の資金不足となり、令和 7 年度末の実質累積資金不足額は、240 億 8,849 万円となった。

また、キャッシュ・フローにおいては、業務活動で 619 億 9,665 万円を生み出し、投資活動及び財務活動に 785 億 3,340 万円を使用した結果、単年度で 165 億 3,675 万円資金が減少し、令和 7 年度末の資金残高は、1,911 億 3,526 万円となった。

ア 収益的収支

収入は、給水収益 2,529 億 358 万円などの営業収益 3,325 億 7,190 万円、営業外収益 162 億 2,860 万円及び特別利益 78 億 2,670 万円の合計 3,566 億 2,720 万円であった。

これに対し支出は、営業費用 3,488 億 941 万円、営業外費用 85 億 27 万円の合計 3,573 億 968 万円となり、収入から支出を差し引いた当年度純損失は、6 億 8,248 万円となった。

イ 資本的収支

収入は、企業債 549 億 9,000 万円及び固定資産売却収入 9,655 万円等の合計 601 億 6,828 万円であり、これに前年度からの繰越工事資金 169 億 2,490 万円を加えた総額は 770 億 9,318 万円となった。

これに対し支出は、建設改良費 1,386 億 3,344 万円、企業債償還金 115 億 1,248 万円の合計 1,501 億 4,592 万円であり、これに翌年度への繰越工事資金 56 億 7,766 万円を加えた総額は 1,558 億 2,358 万円で、収入から支出を差し引いた 787 億 3,040 万円が資金不足となった。

この不足額については、損益勘定留保資金等で補填した。

図 1-4

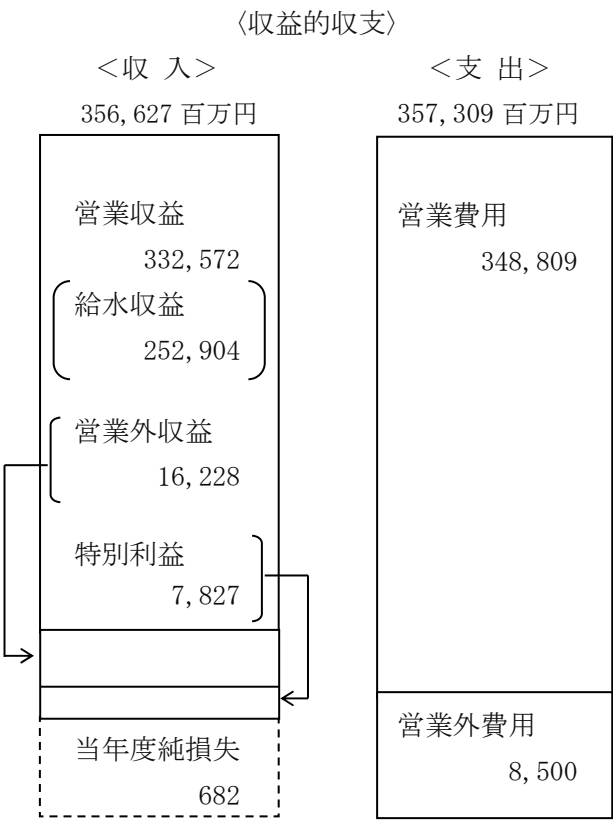
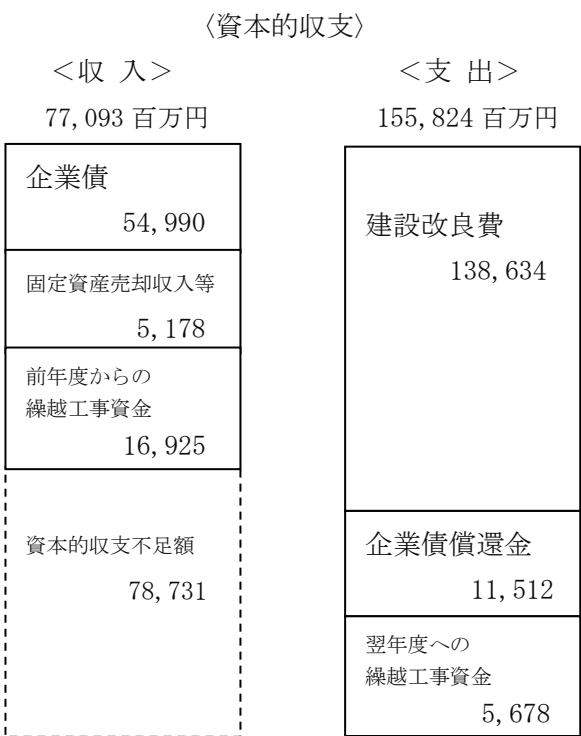


図 1-5



(注)端数処理のため、グラフ中の数値は必ずしも、文中の数値を四捨五入したものとはなっていない。

表1-4 令和7年度決算（税抜）

(1) 収益的収支

(単位 千円)

科 目	7 年 度 決 算 額	6 年 度 決 算 額	増 △ 減	科 目	7 年 度 決 算 額	6 年 度 決 算 額	増 △ 減
営 業 収 益	332,571,900	322,283,070	10,288,830	営 業 費 用	348,809,409	333,219,207	15,590,202
給 水 収 益	252,903,579	285,847,766	△ 32,944,187	原 水 費	14,191,035	15,324,663	△ 1,133,628
受 託 事 業 収 益	4,549,946	3,540,591	1,009,355	浄 水 費	34,072,496	31,079,694	2,992,802
そ の 他 営 業 収 益	75,118,375	32,894,713	42,223,662	配 水 費	138,183,039	132,048,472	6,134,567
				給 水 費	23,619,244	22,259,081	1,360,163
営 業 外 収 益	16,228,602	14,821,302	1,407,300	受 託 事 業 費	4,549,946	3,540,591	1,009,355
受 取 利 息	1,483,880	556,415	927,465	業 務 費	29,630,714	27,621,971	2,008,743
土 地 物 件 収 益	8,380,816	7,833,392	547,424	総 係 費	17,974,441	16,650,205	1,324,236
ダム施設発電 使用電料	26,000	26,000	0	減 価 償 却 費	81,391,586	78,372,428	3,019,158
一般会計補助金	231,701	191,267	40,434	資 産 減 耗 費	4,513,982	5,691,865	△ 1,177,883
長期前受金戻入	4,237,582	4,121,806	115,776	そ の 他 営 業 費 用	682,926	630,237	52,689
雑 収	1,868,623	2,092,422	△ 223,799	営 業 外 費 用	8,500,274	3,606,103	4,894,171
特 別 利 益	7,826,696	951,220	6,875,476	支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	3,273,234	2,601,118	672,116
				繰 延 勘 定 償 却	152	152	0
				雑 支 出	5,226,888	1,004,833	4,222,055
収 益 的 収 入 計	356,627,198	338,055,592	18,571,606	収 益 的 支 出 計	357,309,683	336,825,310	20,484,373

(2) 資本的収支

(単位 千円)

科 目	7 年 度 決 算 額	6 年 度 決 算 額	増 △ 減	科 目	7 年 度 決 算 額	6 年 度 決 算 額	増 △ 減
企 業 債	54,990,000	50,826,000	4,164,000	建 設 改 良 費	138,633,443	117,359,620	21,273,823
事 業 充 当 分	53,273,000	48,073,000	5,200,000	原 水 及 び 浄 水 施 設 費	34,327,703	28,158,020	6,169,683
借 換 分	1,717,000	2,753,000	△ 1,036,000	配 水 施 設 費	92,430,255	80,512,348	11,917,907
国 庫 補 助 金	1,561,163	513,081	1,048,082	営 業 設 備 費	11,875,485	8,689,252	3,186,233
一般会計出資金	569,820	761,857	△ 192,037	企 業 債 償 還 金	11,512,482	15,469,243	△ 3,956,761
固定資産売却収入	96,552	83,021	13,531	翌 年 度 へ の 繰 越 工 事 資 金	5,677,659	16,924,897	△ 11,247,238
その他資本収入	2,950,745	2,639,824	310,921				
前年度からの 繰越工事資金	16,924,897	10,489,594	6,435,303				
小 計	77,093,177	65,313,377	11,779,800				
(損益勘定留保資金)	74,764,372	79,262,726	△ 4,498,354				
資 本 的 収 入 計 (補填財源含む)	151,857,549	144,576,103	7,281,446	資 本 的 支 出 計	155,823,584	149,753,760	6,069,824

総 計	508,484,747	482,631,695	25,853,052	総 計	513,133,267	486,579,070	26,554,197
				損 益 収 支	△ 682,485	1,230,282	△ 1,912,767
				資 金 収 支	△ 4,648,520	△ 3,947,375	△ 701,145

大規模浄水場更新積立金	1,264,000	941,000	323,000
実 質 資 金 収 支	△ 3,384,520	△ 3,006,375	△ 378,145

(3) 貸借対照表 (各年度末現在)

(単位 千円)

資 産 の 部				負 債 及 び 資 本 の 部			
科 目	7 年 度	6 年 度	増 △ 減	科 目	7 年 度	6 年 度	増 △ 減
固 定 資 産	2,693,405,009	2,636,236,167	57,168,842	固 定 負 債	357,335,604	325,726,494	31,609,110
有 形 固 定 資 産	2,594,843,318	2,536,158,646	58,684,672	企 業 債	327,826,152	294,857,241	32,968,911
無 形 固 定 資 産	97,249,467	98,764,182	△ 1,514,715	リ ー ス 債 務	433,247	3,408,541	△ 2,975,294
投資その他の資産	1,312,224	1,313,339	△ 1,115	引 当 金	27,903,886	26,349,889	1,553,997
流 動 資 産	272,467,892	277,443,429	△ 4,975,537	そ の 他 固 定 負 債	1,172,319	1,110,823	61,496
現 金 及 び 預 金	191,135,260	207,672,007	△ 16,536,747	流 動 負 債	210,001,684	189,812,040	20,189,644
未 収 金	26,632,614	23,325,252	3,307,362	企 業 債	22,021,090	11,512,483	10,508,607
貯 蔵 品	2,125,094	2,107,831	17,263	リ ー ス 債 務	3,471,143	3,381,375	89,768
そ の 他 流 動 資 産	52,574,924	44,338,339	8,236,585	未 払 金	149,992,303	138,074,205	11,918,098
繰 延 勘 定	1,378	1,529	△ 151	未 払 費 用	1,160,671	2,637,215	△ 1,476,544
企業債発行差金	1,378	1,529	△ 151	前 受 金	3,998,054	5,111,321	△ 1,113,267
				前 受 収 益	34,552	16,201	18,351
				引 当 金	21,411,219	19,905,547	1,505,672
				そ の 他 流 動 負 債	7,912,652	9,173,693	△ 1,261,041
				繰 延 収 益	147,019,136	146,608,736	410,400
				長 期 前 受 金	142,749,963	143,238,442	△ 488,479
				建 設 仮 勘 定 金	4,269,173	3,370,294	898,879
				長 期 前 受 金			
				資 本 金	1,947,469,075	1,938,899,734	8,569,341
				資 本 金	1,947,469,075	1,938,899,734	8,569,341
				剰 余 金	304,048,780	312,634,121	△ 8,585,341
				資 本 剰 余 金	227,787,742	227,787,742	0
				利 益 剰 余 金	76,261,038	84,846,379	△ 8,585,341
				大 規 模 浄 水 場 更 新 積 立 金	72,371,185	73,635,185	△ 1,264,000
				当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	3,889,853	11,211,194	△ 7,321,341
合 計	2,965,874,279	2,913,681,125	52,193,154	合 計	2,965,874,279	2,913,681,125	52,193,154

(4) キャッシュ・フロー計算書

(単位 千円)

	7年度	6年度	主な内容
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	61,996,649	84,722,789	
当年度純損失	△ 682,485	1,230,282	当期純損失
減価償却費	81,391,586	78,372,428	減価償却費
固定資産除却費等	△ 2,390,241	5,011,077	固定資産除却費、繰延勘定償却
引当金の増減額(△は減少)	2,916,653	△ 8,031,821	退職給付引当金、修繕引当金、賞与引当金
長期前受金戻入額	△ 4,237,582	△ 4,121,806	長期前受金戻入
受取利息及び配当金	△ 1,483,880	△ 556,415	
支払利息及び企業債取扱諸費	3,273,234	2,601,118	
固定資産売却損益(△は益)	△ 2,176,701	△ 643,035	
未収金の増減額(△は増加)	△ 3,515,894	1,884,826	営業未収金、営業外未収金
未払金の増減額(△は減少)	△ 5,369,349	7,955,844	営業未払金、貯蔵品購入未払金
貯蔵品の増減額(△は増加)	△ 17,263	△ 300,274	材料
その他の流動資産の増減額(△は増加)	△ 1,288,604	2,103,896	前払費用、前払金
その他の流動負債の増減額(△は減少)	△ 2,409,106	1,345,442	未払費用、前受金、預り金、受託下水道徴収金
小計	64,010,368	86,851,562	
利息及び配当金の受取額	1,147,643	273,269	預金利息
利息及び企業債取扱諸費の支払額	△ 3,161,362	△ 2,402,042	企業債利息及び企業債取扱諸費
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 119,135,409	△ 129,651,399	
有形固定資産の取得による支出	△ 121,872,733	△ 131,891,425	建設改良費
有形固定資産の売却による収入	2,275,879	723,430	固定資産売却収入
無形固定資産の取得による支出	△ 2,925,735	△ 760,180	建設改良費
国庫補助金による収入	1,561,163	513,081	国庫補助金収入
工事負担金による収入	1,068,562	1,289,047	工事負担金収入
その他の資本収入	697,879	377,485	建設収入、差入敷金の返還
その他の資本支出	△ 1,921	△ 5,357	差入敷金の預入
その他	61,497	102,520	預り敷金の受入、預り敷金の返還
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	40,602,013	33,116,908	
企業債による収入	54,990,000	50,826,000	企業債収入
企業債の償還による支出	△ 11,512,482	△ 15,469,243	企業債償還金
一般会計からの出資による収入	540,530	1,038,791	一般会計出資金
リース債務の返済による支出	△ 3,416,035	△ 3,278,640	リース債務の返済
資金の増加額(又は減少額)	△ 16,536,747	△ 11,811,702	
資金期首残高	207,672,007	219,483,709	
資金期末残高	191,135,260	207,672,007	

5 水道料金

水道事業は、水道法第1条で「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与すること」を目的としている。

水道料金は料金算定期間（おおむね3年から5年を基準）の財政状況を把握し、財政目標を設定し、併せて合理的な給水需要予測と、これに対応する財政計画・施設計画を作成した上で料金水準を決定している。

そのため、時代により生活様式が大きく変わることや人口の急激な増加、物価の上昇、各種の拡張・改良工事の状況等、様々な背景が料金改定に大きく影響する。

水道料金は当初、水道の普及や公衆衛生の向上を図ることを目的として基本水量制を採用してきた。

また、料金体系については、都では、近代水道の始まりにおいて公衆衛生の観点が強かったこともあり、用途別料金体系をとってきたが、昭和41年2月分からの料金改定で、用途別料金体系を廃止し、口径別料金体系に移行した。

その後は、増加する水道需要に対応して、水道拡張事業、水道施設の整備拡充等、多面的な事業を推進してきたが、これら事業計画策定に当たっての財政収支見通しは起債の元利償還費の増加や、引き続く諸物価及び諸経費の高騰により、厳しい状況であった。

（1）昭和50年代の料金改定

昭和50年9月分からの料金改定では、平均改定率が159.57%という大幅な改定を実施し、これ以降、50年代は3年に1度、料金改定を実施した。その最初の昭和53年には累積収支過不足額が過去最高額の約574億円となり、昭和53年12月1日から平均改定率が37.14%の引上げを実施した。通増度は口径別料金体系に移行して以降最高の6.1倍に設定した。

また、昭和56年11月1日からは平均改定率が46.83%の料金改定を実施し、中期的な財政基盤の確立を図った。

昭和59年5月1日からの料金改定は、東京都上下水道財政調査委員会からの報告内容も踏まえ、従来の赤字解消のためとは異なり、計画期間中のコストは計画

期間の利用者に負担してもらうことが、公平な見地から適正であるという考えにより、平均改定率が10.5%の改定を実施した。この時には、通増度を5.7倍から4.7倍としつつも節水型社会の形成を目指した通増型料金体系は維持されたものとした。

（2）平成元年料金改定

昭和62年12月に消費税法が成立したことを受け、平成元年4月からは、消費税3%が適用されることになった。水道料金の転嫁についても検討が重ねられ、導入を踏まえて、向こう3年間の財政収支を推計した結果、内部努力なども推進することを含め都民への影響を最小限に抑えることとし、平成元年6月分から料金を4%引き下げるとともに、消費税3%を転嫁する改定を実施した。

（3）平成6年料金改定及び平成9年の消費税増税

平成6年6月1日の料金改定では、水源開発経費の増加や労務単価の上昇、高度浄水施設の建設推進、水質管理、監視体制の強化（水質対策経費の増加）などに加え、生活用水の使用水量が増加し、料金単価の高い区分の比重が低下したことにより、将来に向けて厳しい財政状況が予測され、平均改定率16.1%引き上げた新料金を適用。主な改正点では、通増度は4.7倍から4.5倍に緩和した。

また、この年の11月には消費税率を3%から4%に引き上げ、さらに地方消費税1%を加える税制改革関連法が成立し、平成9年4月から消費税率を5%に引き上げることが決定。当局でも、平成9年6月分料金から適用することとした。

（4）平成17年料金改定

その後、節水努力が浸透したことや、大口需要が減少する一方で、少子高齢化の進行や都心部の住宅供給の増加により、小口使用者は増加傾向になるなど、需要構造の変化があり、基本水量10m³に収まる使用者が全体の44%を占め、事業内容の重点施策が、新規水源開発や水道施設の拡張といったものから、高度浄水施設の建設や施設の耐震化などに移行する状況の中、当局では東京都水道事業経営問題研究会を設置し、料金

制度を含め水道経営の在り方を検討した。この中では、これまで採用してきた基本水量制の在り方について検討し、報告書では受益者負担の原則に立ち返り、使用料について適正な対価を求めるべきとした。これらを受け、平成17年1月1日から適用の料金では、平均改定率を2.2%引き下げる（料金水準の見直し△1.3%、口座割引導入△0.9%）改定を実施した。主な内容としては、基本水量を10 m³から5 m³に引き下げ、逓増度も4.51倍から4.16倍に引き下げ、水量区画を7区画から9区画に細分化し、口座割引制度を導入（口座振替利用者について1か月当たり50円に消費税相当額を加えた額を割引）した。

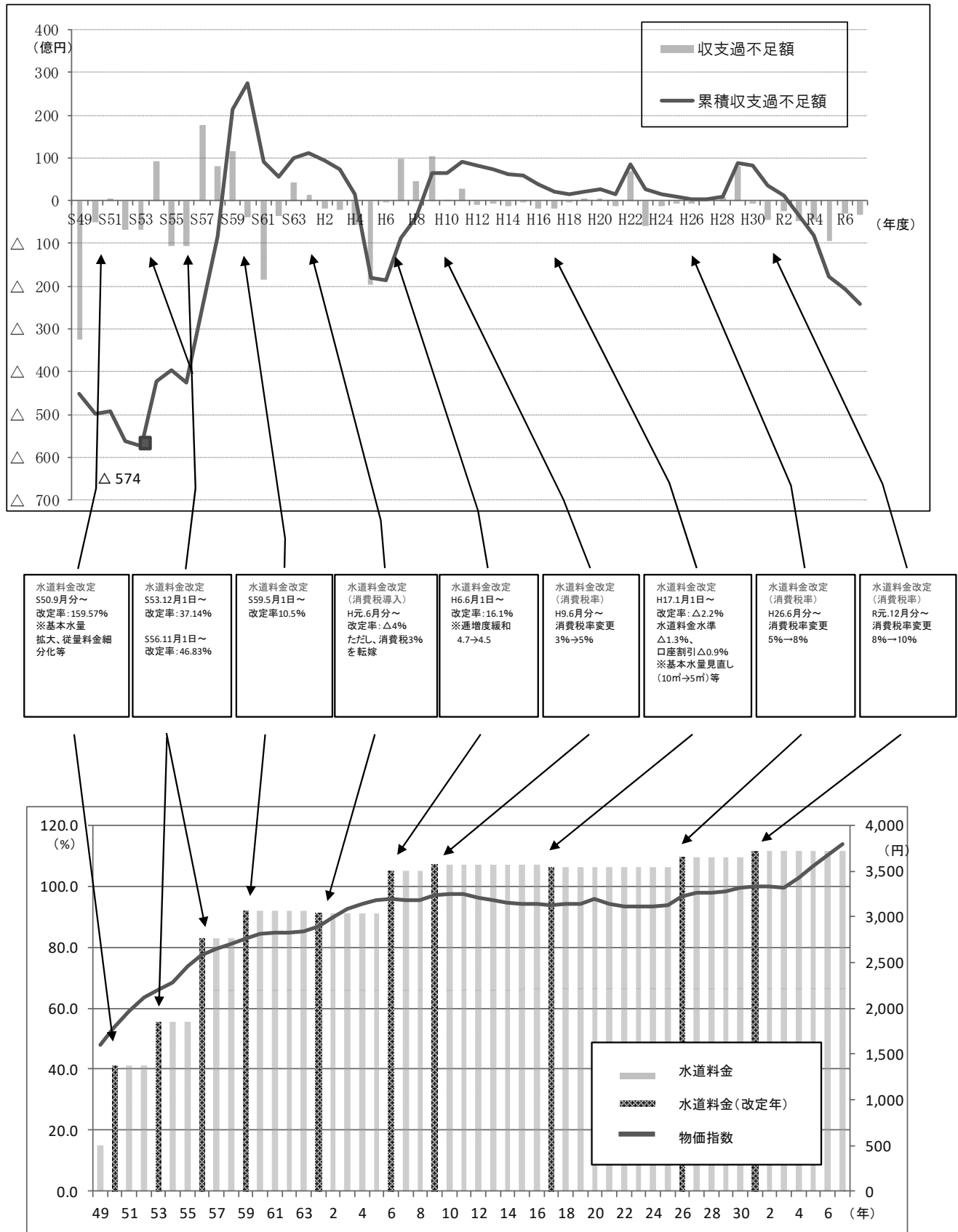
（５）平成26年消費税増税

平成24年8月に、消費税率を平成26年に8%に引き上げる法案が衆議院本会議で可決成立。平成26年4月から消費税率を8%に引き上げることが決まり、当局でも平成26年6月分から適用した。

（６）令和元年消費税増税

平成28年11月に、消費税率を令和元年に10%に引き上げる法案が参議院本会議で可決成立。令和元年10月から消費税率を10%に引き上げることが決まり、当局でも令和元年12月分から適用した。

表1-5 財政収支・料金改定の推移



※ 水道料金は1か月当たり、口径 20mm・25 m³ (H24 生活用水等実態調査 1 世帯 4 人平均使用水量 25.1 m³ 参考) 使用の場合の料金
 ※ 改定のあった年は改定後の料金を記載
 ※ 物価指数は令和2年を100%とした場合の数値 (持家の帰属家賃を除く総合)

第2 今後の運営方針

1 持続可能な東京水道の実現に向けて

東京水道長期戦略構想 2020

(1) 東京水道を取り巻く状況

都の水道事業は、明治31（1898）年に近代水道として通水を開始し、都民生活と首都東京の都市活動を支える基幹ライフラインとして、安定給水のために必要な施設整備を着実に推進しながら、継続的に経営努力を行い、健全な経営基盤を確立し、使命を果たしてきた。さらに、全国に先駆けて市町営水道の一元化を進め、今日では、給水人口約1,350万人（2018年度時点）という日本最大の水道事業者として、広域水道としての一体性と責任を確保しつつ、効率的な事業運営に努めている。

一方で、都の人口推計では、令和7（2025）年をピークに都の人口も減少に転じ、令和42（2060）年にはピーク時から約16%減少するとされている。人口減少は、水道料金の収入の減少に直結し、施設整備など、水道事業に不可欠な経費の不足につながる。

こうした人口減少に加え、環境危機やテクノロジーの急激な進展、水道法の改正を契機とした広域連携や官民連携の取組が全国の水道事業体で進むことが見込まれるなど、東京水道をめぐる状況は、今後、激変し、かつて経験したことのない局面を迎えることになる。

(2) 策定の目的

東京水道が将来とも持続可能な事業運営を行っていくためには、このような状況変化に柔軟に対応できる新しい発想をもって、今後一斉に更新時期を迎える大規模浄水場の整備や管路の維持管理、お客さまサービスの更なる向上、それに水道事業を支える人材の確保・育成など、事業の根幹に関わる課題解決のための対策を着実に進めていかなければならない。

当局では、これまで3年から5年ごとに経営プラン（中期経営計画）を策定し事業を実施してきた。しかし、東京水道の置かれたこうした立場を考えれば、今後は、単に5年ごとの視点ではなく、さらに先を見据

えた長期の経営方針を立て、目指すべき目標を明らかにした上で事業を戦略的に進めていく必要がある。

そこで、当局では、令和2（2020）年度が「東京水道経営プラン2016」の終了年度であることから、次回の中期経営計画からの「羅針盤」として、外部の有識者で構成する「東京都水道事業運営戦略検討会議」での議論や、都の『「未来の東京」戦略ビジョン』の内容を踏まえ、今後の状況変化を予測、分析しつつ、おおむね2040年代を見据えた将来構想である「持続可能な東京水道の実現に向けて 東京水道長期戦略構想 2020」を策定することとした。

(3) 長期構想の位置づけと期間

長期構想は、東京水道が目指すべき将来の姿と、その実現に向けた取組の方向性を示す基本構想で、今後の事業運営全般についての基本的な方針となるものである。

改正水道法の施行規則では、水道事業者は、10年以上を基準とした収支の見通しを作成し、その公表に努めるとともに、収支見通しは、3年から5年ごとに見直すよう努めることが規定された。

そこで、長期構想の期間は、都の人口推計に合わせ、令和42（2060）年までの水道需要、施設整備、業務運営体制及び財政収支を推計するとともに、2040年代を視野に、おおむね20年間の事業運営について示している。

(4) 事業運営の考え方

都の水道事業が独立採算制の下、都の広域水道としての一体性と責任を確保しつつ、将来にわたり必要不可欠なサービスを提供していくためには、公共性の維持と経営効率化の観点に立った業務運営が必要である。

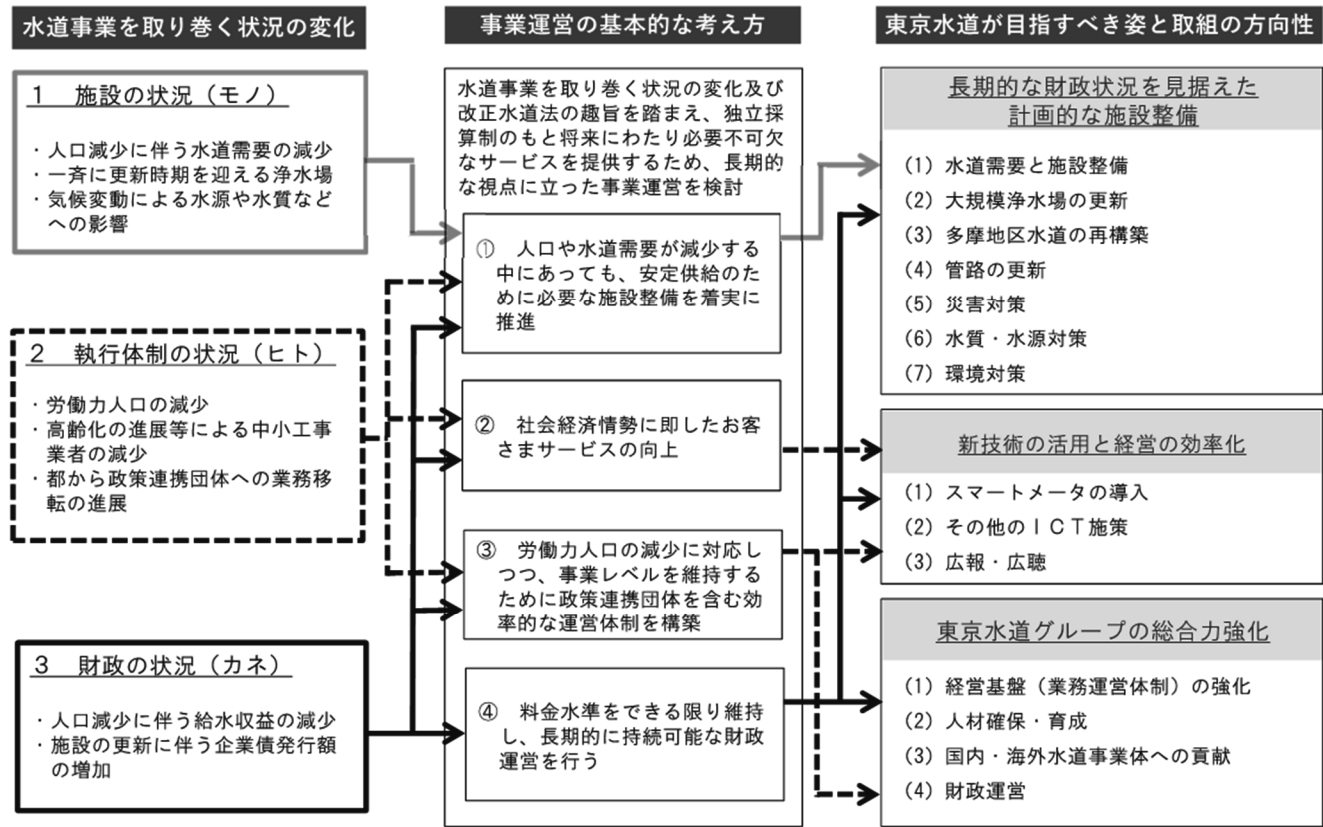
そのため、引き続き、当局と政策連携団体が水道事業の基幹的業務を担うグループ経営を推進していくこととし、持続可能な水道事業の実現に向けた第一歩として、東京水道サービス株式会社と株式会社PUCを統合し、東京水道株式会社として業務を開始することで、東京水道の経営基盤の強化を図った。

(5) 目指すべき姿と取組の方向性

長期構想では、都の水道事業を取り巻く状況が、モノ（施設）、ヒト（執行体制）、カネ（財政）の面で大きく変化していくことから、3つの目指すべき姿と14の取組の方向性に整理した。

具体的には、人口減少に伴い水道需要や料金収入の減少する中であっても、安定供給のために必要な施設整備は着実に推進すること、また、労働力人口の減少を踏まえ、政策連携団体を含む効率的な運営体制を構築するとともに、社会経済情勢に即したお客さまサービスの向上と業務の効率化を推進すること、さらに、不断の経営努力や企業債の発行余力の活用を進め、料金水準をできる限り維持し、持続可能な財政運営を推進していくこととした。

図 1－6 事業運営の基本的な考え方



2 東京水道施設整備マスタープラン

都の水道事業は、人口減少、集中的に整備してきた浄水場の更新、地震や火山噴火等の自然災害、気候変動の影響など、課題やリスクを抱えており、柔軟かつ適切な対応が求められている。

令和3年3月に策定した「東京水道施設整備マスタープラン」(以下「マスタープラン」という。)は、こうした課題やリスクに対し、将来にわたり安全で高品質な水を安定的に供給する強靱かつ持続可能な水道システムを構築するため、「東京水道長期戦略構想 2020」の考え方などを踏まえ、施設整備の基本計画として、具体的な取組と10年後の整備目標を定めた計画である。策定から5年が経過し、その間に都の水道事業を取り巻く環境変化や新たな課題が生じたため、施設整備の考え方や取組を改めて検証し、令和8年3月に内容の一部を改定した。改定に際しては、外部有識者で構成する東京都水道事業運営戦略検討会議(施設整備に関する専門部会を含む。)などで議論を行い、その結果を反映している。

なお、マスタープランの対象範囲は、水源施設から給水装置(貯水槽水道を含む。)までとし、「東京都水道局震災対策事業計画」も兼ねている。

計画期間は令和8年度から令和17年度までの10年間とし、事業規模は、毎年度約2,300億円を見込んでいる。

(1) 施設整備の考え方

令和8年3月に改定したマスタープランでは、施設整備の考え方として、7つの基本事項を整理している。

ア 基本事項

(ア) 水道需要の見通し

現在の水道需要の見通しは令和3年3月に策定したマスタープランで示したものであり、計画一日最大配水量は、ピークとなる令和7年度におおむね530万 m^3 、20年後の令和22年度におおむね515万 m^3 となる可能性があるから見通している。

(イ) 確保すべき施設能力

水道需要に加えて、補修等による能力低下量や災害等で浄水場が停止するような重大リスクが発生した場合の能力低下量を考慮し、確保すべき施設能力を日量約670万 m^3 としている。

(ウ) 予防保全型管理による施設の長寿命化

コンクリート構造物の予防保全型管理に取り組み、施設の長寿命化や更新の平準化を図る。

また、浄水場や給水所等を長期にわたって供用していくために、コンクリート構造物の耐久性の分析結果に基づき、定期的な点検や補修等、適切な維持管理を実施することで長寿命化を図る。一方で、コンクリート構造物以外の仕切弁などの付属設備は、機能に支障が生じるおそれのある箇所を補修、更新していく。

(エ) 施設の更新

浄水場は、予防保全型管理による施設の長寿命化や更新の平準化を図り、約90年間で計画的な更新を行う。また、更新に伴い低下する施設能力相当の代替浄水場を整備した上で浄水場の更新に着手する。さらに、水道需要の動向等を考慮し、更新に合わせて施設能力を適正な規模としていく。

また、大規模浄水場では、最大浄水場の停止による影響を軽減させるため、施設能力の均等化を図る。

給水所は、予防保全型管理による施設の長寿命化に取り組み、適切な更新期間を設定するとともに、更新に伴い低下する給水所の配水池容量を送水管ネットワークなどの活用により確保することで、計画的に更新していく。今後、新設や更新等を実施する給水所は、施設の安全性を確保した上で可能な限り地域に開放するなど、親しまれる水道施設として整備する。

導水施設は、二重化等によりバックアップ機能の確保を推進していくとともに、バックアップ機能確保した導水施設は、定期的な健全度調査や点検による状態監視を実施し、長期にわたり供用するとともに、適切な時期に更新する。

送水管は、ネットワーク化によりバックアップ機能確保するとともに、既設管路の健全度調査などの結果を踏まえ、計画的に更新していく。

配水管は、老朽化した漏水リスクが高い取替困

難管の早急な更新や、断水率の高いと想定される
 取替優先地域の耐震継手化を引き続き推進してい
 く。また、震災時の断水の長期化リスクを低減す
 るため、配水小管網の中でも上流側に位置し、比較
 的口径が大きい、地域配水の骨格管路の耐震継手
 化も重点的に進める。

(オ) 災害や事故への備え

大規模地震や事故への備えとして、浄水場や配
 水管等の施設の耐震化や、自家発電設備の新設・増
 強による電力の自立化に加え、導水施設の二重化
 や送水管のネットワーク化等、バックアップ機能
 の確保に取り組む。

風水害への備えとして、河川氾濫による断水リ
 スクを低減するため、河川を横断する管路の地中
 化や、早期のバックアップ機能の確保に向け、隣接
 区域との連絡管整備なども進める。加えて、多摩地
 区の山間部においては、道路崩落への対策として、
 導水管等の抜け出し防止機能を有する管路への取
 替えや、送水管の二系統化を図る。

火山噴火への備えとして、降灰による浄水処理
 への影響を最小限にとどめるため、浄水場の更新
 などに併せて浄水施設の屋内化を進めていく。

こうした取組により、水源から蛇口に至る水道
 システム全体での強靱化を推進する。

(カ) 多摩地区水道の強靱化

地域特性に応じた効率的な施設管理を行うため、
 地形や高低差などを考慮した適切な配水区域への
 再編や既存施設の統廃合を進めていく。

また、予防保全型管理による施設の長寿命化を
 図りながら、浄水所や給水所などの拠点となる施
 設の整備や送配水管ネットワークを構築していく。

(キ) 新技術の活用

労働力不足の深刻化など、社会経済状況が大き
 く変化する中でも、将来にわたる安定給水の確保
 と安定的な事業運営のため、今後も、デジタル技術
 の更なる活用を図るなど、業務の効率化・高度化を
 推進していく。

また、大規模浄水場の更新の際に新技術を柔軟
 に取り入れるため、産官学が連携して浄水システ
 ム等の課題解決に向けて挑戦し、実用性の高い技

術を開発する場となる新たな実験施設を開設する。

イ 主要施策の方向性

施設の老朽化や災害、気候変動といった様々な課題
 やリスクに適切に対応し、将来にわたり、安全でお
 いしい水を安定的に供給することが水道事業者の使命
 である。

その使命を果たすためには、強靱で持続可能な水道
 システムを構築し適切に維持していくことが不可欠
 であり、今後とも多岐にわたる施設整備が必要とな
 る。

しかし、こうした施設整備には、多くの経費と長い
 期間を要する。このため、取り組むべき施設整備に
 ついて、「安全で高品質な水の安定供給」、「様々な脅
 威への備え」及び「水道システムの高度化に向けた新
 技術の活用」という3つの主要施策の方向性を明ら
 かにした上で、今後10年間の具体的な取組を展開
 していく。

図1-7 具体的な取組

安全で高品質な水の安定供給		様々な脅威への備え	
施設の適正な管理による長寿命化や計画的な更新を進め、引き続き安全で高品質な水を安定的に供給していきます。		水道の基盤を強化することで、事業の継続性を確保し、近年頻発する自然災害などの様々な脅威に備えていきます。	
取組 1	水源の適切な確保	取組 9	取水・導水施設の耐震化
取組 2	導水施設の二重化・更新	取組 10	浄水施設の耐震化
取組 3	浄水場（所）の更新・屋内化	取組 11	配水池の耐震化
取組 4	送水管のネットワーク化・更新	取組 12	配水管の耐震化
取組 5	給水所の新設・拡充・更新等	取組 13	給水管の耐震化
取組 6	設備機器の更新	取組 14	自家発電設備の新設・増強
取組 7	水質対策	取組 15	風水害・降灰対策
取組 8	貯水槽水道対策	取組 16	水道施設のバックアップ機能の確保

水道システムの高度化に向けた新技術の活用	
水道システムの高度化に向け、AIなどのデジタル技術の導入を推進するとともに、産官学が連携して技術開発を図るなど、新技術を積極的に活用していきます。	
取組 17	浄水場や給水所等の維持管理に関する新技術の活用
取組 18	管路の維持管理や水道工事に係る新技術の活用
取組 19	新たな実験施設の開設

図1-8 施設整備目標

安全で高品質な水の安定供給		10年後の数値目標		
		R6年度実績	R12年度計画	R17年度目標
取組 2	導水施設の二重化整備率	85%	88%	92%
取組 4	送水管ネットワークの整備率	85%	88%	91%
取組 5	安定給水確保率	87%	89%	91%
取組 7	残留塩素目標達成率	87%	94%	95%

様々な脅威への備え		10年後の数値目標		
		R6年度実績	R12年度計画	R17年度目標
取組 12	地震発生時の断水率	24%	19%	16%
	取替困難管解消率	75%	—	R8年度100%
	取替優先地域解消率	92%	—	R10年度100%
	地域配水の骨格管路の耐震継手率	55%	65%	76%
取組 13	私道内給水管耐震化率	53%	64%	73%
取組 14	大規模停電時における給水確保率	70%	82%	92%
	自家発電設備の燃料確保率(72時間)	57%	77%	85%
取組 15	河川横断管路対策率	16%	49%	53%

水道システムの高度化に向けた新技術の活用		10年後の数値目標		
		R6年度実績	目標	
取組 9	取水施設耐震化率	75%	100%	R12年度100%
取組 10	浄水施設耐震化率	14%	52%	76%
	浄水施設的主要構造物耐震化率	58%	71%	84%
取組 11	配水池耐震施設率	84%	95%	98%
取組 12	管路の耐震継手率	52%	60%	66%
取組 17・18	施設整備・維持管理に関する新技術の検証・導入率	—	R11年度100%	

3 東京水道経営プラン 2026

(1) 経営プラン策定の基本的な考え方

当局では、令和 2 年 7 月に、長期的な視点に立ったおおむね 20 年間の事業運営の基本的な方針である「東京水道長期戦略構想 2020」を策定した。「東京水道経営プラン 2026」は、「東京水道長期戦略構想 2020」で掲げた目指すべき将来の姿を実現するため、令和 8 年度から令和 10 年度までの 3 年間に取り組む施策の事業計画と財政計画を明らかにした中期経営計画である。
(表 1－6 参照)

本プランでは、経営方針として、安全でおいしい高品質な水の安定供給により、将来にわたり、都民生活と首都東京の都市活動を支えていくこと、その実現に向け、次の 3 つの取組を進めていくことを掲げている。

- 着実な施設整備や徹底した水質管理等に取り組むとともに、施設の耐震化や災害発生時の対応力向上など、水道の強靱化を進めていく。
- お客さまとの双方向コミュニケーションの充実により信頼関係を深め、「地域の共有財産」である水道を将来に引き継いでいく。

○ グループ経営の推進や人材の育成、不断の経営努力に取り組むとともに、環境施策の一層の推進や DX による業務の効率化など、将来を見据えて水道事業を進化させていく。

この経営方針の下、「日々の生活を支える水道」として、安全でおいしい高品質な水を、日々、安定的に供給するため、施設整備や水質対策などを着実に進めるとともに、災害時にも可能な限り水をお届けするため、ハード・ソフト両面から対策を行い、「災害に強い強靱な水道」を構築していく。

また、「お客さまとつながる水道」として、『地域の共有財産』である水道を将来に引き継いでいくため、お客さまとの双方向コミュニケーションを積極的に行い、いただいた声を適切に事業に反映する。

さらに、「将来を見据え進化する水道」として、事業環境が大きく変化する中でも、10 年、20 年先を見据え、水道事業を進化させるとともに、「事業を支える基盤の強化」では、持続可能な東京の水道の実現に向け、グループ経営の推進や人材育成、安定的な財政運営に取り組んでいく。

(2) 主要な取組の体系及び概要

それぞれの主要な取組の概要は、次のとおりである(図 1－9 参照)。

図 1－9 「東京水道経営プラン 2026」の主要施策の概念図

I 日々の生活を支える水道	第 1 水源の確保と水質対策	(1) 水源対策	水源の適切な確保、水道水源林の適正管理・保全、水道水源林の P R と多様な主体との連携
		(2) 水質対策	原水水質に応じた適切な対応、適切な水質管理、水質の情報発信強化、貯水槽水道対策
	第 2 安定給水のための施設整備	(3) 導水施設	導水施設の二重化・更新
		(4) 浄水場	浄水場における予防保全型管理、大規模浄水場の更新等
		(5) 送水管	送水管のネットワーク化・更新
		(6) 給水所	給水所における予防保全型管理、給水所の新設・拡充・更新等
		(7) 多摩地区水道の強靱化	多摩地区水道の強靱化
II 災害に強い強靱な水道	第 3 災害に備えた施設整備	(8) 施設の耐震化	取水・導水施設の耐震化、浄水施設の耐震化、配水池の耐震化
		(9) 管路の耐震化	配水管の耐震継手化、給水管の耐震化
		(10) 電力の自立化	自家発電設備の新設・増強
		(11) 風水害・降灰対策	河川横断管路の地中化とバックアップルートの確保、浄水施設の屋内化
		(12) バックアップ機能の確保	管路の二重化、計装設備の二重化、可搬式浄水設備の導入、河川横断管路の地中化とバックアップルートの確保
	第 4 災害発生時の対応力強化	(13) 危機管理体制の充実	訓練等による対応力の向上、受援体制の強化
		(14) 応急給水の実効性向上	区市町との連携強化、応急給水に関する認知度の向上、発災時の情報発信の迅速化・強化
III お客さまとつながる水道	第 5 お客さまとともに歩む水道	(15) 応急復旧体制の充実	復旧作業の効率化・迅速化、水道工事関連団体との連携強化
		(16) 双方向コミュニケーションの充実	水道サポーターの拡充、お客さまの声の事業への反映、多様な広報施策の展開
	第 6 お客さまサービスの向上	(17) デジタル窓口の整備推進	デジタル窓口の拡充、東京都水道局アプリの機能拡充、キャッシュレス・ペーパーレス促進
		(18) 脱炭素に向けた設備整備	再生可能エネルギーの利用拡大、省エネルギー化の推進、水素の活用
	第 7 環境に配慮した事業運営	(19) 豊かな水と緑の保全	水道水源林の適正管理・保全、玉川上水の保全
		(20) DX 推進・新技術の活用による水道事業の進化	業務の効率化に向けた DX 推進、新たな実験施設の整備
		(21) スマートメータの活用促進	スマートメータの導入拡大、普及拡大に向けた取組、データ利活用の検討・お客さまサービスのさらなる向上
IV 将来を見据え進化する水道	第 8 スマート水道の実現	(22) 業務運営体制の強化	政策連携団体への業務移転の推進、政策連携団体とのグループ経営の推進
		(23) 人材確保・育成	東京水道グループの人材育成、水道工事事業者の環境改善
	第 9 グループ経営の推進	(24) 他事業者との連携	都内水道事業者の基盤強化、国内水道事業者との連携、海外水道事業者との連携
		(25) 安定的な財政運営	不断の経営努力、財政計画、財政に係る情報発信
	第 10 健全な財政基盤	(26) 経営プランの推進	目標管理の徹底、お客さまの声の事業への反映、外部意見の事業への反映

I 日々の生活を支える水道

第1 水源の確保と水質対策

安定給水を継続するため、気候変動による影響も踏まえつつ、水源の確保や安定化に努め、最大限活用していく。

また、水道水源林においては、「第12次水道水源林管理計画」に基づく計画的な森林の育成・管理を行うとともに、「みんなでつくる水源の森プロジェクト」に基づき、管理に対する理解の促進と多様な主体との連携強化を図る。



小河内ダム

気候変動等に伴う原水水質の変化に対応するため、適切な浄水処理技術を導入するとともに、水道水の水質や安全性の更なる向上に向けて、より徹底した水質管理を行う。

さらに、お客さまの水質に関する満足度の向上を図るため、分かりやすさと安心感を向上させることを重視した情報発信強化に取り組んでいく。

加えて、貯水槽水道対策として、設置者へ適正な管理を促すためのPRや直結給水方式への切替えなどの指導・助言などを着実に実施する。

第2 安定給水のための施設整備

浄水場及び給水所における予防保全型管理により、施設の長寿命化や更新時期の平準化を図りつつ、大規模浄水場の更新に向けた代替浄水場の再構築や整備を進めるとともに、給水所の新設・拡充・更新、導水施設の二重化、送水管のネットワーク化・更新など、基幹施設の整備を推進する。

また、多摩地区水道については、特性を踏まえて4つの地域に区分し、合理的かつ適切な配水区域へと再編するとともに、拠点となる施設の整備等を進めていく。

II 災害に強い強靱な水道

第3 災害に備えた施設整備

災害等が発生した場合でも被害を最小限にとどめ、可能な限り給水が確保できるよう、取水・導水施設、浄水施設及び配水池の耐震化に取り組むとともに、大規模停電時等に備えた自家発電設備の新設・増強や、導水施設の二重化・送水管のネットワーク化などバックアップ機能の強化を図る。

また、水道管路の耐震継手化については、都の被害想定で断水率が高い取替優先地域を令和10年度までに解消するとともに、能登半島地震の教訓を踏まえ、配水小管網の上流に位置し、下流側に広範囲に水を輸送する機能がある管路を「地域配水の骨格管路」と位置付け、新たに重点的な耐震継手化を行うなど、断水被害の一層の軽減に向けた取組を進めていく。



抜け出し防止機能を有する耐震継手管

このほか、給水管の耐震化、可搬式浄水設備の導入や計装設備の二重化、河川横断管路の地中化や隣接水道事業者との連絡管の整備なども推進していく。

第4 災害発生時の対応力強化

自然災害やテロ等、様々な状況を想定した訓練等を実施し、職員の危機対応力を強化するとともに、東京水道（株）の社員を新たに給水車の運転要員として登録するなど、東京水道グループ全体で応急給水の体制を強化していく。

加えて、給水車の出動準備を円滑に行い応急給水活動の迅速化を図るための「ドライブスルー形式」の出動拠点の整備、他事業者からの救援隊が一時的に滞在可能な中継拠点の拡充など、受援体制の強化にも取り組んでいく。

また、応急給水の実効性を向上させるため、区市町との訓練に加え、避難所における応急給水栓の整備を拡充するほか、応急給水の認知度向上を図るための様々な媒体を活用した広報や、発災時における給水拠点の開設情報のリアルタイムでの提供等に取り組む。

応急復旧体制の充実に向けては、重要施設への供給ルートの早期確保のため、関連する配水施設やバルブ等の位置情報について、衛星測位の技術を活用して絶対座標データで管理し、復旧作業の効率化を図るとともに、水道工事団体が行う訓練への支援などに取り組んでいく。

III お客さまとつながる水道

第 5 お客さまとともに歩む水道

水道事業への理解を深めたお客さまから御意見をいただく「水道サポーター」について、交流会の参加回数の増加や若者を対象とした交流会を新設し、広報素材を一緒に作成するなどの取組を推進する。

また、お客さまのニーズを更に掘り下げるため様々な手法でアンケートを実施し、局事業の評価の改善につなげるなど、お客さまの声を事業に適切に反映させる。

さらに、その時々の方情勢やお客さまの声の分析結果等に応じて、多様な広報施策を展開していく。



水道キャラバン

シンボリックな
DSの設置例

第 6 お客さまサービスの向上

令和 9 年度に予定している次期東京都水道局アプリのリリースに合わせ、使用開始・中止手続を契約者本人以外も申込みできる機能を追加するなどデジタル窓口を拡充していく。

また、より多くのお客さまに東京都水道局アプ

りを利用いただけるよう、より簡単に利用の開始が可能となる仕組みを導入するとともに、節水支援機能などユーザー価値を高める新たなコンテンツを追加する。

IV 将来を見据え進化する水道

第 7 環境に配慮した事業運営

水道事業に伴う環境負荷の低減等を目的として策定した「東京都水道局環境 5 か年計画 2025－2029」に基づき、脱炭素社会の実現等に向け、4つの環境基本方針の下、再生可能エネルギーの導入、省エネルギー化の推進、水素の活用など、着実に取組を推進する。

また、水道水源林の適正管理に加え、「快適な水と緑の空間」として玉川上水を適切に保全していく。

第 8 スマート水道の実現

「水道スマートメータ実装方針」に基づき、水道スマートメータの導入拡大に加え、更なるデータの利活用や新たなサービスの提供、コスト縮減など、2030 年代の全戸導入に向けた取組を加速させる。

また、A I の積極的な活用など、局事業全般におけるDXやBPRの視点を踏まえ「スマート水道」の実現に向けた取組を展開するとともに、企業や大学等と連携し、浄水システム等の課題解決に挑戦する新たな実験施設を整備する。



スマート水道の実現（イメージ）

V 事業を支える基盤の強化

第11 健全な財政基盤

第9 グループ経営の推進

都の広域水道としての一体性と責任を確保し、公共性と効率性を両立していく観点から、引き続き、東京水道(株)への業務移転を推進していく。

また、「性能発注方式による包括委託」の導入を拡大し、更なるお客さまサービスの向上や業務の効率化、創意工夫を促すとともに、水道事業を担う誇りや使命感の醸成にもつなげていく。

こうした業務移転の進展により、東京水道(株)が担う役割が更に大きく、重要になっていく中、持続可能な東京の水道の実現に向け、東京水道グループ内のガバナンスを強化するとともに、これまで培ってきた技術の継承・発展、組織のマネジメント強化、水道事業を担う使命感等のマインド醸成など、あらゆる側面においてグループ一体となって取組を推進することで、東京水道グループの総合力を一層高めていく。

第10 強固な人材基盤

令和8年2月に改定した「東京水道グループ人材育成方針」に基づき、東京水道グループが一体となって人材の確保・定着・育成の取組を推進していく。

また、工事を着実に実施するため、水道事業を支える重要な基盤である工事事業者の環境改善を図るほか、申請手続の簡素化、申請に伴う来庁の削減など、更なる利便性向上などを目的として、給水装置工事の電子申請システムの再構築を進め、令和9年度中に運用を開始する。

都内の他の水道事業体に対しては、これまで培った技術力とノウハウを活用して積極的に支援していく。令和8年度からは、島しょ町村等の水道事業の強靱化・持続性確保に向け、施設の実態調査を実施するとともに、関係局による協議会を新たに立ち上げ、将来に向けた島しょ水道等の在り方を検討していく。

このほか、国内外の水道事業体との連携についても取組を進めていく。

不断の経営努力として、プラン3年間で100億円の経費節減と収入確保に努めるとともに、これまで培ってきた企業債の発行余力や積立金を活用することで、現行の料金水準を維持した安定的な財政運営を行っていく。

また、財政に関する状況を分かりやすくお客さまに伝えるため、収入・支出の内訳など、主要な情報を表やグラフを用いて可視化し、ホームページで公表するとともに、SNSや東京都水道局アプリ等を活用して積極的にPRするほか、様々な機会を捉えて、いただいた御意見を反映させ、継続的に改善を行っていく。

さらに、経営プランの実効性を高め、お客さまへの説明責任を果たすため、施設整備と経営の目標管理を徹底していく。取組の達成状況などについては毎年度、事業評価を行うほか、定期的に事業の進捗や効果の検証を行い、今後の取組に反映させる。

加えて、お客さまの声を収集し局事業の改善等を図ることに加え、外部有識者で構成する「東京都水道事業運営戦略検討会議」において、幅広い見地からの議論・意見を求め、経営に反映させていく。

表 1－6 東京水道経営プラン 2026 の概要

(1) 財政収支計画

(単位 百万円)

区分 年度	収入						支出						収支 過不足額	累積収支 過不足額 7年度末見込 △23,289
	料金	起債	国庫 補助金	一般 会計 繰入金	その他	計	営業費用	支払利息	元金 償還金	建設 改良費	その他	計		
8	282,231	66,892	1,838	43,692	76,403	471,056	299,360	5,656	13,270	149,356 (△3,200)	0	467,642	3,414	△ 19,875
9	323,725	73,351	1,461	3,535	78,155	480,227	302,012	6,031	20,095	157,276 (△3,900)	0	485,414	△ 5,187	△ 25,062
10	324,359	75,409	1,314	3,482	74,616	479,180	297,251	7,587	10,009	162,560 (△4,000)	0	477,407	1,773	△ 23,289
計	930,315	215,652	4,613	50,709	229,174	1,430,463	898,623	19,274	43,374	469,192 (△11,100)	0	1,430,463	0	-

注 1 起債及び元金償還金は、借換分を除いたもの
注 2 建設改良費の()は、大規模浄水場更新積立金の積立金、同積立金取崩額及び奥多摩水道施設整備積立金の取崩額で、内書きである
注 3 令和8年度は、一般会計からの全額補填による基本料金の無償臨時特別措置を反映している

(2) 不断の経営努力

(単位 百万円)

事 項	8 年度	9 年度	10年度	計
事務事業の効率化による経費節減	420	840	1,170	2,430
既定経費の節減	1,320	2,110	3,044	6,474
資産の有効活用等による収入確保	92	400	604	1,096
計	1,832	3,350	4,818	10,000

(3) 経営に関する目標

指 標	目標数値	指標の説明	実績 (7年度)
経 常 収 支 比 率	100%以上	財政構造の弾力性を表す指標	100.8%
流 動 比 率	100%以上	短期債務に対する支払能力を表す指標	129.7%
自 己 資 本 構 成 比 率	75%以上	総資本に対する自己資本の割合を表す指標	80.9%
給水収益に対する企業債元利償還金の割合	20%以下	給水収益に対する企業債の規模を表す指標	4.7%
給水収益に対する企業債残高の割合	300%以下		125.8%
料 金 回 収 率	100%以上	給水に係る費用がどの程度給水収益で賄えているかを表す指標	98.4%

注 1 給水収益に対する企業債元利償還金の割合は、借換分を除いたもので算定
注 2 7年度実績は税込で算定

(4) 施設整備主要事業計画

(単位 百万円)

事業名		事業内容	計画事業費	年度別内訳		
				8年度	9年度	10年度
水源及び浄水施設整備事業		導水施設の整備 大規模浄水場の整備 自家発電設備の新設・増強 浄水施設の耐震化等 など	94,500	32,400	31,700	30,400
送配水施設整備事業		送配水管ネットワークの強化 送配水管の耐震強化等 配水池等の整備 など	469,500	155,600	158,300	155,600
計			564,000	188,000	190,000	186,000
財源	企業債		215,652	66,892	73,351	75,409
	国庫補助金		676	430	148	98
	一般会計繰入金		676	430	148	98
	その他		346,996	120,248	116,353	110,395

(5) 施設整備到達目標

指標	目標数値 (目標年度)	指標の説明	実績 (6年度)
送水管ネットワークの整備率	91% (17年度)	ネットワークを形成するために必要な送水管において、整備が完了した延長の割合	85%
安定給水確保率	91% (17年度)	計画委日最大配水量の12時間分の水量に占める、配水区域を持つ浄水場及び給水所の配水池容量の割合	87%
浄水施設耐震化率	76% (17年度)	着水井から配水池までの連続性を考慮し、耐震化された浄水施設能力の割合	14%
管路の耐震継手率	66% (17年度)	配水管延長に占める、鋼管及び耐震継手を有するダクトイ铸铁管の割合	52%
取替困難管解消率	100% (8年度)	取替困難箇所に残存する、布設年度が古く、漏水リスクの高い管路の解消延長の割合	75%
取替優先地域解消率	100% (10年度)	給水区域全体を250m四方に細分化した上で、断水率が50%以下になる区域の割合	92%
地域配水の骨格管路の耐震接手率	76% (17年度)	地域配水の骨格管理の延長に占める、鋼管及び耐震継手を有するダクトイ铸铁管の割合	55%
施設整備・維持管理に関する新技術の検証・導入率	100% (11年度)	マスタープランに位置付けた新技術の取組に対する、導入可否の検証が完了または導入した取組数の割合	-

表 1-7 当局所管政策連携団体の概要

団体名	東京水道株式会社																																	
資本金	1 億円（発行株式数 3,422 株） 都持株数 2,752 株 都持株比率 80.4%																																	
社員数(常勤)	2,455 人																																	
主要事業	・ 管路施設管理 ・ 浄水施設管理 ・ コンサルティング・調査 ・ 水道料金徴収業務等の公益事業に係る各種事務処理の代行 ・ コールセンターの構築、運営 ・ I T サービス業務 ・ その他 <水道局からの委託料（令和7年度）> 約 317 億円（水道施設管理・整備業務：約 160 億円、お客さまサービス業務：約 157 億円）																																	
決算の概要	<令和7年度決算> (単位:千円) <table><tr><th>科目</th><th>金額</th></tr><tr><td>売上高</td><td>33,802,767</td></tr><tr><td>売上原価</td><td>27,695,012</td></tr><tr><td>売上総利益</td><td>6,107,754</td></tr><tr><td>販売費及び一般管理費</td><td>3,429,239</td></tr><tr><td>営業利益</td><td>2,678,515</td></tr><tr><td>営業外収益</td><td>165,273</td></tr><tr><td>営業外費用</td><td>44,016</td></tr><tr><td>経常利益</td><td>2,799,772</td></tr><tr><td>特別損失</td><td></td></tr><tr><td>固定資産除去損</td><td>2,581</td></tr><tr><td>退職給付制度移行損</td><td>3,289,221</td></tr><tr><td>税引前当期純損失</td><td>492,030</td></tr><tr><td>法人税、住民税及び事業税</td><td>815,331</td></tr><tr><td>法人税等調整額</td><td>△ 1,146,903</td></tr><tr><td>当期純損失</td><td>160,458</td></tr></table>		科目	金額	売上高	33,802,767	売上原価	27,695,012	売上総利益	6,107,754	販売費及び一般管理費	3,429,239	営業利益	2,678,515	営業外収益	165,273	営業外費用	44,016	経常利益	2,799,772	特別損失		固定資産除去損	2,581	退職給付制度移行損	3,289,221	税引前当期純損失	492,030	法人税、住民税及び事業税	815,331	法人税等調整額	△ 1,146,903	当期純損失	160,458
科目	金額																																	
売上高	33,802,767																																	
売上原価	27,695,012																																	
売上総利益	6,107,754																																	
販売費及び一般管理費	3,429,239																																	
営業利益	2,678,515																																	
営業外収益	165,273																																	
営業外費用	44,016																																	
経常利益	2,799,772																																	
特別損失																																		
固定資産除去損	2,581																																	
退職給付制度移行損	3,289,221																																	
税引前当期純損失	492,030																																	
法人税、住民税及び事業税	815,331																																	
法人税等調整額	△ 1,146,903																																	
当期純損失	160,458																																	

※社員数は令和 8 年 4 月 1 日現在

※記載金額は、端数処理のため合計等が一致しない場合がある。

4 グループ経営の推進

(1) グループ経営の推進とは

都の水道事業が独立採算制の下、都の広域水道としての一体性と責任を確保しつつ、将来にわたり必要不可欠なサービスを提供していくためには、公共性の維持と経営効率化の観点に立った業務運営が必要である。

そのため、当局では、民間に委ねられる業務は、可能な限り民間事業者に委託し、水道事業運営の根幹に関わる業務を当局が、事業運営上重要な業務を政策連携団体である東京水道株式会社が担うグループ経営を推進していくこととしている。

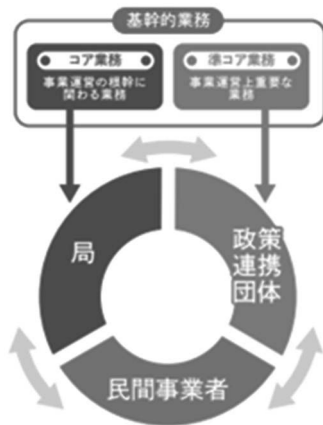


図1-10 水道事業における役割分担（イメージ）

(2) グループ経営体制の構築に向けた取組

平成18年10月に、公共性と効率性を両立させながら将来にわたり責任を持って事業運営を行うため、基幹的業務を当局と政策連携団体が担う「一体的事業運営体制」を構築する基本方針を策定した。この基本方針に基づき、基幹的業務に関して当局と政策連携団体が担う役割を整理し、政策連携団体はこれまで民間委託がなじまない業域とされていた業務等の事業運営上重要な業務を担うことを明確に位置付け、当局の事業の補完・支援機能を、より一層高めてきた。

続いて、平成28年7月に、水道事業を取り巻く状況、政策連携団体に求められる役割の増大、会社法の改正等を踏まえ、当局及び政策連携団体がこれまで以上に

一丸となって事業運営を推進していく必要から「東京水道グループ経営基本方針」を策定した。

同方針では、それぞれの役割分担に従い、連携して業務を実施してきた「一体的事業運営体制」を、当局及び政策連携団体がいわば一つの「事業体」として、統一的な経営戦略の下、相互に強みを発揮し有機的な連携を図りながら経営を担っていく「グループ経営」へと進化・発展させ、事業運営基盤の一層の強化を図ることとした。

さらに、令和2年4月の政策連携団体の統合を水道改革の第一歩と位置付け、都の水道事業を取り巻く環境の変化に的確に対応し、東京水道グループの総合力を強化していくため、グループ経営に関する基本的な方針を明確化するとともに、具体的取組を定めてグループ全体で共有し、その実現を図ることを目的として、令和3年5月に「東京水道グループのグループ経営に関する基本方針」を策定した。

その後、水道事業を取り巻く状況の変化等を踏まえ、令和8年2月に改訂し、「東京水道グループとしての的確な経営判断のためのガバナンス強化」、「業務運営の更なる質の向上」、「東京水道グループ内の連携強化」、「東京水道株式会社の経営の自主性向上と適切な利益水準の確保」及び「全庁的な取組の着実な実施」を方針として定め、これらに基づく取組を進めている。

(3) 政策連携団体との一体的な経営の推進

グループ経営に関する基本的な方針に基づき、グループ内のガバナンスを機能させていくとともに、業務の質を向上させ、相互連携を強化するなど、効率的かつ効果的な業務運営体制を構築していく。

具体的には、グループ全体の経営会議を通じて、グループ全体の経営戦略や政策連携団体の経営に係る計画の策定等を協議するなど、東京水道グループとしての的確な経営判断を行うためのガバナンスを強化していく。また、グループによる事業運営に対する客観性の確保やグループ全体のコンプライアンスの徹底に向けた体制整備、これまでも実施してきたグループの連結決算の公開をはじめとする経営の透明性の向上など、業務の質を更に向上させていく。さらに、業務上必要な情報の積極的な共有や意見交換、その他の協力を行うほか、共同研修の実施など、連携して人材の確保・定着・育成に取り組むとともに、災害等発生時には、

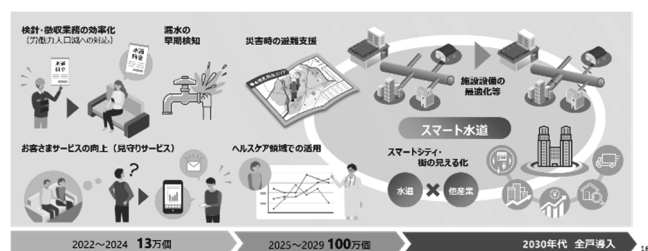
グループが持つ資源を最大限活用することのできる危機管理体制を構築するなど、グループ内の連携を一層強化していく。



図 1－11 政策連携団体とのグループ経営の推進

5 水道スマートメータ実装方針

当局では、デジタル技術を活用したお客さまサービスの向上や将来を見据えた業務の効率化、安定的な事業運営等を目的として、令和4年6月に水道スマートメータ先行実装プロジェクト推進プランを策定し、令和4年度から令和6年度までの3か年で約13万個のスマートメータを先行導入し、調達方法、通信方法、お客さまサービス等の検証を進めてきた。その結果、自動検針による業務の効率化、漏水の早期発見などお客さまサービスの向上や水道事業運営への活用等に資する取組であることが確認できた。導入効果を確認できたことなどから、2030年代の全戸導入に向けて、令和7年度から令和10年度までの設置方針や取組の方向性を整理した「水道スマートメータ実装方針」を令和7年3月に策定した。



（1）全戸導入に向けた設置方針

令和7年度から令和10年度の4年間で約100万個を新築住宅や都施設等に導入し、以降はスマートメータへ着実に切り替え、2030年代の全戸導入を目指していく。

2025～2028（令和7～10）年度：合計約100万個を設置		
設置場所	設置個数	導入の考え方
新築住宅等	46万個	新たにメータを取り付ける場合は当初からスマートメータを設置
検針困難箇所	21万個	大口徑や山間部などの検針困難箇所でも円滑な検針を実現
都施設	32万個	都営住宅、病院、文化施設などについて全戸設置を完了
公共施設（学校、公園等）	0.6万個	無人となり漏水等に気づきにくい学校や公園等へ設置

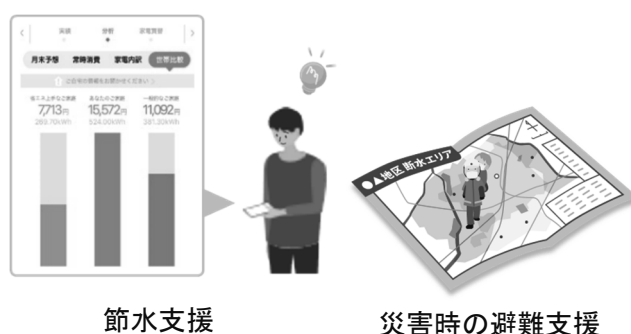
（2）「スマートメータ」×「共創」による新しい価値の創出

I T技術の進化やライフスタイルの変化が早い社会環境下では、これまで以上にお客さまや様々な関係機

関と協働し、新しい価値を生み出していく「共創」の理念が重要である。

今後はより一層お客さまの声に耳を傾け、標準的な世帯使用水量との比較ができる節水支援などの新たなサービス開発を行うとともに、防災や福祉分野などの公共性の高い課題に対し、行政機関をはじめとする多様な主体と連携することで、データ利活用事例の創出など、その効果の発揮を図っていく。

防災分野においては、災害時に水道スマートメータのデータを自治体の防災業務に活用するため、個人情報やデータの受渡しフローについてまとめた「自治体防災業務における水道スマートメータデータ利活用手引」を令和8年3月に策定した。



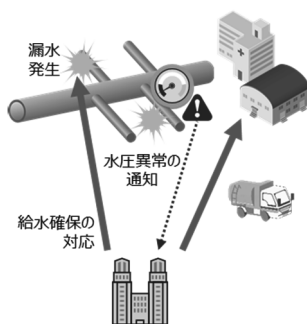
（3）水道事業運営の効率化・高度化

水道事業のソフト・ハード両面から活用の検討を進め、水道スマートメータの効果を最大限生かした事業運営の効率化・高度化を実現させる。

検針業務の効率化に関しては、現地訪問の回数減少による労働力人口減少への対応、検針票等のペーパーレス化等、環境負荷を低減した業務運営を行う。

危機管理の向上に関しては、配水小管スマートメータ（水圧計）を避難所等の重要施設へ設置し震災時等における重要施設の給水状況を早期把握していく。

維持管理・施設整備の最適化に関しては、スマートメータのデータを使用して管網解析を精緻化するとともに、様々な蓄積データを分析して配水施設の整備水準を検討していく。



(4) 更なるコスト縮減と通信率の向上

スマートメータは現行の機械式メータに比べて高価であることから、引き続きコスト削減を推進する。設置・管理等の負担軽減が可能となる一体型スマートメータや電子式メータ（仕様緩和型）の試行導入により、市場の活性化を促進していく。加えて、検定有効期間の延長について、国等への働きかけを行う。

また、効率的な運用に向けては通信率を更に向上させる必要があり、電波の減衰が確認されている高層階や鉄蓋等への対応を推進していく。電力スマートメータを用いた通信方式を活用し、様々な通信環境における通信の安定性を検証するとともに、共同研究により開発した電波を透過しやすい鉄製メータます・蓋の採用を進める。

の規格の標準化等にも貢献する。

国との関係においては検定有効期間の延長に向けた取組への協力、コスト削減やデータ利活用に係る意見交換等、緊密な連携関係を構築し、将来の水道スマートメータの在り方についてしっかりと議論の上、取組を進めていく。

電気業界・ガス業界とも連携を図り、データ利活用策について情報収集し、通信や運用方法等に関する知見を共有していく。



一体型スマートメータ 鉄製のメータボックス

(5) 他事業者等との緊密な連携の促進

スマートメータの効率的な導入やデータの有効な利活用の検討に向け、他水道事業体等と緊密な連携・協力を継続していく。

横浜市及び大阪市と締結した協定に基づき、共通仕様、付加価値サービス、データの利活用など、スマートメータ導入に係る知見の共有や通信率向上などの諸課題を引続き検討していく。

全国の水道事業体等で構成される New-Smart とも連携し、水道スマートメータやデータ利活用のルール等

第3 コンプライアンス推進に向けた取組

1 経緯等

当局では、平成24年に汚職事故が、平成26年に情報漏えい事故が発覚したことを受け、その都度汚職等防止策を策定し、汚職根絶に向けて取り組んできた。しかしながら、平成30年に、当局発注の浄水場排水処理施設運転管理作業委託の見積り合わせにおいて、談合の疑いがあるとして、公正取引委員会による行政調査を受けた。また、当局職員が契約に係る情報を漏えいした可能性があるとの報道を受け、知事の指示を受けて設置された「調査特別チーム」の下で、職員の非違行為の有無に関する調査、原因の究明及び再発防止策の検討を行った結果、当局の職員が設計単価に関する情報を漏えいしたことを確認した。

外部の有識者からなる「東京水道グループコンプライアンス有識者委員会（以下「有識者委員会」という。）」を設置するなど、「調査特別チーム中間報告書」に掲げた再発防止策を進める中、令和元年7月11日、当局職員が特定の事業者に対し、非公表の予定単価に関する情報を教示していた行為が入札談合等関与行為と認められるなど、公正取引委員会から入札談合等関与行為防止法に基づく改善措置要求等を受けた。

調査特別チームの下、更なる実態の解明と再発防止策の検討が行われ、令和元年11月27日に、「調査特別チーム最終報告書」が取りまとめられた。

以上の経過を踏まえて、平成31年4月から令和3年3月にかけて、有識者委員会にて再発防止策をはじめ、東京水道グループの構造的課題やグループ全体のコンプライアンス強化策の検証を実施し、令和3年度から内部統制の運用を開始した。

2 コンプライアンス推進に向けた取組

（1）内部統制の取組

不祥事の防止、発見及び対応を目的とした内部統制を構築するため、令和3年度に「東京都水道局の内部

統制に関する方針」を定め、以降、毎年度「東京都水道局内部統制実施計画」を策定し、内部統制を運用している。

ア 局横断的な取組

「東京都コンプライアンス基本方針」に掲げる行動指針を基に、組織一体となってコンプライアンスの取組を推進する。

イ 業務レベルの取組

各職場において、日常的な業務で想定されるリスクへの対応策の整備・運用、自己評価の実施及び対応策等の見直し・改善を実施し、職場のPDCAサイクルの構築と円滑な運用を図る。

ウ グループガバナンスの強化に向けた取組

当局による東京水道グループの一体的業務運営の確保に向け、引き続きグループガバナンスの強化を図る。

（2）水道局コンプライアンス推進計画に基づく取組

都においては、平成29年度からコンプライアンス推進のための取組を行っており、当局でも都の取組を受けて、「水道局コンプライアンス推進計画」を策定している。令和8年度は、コンプライアンス推進月間や令和8年度東京都水道局内部統制実施計画に掲げる取組等を実施していく。

表1-8 水道局コンプライアンス推進計画

1	コンプライアンス推進体制
	局コンプライアンス推進委員会の開催
	各部・所コンプライアンス推進委員会の開催
2	コンプライアンス推進のための取組
	各部・所コンプライアンス推進計画の策定
	研修の充実
	職員への啓発
	局コンプライアンス推進月間の実施
	コンプライアンスプログラム及び職場リスク評価の実施
	全庁的な取組

第4 DXの推進

1 DXに係る取組

東京都では、「シン・トセイ 都政の構造改革QOSアップグレード戦略」を令和3年3月に公表後、「シン・トセイ」戦略を更新し、DXの推進を梃子とした構造改革を進めている。

水道事業においても、気候変動や自然災害はもとより、労働力人口の減少や感染症が発生する状況でも、高度化するお客さまのニーズに的確に応え、事業を継続していくために、より効率的・効果的に事業運営を行っていく必要がある。

当局では、DXによる業務効率化や、サービス向上の実現による東京都水道局の目指すべき姿を「スマート水道」と定義し、その実現に向けた取組として「スマート水道プロジェクト」を実施している。引き続き、都全体の動きを踏まえ、プロジェクトを推進するとともに、「シン・トセイ」戦略に係る取組にも、積極的に取り組んでいく。

（1）東京都水道局DX推進委員会

令和7年4月、局における業務の効率化及び高度化並びにお客さまサービスの向上のため、生成AI等に代表されるデジタル技術を活用し、DXを推進していくことを目的に、東京都水道局DX推進委員会（以下「委員会」という。）を設置した。

委員会では、局全体のDXに関する取組や、各部の成功事例及び失敗事例も含めた成果を共有するほか、局内だけではなく都庁全体のDX取組状況の共有、スタートアップとの連携機会等を体系的に整理すること等により、各部のDX推進につなげていくこととしている。

（2）水道ICT情報連絡会

横浜市、大阪市等をはじめとした23の水道事業体と共同開催する水道ICT情報連絡会では、水道事業体間での情報共有を行うとともに、民間企業が保有する

新技術について提案を受け、局事業に活用可能な新規施策の発掘を行っている。

（3）「シン・トセイ」戦略に係る取組

「シン・トセイ」戦略に係る取組として、これまで行政手続のデジタル化やQOS（クオリティ・オブ・サービス）の向上などに取り組んでいる。行政手続については、令和8年度末100%デジタル化を目標とした取組を進めるとともに、QOSの向上については、デジタルツールを活用した事業所の業務改革や、デジタルによる手続を前提とした業務フローの見直し（BPR）など、都民が「便利になった」と実感できるサービスの提供に向けた取組を行っている。

第5 局事業を取り巻く状況変化への対応

1 H T Tへの貢献

(1) 東京都の取組

東京都では、電力需給ひっ迫に対応するとともに、脱炭素化に向けた取組を一層強化するため、電力に関して、「H：減らす」、「T：創る」、「T：蓄める」の3つの切り口で家庭や企業の対策を促す「H T T」の取組を推進し、確実な電力確保に向け、都庁一丸となって率先行動を実施している。

(2) 水道局の取組

都全体の状況を踏まえ、当局においても、「H T T」に資する取組を推進している。具体的には、従来のエネルギー施策に加え、安定給水の確保を前提とした上で、局有施設の例外的な運用を行い、常用発電設備の増強運転等を実施することで、電力需給がひっ迫する時間帯の電力需要の低減を図ることとしている。

また、引き続き予想される電力需給ひっ迫に備えるとともに、平常時の電力の安定確保に資するため、以下の取組を進めている。

【令和7年度までに完了した取組】

- ・三園浄水場における電力事業者への電力提供（逆潮流）体制の整備※
- ・東村山浄水場への蓄電池設置※
- ・研修・開発センター屋上部への太陽光発電設備設置

【進行中の取組】

- ・ソーラーカーポート（S C P）の設置
- ※一般会計が施設整備に必要な経費の一部を負担

ら10月検針分)に限った臨時的な特別措置として実施した。

また、令和8年についても夏場の4か月分（6月から9月検針分）に限った臨時的な特別措置として実施した。

なお、この特別措置は、都の一般会計から補填を受けて実施するものであり、水道事業の財政運営や施設整備計画に影響を与えるものではない。

2 基本料金無償臨時特別措置

令和7年に、物価高騰下における暑さ対策にも資する取組として、都民の光熱水費の負担軽減につながるよう、小口径（13、20、25mm）のお客さまを対象に、基本料金を無償とする支援を、夏場の4か月分（7月か

第2章 水道事業の現状

第1 水道需要、水源及び施設能力

- 1 水道需要…………… 37
- 2 水源…………… 39
- 3 施設能力…………… 39

第2 水道施設の維持・管理

- 1 水源施設…………… 41
- 2 浄水場…………… 47
- 3 配水施設…………… 52

第3 水質管理

- 1 水質センターによる検査体制…………… 55
- 2 水源から蛇口までの水質管理…………… 55
- 3 多様化する水質問題への対応…………… 57

第4 水運用

- 1 水運用センターによる監視…………… 59
- 2 原水の相互融通…………… 59

第5 多摩地区の水道

- 1 多摩地区の水道の経緯…………… 60
- 2 都営一元化…………… 60
- 3 暫定分水…………… 61
- 4 事務委託解消の経緯…………… 61
- 5 多摩地区水道の強靱化…………… 63

第6 水道施設の整備

- 1 施設整備の経過と計画…………… 64
- 2 主要施設整備事業…………… 64

第7 局事業に係る技術の管理

- 1 技術管理…………… 66

第1 水道需要、水源及び施設能力

1 水道需要

水道需要は、施設整備の規模を定める重要な要素の一つであり、水道施設が数十年から100年程度使い続けるものであることを踏まえると、将来にわたって安定給水を確保していくためには、長期にわたる水道需要を見据える必要がある。

『『未来の東京』戦略ビジョン』で示された人口推計では、都の人口は、令和7年に1,417万人でピークを迎えたのち、減少に転じ、令和42年には1,192万人まで減少すると予測されている。

これを踏まえて、令和3年3月に策定した「東京水道施設整備マスタープラン」において、計画一日最大配水量は、ピークとなる令和7年度におおむね530万 m^3 、20年後の令和22年度におおむね515万 m^3 となる可能性があるから見通している。

一方で、水道需要は、人口動態やライフスタイル、社会経済状況に加え、気候変動等、様々な要因により日々変動するため、今後とも、こうした要因の動向を注視しつつ、適宜、適切に見通していく。

図2-1 一日最大配水量、一日平均配水量、一日平均使用水量（生活用水、都市活動用水、工場用水）及び給水人口（区部及び29市町^{（注1）}）

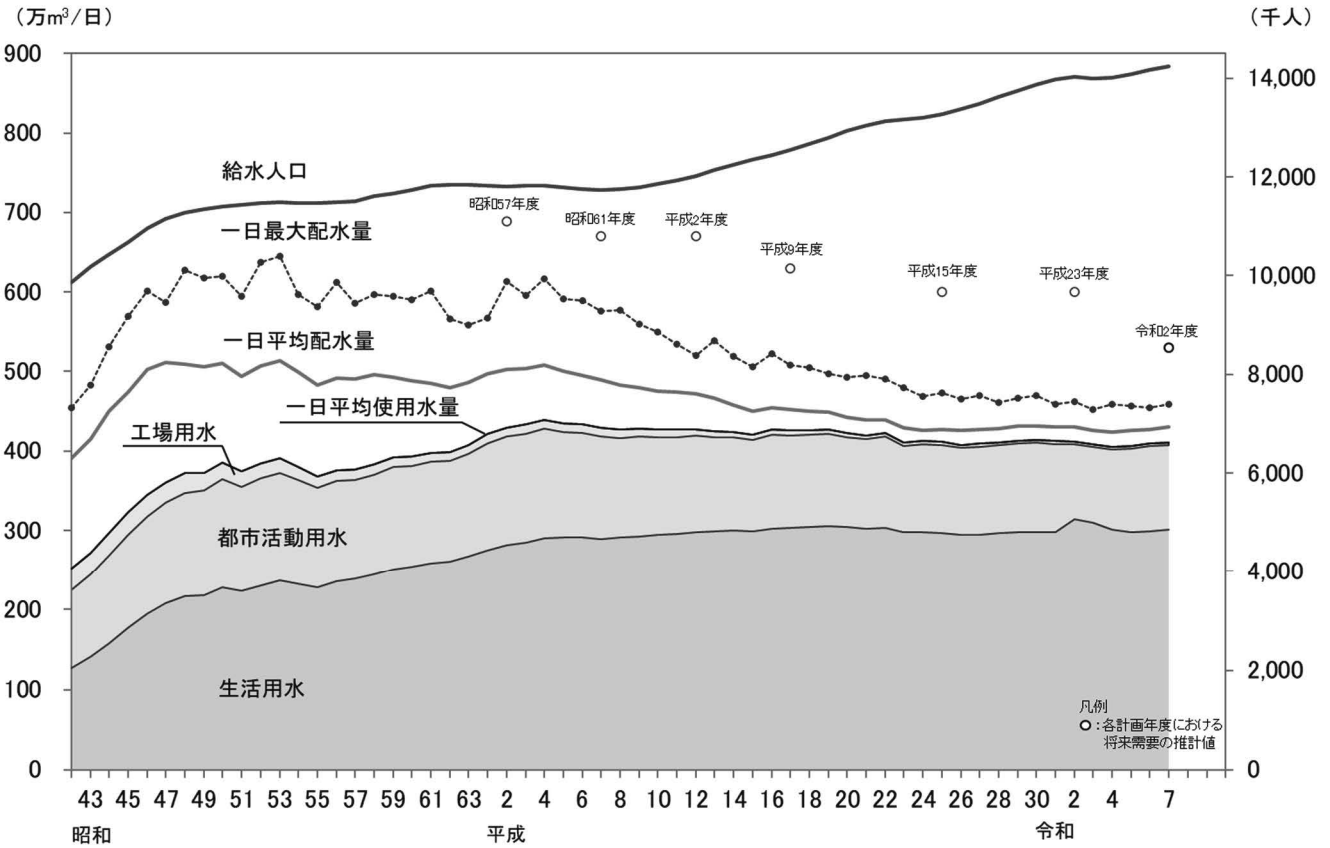


表2-1 一日最大配水量、一日平均配水量、一日平均使用水量及び給水人口（区部及び多摩29市町）

年 度		一日最大配水量		一日平均配水量 (千m ³ /日)	一日平均使用水量				給水人口 ^(注2) (千人)
		(千m ³ /日)	月 日		(千m ³ /日)	生活用水	都市活動用水	工場用水	
平成	28	4,607	7/7	4,283	4,111	2,964	1,110	37	13,623
	29	4,662	7/12	4,315	4,133	2,979	1,117	37	13,745
	30	4,695	7/19	4,312	4,144	2,981	1,126	37	13,861
令和	元	4,594	7/31	4,304	4,124	2,977	1,113	34	13,977
	2	4,622	7/2	4,308	4,123	3,148	942	33	14,021
	3	4,522	7/10	4,256	4,086	3,094	959	33	13,985
	4	4,592	6/29	4,240	4,057	3,014	1,007	36	14,015
	5	4,564	7/11	4,255	4,063	2,978	1,049	36	14,075
	6	4,549	7/4	4,270	4,097	2,989	1,072	36	14,167
	7	4,588	6/18	4,303	4,112	3,016	1,062	34	14,249

（注1）平成22年4月の奥多摩町の統合に伴い、平成22年度から区部及び29市町となっている（平成21年度以前は区部及び28市町である。）。

（注2）給水人口は、年度における10月1日現在の値である。

なお、令和3年度以降の給水人口は、国勢調査の結果により補正されることがある。

2 水源

都の水道水源は、昭和30年代まで、水源の多くを多摩川水系に依存してきたが、その後の急激な水道需要の増加に対応するため、利根川水系への依存度を高めてきた（図2-2参照）。

現在、都の保有する水源量は日量約680万 m^3 であるが、主要な水源である利根川・荒川水系の水資源開発は、5年に1回程度発生する規模の渇水に対応することを目標としており、10年に1回を目標としている全国の主要水系や既往最大の渇水などを目標としている諸外国の主要都市と比べて、渇水に対する安全度が低い計画となっている。

また、将来、気候変動の進行に伴い、積雪量の大幅な減少や無降水日数の増加等により、河川やダム等の供給能力が低下し、厳しい渇水のリスク増大が懸念される（図2-3、図2-4参照）。

こうした状況から、首都東京の安定給水を継続するため、水道需要への対応はもとより、将来の気候変動による影響も踏まえ、水源の確保や安定化に努め、最大限活用していく。

また、引き続き水の有効利用や漏水防止対策を推進するなど、総合的な取組を実施していく。

図2-2 水系別比率

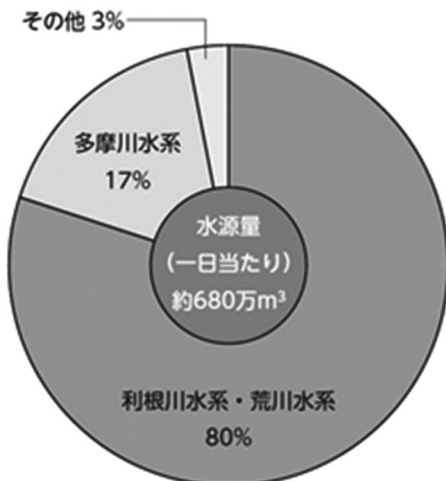


図2-3 供給能力の低下のイメージ

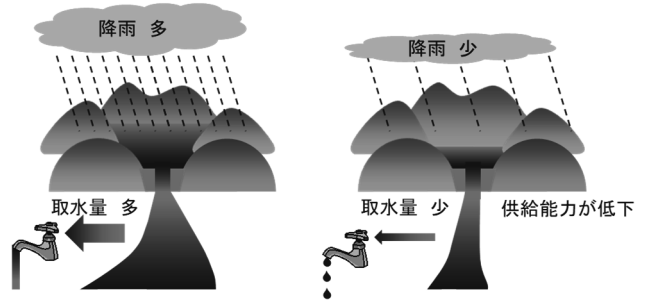
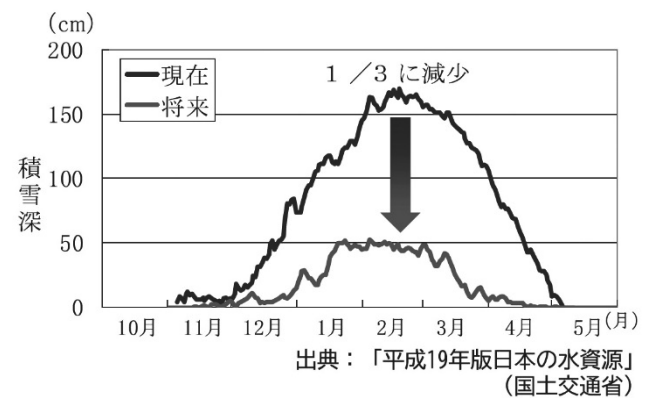


図2-4 100年後の積雪深の変化（藤原ダム地点）



3 施設能力

都が保有する浄水場の施設能力は、現在、日量684万 m^3 である。しかし、施設の老朽化による補修工事や水質管理の強化等により、施設能力を十分発揮できない施設もある。

将来にわたり安定給水を継続していくためには、水道需要に加えて、災害や事故により浄水場が停止するような重大リスクが発生した場合においても、一定以上の給水を継続できる施設能力を確保する必要がある。

そのため、浄水場の確保すべき施設能力は、「平常時」と「リスク発生時」を考慮して設定している。この考え方に基づく確保すべき施設能力は、日量約670万 m^3 となる（図2-5参照）。

図2-5 確保すべき施設能力の考え方

- 平 常 時
計画一日最大配水量 + 補修等による能力低下量^(注1)
- リスク発生時
計画一日平均配水量 + 補修等による能力低下量 +
リスクによる能力低下量^(注2)

(注1) 補修工事による能力低下量と水質管理の強化などに伴う能力低下量の合計
(注2) 最大浄水場が停止した場合に、地下水の活用を見込んだ能力低下量

<確保すべき施設能力の考え方（イメージ）>

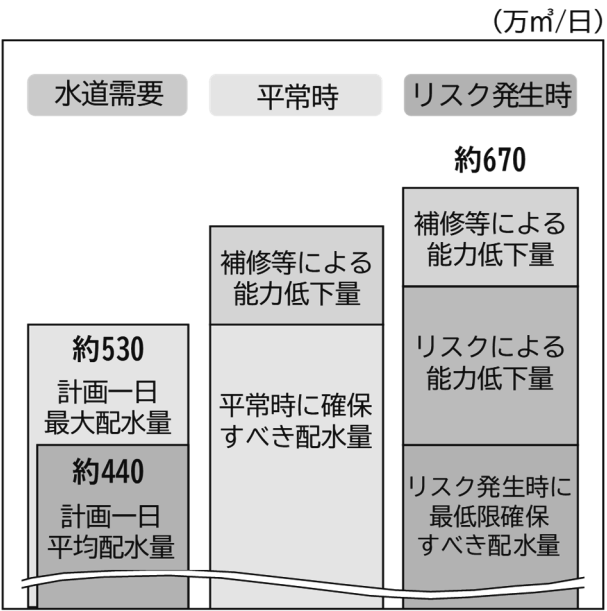


表 2－3 森林現況

都県別	林地面積		除地	合計
	人工林	天然林		
東京都	2,913	6,938	237	10,088
山梨県	4,632	10,703	445	15,780
計	7,545	17,641	682	25,868
比率(%)	29	68	3	100

(注)除地とは、岩石地、道路敷等である。

ウ 水源地域における森林の管理

当局は、令和8年度から10か年を計画期間とする「第12次水道水源林管理計画」に基づき森林の管理を行っており、次の事項を管理の基本方針としている。

- (ア) 森林が有する機能を一層発揮させるため、継続して森林保全に取り組むとともに、購入した森林の再生や崩壊地の復旧など、森林の整備を推進していく。
- (イ) シカ被害や山林火災など、継続する諸課題に対応するため、地元自治体や関係機関との連携・協力を一層強化し、取組を充実していく。
- (ウ) 森林管理基盤の充実とともに、新技術の活用に積極的に取り組み、拡大する水源林を安全かつ効果的に管理していく。

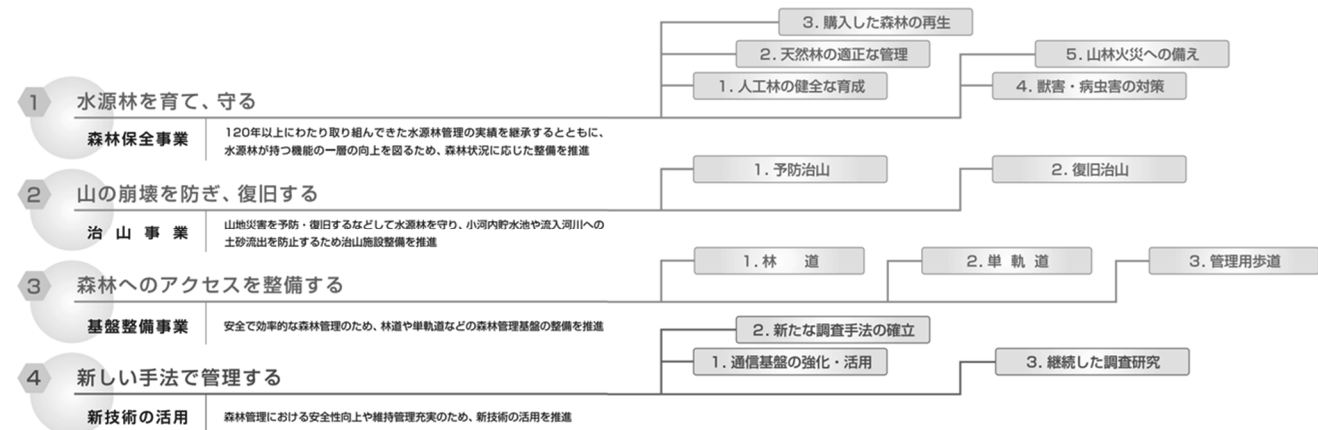
本計画に基づく森林の育成及び管理により、水源かん養機能等を最大限発揮させ、将来にわたり良質で安定的な水資源の確保及び小河内貯水池の保全を図る。

第12次水道水源林管理計画は、長期的な視点が必要なハード面の事業計画である一方、時宜にかなったソフト面の事業計画として、「みんなでつくる水源の森プロジェクト」を令和8年3月に策定した。本プロジェクトは、計画期間を3年間とし、次の事項を取組の柱としている。

- (ア) 知る
幅広い年代に向けて水源林の認知度向上を図り、水源地保全の重要性を知ってもらう。
- (イ) 触れる
水源林の現地を訪れ、水源地の魅力に直接触れてもらう。
- (ウ) 協働
企業、都民、関係自治体等と協働して、水源の森づくりを行い、水源地保全に対する理解促進を図る。

「知る」取組として水道水源林ポータルサイト「みずふる」の拡充や小学校学習支援教材のリニューアル、「触れる」取組として水源地ふれあいのみち小河内ゾーンにおける新エリアの整備や学生による森林保全活動の促進、「協働」の取組として企業と連携した森づくりの充実や多摩川水源森林隊（「第3章 第1 安定給水 1 水源の適切な確保（4）ア（ウ）」参照）における新たな活動の導入などを行っていく。これによって、水源地の役割や重要性を都民や企業に理解していただき、一層の連携を図ることで、水源地保全の機運を高めていく。

図 2－6 第12次水道水源林管理計画の体系



（２）水源施設

都の水源施設は、多摩川水系、利根川水系及び荒川水系に大別できる。多摩川水系施設は、局が直接管理しており（表２－４参照）、利根川水系及び荒川水系施設は国土交通省及び独立行政法人水資源機構が管理している（表２－５参照）。

このほか、神奈川県川崎市から分水を受けている相模川系施設等がある。

主な施設の概要は、次のとおりである。

ア 多摩川水系施設

（ア）小河内貯水池（奥多摩湖）

小河内貯水池は、都の最西部にあって、都心から約65 kmの距離にある。この貯水池は、西多摩郡奥多摩町並びに山梨県北都留郡丹波山村及び小菅村にまたがる貯水池であり、昭和13年11月に着工し、昭和32年11月に完成した我が国最大の水道専用貯水池である。その集水域は、都と山梨県にわたり、多摩川全流域の約21%を占めている。

ダムの安全管理、水量管理等は、河川関係法令、操作規程及び管理規程に基づき行っている。具体的には、ダム本体に各種測定装置を設け、定期測定や地震時に緊急測定等を行い、安全を確認している。

また、流域の雨量や、河川流量等を測定し、貯水量の確保に努めるとともに、洪水などの出水期においても、適切な管理を行っている。

さらに、水道専用貯水池として水質保全に十分な注意を払い、定期的な水質検査を行うとともに、近隣の新規観光施設等に対して排水基準を設定し、地元自治体と覚書を交わすなど水源水質の汚濁防止に努めている。

なお、貯水池では、多摩川の冷水を改善するため、平成4年7月に冷水対策用施設を完成させた。この施設は、夏期に温かい表層水を放流することにより、子供の水遊び、魚釣り等、自然に親しめる環境を作り出すために築造したものである。



小河内貯水池

（イ）村山貯水池及び山口貯水池（多摩湖及び狭山湖）

都と埼玉県にまたがる狭山丘陵を利用し、3か所に貯水池が築造されている。村山上貯水池は大正13年3月に、村山下貯水池は昭和2年3月に、山口貯水池は昭和9年3月にそれぞれ完成した。

その後、阪神・淡路大震災を契機に、山口貯水池は、平成9年度から耐震性の向上を図るため堤体強化工事を実施し、平成14年度に完成した。

また、村山下貯水池も、平成14年度から堤体強化工事を実施し、平成20年度末に完成した。村山上貯水池は、平成28年度から堤体強化工事を実施し、令和5年度に完成した。

これらの貯水池は、小作取水堰及び羽村取水堰から取水し、東村山浄水場及び境浄水場へ導水するために活用している施設であり、利根川水系の渇水時等には、村山下貯水池から原水連絡管により朝霞浄水場へ導水することが可能である。

なお、貯水池周辺は、狭山自然公園として、一般に開放されている。

イ 利根川水系、荒川水系施設

表２－５に示すように、都が利用する水源施設として利根川上流部には9つのダム及び貯水池があり、下流部には利根川河口堰等がある。

また、荒川には、同様に4つのダム及び貯水池がある。このほかに、農業用水の合理化や流況調整河川による水源も確保している。

表２－４ 水源施設の概要（多摩川水系施設）

名称	有効貯水容量 利水容量 (万 m^3)	流域面積 (km^2)	えんてい 堰 堤			取水		所在地
			型式	堤高 (m)	堤頂長 (m)	方式	最大量 ($\text{m}^3/\text{秒}$)	
小河内貯水池	18,540.0	262.88	非越流型 直線重力式 コンクリートダム	149	353	放水管	17.0	東京都西多摩郡奥多摩町 山梨県北都留郡小菅村 山梨県北都留郡丹波山村
						発電用 取水管	21.5	
						多段ゲート 取水口	30.0	
山口貯水池	1,952.8	7.18	アースダム	34	716	取水塔	1号 6.2 2号 25.6	東京都武蔵村山市～瑞穂町 埼玉県所沢市～入間市
							1号 12.5 2号 20.0	
村山	上貯水池	298.3	アースダム	24	318	取水塔	1号 12.5 2号 20.0	東京都東大和市～武蔵村山市 東京都東大和市～東村山市
	下貯水池	1,184.3	アースダム	35	610	取水塔	1号 20.0 2号 20.0	

表2-5 水源施設の概要（利根川水系、荒川水系施設）

（1）利根川水系（ダム・貯水池）

名 称	有効貯水 容 量 (万m ³)	非洪水期 利水容量 (万m ³)	流 域 面 積 (km ²)	えん てい 堰 堤			所 在 地	完 成 年 度	都 利水量 (m ³ /秒)	管 理
				型 式	堤 高 (m)	堤 頂 長 (m)				
矢木沢 ダ ム	17,580	11,550	167	ア ー チ 式	131	352 (主部)	群馬県利根郡みなかみ町	昭和42	4.0	水資源 機 構
下久保 ダ ム	12,000	12,000	323	重 力 式	129	605	埼玉県児玉郡神川町 群馬県藤岡市	昭和43	12.6	水資源 機 構
草木 ダ ム	5,050	5,050	254	重 力 式	140	405	群馬県みどり市	昭和51	6.66	水資源 機 構
奈良俣 ダ ム	8,500	8,500	95	ロ ッ ク フ ィ ル	158	520	群馬県利根郡みなかみ町	平成 2	2.07	水資源 機 構
ハッ場 ダ ム	9,000	9,000	711	重 力 式	116	291	群馬県長野原町	令和 元	5.22	国 土 交通省
渡良瀬 貯水池	2,640	2,640	――	堀 込 式 貯 水 池	――	――	栃木県栃木市・下都賀郡野木町 群馬県邑楽郡板倉町 埼玉県加須市	平成 2	0.505	国 土 交通省
藤 原 ダ ム	3,589	3,101	138	重 力 式	95	230	群馬県利根郡みなかみ町	昭和33	――	国 土 交通省
相 俣 ダ ム	2,000	2,000	111	重 力 式	67	80	群馬県利根郡みなかみ町	昭和34	――	国 土 交通省
菰 原 ダ ム	1,414	1,322	608	重 力 式	77	128	群馬県沼田市	昭和40	――	国 土 交通省
9ダム 合 計	――	55,163	――	――	――	――	――	――	31.055	――

注）矢木沢ダムの都利水量は平滑化容量を含む。

（2）荒川水系（ダム・貯水池）

名 称	有効貯水 容 量 (万m ³)	非洪水期 利水容量 (万m ³)	流 域 面 積 (km ²)	えん てい 堰 堤			所 在 地	完 成 年 度	都 利水量 (m ³ /秒)	管 理
				型 式	堤 高 (m)	堤 頂 長 (m)				
荒 川 貯水池	1,060	1,020	――	堀 込 式 貯 水 池	――	――	埼玉県さいたま市・和光市・ 戸田市	平成 8	1.4	国 土 交通省
浦 山 ダ ム	5,600	5,600	52	重 力 式	156	372	埼玉県秩父市	平成10	1.17	水資源 機 構
滝 沢 ダ ム	5,800	5,800	109	重 力 式	132	424	埼玉県秩父市	平成22	0.86	水資源 機 構
二 瀬 ダ ム	2,180	2,000	170	ア ー チ 式	95	289	埼玉県秩父市	昭和36	――	国 土 交通省
合 計	――	14,420	――	――	――	――	――	――	3.43	――

（3）その他施設

名 称	有効貯水 容 量 (万m ³)	非洪水期 利水容量 (万m ³)	流 域 面 積 (km ²)	えん てい 堰 堤			所 在 地	完 成 年 度	都 利水量 (m ³ /秒)	管 理
				型 式	堤 高 (m)	堤 頂 長 (m)				
利根川 河口堰 ^{ぜき}	――	――	――	可 動 堰 ^{ぜき}	7	834	千葉県香取郡東庄町 茨城県神栖市	昭和46	14.01	水資源 機 構
霞ヶ浦 開 発	61,700	27,800	2,157	湖 沼	――	――	茨城県、千葉県	平成 7	1.5	水資源 機 構
埼玉県 合 二 期	農業用水の合理化事業						埼玉県行田市～さいたま市	平成 6	0.559	水資源 機 構
利 根 中 央	農業用水の合理化事業						埼玉県羽生市～八潮市	平成15	0.849	農 林 水産省
北千葉 導水路	流況調整河川			暗 渠 開水路 ^{ぜき}	――	28,500	千葉県我孫子市～松戸市	平成11	(注) 2.79	国 土 交通省

注）新規開発水量のほか、利根河口堰等開発水の導水を行う。

（３）取水・導水施設

ア 多摩川水系施設

多摩川の原水を取水するための施設として、上流から小作及び羽村の取水堰がある。

小作取水堰は、昭和 55 年 7 月に完成した施設で、ここで取水した原水は山口貯水池へ導水している。羽村取水堰は、江戸時代に造られた玉川上水の取水堰で、明治 33 年 9 月に改良し築造された。この堰の一部には、松丸太や木の枝、砂利などで造られ、洪水の時には堰を取り払うことができる投渡堰がある。取水した原水を一部は村山・山口貯水池へ、一部は小作浄水場へ導水し、このほか玉川上水路を経て東村山浄水場へ導水している。

羽村取水管理事務所は、小作取水堰のゲートを遠隔制御しており、羽村取水堰とともに多摩川上流の取水量を総合的に管理している。

これら取水堰については、河川関係法令及び管理規程に基づき、常に河川の流量変化に注意するとともに、突発的に発生する水質事故等に対しても早期に対応できるよう管理を行っている（表 2－6 参照）。

イ 利根川水系、荒川水系施設

利根川及び荒川には、都が利用する取水・導水施設として利根導水施設及び北千葉導水路がある（表 2－7 参照）。

武蔵水路は、地盤沈下や老朽化により低下した通水機能の回復、施設の耐震化及び内水排除機能の確保及び強化を図るため改築事業を実施し、平成 28 年 3 月に完成した。

利根大堰、埼玉合口二期施設、秋ヶ瀬取水堰及び朝霞水路は、大規模地震に対する耐震性能を確保するための事業を実施し、令和 6 年 3 月に完成した。

表 2－6 取水堰の概要（多摩川水系施設）

名 称	取水能力 (m ³ /秒)	堰 構 造			所 在 地
		幅 (m)	型式	門数 (門)	
小作取水堰	22.77	132.5	可動堰	5	東京都羽村市
羽村取水堰	22.20	380	固定堰	－	東京都羽村市
			投渡堰	3	

表 2－7 取水・導水施設の概要（利根川水系、荒川水系施設）

名 称	施設の諸元	所 在 地	完 成 年 度	管 理
利根導水施設	型式 可動堰 幅 692m 門扉 12門	群馬県邑楽郡千代田町 埼玉県行田市	昭和42 平成9（改築） 令和5（改築）	水資源機構
	延長 33,728m 構造 開水路	埼玉県行田市・加須市 群馬県邑楽郡千代田町 等	昭和42	水資源機構
	延長 14,522m 構造 開水路	埼玉県行田市・鴻巣市	昭和42 平成27（改築）	水資源機構
	型式 可動堰 幅 127m 門扉 4門	埼玉県志木市	昭和40 令和5（改築）	水資源機構
	延長 2,296m 構造 暗渠	埼玉県志木市～朝霞市	昭和40 昭和56（改築） 令和5（改築）	水資源機構
北千葉導水路	延長 28,500m 構造 暗渠 開水路	千葉県我孫子市～松戸市	平成11	国土交通省

(4) 水源水質事故時の対応

水源の水質事故は、年度によって件数に変動はあるが、毎年一定程度発生している。

水源水質事故に対しては、緊急車、水質試験車等の機動性を生かし、事故原因及び規模を早急に調査し、当局の取水及び浄水処理への影響等を判断して、給水に影響しないように適切な対応を行っている。

また、当局では他の水道事業者と連携し、事故対応能力の強化を図っている。

第一に、水源地域を管轄する行政機関で構成された関東地方水質汚濁対策連絡協議会及び関係する水道事業者で構成された利根川・荒川水系水道事業者連絡協議会を通じて通報連絡網を整備し、緊急連絡及び事故情報の収集に努めている。

第二に、当局を含めた5つの水道事業者で構成する水源河川水質調査等の連携に関する申合せにおいて、あらかじめ調査地域を分担し、水源水質事故時に迅速な原因調査を実施できる体制を整えている。

第三に、関係する水道事業者と協力して、国等へ水源の水質保全についての要望、流域の主要な事業者に対しての水質汚濁防止の要望等を行っている。

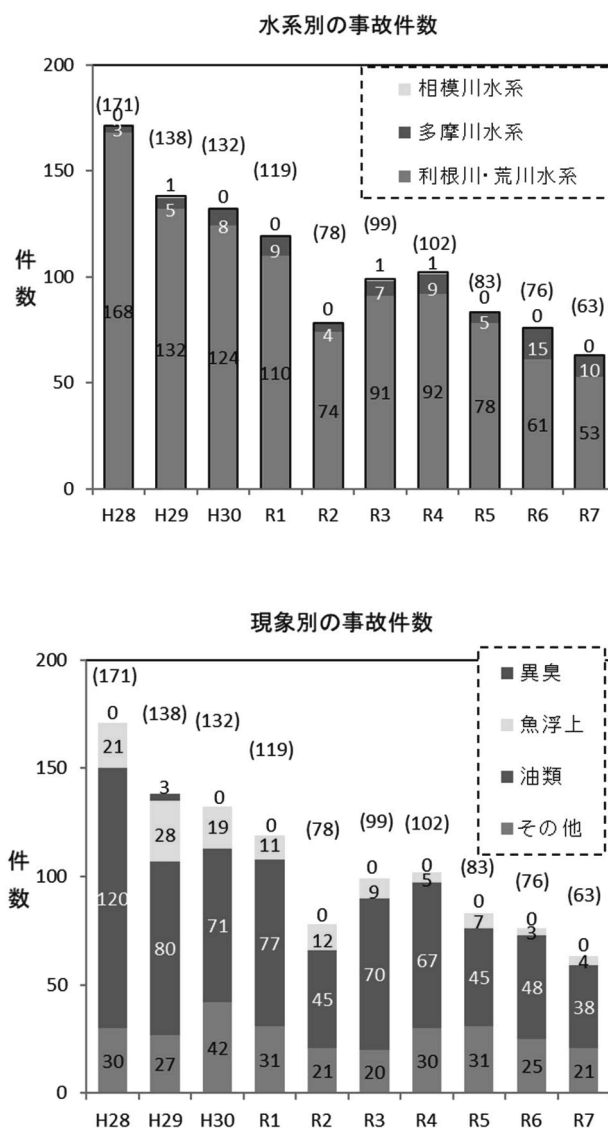
令和7年度に当局へ通報があった水源水質事故情報件数は63件であり、令和6年度(76件)と比較して減少した(図2-7参照)。

水系別では、利根川水系・荒川水系が53件と大部分を占めており、その他、多摩川水系が10件、相模川水系が0件であった。

現象別では、油類が38件、魚浮上が4件、異臭が0件及びその他の原因による事故が21件であった。

これらの事故のうち、当局の浄水処理に影響した事故件数は4件であり、多摩川水系が2件、利根川水系・荒川水系が2件であった。原因は、油類によるものが2件、不明のものが2件で、関係浄水場での取水停止や粉末活性炭の注入等により対応した。

図2-7 水源水質事故情報発生件数



2 浄水場

(1) 施設概要

浄水場は、河川や貯水池から取水した原水を浄水処理し、各給水所へ送水する施設である。

都の浄水場は10か所で、その施設能力は日量684万 m^3 である（表2－8参照）。

これらの浄水場では、急速ろ過方式、緩速ろ過方式、膜ろ過方式及び消毒のみの方式に加え、オゾン処理と生物活性炭吸着処理による高度浄水処理を導入している。

金町浄水場、朝霞浄水場、東村山浄水場、三郷浄水場、小作浄水場、三園浄水場及び長沢浄水場では急速ろ過方式を採用しており、そのうち東村山浄水場、金町浄水場、朝霞浄水場、三郷浄水場及び三園浄水場では、高度浄水処理を導入している。

境浄水場、砧浄水場及び砧下浄水所は緩速ろ過方式を採用しており、そのうち砧浄水場及び砧下浄水所では膜ろ過方式を採用している。

都最大の施設能力を有する朝霞浄水場は、利根川・荒川水系の原水を秋ヶ瀬取水堰^{ぜき}から取り入れ、横流式沈殿池を採用して処理を行っている。

また、原水を東村山浄水場と相互連絡できる施設（原水連絡管）も有している。

三郷浄水場、三園浄水場及び小作浄水場は、効率的な沈殿処理を行うため、傾斜板沈殿池を採用している。

一般的に浄水場で造られた水は、送配水ポンプにより給水所等へ送水する。一方、東村山浄水場の一部や長沢浄水場及び境浄水場は、立地の高低差を活用して自然流下による送配水を行っている。

これらの浄水場においては、配水計画に基づいた水量を日々安定して処理するため、原水取水施設、薬品注入施設、沈殿・ろ過池施設、送配水施設等の運転とその保守管理を行っている（図2－8参照）。

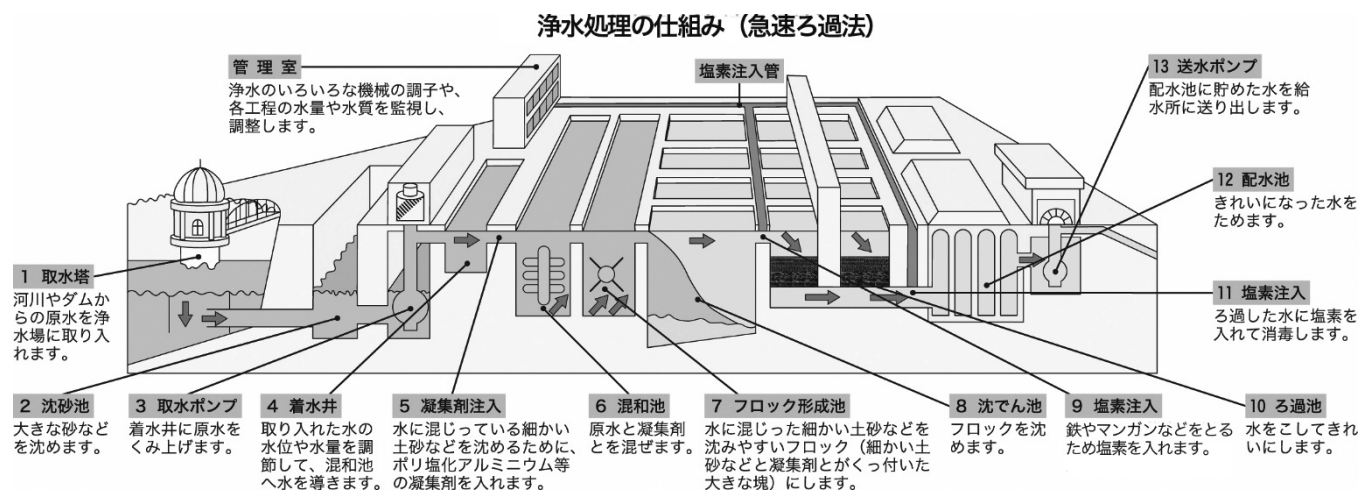
表2－8 浄水場の施設概要

（令和8年3月31日現在）

水 系	浄水場	施設能力	比 率 (%)		処 理 方 式
		(m3/日)	浄水場別	水系別	
利根川・荒川水系	金 町	1,500,000	21.9	80.1	急速ろ過方式・全量高度浄水处理（150 万 m3/日）
	三 郷	1,100,000	16.1		急速ろ過方式・全量高度浄水处理（110 万 m3/日）
	朝 霞	1,700,000	24.8		急速ろ過方式・全量高度浄水处理（170 万 m3/日）
	三 園	300,000	4.4		急速ろ過方式・全量高度浄水处理（30 万 m3/日）
	東村山	880,000	18.5		急速ろ過方式・高度浄水处理（利根川・荒川水系 88 万 m3/日）
385,000					
多摩川水系	小 作	280,000	4.1	17.0	急速ろ過方式
	境	315,000	4.6		緩速ろ過方式
	砧	114,500	1.7		膜ろ過方式・緩速ろ過方式
	砧 下	70,000	1.0		膜ろ過方式・緩速ろ過方式
	相模川水系	長 沢	200,000		2.9
計		6,844,500	100.0	100.0	—

（注）これらの施設の中には、老朽化等により、施設能力が低下しているものがある。

図 2－8 浄水場の施設概要



フロック形成池、沈殿池



急速ろ過池（上部は覆蓋及び太陽光発電設備）

（２）高度浄水施設

高度浄水処理とは、急速ろ過方式等の通常の浄水処理では十分に対応できない臭気物質等の除去を目的に行う処理であり、当局では、オゾン処理と生物活性炭吸着処理を組み合わせた処理を導入している（図２－９参照）。

江戸川を水源としている金町浄水場では、凝集沈殿及び急速ろ過による処理を行っていた。昭和４０年代から夏季にかび臭が発生したため、粉末活性炭処理を実施してきたが、より効果的かつ安定的にかび臭原因物質等の微量有機物質を除去するために高度浄水処理を導入することとした。平成元年より導入を進め、平成４年６月に第一期施設が完成した。その後、平成８年４月に第二期施設、平成２５年４月に第三期施設が完成し、金町浄水場の全量（日量１５０万 m^3 ）に高度浄水施設を導入した。

その他、三郷浄水場（日量１１０万 m^3 （平成１１年３月に第一期施設、平成２５年１０月に第二期施設完成）、朝霞浄水場（日量１７０万 m^3 （平成１６年１１月に第一期施設、平成２６年３月に第二期施設完成）、三園浄水場（日量３０万 m^3 （平成１９年１０月に完成））及び東村山浄水場（日量８８万 m^3 （平成２２年３月に完成））においてもそれぞれ高度浄水施設を導入し、利根川水系取水量の全量に対して高度浄水処理を実施している。

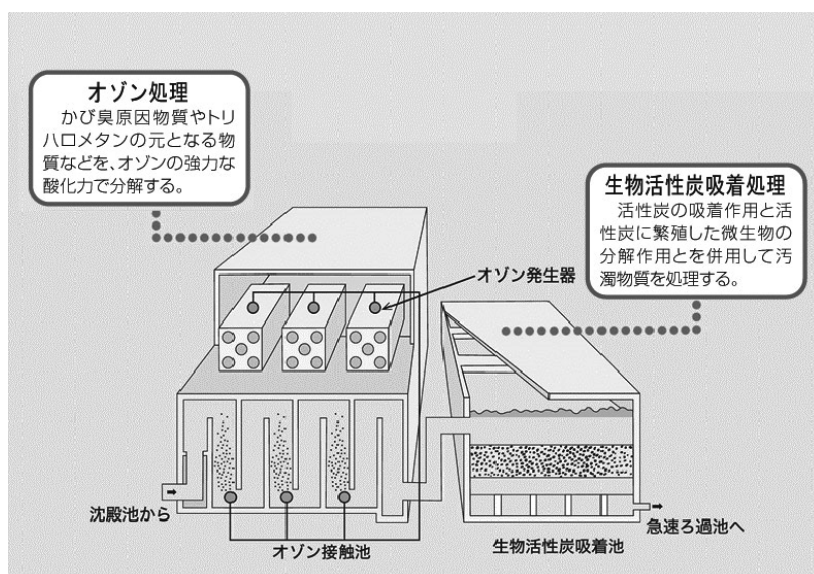
（３）膜ろ過施設

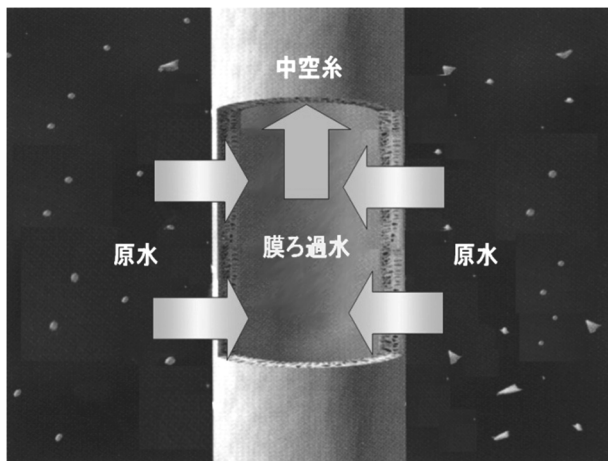
膜ろ過処理とは、原水を超微細な孔径を持つ膜に通し、ふるい分けの原理により不純物等を分離及び除去する方式で、原水中の濁質やクリプトスポリジウムなどの微生物を除去することができる（次ページ参照）。

平成１９年３月に、浄水場として当時国内最大規模の膜ろ過施設（日量４万 m^3 ）を砧浄水場及び砧下浄水所に導入した。

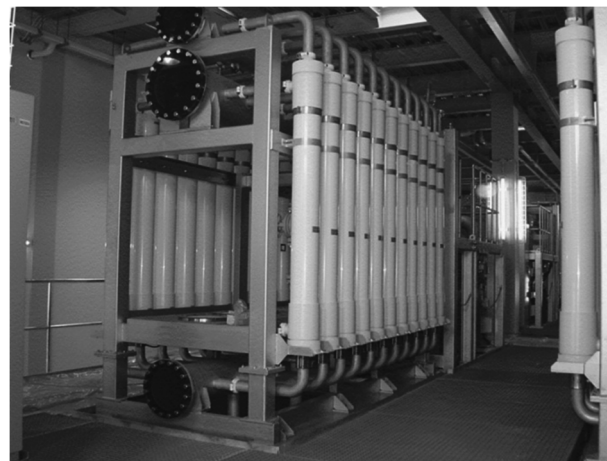
また、多摩地区の１２か所の小規模浄水施設でも、膜ろ過処理を行っている。

図２－９ 高度浄水処理の仕組み（金町浄水場）



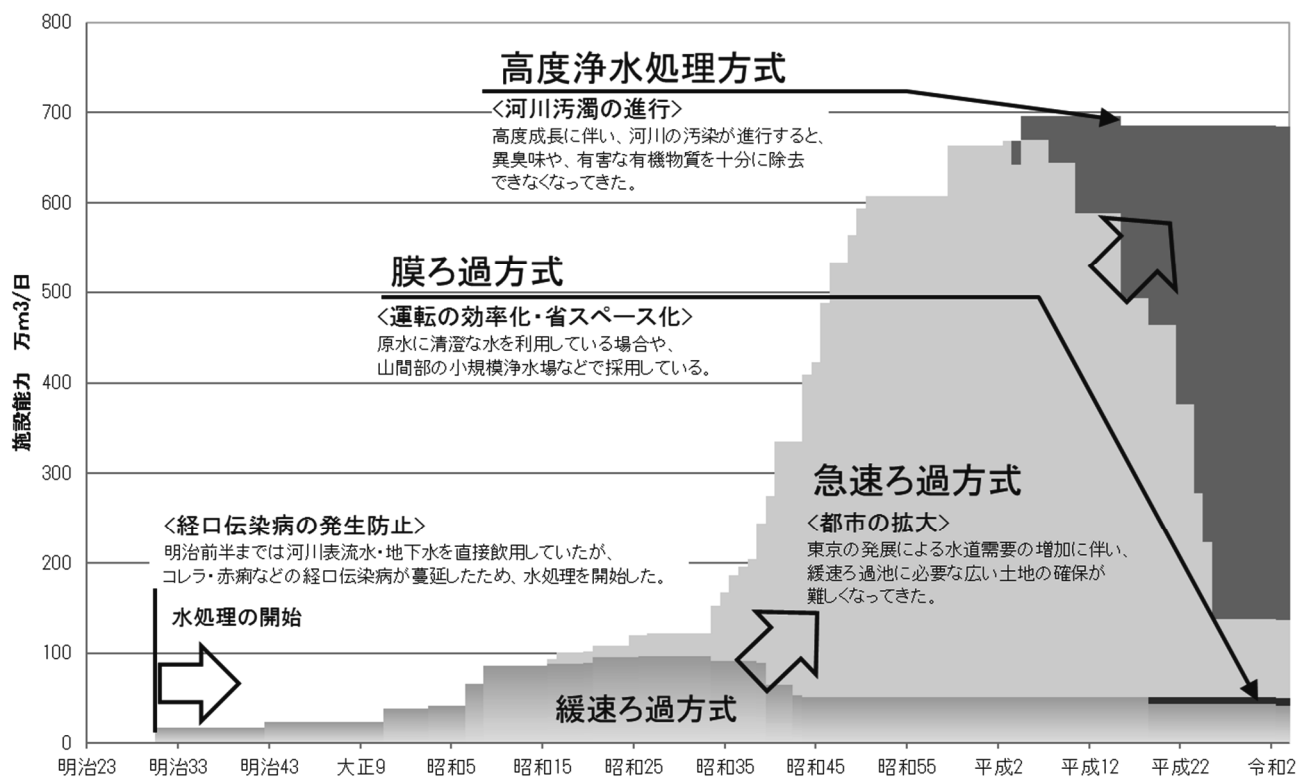


膜ろ過の仕組み



膜ろ過施設

図2-10 処理方式の推移と施設能力の増強



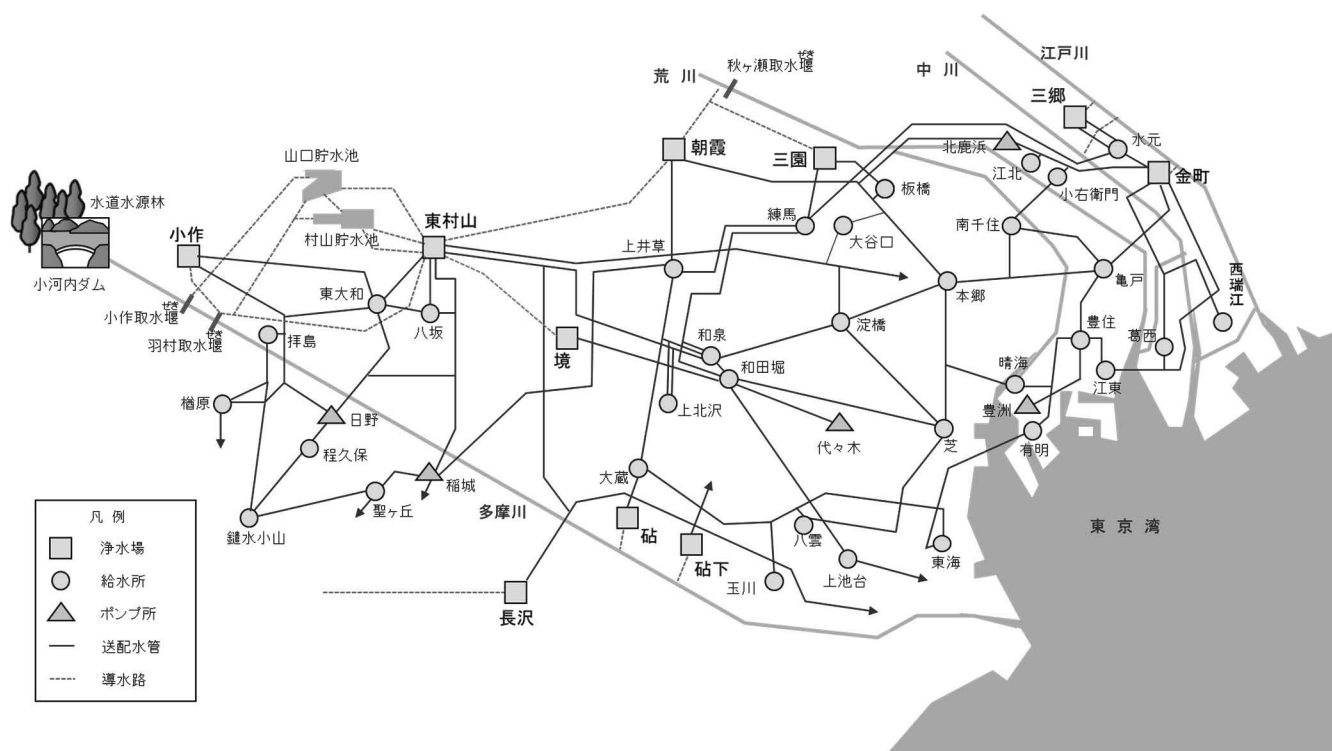
(4) 浄水施設関係の事故対応

浄水場（所）の機能停止を起こす原因として、水源水質事故、落雷や降雪等による停電事故、浄水施設及び設備等の老朽化による事故等が考えられる。

浄水場（所）においては、このような不測の事態に対応できるよう施設及び設備の整備を行い、予備能力の確保に努めている。

また、万一、金町浄水場、三郷浄水場、朝霞浄水場及び東村山浄水場といった大規模浄水場のいずれかで機能低下等の事態が発生した場合でも、他の浄水場の浄水処理量を増やして対応するとともにネットワーク化された幹線を用い、基幹施設を有機的に使用して補給する体制を整えている。

図 2-11 浄水場の連携



3 配水施設

(1) 給水所

給水所は、浄水場から送水された水を一時的に貯留し、配水区域内に配水する施設である。配水池とポンプ設備等を有し、水道使用量の時間的な変化に応じた配水量の調整、配水系統の切替えなどを行っている。

区部に設置されている大部分の給水所及び多摩地区の一部の給水所については、水運用センターからの遠隔制御により、各給水所のポンプ運転及び配水池の運用を行い、一元的な給水所管理を実施して、効率的な運営を図っている。

また、多くの給水所は震災時等における給水拠点ともなっている。

都の保有する配水池の総容量は、浄水場及び給水所を合わせると約 333 万 m³となっている。

なお、主要給水所は、表 2－9 のとおりである。

表 2－9 主要給水所の配水池容量

(令和 8 年 3 月末現在)

名称	配水池容量 (m ³)	名称	配水池容量 (m ³)
練馬 (有)	200,000	深大寺	29,700
上井草	180,000	大船	22,000
和田堀・和泉 (有)	80,450	程久保	20,100
水元	100,000	散田	20,000
南千住	100,000	西瑞江	20,000
第一・第二板橋	80,000	有明	20,000
東大和	80,000	調布西町	20,000
芝	80,000	小川	19,740
第一・第二淀橋	72,000	小野路	19,000
鎌水小山	70,000	芝久保	18,100
江東 (有)	66,000	国分寺北町	17,400
本郷	60,000	上連雀	16,300
亀戸	60,000	上北台	16,000
八坂	60,000	北野	15,850
玉川	60,000	立川砂川	15,300
八雲	50,000	高月	15,000
小右衛門 (有)	50,000	狭間	15,000
江北	50,000	拝島	15,000
聖ヶ丘	42,000	幸町	15,000
檜原	40,000	南大沢	14,850
大蔵	40,000	東浅川	13,000
豊住	40,000	連光寺	11,000
葛西	40,000	多摩平	11,000
東海	40,000	南野	10,080
大谷口	35,000	南沢	10,000
上水南	35,000	絹ヶ丘	10,000
上池台	33,000	三鷹新川	10,000
石畑	30,000	柴崎	10,000
清瀬梅園	30,000	上北沢	40,000

(有) 有人給水所

(2) 配水管等

給水所から給水区域内に水を配るための配水管及びその付属設備を配水施設という。

これらの施設は、清浄な水道水を、必要な量と適正な圧力で送り届けられるよう維持管理されている。

また、漏水事故や震災等にも対応できるように、施設の整備を進めている。

都内の公道等には、配水管が 2 万 7,639km 布設されている (表 2－10 参照)。

この配水管には、制水弁等の付属設備が設置されており、その概要は、表 2－12 のとおりである。

これらの施設について区部においては支所が、多摩地区においては給水管理事務所及び給水事務所が維持管理を担当し、配水管の取替えや制水弁、消火栓、空気弁等の付属設備の修理、取替え等を行っている。

なお、管路の口径、管種、布設年度等に関する情報をコンピュータに組み込んだ図面管理システム (マッピングシステム) を利用して、管路の効率的な維持管理や計画的な更新を支援している。

管路の更新は、内面がライニングされていない強度の低い铸铁管と布設年度の古い鋼管である取替困難管やダクタイル铸铁製の直管と高級铸铁製の異形管が混在している初期ダクタイル管について、着実に実施しており、漏水事故を未然に防いでいる。

また、震災時において、断水被害を最小限にとどめるため、避難所や主要な駅等の重要施設への供給ルートへの耐震継手化の取組が令和 4 年度末に概成した。引き続き、断水被害の一層効果的な軽減に向けて、都の被害想定で震災時の断水率の高い地域の耐震継手化や、配水小管網の上流側に位置する地域配水の骨格管路の耐震継手化を重点的に進めていく。

表2-10 配水管管理

(令和8年3月末現在) (単位 km)

年度	配 水 本 管				配 水 小 管				合 計
	铸铁管	鋼 管	その他	計	铸铁管	鋼 管	その他	計	
H27	2,200.8	252.6	0.0	2,453.4	24,275.4	150.7	35.6	24,461.7	26,915.1
H28	2,220.2	256.5	0.0	2,476.7	24,375.4	151.3	34.8	24,561.5	27,038.2
H29	2,236.3	257.9	0.0	2,494.2	24,443.2	152.7	34.8	24,630.7	27,124.9
H30	2,246.2	258.1	0.0	2,504.3	24,503.0	154.8	33.3	24,691.1	27,195.4
R1	2,256.7	259.7	0.0	2,516.4	24,560.0	155.6	32.6	24,748.2	27,264.6
R2	2,268.3	261.5	0.0	2,529.8	24,623.6	156.0	31.6	24,811.2	27,340.9
R3	2,278.1	261.7	0.0	2,539.8	24,675.5	156.9	30.7	24,863.0	27,402.8
R4	2,291.9	262.8	0.0	2,554.6	24,723.7	158.6	29.4	24,911.7	27,466.3
R5	2,297.7	263.0	0.0	2,560.7	24,772.4	159.3	28.1	24,959.7	27,520.5
R6	2,314.5	263.5	0.0	2,578.0	24,819.5	159.8	27.4	25,006.6	27,584.7
R7	2,319.3	263.6	0.0	2,583.0	24,868.5	160.1	27.0	25,055.6	27,638.6

※端数調整により、合計値が合わないことがある。

(3) 漏水事故等への対応

表2-11 配水施設概要

(令和8年3月末現在)

		区 部	都営水道 26 市町	計
配 水 管 (km)	配 水 本 管	1,731.2	851.8	2,583.0
	配 水 小 管	15,155.4	9,900.2	25,055.6
計 (km)		16,886.6	10,752.0	27,638.6
制水弁 (個)		278,098	149,042	427,140
空気弁 (個)		9,581	6,720	16,301
排水弁 (個)		7,724	4,066	11,790
消火栓 (個)		91,394	42,882	134,276

※端数調整により、合計値が合わないことがある。

ア 配水管関係の事故

配水管の事故は、通行車両による振動、配水管の経年劣化、腐食性土壌の影響等によって生じる自然漏水と、他企業工事等に伴って生じる損傷事故がある。これらの事故が発生した場合には、断水や濁水が発生し、都民生活や都市活動に及ぼす影響が大きいため迅速な初期対応が必要である。そのため、年間を通じていつでも緊急出動できる態勢をとっている。

事故発生の一報は、住民、警察、事故関係者等から寄せられることが多いが、大規模事故は、配水本管に設置されているテレメータの数値情報から、水運用センターの管路異常検知システムによって発見することができるになっている。

事故が発生した場合には、直ちに現場に出動して、事故状況や被害状況について、具体的な情報を収集する。その情報を基に、適切な復旧方法を決定し、断水や濁水等の影響範囲や、広報車及び給水車の必要性等を判断し、局内の関係部署と情報を共有し、作業を実施することとしている。

そのほか、自然漏水を未然に防止する対策として、漏水リスクの高い導入初期のダクタイル管を、耐震継手機能を有する強度の高いダクタイル铸铁管へ積極的に取り替えている。

また、他企業工事等による事故を防止するために、

工事着手前に他企業等との間で事前協議を実施し、施工方法や配水管の防護等に関して指導を行っている。

なお、事前協議どおりに工事が行われているかどうか、適切な防護措置が行われているかどうかを現場で確認するため、立会いを行い、事故防止を図っている。

表 2－12 配水管事故件数（区部）

種 別	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
自然漏水による事故	25	23	19	19	13
他企業工事等による事故	21	20	35	22	20
合 計	46	43	54	41	33

イ 給水装置関係の水質事故

給水装置関係の水質事故を未然に防止するため、無届での給水装置工事を行わないよう、指定給水装置工事事業者に対し、窓口での工事申請受付時や更新講習会等を通じて指導している。

また、危険度の高い薬品等を取り扱うなど、水質汚染事故が生じた場合に重大な影響を生じるおそれのある給水装置所有者等については、計画的に巡回調査を行い、不適正な給水装置を発見した際は、改善指導等を実施している。

さらに、給水装置を経由した水質事故の影響を抑えるため平成 21 年 4 月から口径 40 mm 以下のメータについて、メータの新設時や検定有効期間満了に伴うメータ引換などに併せて「逆止弁付メータパッキン」を設置し、配水管への逆流を防止する対策を講じている。

一方、貯水槽水道（受水タンクから蛇口に至るポンプや管などの設備の総称。以下同じ。）については、所有者等が定期的に点検及び清掃等の管理を行うよう指導、助言等を行っている。

万一、給水装置関係の水質事故が発生した場合でも直ちに対応できるように、次のような態勢を整えている。

（ア） 給水装置における事故

通報を受けた場合は、支所等から直ちに現地に赴き、当該箇所及び周辺での採水及び目視や簡易な水質検査等による状況調査を実施する。異常が認められた場合には、直ちに飲用の中止について周知するとともに、

水質センターへの通報及び採取した水の検査を行う。

現地では、水質事故の原因を調査し、水道管以外の水管等との接続が確認された場合は、その場で切り離すなどの措置を行うとともに、影響部分の排水及び洗浄を実施し、清浄な状態に回復させた後、水道水の飲用を許可する。

また、所有者に対しては、早急に適正な状態に修復する工事を行うように改善指導している。

（イ） 貯水槽水道内の事故

受水タンク等の管理不備に起因する異物の混入や水質劣化などの水質事故が発生した場合は、直ちに現地に赴き、当該箇所及び周辺での採水及び目視等による状況調査を実施する。

また、所管保健所に通報し、出動を要請する。影響範囲が貯水槽水道内に限定されていることを確認した場合は、処理等について保健所に引き継ぐ。

なお、必要に応じて保健所と合同で調査に当たる。

第3 水質管理

水道水の水質は、水道法に基づく水質基準等に適合することが求められており、当局では安全でおいしい水を供給できるよう常に水質管理に万全を期している。

1 水質センターによる検査体制

現在、水質基準項目（水道法で検査が義務付けられている項目）として52項目、水質管理目標設定項目（水質基準とするには至らないが、水道水中での検出の可能性があり、水質管理上留意すべき項目）として26項目及び要検討項目（毒性評価が定まらない項目又は浄水中の存在量が不明等の理由から水質基準項目及び水質管理目標設定項目のいずれにも分類できない項目）として46項目が設定されている。

当局は、水質基準に迅速かつ的確に対応するために、水質センターを中心に技術と機器の両面から水質検査能力の向上に努め、万全の検査体制を整備してきた。

令和8年3月に公表した「令和8年度水質検査計画」では、都内131か所（図2-12参照）の自動水質計器設置地点及び浄水場（所）の入口・出口、水源を検査地点とし、定期的な検査を実施している。

また、水質センターでは、水質検査結果の客観的な信頼性を確保するために、平成16年3月に、金属類についてISO/IEC 17025の認定を取得し、更に平成19年3月に揮発性有機化合物について認定範囲を拡大した。

多摩水道改革推進本部においても、水質センターと同様に平成19年3月に金属類及び揮発性有機化合物についてISO/IEC 17025の認定を取得した。

2 水源から蛇口までの水質管理

（1）水源の水質管理

都の水道水源は、利根川、荒川、江戸川、多摩川、相模川等、関東地方のほぼ全域に及んでいる。当局は、これら広域にわたる水源の水質の動向を把握し、貯水池等の水質管理や適正な浄水処理、水源の水質保全の

要望等に役立てるとともに、水質異常の早期発見及び汚染事故発生時の迅速かつ適切な対応を図るため、次のような施策を実施している。

- ア 水源河川等の63か所の調査地点におけるおおむね月1回の定期的な水質調査
- イ 水質試験車等による水源水質の巡回監視
- ウ 関係機関との情報連絡網による水質汚染事故時の緊急連絡と連携調査活動の実施
- エ 良好な水道水源の保持を目的とした、水道水源林の適正な管理と小河内貯水池上流及び周辺の町村との協定の締結
- オ 水源地域における工場・事業場の排水等に関する情報の収集と汚濁防止への協力要請

（2）浄水場における水質管理

浄水場では、浄水処理過程を総合的に把握して適切な浄水処理を行い、水道水の安全確保に努めているところであるが、更なる水質管理の向上を図るため、平成19年度に「TOKYO高度品質プログラム（東京都版水安全計画）」を策定し、平成20年度から運用を開始した。

本プログラムでは、世界保健機関（WHO）が提唱する水安全計画によるリスクマネジメントに加え、ISO 9001に準じた浄水場での高度な品質管理及びISO/IEC17025に保証された精度の高い水質検査の三者を一体で運用することで、最高水準の水質管理を目指している。

各浄水場における水質管理の内容は、次のとおりである。

- ア 水質計器や水質検査による浄水処理状況のきめ細やかなチェック
- イ 項目ごとに毎日、毎週、毎月等、適切な頻度を設定し、水質検査を実施
- ウ 浄水処理で使用する薬品の品質検査
- エ 魚を用いた検知用水槽による常時監視
- オ その他水質管理に関する調査検討

当局では、水道水中のトリクロロアミン（カルキ臭の原因物質の一つ）に関する水質管理を充実させるため、

水質計器の一つであるトリクロロミン計の実用化に取り組み、平成 21 年度から主要な浄水場に導入している。

なお、主要な浄水場の原水、浄水等の水質検査結果は、表 2－13 のとおりである。

表 2－13 主要な浄水場の原水・浄水等の水質

		(令和 6 年度平均値、かび臭原因物質については最高値)			
水質項目		浄水場	東村山 (2急系)	金 町	朝 霞
濁 度 (度)	原 水		2.9	9.2	7.1
	浄 水		0.1未満	0.1未満	0.1未満
有機物 (全有機炭素 (TOC)の量 (mg/L))	原 水		0.9	1.7	1.7
	浄 水		0.4	0.6	0.5
ジェオスミン (mg/L) (かび臭原因物質)	原 水		0.000006	0.000010	0.000008
	浄 水		0.000003未満	0.000003未満	0.000003未満
2-メチルイソボルネオール (mg/L) (かび臭原因物質)	原 水		0.000003未満	0.000012	0.000010
	浄 水		0.000003未満	0.000003未満	0.000003未満
pH 値	給水栓		7.6	7.5	7.5
残留塩素 (mg/L)	給水栓		0.4	0.5	0.4

(3) 給水栓（蛇口）における水質管理

給水栓（蛇口）における水道水の安全性を確認するために、配水系統ごとに定めた都内 131 か所で定期的に水質検査を実施している。

各給水栓における水質管理の内容は、次のとおりである。

ア 131 か所全てに自動水質計器を設置し、1 日 1 回の測定が水道法で定められている色、濁り及び消毒の残留効果（残留塩素）について、常時監視

イ 年 1 回から 12 回までの頻度で、水質基準 52 項目を始め、水質管理目標設定項目、要検討項目など多くの項目についても水質検査を実施

なお、水質に関するお客さまからの問合せ、事故等への対応については、区部では、お客さまセンター、支所、営業所及び水質センターが、また、多摩地区では、お客さまセンター、サービスステーション及び多摩水道改革推進本部が協力して原因の調査と解決に当たっている。

(4) 検査結果の公表

検査結果は、当局のホームページで公表しており、1 日 1 回の測定が水道法で定められている項目については、毎日（平成 21 年度から実施）、その他の項目については四半期ごと（平成 17 年度から実施）に掲載している。

また、お客さまの水質に対する満足度向上のため、水道水の水質や安全性などの情報を分かりやすく発信する取組を推進している。この取組の一環として、水道水の高い安全性をお客さまに理解いただき、安心して利用いただけるよう「あんぜん・あんしん水質指標」を令和 3 年度からホームページに掲載している。

図 2－12 都内 131 か所の自動水質計器設置地点



表2-14 あんぜん・あんしん水質指標の7項目

	項目名	目標	令和6年度達成状況
満たすことが 必須の項目	水質基準適合率	全ての水質基準51項目において、基準値を下回っていること	100% 達成!
	残留塩素安全確保率	残留塩素が0.1mg/L以上含まれており、塩素消毒が十分にされていること	100% 達成!
都の 独自の 目標	放射性物質不検出率 (放射性ヨウ素131、 放射性セシウム134、137)	3種の放射性物質が不検出	100% 達成!
	農薬類不検出率	農薬類が不検出	100% 達成!
	総トリハロメタン目標達成率 (トリハロメタン4物質の合計)	水質基準の50%以下と、 高い水準で水質基準値をクリア	100% 達成!
	有害金属目標達成率 (水銀、鉛等6項目)	6項目全てにおいて、 水質基準の50%以下と、 高い水準で水質基準値をクリア	100% 達成!
	有害有機物目標達成率 (A ⁺ ベンゾ、トリクロロベンゼン等7項目)	7項目全てにおいて、 水質基準の50%以下と、 高い水準で水質基準値をクリア	100% 達成!

3 多様化する水質問題への対応

安全でおいしい水を供給することは、事業運営の基本方針であり、その実現には水源の水質が良好に保たれることが最も大切である。

しかし、近年、福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の問題や利根川水系におけるホルムアルデヒドによる水質事故を始め、未規制物質や有機フッ素化合物等が社会的に問題になるなど、水源水質を巡る状況は、複雑化・多様化する傾向にある。

また、河川におけるかび臭の発生も大きな問題となっており、さらに今後は気候変動に伴う無降水日の増加による原水pHの変動や、局地的な豪雨による急激な濁度の上昇など、原水水質の変化に対して、適切な浄水処理を継続していく必要がある。

当局は、これらの問題に対して浄水処理の徹底や水質に関する調査・実験等を行い、きめ細かな水質管理と浄水処理技術の開発を進めるとともに、高度浄水処理を導入するなど、より安全でおいしい水の供給に努めている。

(1) 放射性物質への対応

福島第一原子力発電所の事故を受けて、当局では、放射性物質の除去方法を検討した。放射性ヨウ素は、適切な塩素処理と粉末活性炭処理の併用処理、放射性セシウムは、凝集沈殿処理により完全に除去できるこ

とを確認することで、効果的な浄水処理を行った。

放射性物質の検査については、各水系を代表する5か所の浄水場（金町、朝霞、小作、東村山及び長沢）の水道水中の放射性物質（放射性ヨウ素及び放射性セシウム）を月一回測定するとともに、他の浄水場や多摩地区等の浄水所等においても定期的に測定し、その結果をホームページに公表している。

水道水において、放射性ヨウ素は、福島第一原子力発電所の事故当初は検出されたが、平成23年4月中旬以降一度も検出されていない。

また、放射性セシウムは、平成23年3月22日に測定を始めてからこれまで一度も検出されていない。

(2) ホルムアルデヒド水質事故対応

平成24年5月に利根川水系の浄水場の水道水で水質基準値を超えるホルムアルデヒドが検出され、取水停止や断水を伴う大規模な水質事故が発生し、都においても三郷浄水場で取水を停止した。この事故は、有害物質として規制されていなかったヘキサメチレンテトラミンが適正に処理されずに排出され、浄水場で消毒用の塩素と反応して、ホルムアルデヒドが発生したものであった。

事故直後は、流域の事業者と連携して、排出源の調査や水質監視を強化した。

また、環境中の有害物質や上流域での化学物質の使用状況を調査し、事故発生リスクの把握に努めている。

(3) 未規制物質への対応

平成24年に発生したホルムアルデヒド水質事故を契機として、厚生労働省は平成27年3月に、排水規制の対象とはなっていないが通常の浄水処理によってホルムアルデヒド等の水質基準項目等を高い比率で生成する物質を新たに「浄水処理対応困難物質」として定めた。当局では、このような化学物質を含め、水源水質事故の原因となる化学物質を抽出し、それらの物質の検査方法の確立を進めている。これらの物質については、浄水処理での除去性に関する調査を実施し、その結果を「TOKYO高度品質プログラム（東京都版水安全計画）」に随時反映している。

（４）有機フッ素化合物への対応

近年、有機フッ素化合物による水源汚染が明らかとなっており、当局においても多摩地区の一部の井戸水源を中心に検出されている。有機フッ素化合物は、撥水剤や消火剤等に広く用いられており、環境中に排出されると長く残存することが知られている。

有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名 PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（別名 PFOA）（以下「PFOS 及び PFOA」という。）は、令和2年4月に水道水質に関する基準等における位置付けが「水質管理目標設定項目」となり、暫定目標値が定められた（PFOS 及び PFOA の量の和として 0.00005mg/L 以下）。

さらに、令和8年4月に「水質管理目標設定項目」から「水質基準項目」に引き上げられた（基準値は引き続き PFOS 及び PFOA の量の和として 0.00005mg/L 以下）。

また、令和3年4月には、有機フッ素化合物のペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）が「要検討項目」として位置付けられた。

さらに、令和7年6月には PFHxS を含む 8 物質の有機フッ素化合物が要検討 PFAS として位置付けられた。当局では、水道水及び浄水場の原水・浄水の PFOS 及び PFOA について定期的に検査し、その結果をホームページに公表するとともに、水道水における PFOS 及び PFOA の値が基準値を下回るよう管理を徹底している。

なお、要検討 PFAS についても調査を行うこととしている。

（５）かび臭対策

植物プランクトンの中には、かび臭を産生する藍藻類が存在し、水温が高くなる夏場を中心に貯水池内で繁殖し、水源河川のかび臭原因物質の濃度を上昇させることがある。その他に、河床の石に付着した藍藻類に起因するかび臭原因物質の濃度上昇も発生している。

当局では、かび臭を感じない安全でおいしい水を供給するため、水源河川や原水におけるかび臭の検出状況を監視し、原水で高濃度のかび臭が検出された場合には、通常の浄水処理では除去が困難であることから粉末活性炭の注入により対応を、高度浄水処理においてはオゾン注入強化等により対応を行っている。また、

原水水質に応じた浄水処理の高度化に関する調査及び実験を行い、最適な浄水処理の導入に向けた検討も行っている。

（６）クリプトスポリジウム対策

クリプトスポリジウムは、人畜共通感染症の病原体（原虫）で、主たる症状は、下痢と腹痛である。この原虫は、通常の塩素消毒で完全に死滅させることは難しいが、適切な浄水処理で原水の濁りを取り除くことによって除去することができる。

当局では、平成19年3月に厚生労働省が示した「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」（令和元年5月改正）に基づき、「T O K Y O 高度品質プログラム（東京都版水安全計画）」の中でクリプトスポリジウム検出時等の対応を定めている。

（７）小河内貯水池の富栄養化対策

貯水池では、生活排水等に伴って、窒素、りん等の汚濁物質が流入すると、それを栄養分とする藻類が大量に繁殖することがある。この藻類の大繁殖は、貯水池を水源とする浄水場にかび臭などの異臭味障害やろ過障害を引き起こす。

小河内貯水池でも上流の河川流入部において、夏季を中心にアオコ（湖面に青い粉をまいたように見える現象）が発生している。

そのため、当局ではアオコ対策として、下水道整備等の汚濁物質流入抑制対策に加え、アオコの拡散を防止する分画フェンスを設置し、貯水池の水質保全に努めている。

（８）調査・実験

水源の水質汚濁が複雑化及び多様化している実情から、水質管理の一層の強化及び浄水処理の効率化を図るため、当局では、浄水処理技術の開発及び改良に努めている。

なお、研修・開発センター及び水質センターにおいて、令和7年度に実施した調査及び実験の主な内容は、次のとおりである。

- ア 浄水処理の高度化及び効率化に関する検討
- イ 様々な化学物質の処理性に関する検討

第4 水運用

1 水運用センターによる監視

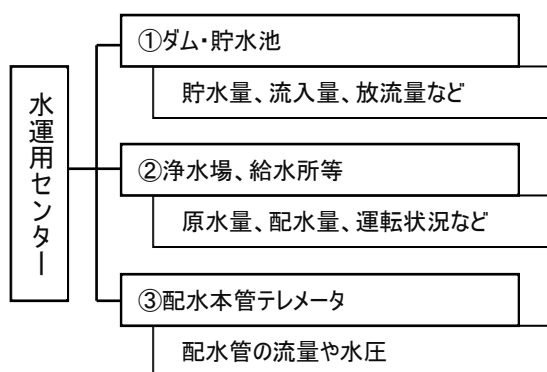
安定した給水を確保するためには、原水の効率的運用やきめ細かな配水調整を行うとともに、水道施設整備などの施策を総合的に推進し、限られた水資源を最大限に有効活用していかなければならない。

そこで、当局は、水運用センターを設置して、各種データを各所から収集し、多摩地区の主要施設を含めた都全域の監視を24時間体制で実施している（図2-13）



水運用センター監視室

図2-13 水運用センターに集約される主な情報



水運用センター監視室では、天候や曜日等で変化する水道需要に対して配水量を予測し、送配水管の流量及び圧力を最も適切になるよう調整するなど、日々の水運用においてきめ細かな対応を行っている。

さらに、近年の水道施設整備事業により、送・配水幹線網が整備されてきたことから、浄水場及び給水所間のバックアップ体制が充実し、広域的な送・配水系統の相互融通も可能となった。このことにより、水質事故、停電事故等が発生した場合にも、迅速な幹線の系統変更を行うことで、影響を最小限に抑えることができるようになった。

現在の原水及び送・配水幹線網は、水道施設整備事業概要図（巻末折込図参照）のとおりである。

水運用センターは、配水量予測、配水池運用、管路事故検知システム等の水運用に係るソフトウェアを開発し、日々の水運用業務に活用している。

また、使用エネルギーの最小化に取り組んでおり、より一層効率的な水運用を目指している。

2 原水の相互融通

原水連絡施設は、利根川・荒川水系の原水を荒川から取水し、東村山浄水場に揚水するとともに、多摩川水系の原水を自然流下により朝霞浄水場へ補給できるようにし、原水の相互融通性を持たせた施設である。

この原水連絡施設は、昭和39年の東京オリンピックを目前に控え、史上空前の渇水に悩んでいた東京に、荒川から緊急利水として取水を許可された原水の早期通水を目的として整備されたものである。

この原水連絡施設を活用して、通常時は主に利根川・荒川水系の水を利用し、利根川・荒川水系の水質事故時や渇水時等においては、多摩川水系の水を利用するなど、原水の効率的な運用を図っている。

なお、令和3年1月に第二朝霞東村山線が完成、3月より稼働し、原水連絡施設の二重化が図られた。

図2-14 利根川と多摩川との連絡施設



第5 多摩地区の水道

1 多摩地区の水道の経緯

多摩地区の水道は、かつては各市町村が個別に経営していたため、給水実態や財政の実情がそれぞれ異なり、区部・各市町村間の給水普及率、水道料金、施設整備水準等の格差が生じていた。

また、高度経済成長期以降の急激な人口増加及び都市化に伴う水道需要の増加は、各市町村が水源としていた地下水の水位低下及び枯渇を招くこととなり、この解消が緊急の課題となった。

このため、昭和40年、都の関係局長と多摩地区市町村長を主な構成員とする「三多摩地区給水対策連絡協議会」（会長 都副知事）で協議した結果、都が事業主体となって多摩地区市町村に浄水の分水を行い、市町村は分水料金を負担することで合意に至り、同年12月、東村山市から臨時分水が実施されることとなった。

しかしながら、料金格差や住民サービス面での問題は、依然として残された。

また、臨時分水についても、昭和44年に多摩地区市町村長を構成員として結成された「三多摩市町村水道問題協議会」から広域的行政施策による根本的解決が求められた。

このため、都知事の諮問を受けた「東京都水道事業調査専門委員」は、昭和45年に「東京都は三多摩地区市町村営水道事業を吸収合併し、区部水道事業とともに一元的に経営することによって、水道事業における格差を解消する方途を講ずるべきである。」との助言を行った。

2 都営一元化

（1）都営一元化の実施

都は、この助言を受け、昭和45年7月、当局に「多摩水道対策本部」を設置し、多摩地区市町村水道の都営一元化の具体化を図ることとした。

当局は、多摩地区市町村及び住民の意向を十分尊重

しながら、必要な調査を行い、昭和46年12月「多摩地区水道事業の都営一元化基本計画」を策定し、その後、自治労東京都本部との協議を経て、昭和48年5月に基本計画を一部修正した。

修正後の計画の要旨は、次のとおりである。

ア 計画の目標

- （ア）区部及び多摩地区を一体とする水道需要に基づき水源の確保を図る。
- （イ）多摩地区における給水普及率を向上させる。
- （ウ）相互融通機能を強化するため、配水連絡管等の抜本的整備拡充を図る。
- （エ）水道料金等の住民負担は、区部、多摩地区とも同一とし、その均衡を図る。
- （オ）営業制度その他については、住民福祉の向上と業務の効率的運営に配慮しつつ、漸進的にその改善を図る。

イ 計画期間

昭和47年度から昭和50年度までの4年間

ウ 計画の地域

五日市町（現あきる野市）、奥多摩町、日の出村（現日の出町）及び檜原村を除く28市町（五日市町及び日の出町は昭和49年10月に、奥多摩町は平成21年4月に計画対象地域に追加された。）

エ 業務運営方式

市町の地域内業務は、原則として当該市町への事務委託により実施する。

この計画に基づき、各市町からの都営一元化の申出に応じて、個別に協議を重ねた結果、昭和48年11月から平成14年4月までに各市町の水道事業を順次都営に一元化し、本計画の取組は終結した。その後、奥多摩町との個別協議を踏まえて平成22年4月に同町を加え、令和8年3月31日現在、都営水道の多摩地区の給水区域は26市町となっている（秋川市と五日市町とが平成7年9月1日付けで合併し、あきる野市となったこと及び田無市と保谷市とが平成13年1月21日付けで合併し、西東京市となったことにより、計画対象29市町、都営水道26市町となっている。）。

なお、計画対象市町のうち都営水道に一元化されていない市は、武蔵野市、昭島市及び羽村市の3市となっている。この3市は、平成12年に当局が実施した「水道事業の都営一元化に関する意向の再確認」に対し、それぞれ「当面は市の事業として運営し、一元化は市が進めている主要な施設整備が完了する段階又は一元化に関する市民のコンセンサスが得られる段階で検討する。」旨の意向を示していた。その後、令和6年4月に武蔵野市が、令和8年1月に羽村市が、それぞれ都営水道への統合の意向を示している。

(2) 多摩ニュータウンの水道

多摩ニュータウン水道事業は、多摩市、八王子市、町田市及び稲城市の4市にまたがる新住宅市街地開発区域とその関連区域に給水するための事業で、都（知事）が事業主体となり、昭和44年に創設許可を受けて建設に着手し、昭和46年4月から給水を開始した。このうち直接住民に関係する給水サービスや維持管理業務等については、都知事の委任を受けて水道局長が行ってきた。

なお、平成10年4月1日からは、多摩ニュータウン水道事業を都水道事業へ統合し、都営水道として経営している。

3 暫定分水

都営一元化計画の対象ではあるが、地下水を水源として市が独自に水道事業を経営している武蔵野市、昭島市及び羽村市に対して、地下水だけでは需要に対して水源が不足するなどの理由から、暫定的に浄水を供給できる体制を整えている。

昭和40年に都の関係局長と多摩地区市町村長を主な構成員とする「三多摩地区給水対策連絡協議会」（会長都副知事）の決定に基づき、多摩地区市町に対する「臨時分水」が実施されることになった。その内容は、次のとおりであった。

- (1) 当局が事業主体となって浄水を分水する。
- (2) 市町村は分水料金（均一料金）を負担する。
- (3) 計画水量は、昭和40年から始まる第二次利根川系拡張事業で措置する。

これにより、同年12月から緊急分水の形で東村山市に対し開始され、以降ピーク時の昭和48年度には27市町に対し分水を行っていた。

その後、都営一元化計画による統合の結果、一元化実現までの臨時暫定的措置としての臨時分水制度については、平成13年度末をもって終了することとした。

しかし、未統合3市が前記「意向の再確認」において、平成14年度以降も市で進めている主要な施設整備が完了するまでの間、引き続いて都から水の供給を受けたいといった要望をしていたため、分水料金等について適正な負担を求めることとし、平成14年度以降も暫定的に分水を行っている。

4 事務委託解消の経緯

都営一元化された26市町のうち、奥多摩町を除く25市町の水道事業については、水道料金の徴収や小規模施設の維持及び管理、配水調整等、直接住民に関係する水道業務は、事務委託に関する規約に基づき都が各市町に事務を委託し、各市町により運営されてきた。

しかし、事務委託制度では、各々の市町域ごとに事業が運営されるため、料金支払、届出、相談窓口などがお客さまの居住地の市町に限定され、また、市町域にとらわれない適正な配水区域の設定ができないなど、制度自体に起因する問題があり、広域水道としてのメリットを十分に発揮することが困難となっていた。

このため、都では、より一層のお客さまサービスと給水安定性の向上及びより効率的な事業運営を図るため、事務委託の解消を主たる内容とする多摩地区水道の経営改善を実施することとし、平成15年6月「多摩地区水道経営改善基本計画」（計画期間 平成15年度から10年間）を策定した。

この基本計画に基づき、関係市町と事務委託の解消について協議を進めた結果、平成16年4月1日から、武蔵村山市及び多摩市の水道料金等の徴収系業務を皮切りに、順次業務移行を進め、平成24年3月末には、25市町に委託していた全ての業務を都に移行し、事務委託を完全に解消した（表2-15参照）。

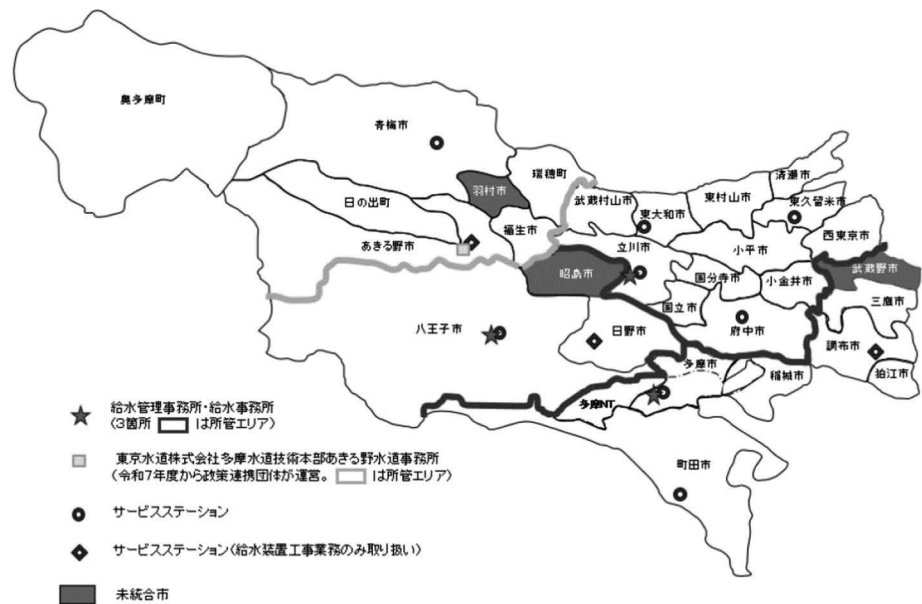
なお、移行された業務については、主に政策連携団体を活用することで、公共性を確保しつつ、効率的な体制を構築している（図2-15参照）。

表 2-15 都営水道 25 市町への事務委託の廃止状況

区 分	事務委託廃止・業務移行時期		
	徴収系業務（注1）	給水装置系業務（注2）	施設管理系業務（注3）
武蔵村山市	平成16年3月31日	平成18年3月31日	平成17年3月31日
多摩市		平成21年3月31日	平成21年3月31日
瑞穂町	平成17年3月31日	平成17年3月31日	平成17年3月31日
府中市	平成18年3月31日	平成18年3月31日	平成21年3月31日
小平市			平成19年3月31日
東大和市		平成19年3月31日	平成20年3月31日
東久留米市			平成24年3月31日
小金井市	平成19年3月31日	平成20年3月31日	平成21年3月31日
日野市			平成22年3月31日
東村山市		平成19年3月31日	平成21年3月31日
狛江市		平成20年3月31日	平成21年3月31日
清瀬市		平成22年3月31日	平成22年3月31日
あきる野市		平成19年3月31日	平成20年3月31日
西東京市		平成20年3月31日	平成22年3月31日
日の出町		平成20年3月31日	平成24年3月31日
八王子市	平成20年3月31日	平成21年3月31日	平成22年3月31日
立川市		平成20年3月31日	平成24年3月31日
町田市		平成20年3月31日	平成22年3月31日
国分寺市		平成21年3月31日	平成24年3月31日
福生市	平成21年3月31日	平成22年3月31日	平成24年3月31日
青梅市		平成21年3月31日	平成22年3月31日
調布市		平成21年3月31日	平成24年3月31日
国立市	平成23年3月31日	平成24年3月31日	平成24年3月31日
三鷹市			
稲城市			

注1 徴収系業務 受付業務、検針業務、中止清算業務、水道料金徴収業務等
注2 給水装置系業務 宅地内への水道引込み工事の審査・検査等の業務等
注3 施設管理系業務 水道施設の管理業務、工事業務、漏水防止業務、浄水所・給水所等の運転監視、保守点検業務等

図 2-15 給水管理事務所・サービスステーション等配置図

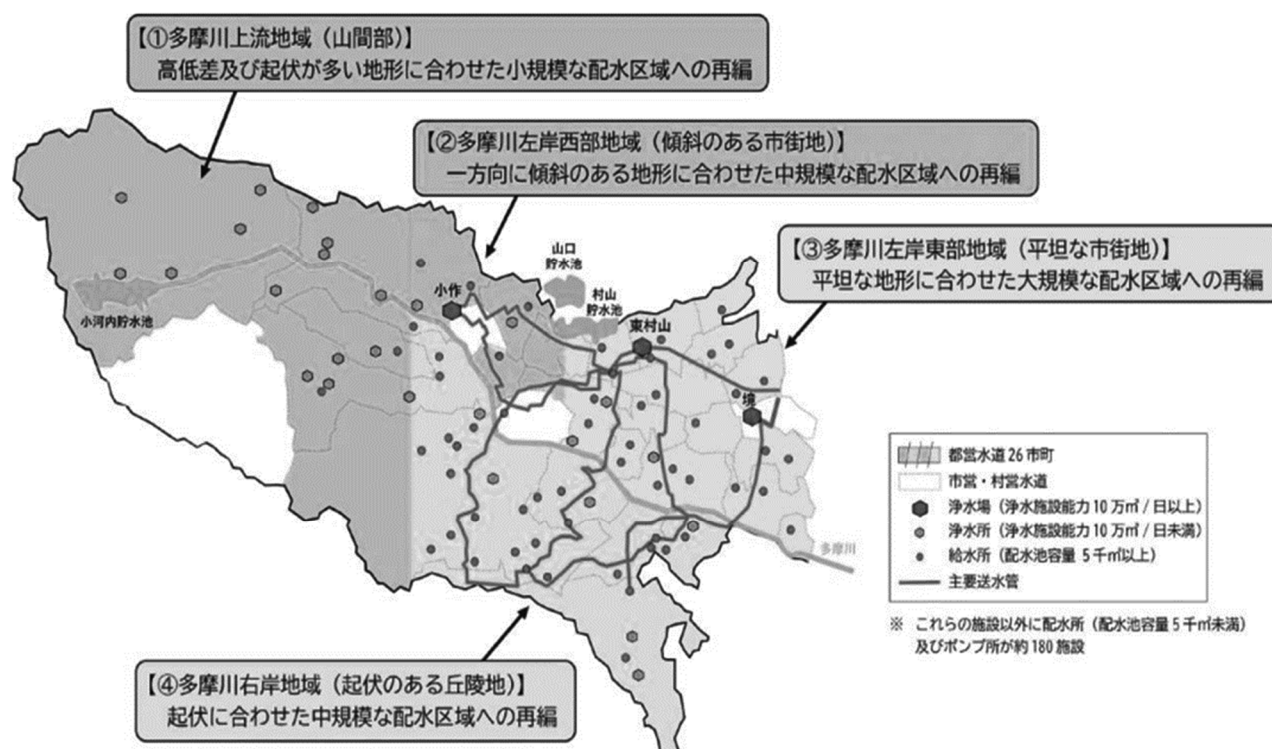


5 多摩地区水道の強靱化

当局では、これまで、事務委託完全解消を見据えた「多摩水道改革計画(2010―2014)」(平成22年8月)、東日本大震災など、その後の状況変化等を踏まえた「多摩水道改革計画2013～新たなステージにおけるレベルアップへの挑戦～」(平成25年5月)、多摩水道が目指す将来像を示した「多摩水道運営プラン2017～強靱で信頼される広域水道へ～」(平成29年3月)、「東京水道経営プラン2021～お客さまの信頼で築く強靱な東京水道～」(令和3年3月)により、多摩地区の水道事業の改革を進めてきた。

現在は、「東京水道経営プラン2026～ともに未来へつなぐ、安全・安心な東京の水道～」(令和8年3月)に基づき、多摩水道の強靱化に向けて、地域特性を踏まえた配水区域の再編や施設整備など、様々な取組を進めている(図2-16参照)。

図2-16 多摩地区の地域特性を踏まえた配水区域の再編



第6 水道施設の整備

1 施設整備の経過と計画

都の水道は、明治31年の通水以来、水道需要の増加に対応するため水源の確保や施設の整備が進められ、現在では、給水普及率100%、配水管延長2万7,639km、施設能力684万 m^3 /日となっている。

しかし、都の水源は喝水に対する安全度が低く、施設の中には老朽化による機能低下やバックアップ機能が不足するものもある。

また、高度経済成長期に集中して整備した大規模浄水場は、今後、順次更新時期を迎えるとともに、切迫性が指摘される首都直下地震等への備えが必要となっている。

さらに、安全でおいしい水へのお客さまニーズの高まりからより一層の安全安心が求められている。

このような、様々な課題に適切に対応するため、「東京水道経営プラン2026」及び「東京水道施設整備マスタープラン」に基づき、次に掲げる施設整備事業を着実に推進することとしている(表2-16参照)。

2 主要施設整備事業

(1) 水源及び浄水施設整備事業

この事業は安定的な給水を確保するため、水源の確保や導水施設、浄水施設の更新整備などを推進し、併せて水源及び浄水施設の耐震強化を図るものである。

主な事業として、霞ヶ浦導水事業による水源確保に引き続き取り組んでいく。

また、境浄水場への導水施設を二重化する東村山境線(仮称)の整備や、境浄水場及び上流部浄水場(仮称)に東村山浄水場更新時の浄水施設能力低下を補う代替浄水施設の整備、多摩地区の日原浄水所等の更新を進めていく。代替浄水施設の整備及び浄水場の更新に当たっては、火山噴火に伴う降灰やテロ行為等が発生した場合にも浄水場の機能を維持する

ため、浄水施設を屋内化する。

さらに、切迫性が指摘されている首都直下地震等に備え、朝霞浄水場や金町浄水場の沈殿池等の耐震化を進めていく。

(2) 送配水施設整備事業

この事業は、安定的かつ効率的な配水の確保及び耐震性の強化を図るため、送・配水管の新設や耐震継手管への取替え、私道内における配水管の整備、給水所の整備等を推進するものである。

主な事業として、バックアップ機能を確保するため、新城南幹線(仮称)や境浄水場関連送水管、上流部浄水場(仮称)関連送水管の整備を引き続き進めるとともに、給水所への送水の二系統化を図っている。

給水所については、地域的な偏在や配水池容量の不足を解消するため、王子給水所(仮称)や新玉川給水所(仮称)等の新設や和田堀給水所等の拡充整備を進め、多摩地区では、市町にとらわれない合理的な配水区域に再編するため、深大寺給水所や柴崎給水所等の拡充整備を進めている。

また、水元給水所や芝久保給水所等で配水池の耐震化にも取り組んでいる。

配水管については、都の被害想定で震災時の断水率が高い地域の耐震継手化を重点的に進めるとともに、配水小管網の上流側に位置する地域配水の骨格管路の耐震継手化などを推進している。

さらに、近年、顕在化している風水害リスクへの対策として、河川横断管路の地中化を進めていく。地中化に長期間を要する場合は、配水系統の変更や隣接区域との連絡管を整備するとともに、隣接水道事業体と緊急時に水を融通する連絡管の整備も推進し、早期にバックアップ機能を確保する。

また、給水管については、給水栓が設置されている私道を対象に、耐震性能を有する配水管を布設するとともに、給水管をステンレス鋼管に取り替える給水管の耐震化を推進している。

表2-16 主要施設整備事業

事業名		水源及び浄水施設整備事業	送配水施設整備事業
事業費		945 億円	4,695 億円
事業期間		令和8年度から令和10年度まで	
東京水道経営プラン2026	事項及び内容 (注)	- 導水施設の整備 東村山線境線（仮称）等 - 大規模浄水場の整備 境浄水場、上流部浄水場（仮称） - 自家発電設備の新設・増強 朝霞浄水場等 - 浄水施設の耐震化等 金町浄水場等 - 水源分担金 霞ヶ浦導水事業等	- 送配水管ネットワークの強化 96km - 送配水管の耐震強化等 1,134km - 配水池等の整備 和田堀給水所等
	事業費	324 億円	1,556 億円
令和8年度予算	主な事業	- 導水施設の整備 東村山境線（仮称）等 - 大規模浄水場の整備 境浄水場、上流部浄水場（仮称） - 自家発電設備の新設・増強 朝霞浄水場等 - 浄水施設の耐震化等 (区部) 金町浄水場第1高度浄水施設 オゾン設備等改良工事等 (多摩) 日原浄水所築造工事等 - 水源分担金 霞ヶ浦導水路、利根導水路等	- 送配水管ネットワークの強化 新設延長 32km - 送配水管の耐震強化等 取替延長 358km 私道内整備延長 30km - 配水池等の整備 (区部) 和田堀給水所（拡充）等 (多摩) 柴崎給水所（拡充）等

(注) 本表では、計画期間(令和8年度から令和10年度まで)に工事を行う主要な施設整備を表示

第7 局事業に係る技術の管理

1 技術管理

第2章

当局は、水道施設の整備、補修及び改良工事や委託、測量、調査等の業務を効率的に進めていく上で必要な土木及び設備の積算基準、仕様書、指針等の整備を適宜行い、技術管理の維持向上を図っている。

また、効率的な事業経営や建設業における働き方改革、環境への配慮の視点から、積算システムの整備、工事コストの管理及び建設副産物対策にも積極的に取り組むとともに、水道事業の円滑な運営を確保するために、工事発注者の立場から、工事事故の発生防止にも努めている。

(1) 積算基準及び単価表の整備及び改定

積算基準は、適正な工事費を見積もるための考え方や手法を定めたものであり、工事価格が常に市場の実態と合うよう作業内容や使用機械等は毎年度、国の制度改革に伴う改定は適宜、見直している。

単価表は、刊行物単価の調査による資材単価及び主要な資材については価格変動に応じて毎月改定を行っている。

また、労務単価及び市場の実勢価格調査による資材単価等については年度ごとに改定を行っている。

これらの取組に当たっては、庁内関係局で構成する東京都工事関係基準協議会で調整を進め、統一的な運用を図っている。

積算基準や単価表は、工事発注に係る透明性や公平性の確保を目的に公表している。

(2) 設計及び施工に係る仕様書、指針等の整備

関係法令、条例、各種指針等との整合、庁内関係局との調整、水道事業の特性等を考慮し、設計及び施工に係る仕様書や指針の整備及び改定を行っている。

また、当局が要求する品質を確実にするため、工事施工の適正化等の取組を反映した関係図書類の整備も行っている。

設計及び施工に係る仕様書類は、公表しており、水道工事に関係する施工業者の知識取得、施工能力の向

上、的確な施工管理等に寄与している。

(3) 積算システムの整備

当局の積算システムは、東京都水道局事務系ネットワークシステム（以下「T S - N E T」という。）を利用したクライアントサーバ方式により運営されている。数量計算・設計積算システム、給水装置工事システム、小規模工事システム、漏水防止工事システム、設備積算システム及び事務支援システムの各サブシステムを一つのシステムとして管理しており、局内の土木・設備工事の設計及び積算を行うための基幹システムとして、平成16年4月から運用を開始した。

また、令和元年12月より局内の現場作業における委託業務の積算を行うためのシステムの運用を開始した。

このシステムは、維持管理が容易で運用コストが安価なネットワーク上で稼動するシステムとなっている。

また、積算基準、単価表及び各種仕様書類の改定の実施時期に合わせ、改定の情報をシステム内に取り込むことにより、事務の効率化を図っている。

(4) 工事コストの管理

都は、限られた財源を有効に活用し、品質を確保しながら、確実なコスト管理の取組を進めるため、東京都公共施設等コスト管理委員会を設置して、平成9年度から平成18年度まで三次にわたってコスト縮減に関する行動計画を策定し、工事コストの縮減に努めてきた。

平成19年度からは、公共工事の品質確保の促進に関する法律の施行や社会的コストの縮減等を含めた総合的なコスト管理の確立を目指す新たな取組方針に基づき、コスト管理に取り組んできた。

平成31年3月には、近年の社会構造等の変化に迅速かつ柔軟に対応できる体制の構築が必要として、東京都公共施設等コスト管理委員会に代わり、東京都公共施設等コスト管理情報連絡会を設置している。

当局では、平成19年12月に公共施設等のコスト管理実施方針を策定し、量的縮減だけでなく、時間的コストや社会的コストを含めた総合的なコスト管理の確立に向けて取り組んでいくこととしている。

また、局委員会での審議事項の整理完了に合わせコスト管理体制の見直しを図り、令和4年度より、水道局コスト管理情報連絡会とした。

これまでの具体的な取組としては、配水管の浅層埋設化、非開削工法の採用など、直接的な工事コスト縮減に係る施策のほか、民間の技術力を活用するVE

(バリューエンジニアリング) などによるコスト縮減対策に加え、浄水場発生土の有効利用、LED照明使用などの環境対策を行っている。

これらの取組により、コスト管理が定着したことから、令和8年3月をもって水道局コスト管理情報連絡会は廃止した。今後、新規の取組事例が生じた場合は、水道局コスト管理DBの更新により、局内共有を図る。

(5) 建設副産物対策

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正や近年の環境意識の高揚を背景に、工事に伴い発生する建設副産物の適正処理やリサイクルの推進がますます重要となっている。

このため、東京都建設リサイクル推進計画(令和6年4月)や東京都建設リサイクルガイドライン(令和7年4月)等に基づき、公共工事土量調査、建設副産物実態調査、緑のリサイクル実態調査、建設副産物関係施設調査及び建設グリーン調達実績調査を実施し、過年度の実績の把握や次年度の利用調整等に努めている(表2-17 参照)。

表2-17 令和7年度リサイクル実績(発生量ベース)

(上段) 発生量 (単位 万トン *発生土は万 m ³)					
(下段) 再生資源利用促進率					
CO 塊	発生木材	AS 塊	建設汚泥	混廃	発生土
7.1	0.2	59.6	11.2	0.3	*95.4
100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	99.5%	100%

また、当局は、庁内関係局で構成する東京都建設副産物対策協議会において、建設副産物対策の適正処理に関する情報交換を行うとともに、指針の策定等に参画している。

令和7年5月からは建設副産物情報交換システム等の機能が統合されたコブリス・プラス(旧:建設副産

物情報交換システム(COBRI S))の運用が開始された。こうしたシステムを活用することにより建設副産物の再生資源利用促進率の向上を目指している。

(6) 工事故の防止

当局は、平成9年4月に東京都水道局工事故防止対策委員会を設置し、それまで施工担当部署がそれぞれに取り組んでいた事故防止対策を、当局として一体的に取り組む体制を整えた。

工事故を減らしていくためには、本質的な安全化対策を積極的に講じていく必要がある。このため、平成24年6月に水道工事故防止アクションプラン(平成24年度から3か年)を策定した。

委員会では、工事故の原因調査、再発防止対策の検討及び局内への事故情報の周知等を行うとともに、アクションプランに基づき、当局の事故防止方針を策定している。同方針に基づき、各部の工事総括部署が安全管理に関する実施計画を策定し、工事故防止に努めた結果、一定の効果が得られた。

今後も引き続き、発注者として安全対策に取り組む必要があることから、プランの期間中に発生した事故を分析し、3か年ごとに行動目標と重点取組を定め、令和6年度にはアクションプラン2024を策定した。このプランに基づき、建設機械に起因する事故防止に特化した体験型講習会や、工事故を再現したVR体験を講習会に盛り込むなど、事故防止推進に努めている。

第3章 水道事業の課題と主要施策

第1 安定給水

- 1 水源の適切な確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69
- 2 節水型都市づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72
- 3 将来にわたる安定給水の確保・・・・・・・・・・・・ 73

第2 震災対策等

- 1 震災対策の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
- 2 主要施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
- 3 近隣事業体との連携による水の相互融通・・・・・・ 77
- 4 東京都水道局震災等応急対策計画・・・・・・・・・・ 79
- 5 水道緊急隊の活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 83
- 6 他水道事業体との相互連携・・・・・・・・・・・・ 84
- 7 感染症対策の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 88

第3 安全でおいしい水の供給

- 1 原水水質に応じた浄水処理（高度浄水処理の導入）・・・・・・ 89
- 2 残留塩素低減化のための取組・・・・・・・・・・・・ 89
- 3 直結給水化の普及・拡大・・・・・・・・・・・・・・ 89
- 4 貯水槽水道の適正管理・・・・・・・・・・・・・・ 92

第4 漏水防止

- 1 漏水の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 93
- 2 漏水防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 93
- 3 漏水防止対策の効果・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 96

第5 環境に配慮した水道事業

- 1 東京都水道局環境基本理念・・・・・・・・・・・・・・ 98
- 2 東京都水道局環境5か年計画・・・・・・・・・・・・・・ 98
- 3 主な施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 99
- 4 環境確保条例等への対応・・・・・・・・・・・・・・ 103

第6 国際展開

- 1 国際展開の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 104
- 2 知ってもらう（世界への情報発信）・・・・・・ 104
- 3 つなげる（世界との交流）・・・・・・・・・・・・・・ 107
- 4 育てる（人材・事業体の育成）・・・・・・・・・・・・ 107
- 5 関係機関等との連携・・・・・・・・・・・・・・ 109

第7 職員の人材育成と研究開発

- 1 人材育成の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 110
- 2 研修・開発センターによる研修体制・・・・・・・・・・ 111
- 3 水道技術の継承・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 113
- 4 現場ニーズと将来を見据えた調査・研究開発・・・・ 113
- 5 職員の自己啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 116

第1 安定給水

1 水源の適切な確保

(1) 水源の適切な確保

都の水源地量は、現在、日量約680万 m^3 である。しかし、将来、気候変動の進行に伴い、積雪量の大幅な減少や無降水日数の増加等により、河川やダム等の供給能力が低下し、厳しい渇水のリスク増大が懸念される。

こうした状況から、首都東京の安定給水を継続するため、水道需要への対応はもとより、将来の気候変動による影響も踏まえ、水源の確保や安定化に努め、最大限活用していく。

(2) 水資源開発等の経過

都の水源地量の約8割を占める利根川及び荒川における水資源開発は、「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」（通称「フルプラン」）に基づき行われてきた（図3-1参照）。

昭和37年に決定後、改定を重ね、現在、リスク管理型の「水の安定供給」に向けた計画（令和3年5月閣議決定）により、国土交通省及び独立行政法人水資源機構が事業の推進に当たっている。現在、当局は水資源開発として、霞ヶ浦導水事業（国土交通省が事業主体として実施）に参画している（表3-1参照、これまでに完成した水源施設の概要は、「第2章第2水道施設の維持・管理 1 水源施設」参照）。

(3) 水源地域対策

ダム等の建設に伴う水源地域住民に対する補償は、従来、農地、家屋等への損失補償が主体であった。しかし、ダム等の建設は、水源地域住民の生活基盤の喪失や生活圏の分断など、地域環境に大きな変化をもたらす例が少なくないため、これらの問題解決等に日時を要し、計画に対し大幅な遅れを来している実情にある。これに対応するため、次のような施策がとられてきた。

ア 水源地域対策特別措置法の制定（昭和48年）

ダム等の建設に伴う水源地域住民の生活再建及び水源地域の振興等を推進することを目的に制定された。

イ 財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の設立（昭和51年。平成24年7月に公益財団法人へ移行）

水源地域対策特別措置法に定める生活再建措置を補完し、その具体化を図るものであり、都など関東地区の1都5県が設立した。

ウ その他

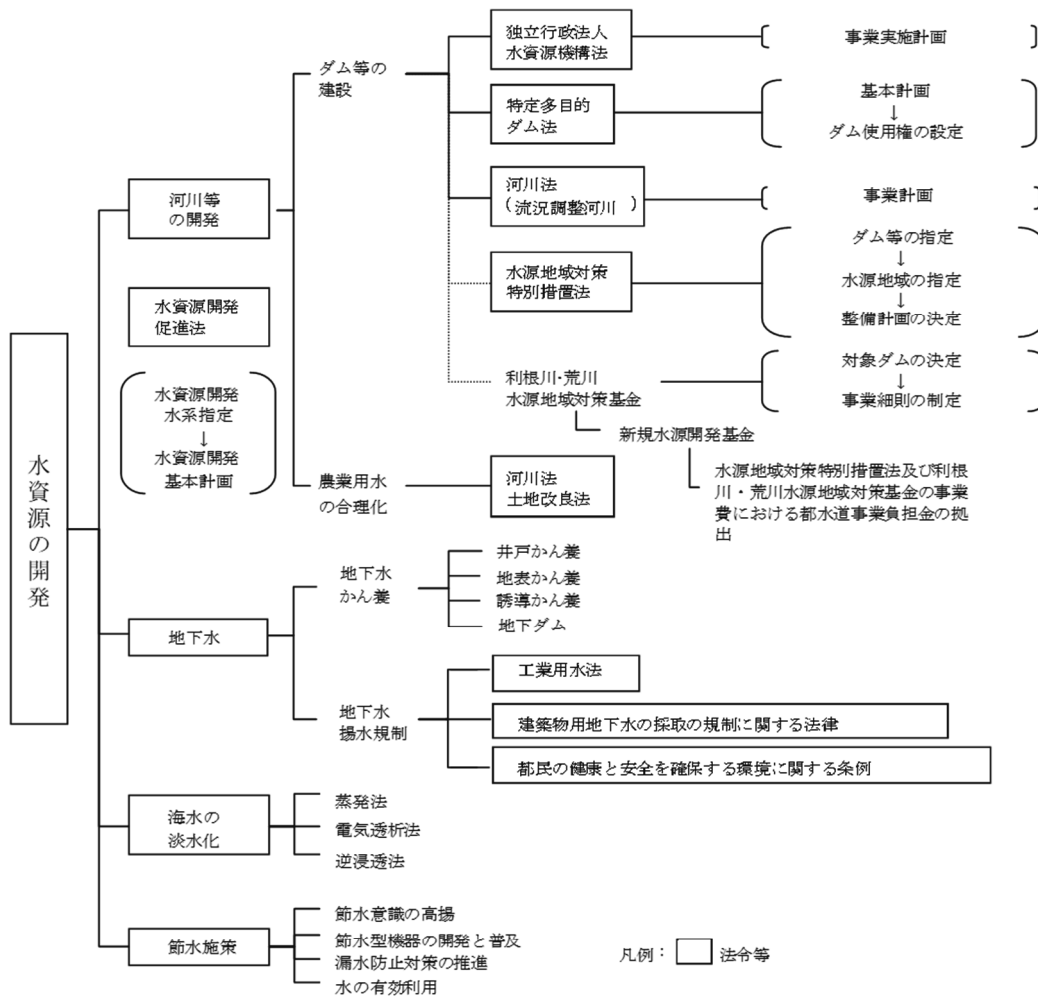
国及び関係方面に水源開発の促進を強く要望するとともに、都自らも節水型都市の形成に向けて諸施策を強力に進めている。

また、上下流交流の実施を通して水源地域住民との連帯感の醸成を図るなど、水源地域住民の理解と協力が得られるよう可能な限りの努力をしている。

表3-1 水資源開発状況

	施工中
施設名	霞ヶ浦導水

図 3 - 1 水資源開発の体系



【フルプラン策定の経緯】

年 月	内 容	備 考
昭和37年 8 月	利根川水系水資源開発基本計画決定(昭和45年度目標)	
昭和45年 7 月	〃 (第 2 次フルプラン)	(昭和50年度目標)
昭和51年 4 月	利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画決定(第 3 次フルプラン)	(昭和60年度目標)
昭和63年 2 月	〃 (第 4 次フルプラン)	(平成12年度目標)
平成元年 1 月	第 4 次フルプラン一部変更(埼玉合口二期の計画、霞ヶ浦・奈良俣・渡良瀬の工期)	(〃)
平成 6 年 1 月	〃 (利根中央用水・利根中央土地改良・川古ダム・利根大堰施設緊急改築・武蔵水路改築の追加その他)	(〃)
平成 7 年 3 月	〃 (栗原川ダムの追加その他)	(〃)
平成10年 3 月	〃 (滝沢ダム発電事業追加、北千葉導水路・滝沢ダム・浦山ダム・利根大堰施設緊急改築の工期その他)	(〃)
平成11年 8 月	〃 (思川開発の利水者確定、浦山ダムの事業費その他)	(〃)
平成13年 9 月	〃 (戸倉ダム・ハッ場ダム・渡良瀬遊水池・霞ヶ浦導水・北総中央・利根中央用水の工期、平川ダム・川古ダム・江戸川総合開発・小森川ダム・大野ダムの削除、印旛沼開発緊急改築の追加その他)	(〃)
平成14年12月	〃 (利根中央土地改良の工期、思川開発・霞ヶ浦導水の縮小、栗原川ダムの削除、群馬用水施設緊急改築の追加その他)	(〃)
平成20年 7 月	利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画決定(第 5 次フルプラン)	(平成27年度目標)
平成21年 3 月	第 5 次フルプラン一部変更(ハッ場ダム発電事業追加、滝沢ダムの工期)	(〃)
平成26年 8 月	〃 (利根導水路大規模地震対策事業・群馬用水緊急改築事業・房総導水路施設緊急改築事業の追加、ハッ場ダム建設事業、北総中央用水土地改良事業の工期)	(〃)
平成28年 1 月	〃 (思川開発事業・霞ヶ浦導水事業の記載内容)	(〃)
平成29年 4 月	〃 (思川開発事業の工期・霞ヶ浦導水事業の工期)	(〃)
平成31年 3 月	〃 (改築事業群を包括的に掲げ)	(〃)
令和 3 年 5 月	利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画決定(リスク管理型、第 6 次フルプラン)	(令和12年度目標)
令和 6 年12月	第 6 次フルプラン一部変更 (思川開発の工期)	(〃)

（４）水資源の保全

ア 水道水源林の保全

当局が所有する水道水源林は、2万5,868haの広大な面積を有する森林であり、明治34年に当時の東京府が、水道水源林の管理を開始してから、120年以上が経過している。

当局では、水道水源林の持つ機能の維持及び向上と、事業活動で生じる環境負荷の低減を図るため、次のような施策を進めている。

（ア）水道水源林の保全

人工林の適切な保育管理や複層林化を着実に実施し、健全な森林を育成及び維持し、二酸化炭素の吸収源としての働きを向上させていく。

なお、伐採された間伐材については、栈橋や木柵などの材料として有効活用するほか、治山、林道事業の土木資材にも活用するなど、利用拡大を図り、地球温暖化の防止に寄与していく。

（イ）水源地啓発事業の推進

多くの人々に、気軽に森林に触れ、水道水源林の役割や大切さを理解していただけるよう「水源地ふれあいのみち」を散策路として整備している。

ふれあいのみち小河内ゾーンについては、今後幅広い人々に訪れていただけるように、老朽化した施設の更新や新エリアの整備を行っていく。

また、小河内貯水池周辺については、地元奥多摩町と共同で設置した「奥多摩 水と緑のふれあい館」や小河内ダムから「山のふるさと村」までの湖畔沿いに整備した散策路「奥多摩湖いこいの路」を組み合わせ、ダムと水源林の役割について広報活動を行っている。



水源地ふれあいのみち

（ウ）多摩川水源森林隊

林業の衰退等から荒廃が進む多摩川上流域（山梨県を含む。）の民有林を水源地にふさわしい緑豊かな森に再生するため、平成14年7月、「多摩川水源森林隊」を設立した。

植栽、下刈、間伐、枝打等のボランティアを主体とした森林保全活動を通じて民有林の再生を進めるとともに、令和8年度からは巣箱設置や清掃活動など気軽に参加しやすい活動を増やし、幅広い層の参加を促進していく。

令和7年度末現在、3,157回の活動（延べ参加者3万7,903名）を行っており、ボランティア登録者数は、1,697名となっている。

（エ）民有林購入

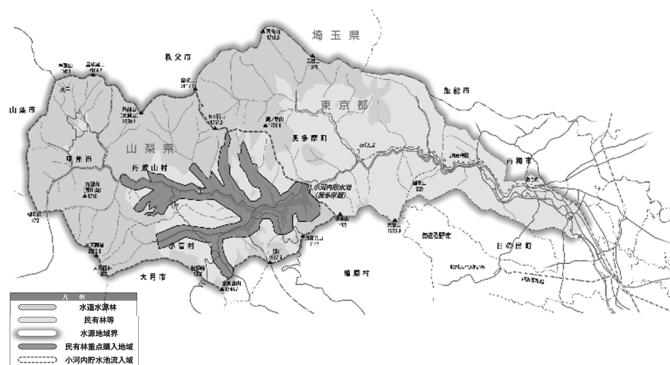
多摩川上流域の民有林では、長期にわたる林業不振の影響などにより、荒廃の進んだ森林が増えている。

このような状況を受け、将来にわたって水源地を良好な状態で保全するため、多摩川と日原川との合流点より上流域の民有林を公募により購入する取組を平成22年度より実施している。

また、多摩川上流域の民有林の内、小河内貯水池への影響が特に懸念される約2,000haを「民有林重点購入地域」と位置付け、所有者に積極的に売却を働き掛け購入する取組を平成29年度より開始した。おおむね10年間で購入を推進し、水源林として良好な森林へ再生していく。

令和7年度末現在、576件（4,238ha）を購入している。

図3-2 民有林積極購入の対象地域



2 節水型都市づくり

節水型都市づくりとは、都民に必要な水を確保しつつ、水の合理的使用を促進することにより、渇水に強く、潤いのある都市にすることである。

当局では、広報活動による節水意識の高揚や水の有効利用の促進など、有限な水資源に対し、総合的見地から安定給水に努め、水を大切に節水型都市の実現を目指している（図3－3参照）。

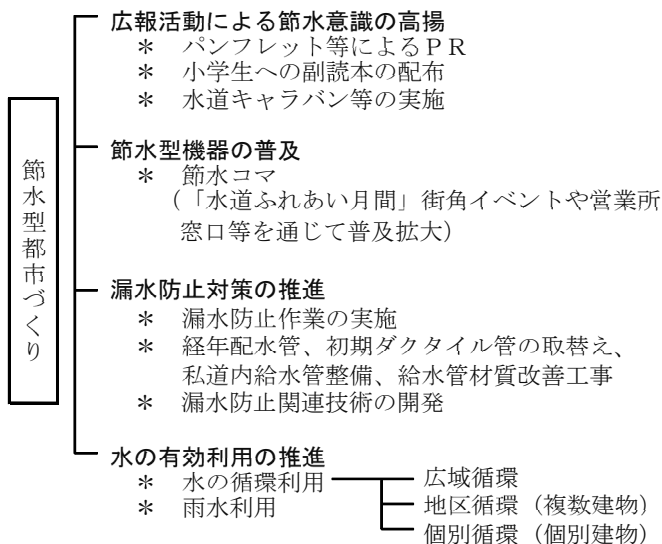
東京都では、昭和48年に「水道需要を抑制する施策」を発表し、昭和58年に「東京都水道局節水型都市推進委員会」を設置するなど、様々な施策を実施してきた。

その後も、昭和62年に設置した「節水型都市づくりを考える懇談会」の答申を受けて、関係局で構成する「節水型都市づくり推進連絡協議会」を設置するなど、全庁的な対応を図ってきた。

さらに、平成11年に「東京都水循環マスタープラン」を策定し、節水対策を一層推進するとともに、望ましい水循環の形成を図るための具体的な施策を平成27年度まで進めてきた。

その後、水循環に関わる施策については、平成29年に策定された「都市づくりのグランドデザイン」に引き継がれ、都市が有するあらゆる水資源が都市活動に生かされていることを目標に、限りある水資源の有効活用を図っている。

図3－3 節水施策の体系



また、東京都では、平成15年に策定した「水の有効利用促進要綱」に基づき、一定規模以上の建築物の新築時には、雑用水利用施設の設置を指導し、水の有効利用を推進している。当局では、新築時に行う大口需要者の給水装置新設の申込時に雑用水利用をお願いしている。

なお、当局では「東京都水道局庁舎等に係る水有効利用設備設置基準」を定め、庁舎等の新築及び改造に際し、水有効利用設備を設置して、水資源の有効利用を図っている（表3－2参照）。

表3－2 水有効利用状況

（1）水道局の水有効利用状況

（令和8年3月末現在）					
	件数	設置場所	利用量 (m ³ /年)	利用率（％）	
				範囲	平均値
循環利用※1	3	本郷庁舎、和泉庁舎、水の科学館	648	0～14	3
雨水利用※2	14	研修・開発センター、本郷庁舎、水源管理事務所、墨田営業所、足立営業所、新宿営業所、中野営業所、北部支所、三筋庁舎、和泉庁舎、多摩水道立川庁舎、多摩水道山王下庁舎、多摩水道元本郷庁舎、蒲田事務所	13,526	2～43	21

※1 循環利用…建物で発生する排水や集水した雨水を処理して再生した水を雑用水として利用

※2 雨水利用…集水した雨水をろ過し、排水の循環再利用を伴わない状態で雑用水として利用

（2）都内循環利用施設利用状況

（令和8年3月末現在）				
状況	件数	総使用水量 計画量 (m ³ /日) (A)	循環利用水量 計画量 (m ³ /日) (B)	循環利用率 ×100（％） (B/A)
広域循環※3	209（7地区）	109,225	37,586	34.4
地区循環※4	183（54地区）	102,310	23,600	23.1
個別循環※5	476	308,460	84,110	27.3
計	868	519,995	145,296	27.9

（注）一定規模以上の施設を対象

※3 広域循環…下水再生水を供給可能な区域内の建物において雑用水として利用する方式

※4 地区循環…一定区画内の複数の建物で処理した循環利用水を雑用水として利用する方式

※5 個別循環…建物で処理した循環利用水を同一建物内で雑用水として利用する方式

（3）都内雨水利用状況

（令和8年3月末現在）					
	都施設	区市町施設	国施設	民間施設	計
件数	286	631	93	966	1,976

（注）一定規模以上の施設を対象

3 将来にわたる安定給水の確保

(1) 導水施設の二重化及び更新

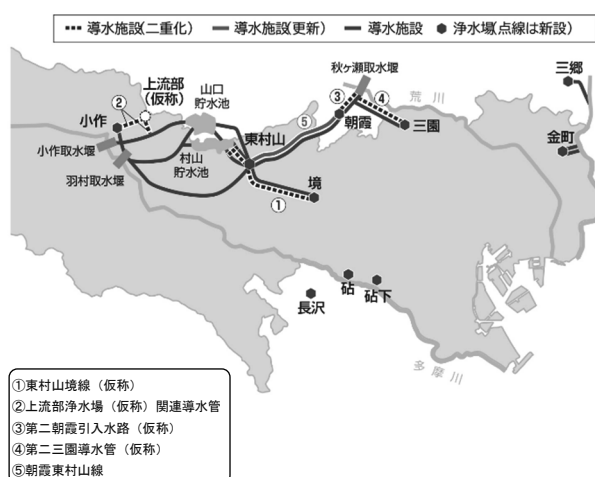
導水施設は、取水施設で取水した原水を浄水場へ送る重要な施設であり、災害や事故で破損した場合、浄水場が停止し、断水に直結する。このため、導水施設のバックアップ機能を確保することを目的として、導水施設の二重化を進めている。

具体的には、境浄水場の再構築に併せて導水機能を強化する東村山境線（仮称）を引き続き整備するとともに、上流部浄水場（仮称）関連導水管、第二朝霞引入水路（仮称）及び第二三園導水管（仮称）の整備を進めていく。

また、導水施設の中には、布設年度が古い施設が存在しており、バックアップ機能を確保した上で、劣化状況を把握するとともに、更新していく必要がある。このため、二重化が完了し、バックアップ機能を確保した導水施設は、定期的な健全度調査による状態監視を行いつつ、長期にわたり共用するとともに、更新時期については、耐震化状況を考慮し、健全度調査による劣化状況を踏まえ、適切に判断していく。

具体的には、朝霞東村山線の更新を進めていく。

図3-4 導水施設の二重化及び更新の実施箇所



(2) 浄水場（所）の更新及び屋内化

浄水場は、高度経済成長期に集中的に整備されており、今後、順次更新時期を迎える。浄水場の更新は、

予防保全型管理による施設の長寿命化や更新の平準化を図り、年間事業費を抑制しつつ、約90年間で計画的に推進していく。

また、浄水場は、事故時や改良工事などによる施設停止の影響を最小限にとどめるため、系列単位で更新していくこととなる。しかし、大規模浄水場は、系列単位で更新した場合においても、大幅な施設の能力低下が生じるため、更新に伴い低下する施設能力相当の代替浄水場をあらかじめ整備した上で、浄水場の更新に着手する。

浄水場の施設能力は、安定給水を確保した上で、水道需要の動向、補修や停止リスクによる能力低下を考慮し、更新に合わせて適正な規模としていく。

また、大規模浄水場では、最大浄水場の停止による影響を軽減させるため、施設能力を均等化していく。

さらに、原水水質に応じた浄水処理方式の導入や、火山噴火による降灰等の脅威に備えて浄水施設の屋内化を行うとともに、環境への配慮の観点から位置エネルギーの有効活用や施設配置の最適化に努めていく。加えて、デジタル技術の更なる活用により、効率的な設計、施工及び維持管理の導入を進めていく。

図3-5 主な浄水場の更新時期

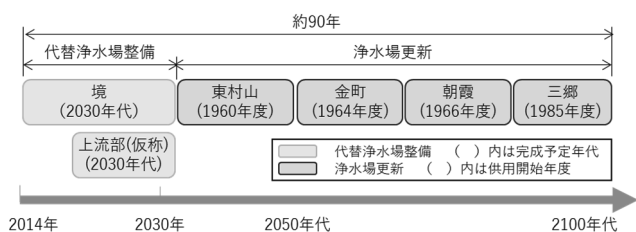
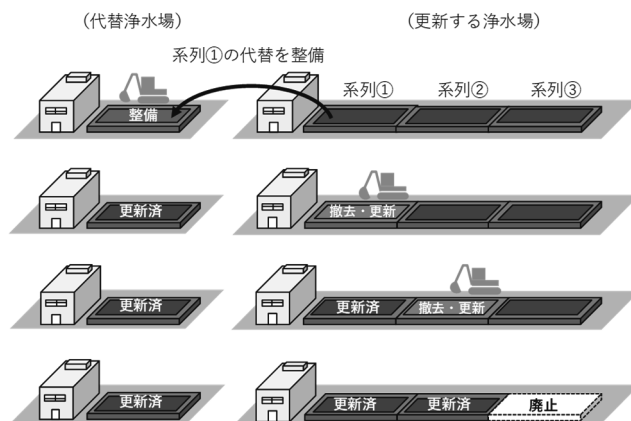


図3-6 浄水場の系列単位の更新



（３）送水管のネットワーク化及び更新

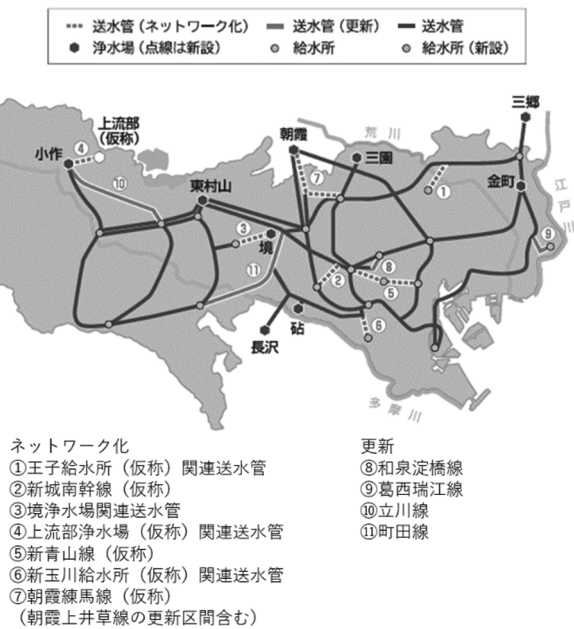
送水管は、浄水処理した水を給水所へ送る重要管路であり、これまで、災害や事故時におけるバックアップ機能を強化するため、ネットワーク化を進めてきた。しかし、一部の送水管は、バックアップ機能が確保されていないことから、災害や事故時に機能停止した際、給水所への十分な送水が確保できない場合もある。

このため、広域的な送水管ネットワークを構築するとともに、給水所への送水の二系統化を進めていく。

また、バックアップ機能を確保した送水管は、経過年数や耐震性等を考慮し、健全度調査による劣化状況等を踏まえ、計画的に更新していく。

具体的には、新城南幹線（仮称）、境浄水場関連送水管、上流部浄水場（仮称）関連送水管等の整備により、送水管のネットワーク化を進めていく。また、和泉淀橋線、町田線等は、更新に向けた設計を進めていく。

図３－７ 送水管のネットワーク化及び更新の実施箇所



（４）給水所の新設、拡充及び更新等

これまでの給水所の整備によって、都内全体の給水の安定性は向上してきたものの、給水所が整備されていない地域が一部存在している。

また、施設の長寿命化に必要な詳細点検は、経過年数の古い施設からおおむね半数完了しており、コンクリート構造物は今後も適切に維持管理を行うことで、長期供用が可能であると見込んでいる。一方で、仕切弁などの付属設備は、今後、経年劣化が進行すると、機能に支障を来すおそれのある箇所を確認している。

このため、平常時はもとより、災害や事故時においても可能な限り給水を確保するため、給水所の新設や拡充を進め、配水区域を適正な規模に再編する。

なお、給水所の配水池容量は、水使用の時間変動や事故等の非常時の対応として、計画一日最大配水量の12時間分を目標として整備する。

また、予防保全型管理による施設の長寿命化や更新の平準化により、計画的に更新を行っていく。

具体的には、引き続き、王子給水所（仮称）、新玉川給水所（仮称）等の整備を推進していく。

図３－８ 給水所の新設、拡充及び更新等の実施箇所



第2 震災対策等

1 震災対策の必要性

平成23年東北地方太平洋沖地震（以下「東日本大震災」という。）、平成28年熊本地震、令和6年能登半島地震等、水道施設に大規模な被害を及ぼす地震が全国各地で発生している。

東日本大震災は、大きな揺れや津波、地盤の液状化による管路の被害に加え、計画停電等により、全国で約257万戸にも及ぶ断水被害が発生した。また、能登半島地震においても、水道施設が甚大な被害を受け、広域かつ長期的な断水被害が生じるとともに、避難所等の重要施設への給水が途絶え、被災者の生活に大変不便を強いるなど、「水」が使えることの重要性・公共性が改めて認識された。

東京においても、首都直下地震の切迫性が指摘されており、東京都防災会議は、令和4年5月に「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表し、従来の被害想定の見直しを行った（表3-3参照）。この被害想定では、最大震度が7に達するとともに、震度6強の地域が広範囲に及ぶと想定されている。

当局は、約1,393万人の都民生活、都市活動及び首都中枢機能を支える役割を担っており、震災時においても給水を確保することは、我が国全体の国民生活及び社会経済活動を維持する上で極めて重要である。

このような状況を踏まえ、当局では、震災対策を最重要課題の一つとして位置付け、予防対策を推進する「東京水道施設整備マスタープラン」及び発災後の応急対策活動を示す「東京都水道局震災等応急対策計画（令和5年3月改定）」に基づき、ハード・ソフトの

両面から首都東京にふさわしい、地震に強い水道の構築を目指している。

2 主要施策

（1）取水及び導水施設の耐震化

水源から蛇口までの水道システムの上流に位置する貯水池及び取水・導水施設は、安定的に水道水を供給する上で重要であり、十分な耐震性を有している必要がある。

小河内貯水池では、耐震診断により堤体の耐震性を確認している。

また、山口貯水池、村山下貯水池及び村山上貯水池の堤体強化が、令和5年度までに完了した。これにより、当局が保有する全ての貯水池における給水安定性を確保した。

独立行政法人水資源機構が管理する利根川河口堰^{ぜき}においては、令和6年度から大規模地震に対する耐震性能を確保するための事業を実施している。

また、取水及び導水施設には十分な耐震性を確保していない施設が存在しており、被災した場合には浄水場の機能が停止することが懸念されるため、引き続き、浄水場間でのバックアップなどにより、取水量の低下に伴う給水への影響を抑えながら、耐震化を推進する。

表3-3 上水道 断水率一覧

	都心南部直下地震	多摩東部直下地震	大正関東地震	立川断層帯地震
区部計	34.1%	28.6%	19.5%	0.3%
多摩計	9.2%	19.5%	7.2%	14.5%
合計	26.4%	25.8%	15.7%	4.7%

（出典 首都直下地震等による東京の被害想定（東京都）令和4年5月）

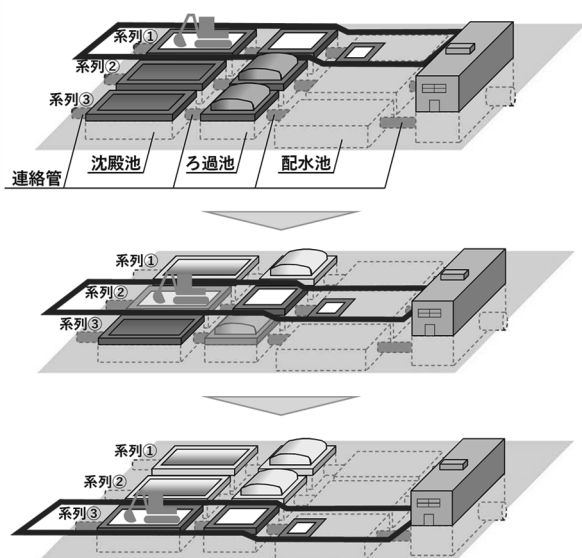
（２）浄水施設の耐震化

切迫性が指摘されている首都直下地震などに備え、浄水施設の耐震化に取り組むことが必要である。しかし、工事期間中は、施設の能力低下を伴うことから、安定給水を確保しながら工事を進めていくことが重要である。

そこで、送配水ネットワークを活用した配水調整による、他の浄水場からのバックアップや、施設の能力低下を伴う補修工事等を同時期に行うなど、給水への影響を抑えながら、計画的に耐震化を推進する。

また、着水井から沈殿池、ろ過池、場内連絡管、配水池までの連続性を考慮し、施設の能力低下を可能な限り抑制するため、浄水処理の系列ごとに耐震化工事を進めていく。

図３－９ 系列ごとの耐震化（イメージ）



（３）配水池の耐震化

配水池は、浄水場（所）からの送水を受けて水を貯留し、地域の需要に応じて配水するために不可欠な施設であり、耐震化工事においては、工事期間中の安定給水を確保しながら進めていくことが重要である。

また、都市化が進んだ地域に位置する給水所は、周辺の建物に近接した状態で工事を行うことから、安全面、環境面の対策も必要である。

このため、耐震化工事に当たっては、給水所が停止しないよう１池ずつ施工することや、工事の実施を予

防保全型管理の補修時期と合わせるなど、給水への影響を抑制するとともに、周辺環境に配慮しながら着実に推進していく。

（４）配水管の耐震化

配水管の延長は、約28,000kmにも及ぶことから、優先順位を定め計画的に更新する必要がある。これまでも、外部衝撃に弱い高級铸铁管などを、昭和40年代から粘り強く強度の高いダクタイル铸铁管へ順次更新し、おおむね完了した。

また、平成10年度からは、継手の抜け出し防止機能を有する耐震継手管を全面的に採用し、耐震継手化を推進してきた。

これまでの耐震化の取組により、避難所や主要な駅などの重要施設への供給ルートの耐震継手化は令和4年度末時点に概成した。

現在は、引き続き、埋設物が^{ふくそう}輻輳する場所など、施工が困難な箇所に点在する布設年度が古く漏水発生の恐れのある取替困難管を令和8年度までに解消するとともに、初期ダクタイル管の更新や、断水被害を効果的に軽減するため、都の被害想定で震災時の断水率が高い地域の耐震継手化を推進し、令和10年度までに解消する。

また、配水小管網の上流側に位置する地域配水の骨格管路の耐震継手化を重点的に推進し、配水管ネットワークを強化していく。

図３－10 耐震継手管の構造（イメージ図）

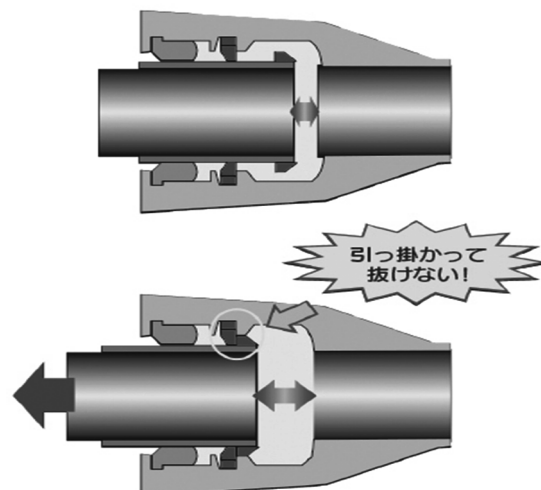
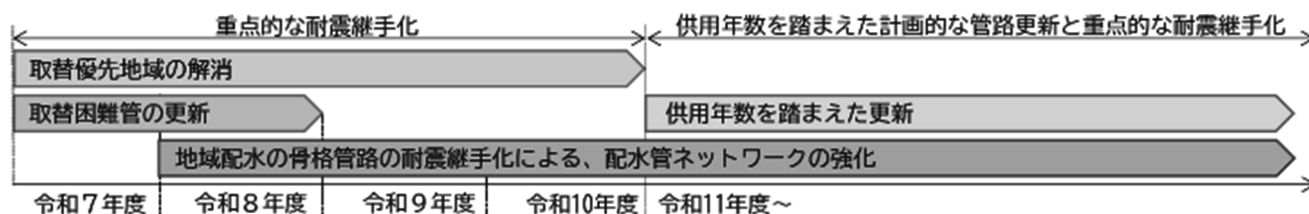


図3-11 管路更新の進め方



(5) 給水管の耐震化

当局では、給水管の耐震強化、水の出の向上及び漏水の未然防止を目的として、給水管が3本以上又は給水栓が10栓以上ある私道内の給水管を整理・統合し、配水小管を布設する事業を展開してきた。

しかし、東日本大震災における都内の水道管の被害は、給水管が4分の3を占め、主に塩化ビニル製の給水管の破損・抜け出しを原因とするものが大部分であったことを教訓として、平成24年9月から事業対象を給水栓が3栓以上ある私道に拡大した。

また、2栓以下の私道についても塩化ビニル管等をステンレス鋼管に取り替える施策を行っている。

さらに、土地所有者の承諾が得られないなど配水小管を布設できない場合でも、既存の塩化ビニル製給水管をステンレス鋼管へ取り替えている。

(6) 自家発電設備の新設・増強

首都直下地震などが発生した場合、電気事業者からの電力供給が途絶する可能性があるため、水道事業の継続には、電力の自立化が必要である。

このため、震災などによる大規模な停電時においても、安定的に給水を確保できるよう、自家発電設備の整備を推進している。

浄水場には、停電などにより設備が停止した場合、多岐にわたる機器の点検や動作確認が必要となり、復旧に時間を要する施設がある。こうした施設には、停電が発生しても電力供給が途切れない仕組みが不可欠である。

そこで、大規模停電時や電力使用が厳しく制限された場合においても、計画一日平均配水量を供給可能な規模で自家発電設備を整備する。具体的には、浄水場や給水所等において、浄水処理や送配水に必要な電力を、非常用発電設備により確保する。

また、高度浄水処理など継続的な電力確保が必要な

浄水場には、非常用発電設備に加え、電力規模などを考慮し、常用発電設備又は瞬時電圧低下補償装置を整備する。

さらに、自家発電設備の燃料は、72時間運転できる量を可能な限り確保する。

3 近隣事業体との連携による水の相互融通

当局は、大地震時や大規模な水源水質事故時等の非常時における水への安心を高めるため、他県市と水道水を相互に融通する「水の相互融通」の実施に向けた取組を進めている。

まず、全国で初めて、都県域を越えた大規模な水の相互融通を可能とする「東京・埼玉朝霞連絡管」の整備を埼玉県と共同で行い、平成17年9月に完成させた。この「東京・埼玉朝霞連絡管」は、朝霞浄水場付近で東京都と埼玉県の双方の送水管を接続したもので、日量10万 m^3 （約30万人都市の水道使用量に相当）の水道水を融通し合うことができる施設である。

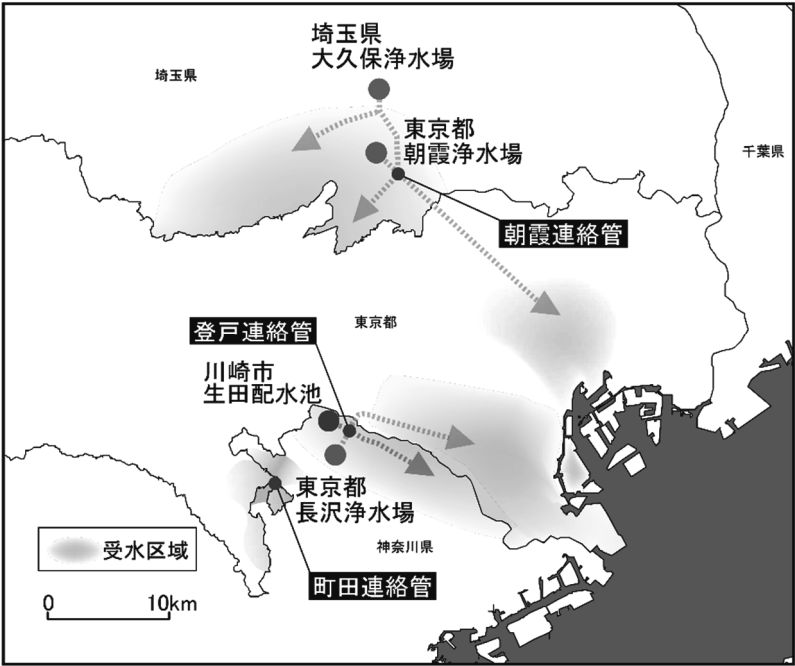
次に、川崎市と共同で整備を進めていた「東京・川崎登戸連絡管」及び「東京・川崎町田連絡管」を平成19年2月に完成させた。これらの連絡管は、東京都と川崎市の双方の配水管を接続したもので、登戸連絡管は日量10万 m^3 、町田連絡管は日量1.5万 m^3 （約5万人都市の水道使用量に相当）の水道水を融通し合うことができる（表3-4参照）。

また、年に1回以上の運用訓練を連携先の事業体と共同で実施することとしている。

表 3－4 連絡管の概要

名 称	朝霞連絡管	登戸連絡管	町田連絡管
口径・延長	φ 800×44m	φ 800×35m	φ 400×54m
接 続 施 設	東京 φ 2200 埼玉 φ 1200	東京 φ 1600 川崎 φ 1200	東京 φ 500 川崎 φ 400
融 通 水 量	日量 10 万 m ³	日量 10 万 m ³	日量 1.5 万 m ³
完 成	H17.9	H19.2	H19.2
都 の 主 な 受水区域※ (図 3-12 参照)	中央区全域、千代田区、 文京区の大部分、港区の 一部	世田谷区・目黒区・港 区・大田区・品川区・ 狛江市の一部	町田市東部 (聖ヶ丘給水所系)

図 3－12 連絡管による受水区域



4 東京都水道局震災等応急対策計画

震災等応急対策計画は、地震等により水道施設に被害が生じ、平常給水が不可能になった場合に応急対策諸活動を迅速・的確に実施できる態勢を作り、一刻も早い平常給水への回復及び可能な限りの飲料水の確保を図ることを目的とする。

震災等応急対策計画に係る体系は、図3-13のとおりである。

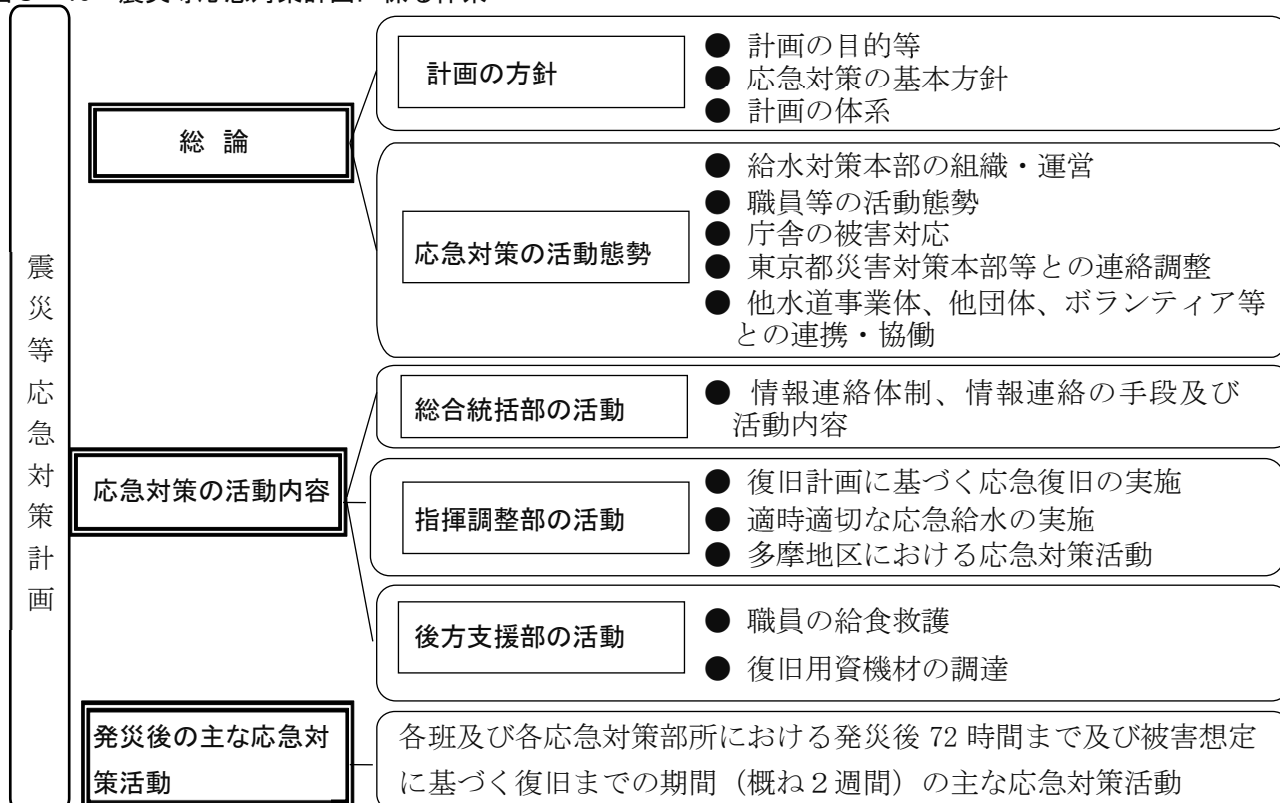
(1) 基本態勢

ア 給水対策本部の設置

地震等の発生により水道施設に甚大な被害が発生した場合など、一定の要件に該当する場合は、当局は必要な対策を迅速かつ効果的に実施するため、直ちに給水対策本部を設置し、応急対策活動を組織的に進める。

また、夜間、休日等に大地震等が発生した場合は、直ちに当局の災害対策職員住宅に入居している職員、あらかじめ水道局長が指定する管理職員等が都庁舎に参集する。そして、情報収集に努めながら初動態勢を整え、各事業所の交替勤務職員等とともに初期活動に当たる。

図3-13 震災等応急対策計画に係る体系



イ 震災時等の情報連絡活動

応急対策活動を迅速かつ効果的に実施するために、発災後直ちに情報室を立ち上げ、情報連絡活動を開始する。

また、復旧活動、応急給水活動等を適時適切に行うため、あらかじめ情報連絡の連絡系統、手段等を定め、正確な情報を迅速に収集・伝達する。

情報連絡手段は、音声通信として、固定電話、公用携帯電話、水運用電話、IP無線及び東京都防災行政無線を使用する。

また、「東京都水道局震災情報システム」等を使用し、情報の一元化や共有を図る。

対象情報

- (ア) 庁舎・通信・システムの被害状況
- (イ) 職員の参集状況
- (ウ) 首都中枢機関等被害状況
- (エ) 施設被害・運用状況
- (オ) 管路被害状況等
- (カ) 応急給水拠点稼働状況
- (キ) 応急給水車両給水状況
- (ク) 資器材等の管理状況

※管路被害情報は震災マッピングシステムを使用

（２）復旧計画

ア 復旧優先順位の決定

災害発生時には、水道施設の被害についての情報の収集・分析を通して、適切な復旧方針を決定し、可能な限り都民への給水を確保するため、配水調整により断水区域の減少に努める。

管路に被害を受けた場合でも、原則として断水は行わないが、漏水により二次災害を引き起こすおそれのある場合は、速やかに断水する。

また、送配水管等の復旧に当たっては、あらかじめ定めている復旧の優先順位に基づき、効率的に作業を進めることとしている。この復旧優先順位は、次のとおりである。

（ア）送配水管

- a 首都中枢機関等への供給管路
- b 第一次重要路線（送水管及び主要配水本管）
- c 第二次重要路線及び配水小管重要路線（配水の骨格となる管路）
- d 震災対策用応急給水施設、二次救急医療機関、災害拠点連携病院、避難所等への供給管路

（イ）給水管

- a 首都中枢機関等
- b 後方医療機関となる医療施設及び福祉施設
- c 避難所、行政機関など地域の復旧の中核となる施設
- d その他給水上特に重要な施設

イ 関係会社等の協力体制の確保

復旧活動は、当局工事受注者等との協力体制の下に実施することとしている。復旧作業に必要な作業要員、復旧用材料の確保等に関しては、関係会社等にあらかじめ協力要請を行うなど、機動性・実効性を重視した体制の整備を図っている。

ウ 応急復旧作業における情報活用

東日本大震災や熊本地震の際に、住民等からの電話による漏水場所等の情報提供を、漏水修繕に役立てた。当局においても、住民からの電話を活用して漏水情報等を収集し、迅速な情報連絡に活用するとともに、効

率的な応急復旧作業へ反映していく。

（３）応急給水計画

応急給水活動は、給水状況、住民の避難状況等、必要な情報を迅速かつ的確に把握した上で、応急給水計画を定め実施する。

ア 応急給水の方法

大地震などにより断水が発生した場合に、応急給水を行う場所を「災害時給水ステーション」と総称する。

応急給水は、以下の３種類の災害時給水ステーションにおいて行い、都民ニーズに応えた段階的な給水量の増加を図る。

- （ア）給水拠点
- （イ）車両輸送
- （ウ）避難所等



災害時給水ステーションのシンボルマーク

イ 災害時給水ステーションにおける都と区市町の役割分担

「災害時給水ステーション」における都と区市町の役割分担は次のとおりである。

（ア）災害時給水ステーション（給水拠点）

- a 応急給水槽では、区市町が資器材等の設置から住民への給水活動までの全てを行う。
- b 改造（注）前の浄水場、給水所等では、当局が資器材等の設置を、区市町が住民への給水活動を行う。
- c 改造（注）後の浄水場、給水所等では、応急給水エリアの鍵を当局職員、区市町職員等が解錠し、資器材の設置が不要な蛇口等から、応急給水活動を実施する。

（注）改造とは、浄水場、給水所等の一部を柵で仕切った応急給水活動区域に常設給水栓等を設置して、

当局職員の到着前に区市町職員、地域住民等が応急給水活動を行えるように整備することである。

(イ) 災害時給水ステーション（車両輸送）

都災害対策本部及び医療対策本部から要請のあった医療施設（医療機関への応急給水については、加圧式給水車を使用）、福祉施設、水を供給できない給水拠点等に当局が水を輸送して開設し、区市町等が住民への給水活動を行う。

なお、避難所等に応急給水する場合は、仮設水槽等の設置有無を確認し、効率的な応急給水を行う。

また、応急給水要請数が給水車等の対応箇所数を超える場合の対応順位については、原則、以下のとおりとする。

〔第1順位 病院等〕

病院等の種別では、災害拠点病院、災害拠点連携病院、災害医療支援病院、人工透析医療施設、重症重度心身障害児（者）施設等の福祉施設の順

〔第2順位 水を供給できない給水拠点〕

給水拠点へ集まった住民の数に応じて、優先順位を決定

〔第3順位 避難所〕

給水拠点からの距離、避難者数、仮設水槽の有無の順で検討し、優先順位を決定

〔その他〕

主要駅、遺体収容所など要請内容を精査して優先順位を受付時に判断（公共施設に限定）

(ウ) 災害時給水ステーション（避難所等）

断水地域の状況、水道施設の復旧状況等に応じて、特に必要があると認められる場合に開設する。

a 避難所応急給水栓

当局から区へ譲渡した資器材を使用し、避難所に保管してある応急給水栓を用いて、区市町が当局へ通水状況等の状況を確認した上で、応急給水を行う。

b 消火栓等（当局から区市町へ貸与した資器材を使用する場合）

あらかじめ当局が指定した避難所や区市町所有の施設などの応急給水実施場所において、区市町が当局へ通水状況等の状況を確認した上で、仮設給水栓を設置し、応急給水を行う。

c 消火栓等（上記以外）

病院、福祉施設、水を供給できない給水拠点、多

量の水が必要となる避難所など応急給水計画上の必要な拠点又はメータ下流部の給水装置が破損等により使用できず、特に給水が必要な場合、給水装置の復旧を待たずに実施し、当局が仮設給水栓の設置を、区市町が住民への給水活動を行う。

(4) 訓練及び研修（東京水道危機対応力強化計画2026）

災害時における応急対策活動を迅速・的確に実施できるよう「東京水道危機対応力強化計画2026」を策定した。本計画に基づき、実践的な研修、訓練等を実施することで、職員各自の役割等について、周知徹底を図っている。

ア 年間方針（PDCAサイクルの実践）

年間を通じて、以下のPDCAサイクルを実践し、あらゆる事態を想定した訓練を、体系的かつ網羅的に実施することにより危機対応力の強化を図る。

(ア) Plan（訓練企画）

前年度の改善点の検証を含めたより厳しい状況を想定した訓練の企画

(イ) Do（訓練実施）

各部所の行動マニュアルに則したリアルな訓練の実施

(ウ) Check（検証）

訓練後、速やかに課題を提起

(エ) Action（改善）

課題の対応策を検討し、改善点をマニュアル等に反映

イ 令和7年度実施状況及び訓練参加者数

(ア) 首都直下地震を想定した訓練

a 当局全体訓練2回。水道局休日防災対応訓練及び水道局休日防災参集訓練を実施。延べ6,963名（政策連携団体職員、区市職員、事業者等を含む。）が参加

なお、水道局平日防災対応訓練は令和7年八丈島台風（台風第22号・第23号）の対応により中止

b 都主催訓練 東京都・羽村市・日の出町合同総合防災訓練に参加

- c 多様な主体と連携した応急給水訓練 142 回。
3,001 名（政策連携団体職員、区市町職員、住民等を含む。）が参加
- d 各事業所等で実施する訓練 191 回
- e 他の事業体と連携した訓練 区市町が主催する防災訓練への参加（計 62 回）、日本水道協会関東地方支部南関東ブロック合同防災訓練、連絡管相互融通訓練等を実施

第 3 章

（イ）東京ウォーターレスキュー（T w R）の派遣訓練

救援活動の覚書に基づく仙台市への派遣訓練及び大阪市への派遣訓練を予定していたが、令和 7 年八丈島台風（台風第 22 号・第 23 号）の対応により中止

（ウ）局施設へのテロ発生を想定した訓練

各浄水場など基幹水道施設での警察・消防と連携した訓練（計 6 回）

（エ）サイバーテロ発生を想定した訓練

標的型メール攻撃対応訓練（計 3 回）、分野横断的演習（内閣官房主催）、官民共同サイバー攻撃対策技術訓練（警視庁主催）及び制御系システム緊急時対応訓練



応急給水訓練

（東京都・羽村市・日の出町合同総合防災訓練より）



連絡管相互融通訓練

（登戸連絡管相互融通訓練より）



給水対策本部審議訓練

（水道局休日発災対応訓練より）

5 水道緊急隊の活動

震災応急対策計画では、震災時における首都中枢機関等への水道水供給に係る管路の被害について、3日以内の復旧を目指すこととしている。そのため、首都中枢機能の継続性を確保し、発災初期の応急対策活動をより機動的かつ迅速に行うことを主目的として、平成20年4月に水道緊急隊を発足させた。

震災時の主な活動は、次のとおりである。

（１）首都中枢機関等の供給ルート確保

発災後（震度5強以上）直ちに首都中枢機関及び災害拠点病院近傍の水圧を配水小管に設置したスマートメータで確認する。

水圧が0.17Mpa未満となったときは、施設周辺へ専用バイク等で出動し、被害、水圧等の調査を行い早期に現地状況を把握する（図3-14参照）。その結果、施設への供給管路周辺で大規模な漏水などが確認された場合、管路のバルブ閉弁作業を実施し、当該施設への供給ルートの水圧を確保する。

また、現地で収集した被害状況については、業務用無線、スマートフォン及びモバイルパソコン等により、本隊へ迅速に情報伝達する。

（２）応急給水活動

災害拠点病院のみならず、医療施設、福祉施設などへの緊急を要する応急給水活動は、関係部署からの要請を受け、給水車により実施する。

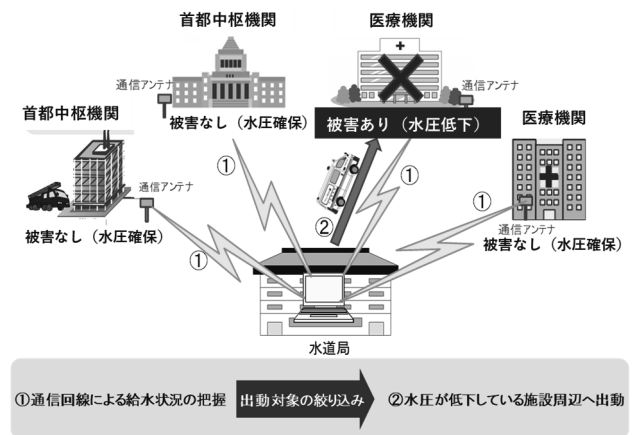
平常時においては、活動の実効性を高めるため、震災時初動対応、高所揚水、漏水調査、情報連絡などの訓練を実施し、震災時に備えている。

令和6年能登半島地震では発災翌々日の1月3日に給水車を被災地に向け出発、現地で応急給水を開始した。令和7年台風第22号及び第23号では発災翌日、被害のあった八丈町へ自衛隊艦艇で給水車を派遣、10月11日から応急給水を開始した。



首都中枢機関等供給ルート調査

図3-14 通信回線を利用した水圧確認



給水車からの高所揚水訓練

平成31年度 平日発災対応訓練（立川病院）

6 他水道事業体との相互連携

発災時の応急対策を適時適切に実施するため、あらかじめ他水道事業体との協力態勢を確立し、地震発生後の応急対策活動態勢の確保に努めている。

(1) 他水道事業体との協定等

ア 次の協定等に基づき、協力要請を行う。

- (ア) 公益社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定
- (イ) 19 大都市水道局災害相互応援に関する覚書
- (ウ) 東京都水道局と千葉県水道局との災害相互応援に関する協定
- (エ) 関東地域における工業用水道災害相互応援に関する協定
- (オ) 東京都と茨城県との中継水道事業体としての活動に関する覚書
- (カ) 東京都と仙台市との情報連絡調整担当水道事業体としての活動に関する覚書
- (キ) 東京都水道局と大阪市水道局の災害時の救援活動に関する覚書
- (ク) 東京都水道局と岡山市水道局の災害時の救援活動に関する覚書
- (ケ) 東京都と茨城県との支援拠点水道事業体としての活動に関する覚書
- (コ) 宮城県と東京都の水道事業の連携に関する協定
- (サ) 東京都水道局と広島市水道局の災害時の救援活動に関する覚書

東日本大震災においては、(ア) から (ウ) までの協定等に基づく要請により、宮城県仙台市、福島県いわき市、千葉県浦安市等へ応急復旧・応急給水支援活動に従事した。

また、(オ) の覚書は、広域災害が発生した場合の遠方の水道事業体による応援を円滑かつ迅速に受け入れるため、東京都及び茨城県との間で平成 26 年度に締結した。

(カ) の覚書は、いずれか一方が大地震等で被災した場合に、相手方に赴き、応援要請に関するコーディネーター的な役割を担うため、仙台市との間で平成 28 年度に締結した。

(キ)、(ク) 及び (サ) の覚書は、首都直下地震、南海トラフ巨大地震等、今後起こりうる広域災害の可能性を考慮し、一方が大規模な災害等により被災した場合に、迅速な救援活動を行うため、平成 29 年度に大阪市水道局、岡山市水道局と東京都水道局との間で締結し、さらに、令和元年度に広島市水道局と東京都水道局との間で締結した。

(ケ) の覚書は、効率的な救援体制の構築を実現するため、いずれか一方が大地震等で被災した場合に、支援拠点水道事業体としての活動（救援部隊の宿泊場所や食糧の手配等）を行うため、茨城県との間で平成 30 年度に締結した。

(コ) の協定は、宮城県企業局と東京都水道局とが水道事業における災害対応の強化や人的基盤の強化等についての連携事業を実施するため、令和元年度に締結した。



広島市水道局との覚書締結（令和 2 年 2 月 7 日）

（写真右：広島市友広水道事業管理者
写真左：東京都水道局中嶋公営企業管理者）

イ 他水道事業体からの救援隊の受入れは、研修・開発センターを救援隊受入本部として、研修・開発センター、芝給水所、浄水場等の 11 か所で行い、合計 832 名の受入れが可能である。

(2) 他水道事業体への救援活動

当局では、日本水道協会の会員水道事業体による相互応援、「19 大都市水道局災害相互応援に関する覚書」による救援等、被災水道事業体等からの要請により、職員や工事事業者等が応急給水、応急復旧等の活動を行っている。

過去の災害における活動実績は、以下のとおりである。

なお、これまで当局は、東日本大震災や熊本地震の際など、大規模な災害により被災した他事業体に対し

て支援を行ってきた。しかし、救援要請を受けてからいかに早く救援体制を確保するか、また、一定期間確実に救援体制を確保できるかなどが従前より課題となっていた。

こうしたことから、いつ、どこで発災しても、当局が被災事業体からの救援要請に基づき、迅速かつ円滑に救援隊を派遣できるよう、平成28年度に東京水道災害救援隊（東京ウォーターレスキュー）を創設した。

ア 阪神・淡路大震災（平成7年）

（ア）応急給水支援

第1次から第15次まで

（1月17日から3月24日まで）

派遣人員延べ393名 車両延べ32台

（イ）応急復旧支援

調査隊・第1次から第12次まで

（1月21日から3月31日まで）

派遣人員延べ852名 車両延べ425台

（ウ）工業用水道応急復旧支援

第1次から第5次まで

（1月22日から3月1日まで）

派遣人員延べ11名 車両延べ1台

イ 三宅島火山活動の活性化（平成12年）

（ア）応急給水支援・応急復旧支援

第1次から第6次まで

（6月27日から7月13日まで）

派遣人員延べ62名 車両6台

（イ）海水淡水化装置による造水活動

第1次から第9次まで

（9月8日から9月30日まで）

派遣人員20名

（ウ）全島避難後の現地被害調査等

第1次（9月15日、16日）

第2次（11月11日から11月20日まで）

第3次（平成13年1月20日から1月28日まで）

派遣人員6名

（エ）全島避難後の水道施設復旧支援

第1次から第6次まで

（平成13年4月3日から6月3日まで）

派遣人員12名

（オ）災害復旧作業に係る技術職員派遣

（平成13年11月2日から平成14年2月28日まで）

派遣人員3名

ウ 新潟県中越地震（平成16年）

（ア）応急給水支援

第1次から第9次まで

（10月24日から11月15日まで）

派遣人員延べ51名 車両延べ20台

（イ）応急復旧支援

第1次から第4次まで

（10月24日から11月16日まで）

派遣人員延べ54名 車両延べ17台

エ 新潟県中越沖地震（平成19年）

応急復旧支援

第1次から第7次まで

（7月18日から7月31日まで）

派遣人員延べ76名 車両延べ29台

オ 東日本大震災（平成23年）

（ア）宮城県仙台市 応急給水支援

第1次から第11次まで

（3月12日から4月1日まで）

派遣人員延べ39名 車両延べ12台

（イ）宮城県仙台市 応急復旧支援

第1次から第7次まで

（3月16日から4月1日まで）

派遣人員延べ49名 車両延べ28台

（ウ）福島県いわき市 応急給水支援

第1次から第4次まで

（3月22日から4月18日まで）

派遣人員延べ20名 車両延べ9台

（エ）福島県いわき市 応急復旧支援

第1次から第2次まで

（3月26日から4月6日まで）

派遣人員延べ36名 車両延べ24台

（オ）千葉県浦安市 応急復旧支援

（3月16日から3月22日まで）

派遣人員19名 車両10台

（カ）茨城県稲敷市 応急給水支援

（3月12日から3月14日まで）

派遣人員2名 車両1台



給水車からの応急給水（宮城県仙台市）

カ 伊豆大島土砂災害（平成 25 年）

応急給水支援・応急復旧支援

第1次から第3次まで

（10月17日から10月31日まで）

派遣人員延べ21名 車両4台

キ 関東・東北豪雨（平成 27 年）

（ア）栃木県小山市・茨城県常総市 給水袋支援

（9月12日）

運搬人員6名 車両3台

（イ）茨城県常総市

被害状況調査・応急復旧支援・水質調査支援

（9月15日から9月22日まで）

派遣人員延べ19名 車両6台

ク 熊本地震（平成 28 年）

（ア）熊本県熊本市 応急復旧支援（給水袋運搬含む。）

第1次から第6次まで

（4月17日から5月9日まで）

派遣人員延べ94名 車両延べ48台

（イ）熊本県益城町 応急復旧支援

第1次から第2次まで

（5月3日から5月15日まで）

派遣人員延べ17名 車両延べ11台



漏水調査（熊本県益城町）

ケ 平成 30 年 7 月豪雨（平成 30 年）

（ア）岡山県岡山市・倉敷市・広島県広島市

被害状況調査

（7月11日から7月14日まで）

派遣人員3名

（イ）岡山県倉敷市 水質検査支援

（7月18日から7月24日まで）

派遣人員3名 車両2台



東京水道災害救援隊創設後初の派遣

（倉敷市での水質検査支援の様子）

コ 令和元年房総半島台風（台風第 15 号）（令和元年）

「（公社）日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定」に基づく支援（（ア）、（イ）、（ウ））

（ア）山武郡市広域水道企業団（東金市・大網白里市）

応急給水支援

9月9日から9月10日まで

給水車2台

派遣人員延べ13名（機材運搬1名含む。）

（イ）千葉市水道局

応急給水支援

9月11日（水）

給水車2台 機材運搬車1台

派遣人員延べ7名（連絡調整役1名含む。）

（ウ）かずさ水道広域連合企業団（富津市）

応急給水支援

9月14日（土）から9月16日（月）まで

給水車3台

派遣人員延べ22名（連絡調整役延べ4名含む。）



応急給水活動の様子（富津市）

(エ) 新島村

被災事業体（新島村）からの要請による支援

- ・福祉施設への応急給水支援

（第1次隊から第2次隊まで）

9月19日（木）から10月2日（水）まで

給水車1台

派遣人員4名（延べ30人）

- ・給水車（1台）の貸与

10月2日（水）から10月31日（木）まで



福祉施設の受水槽へ給水作業（新島村）

サ 令和元年東日本台風（台風第19号）（令和元年）

(ア) 神奈川県（愛甲郡清川村）

被災事業体（神奈川県）からの要請による支援

- ・病院への応急給水支援（受水槽への夜間給水作業）

10月15日及び10月16日

給水車2台

派遣人員4名



病院の受水槽への給水作業（清川村）

(イ) 宮城県丸森町

「宮城県と東京都の水道事業の連携に関する協定」に基づく支援

- ・給水栓等からの採水及び水質試験、給水復旧から安全宣言までを支援

10月27日（日）から11月2日（土）まで

（10月27日（日）及び11月2日（土）は移動日）

派遣人員3名

シ 令和4年台風第15号（令和4年）

被災事業体（静岡市）からの要請による支援

- ・病院、福祉施設、住民への応急給水支援

（第1次隊から第4次隊まで）

9月27日から10月6日まで

給水車延べ3台 車両1台

派遣人員延べ18名（連絡調整役延べ3名含む。）

ス 令和6年能登半島地震（令和6年）

「（公社）日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定」に基づく支援（（ア）～（ウ））

(ア) 富山県高岡市 応急給水支援

1月3日から1月5日まで

派遣人員8名 給水車2台、車両1台

(イ) 石川県輪島市・志賀町 応急給水支援

1月6日から3月17日まで

派遣人員延べ105名 給水車延べ10台 車両延べ6台（高岡市との重複分含む。）

(ウ) 石川県輪島市・志賀町 応急復旧支援

1月5日から5月31日まで

派遣人員延べ584名 車両延べ24台

セ 令和7年台風第22号・第23号

被災事業体（東京都八丈町）からの要請による支援

（（ア）及び（イ））

(ア) 東京都八丈町 応急給水支援

10月10日から11月18日まで

派遣人員延べ29名 給水車3台、車両1台

(イ) 東京都八丈町 応急復旧支援

10月10日から12月26日まで

派遣人員延べ145名 車両8台

(3) 他水道事業体からの救援活動

ア 令和元年東日本台風（台風第19号）

応急給水活動に不足する給水車について、「（公社）日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定」に基づき、関東地方支部長（横浜市）へ応援要請を行い、表3-5のとおり、他地方支部から応急給水隊を受け入れ、応急給水活動を実施した。



福祉施設の受水槽へ給水（静岡市）

7 感染症対策の取組

新型インフルエンザ等の大流行期にも水道水を安定的に供給するために「水道局の BCP＜新型インフルエンザ等編＞」を作成し、あらかじめ新型インフルエンザの発生段階に応じた活動を定め、新型インフルエンザの発生を想定した訓練を実施するなど、新興感染症に対する危機対応能力の強化を図ってきた。

新型コロナウイルス感染症のまん延に際しては、東京都新型コロナウイルス対策本部設置を受け、当局においても令和2年1月30日から東京都水道局新型コロナウイルス対策本部を設置し、職員への感染拡大を防止する措置を講じるなど、水道水の安定供給を維持するための取組を行った。

表 3－5 日本水道協会関東地方支部からの受援状況

支部名	救援水道事業体	給水車	人数	活動期間	主な活動場所
千葉県支部	千葉県企業局	1台	2名	10月18日（金）から 10月23日（水）まで	奥多摩駅前
	千葉市水道局	1台	4名	10月18日（金）から 10月23日（水）まで	奥多摩駅前
埼玉県支部	さいたま市水道局	2台	6名	10月18日（金）から 10月22日（火）まで	子ども家庭支援センター
	越谷・松伏水道企業団	1台	3名	10月18日（金）から 10月21日（月）まで	子ども家庭支援センター
	戸田市上下水道部	1台	2名	10月22日（火）	子ども家庭支援センター



奥多摩町子ども家庭支援センター前での応急給水
（さいたま市水道局）



奥多摩駅前での応急給水
（千葉県企業局・千葉市水道局）

第3 安全でおいしい水の供給

1 原水水質に応じた浄水処理

(高度浄水処理の導入)

当局では、これまでの「沈殿」、「ろ過」及び「消毒」という浄水処理に、「オゾン処理」と「生物活性炭吸着処理」を組み込んだ「高度浄水処理」を導入している。これにより、通常の浄水処理では十分に除去できないかび臭原因物質やトリハロメタンの元となる物質等が除去・低減され、より一層安全でおいしい水を供給することができる。

平成4年度に金町浄水場に高度浄水処理を初めて導入して以降、三郷浄水場、朝霞浄水場、三園浄水場及び東村山浄水場においても着実に整備を進め、平成25年10月から利根川水系取水量の全量を高度浄水処理している。

2 残留塩素低減化のための取組

当局では、従来から実施している水源から蛇口までの水質管理に加え、近年のライフスタイル変化に伴う水道水質に対するお客さまニーズの高まりに応えるため、平成16年度には、カルキ臭の指標である残留塩素、トリクロロアミンのほか、かび臭原因物質、有機物等8項目について、国が定めた水質基準より高いレベルで、おいしさに関する水質目標を東京都独自に設定した(表3-6参照)。この目標を達成するために、当局では、水源から蛇口に至るまでの総合的な施策を展開している。

残留塩素は、水道水の衛生確保のために必要であるが、カルキ臭の原因の一つとなることから、「おいしさに関する水質目標」として、0.1 mg/L 以上 0.4 mg/L 以下を目標にしている。この目標を達成するために、都内131か所の給水栓に設置している自動水質計器のデータを活用して、浄水場(所)における塩素注入の適正管理を実施している。今後、更に自動水質計器を増設し、モニタリングを充実させ、残留塩素の低減化を着実に進めていく。

また、残留塩素は、送配水の過程で減少するため、給水所等に追加塩素注入設備を導入し、浄水場近郊の給水栓水の残留塩素濃度を低減化することで給水区域全体の残留塩素の平準化を図っている。この追加塩素注入設備は、平成19年度に第二板橋給水所に初めて整備され、多摩地区を含め24か所に導入されている。今後は、必要に応じて追加塩素注入設備の整備を検討し、残留塩素の適正な管理に努めていく。

トリクロロアミンは、アンモニア態窒素と塩素の反応で生成するが、高度浄水処理導入により、塩素処理によらずにアンモニア態窒素の除去が可能となり、目標達成率が大幅に向上している。

令和7年度の目標達成率は、残留塩素が86.2%、その他の項目については100%となっている。今後も目標達成に向け、適切な水質管理に努めていく。

表3-6 おいしさに関する水質目標

区分	項目	単位	国が定めた水質基準等	設定する目標		令和7年度の達成率
				水質目標値(注1)	目標値の目安	
におい	カルキ臭 残留塩素	mg/L	1.0以下	0.4以下	ほとんどの人が消毒用の塩素のにおい(カルキ臭の一種)を感じない	86.2%
			0.1以上	0.1以上		
	トリクロロアミン	mg/L	—	不検出(注3)	ほとんどの人がカルキ臭を感じない	100%
	臭気強度(TON)	—	3以下	1未満(臭気なし)	臭気味(カルキ臭を除く)を感じない	100%
かび臭原因物質	2-メチルイソボルネオール	ng/L(注2)	10以下	不検出(注3)	かび臭を感じない	100%
	ジェオスミン	ng/L(注2)	10以下	不検出(注3)		100%
味	有機物(TOC)	mg/L	3以下	1以下	不快な味を感じない	100%
外観	色度	度	5以下	1以下	色や濁りがわからない	100%
	濁度	度	2以下	0.1以下		100%

(注1) 上記の目標値は給水栓の値である。(注2) 1 ng (ナノグラム) は、1 mgの百万分の一である。
(注3) 不検出とは、トリクロロアミンで10.02 mg/L未満、2-メチルイソボルネオール及びジェオスミンで10 ng/L未満であることを指す。

3 直結給水化の普及・拡大

給水方式には、水道水を直接給水する「直結給水方式」と、水道水を一旦、貯水槽に貯留し揚水ポンプで給水する「貯水槽水道方式」がある。

直結給水方式は、貯水槽が不要であることから、貯

水槽施設等の設置スペースを他用途に有効活用できることや設備の維持管理に係るお客さまなどの費用負担の軽減が図られる。

また、配水圧力を有効利用することから省エネルギーが図られ、環境負荷低減効果が得られるなどのメリットがある。

一方、貯水槽水道方式は、貯留機能があるため、病院など断水時の影響が大きい施設に適しているメリットがある。しかし、貯水槽の定期的な清掃や施設の点検など、設置者による適正な管理がされていない場合、残留塩素の消失や水質劣化など、衛生上の問題が発生するデメリットもある。

当局では、直結給水方式の採用や貯水槽水道からの切替えが促進されるように、増圧直結給水方式の導入や施行条件の緩和などを実施するとともに、直結給水方式のメリットや切替えに掛かる工事費用等の情報を貯水槽水道の点検調査の際に、お客さまに情報提供している。

これにより、貯水槽水道の管理不備に起因する衛生上の問題を抜本的に解消し、安全でおいしい水を直接蛇口まで供給するとともに、環境負荷の小さい給水方式の普及拡大に取り組んでいる。

（１） 直圧直結給水方式の拡大

建築基準法の改正（昭和 62 年）により、木造 3 階建てが認められたことを契機として、平成元年 7 月から、2 階までであった直圧直結給水方式（水道の配水圧力のみで給水する方式）を 3 階まで拡大した。

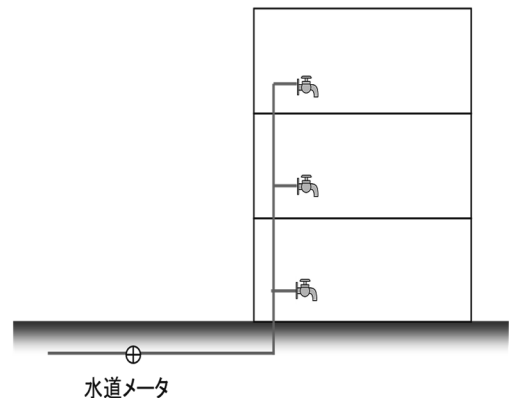
さらに、平成 16 年 6 月からは、現状の配水圧力で建物最上階の末端給水栓まで直圧直結給水が可能な場合に限り、特例で増圧ポンプなどの設置を留保する直圧直結給水方式（以下「特例直圧直結給水方式」という。）を承認することとした。

また、3 階以下の建物を直圧直結給水方式へ切り替える場合に、受水タンク以下装置の改造を伴わないものは、例外的に受水タンクから先の配管などをそのまま使用する方式（以下「3 階までの例外直圧直結給水方式」という。）ができることとした。

平成 19 年 1 月からは、3 階までの例外直圧直結給水方式を全ての口径で適用可能とし、特例直圧直結給水方式についても、流量計算における現地水圧の採用、適用口径の拡大、階高制限の撤廃などを実施し

た。

図 3-15 直圧直結給水方式



（２） 増圧直結給水方式の導入

安全でおいしい水を供給し、給水サービスのより一層の向上を図ることを目的に、平成 7 年 10 月から、給水管の途中に増圧ポンプ及び逆流防止用機器等を取り付けて給水する「増圧直結給水方式」の承認を開始した。

また、平成 16 年 6 月からは、適用対象範囲をそれまでのメータ口径 50mm 以下から 75mm 以下までに拡大した。

さらに、平成 21 年 2 月からは、複数の増圧ポンプを直列多段又は並列に設置する「増圧直結給水方式（直列多段型）」及び「増圧直結給水方式（並列型）」の承認を開始するとともに、メータ口径に係る適用制限を廃止した。このことにより、より高層な建物、より大規模な集合住宅等でも直結給水が可能となった。

図 3-16 増圧直結給水方式

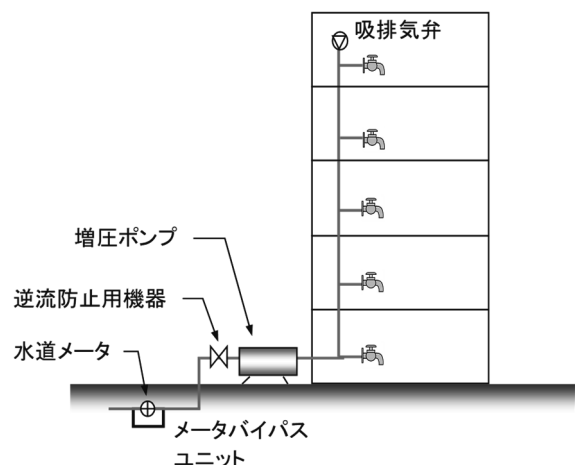


図3-17 増圧直結給水方式（直列多段型）

- ・増圧ポンプを直列に設置し、給水する方式
- ・標準型の増圧直結給水方式より高層階への直結給水が可能

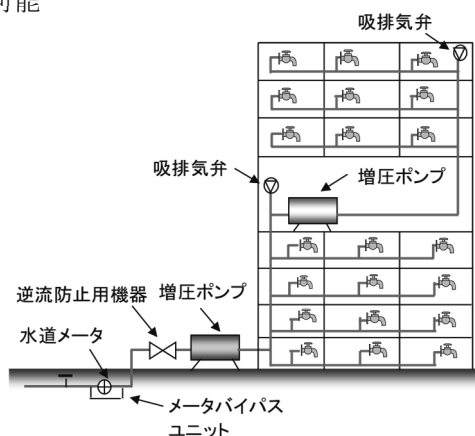


図3-18 増圧直結給水方式（並列型）

- ・増圧ポンプを並列に設置し、給水する方式
- ・より大規模な集団住宅等への直結給水が可能

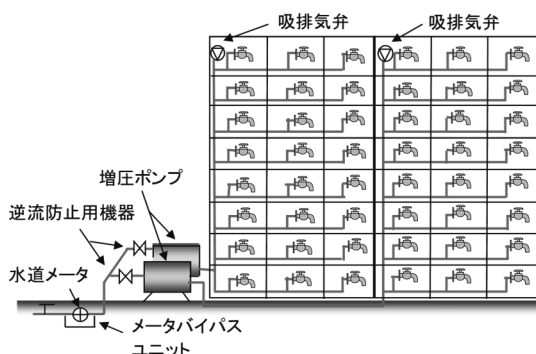


図3-19 直結給水への切替えに伴う給水管増径工事施行範囲

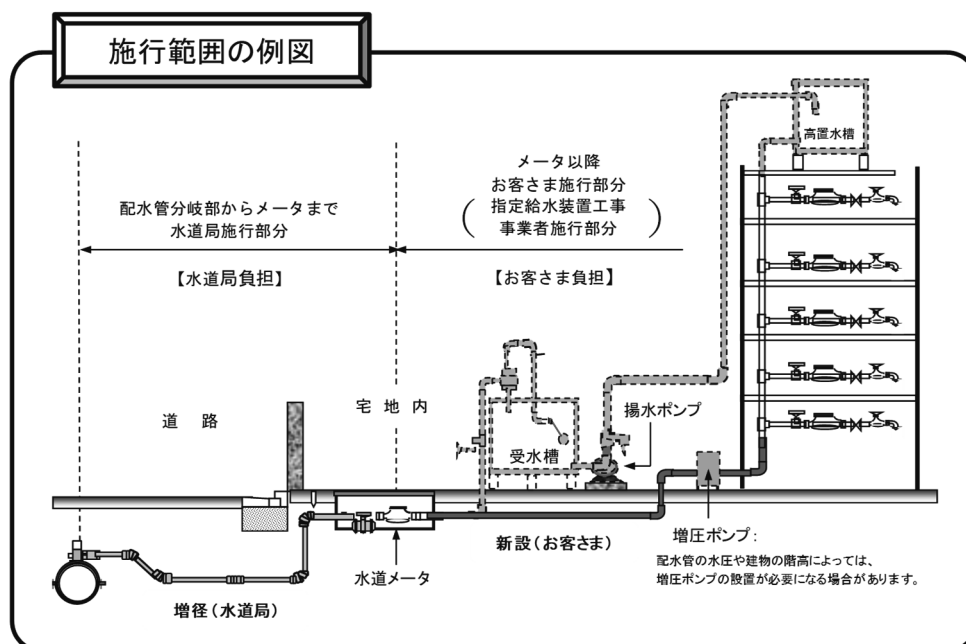


表3-7 直結給水方式の実施状況（令和7年度）

単位：件

	新設	既存切替	合計
増圧直結給水方式	2,195	446	2,641
特例直圧直結給水方式	681	237	918
3階までの例外直圧直結給水方式	-	124	124

（3）直結給水への切替えに伴う給水管増径工事の実施

貯水槽水道方式の場合、貯水槽での貯留機能があるため、直結給水方式で給水される同規模の建物より給水管の取出口径が一般に小さくなっている。このため、直結給水方式への切替えの際に、配水管分岐部からの給水管の増径工事が必要となり、工事申請の事務手続が煩雑であることなどが、直結給水化の阻害要因になっていた。そこで、直結給水化を促すため、平成24年12月受付のものよりこの工事を当局が費用負担し、実施している。

（4）資金調達への支援

マンション等で直結給水方式への切替え工事を行う際の工事費用の資金調達の支援として、管理組合向け融資取扱金融機関を紹介している。

4 貯水槽水道の適正管理

(1) 背景

小規模貯水槽水道等の一部施設においては、衛生管理の不備が指摘されており、しばしば衛生上の問題が生じていた。こうした状況の中、平成 13 年に水道法が改正され、水道事業者として水道水を供給する立場から、貯水槽水道の設置者に対し、適正管理に関する指導、助言、勧告等を行うこととなった。

これを受け、平成 14 年 12 月に東京都給水条例及び同条例施行規程を改正（平成 15 年 4 月 1 日施行）し、貯水槽水道に対する関与の在り方を定めた。

同条例では、設置者の責務を明示するとともに、水道事業者の責務として、貯水槽水道設置者に対する施設の適正な管理に関する指導・助言・勧告、貯水槽水道設置者及び利用者に対する情報提供等について規定している。

そして、平成 16 年 6 月策定の、「安全でおいしい水プロジェクト推進計画」にて、おいしい水をそのまま蛇口まで届ける対策の一つとして、貯水槽水道対策の促進を挙げ、以降、当局では貯水槽水道の適正管理を推進している。

(2) 当局の取組状況

当局では、平成 16 年度から平成 21 年度にかけて「クリーンアップ！貯水槽」と銘打った点検調査を実施し、管理状況等の実態把握、設置者に対する指導・助言、設置者・利用者への適正管理に関する情報提供などを行った。

その後、平成 22 年度から平成 24 年度までは、「クリーンアップ！貯水槽」において貯水槽内での水の滞留時間が長いなど、水道水に必要な残留塩素を消費しやすい状態にある施設や点検調査を実施できなかった施設について、貯水槽水道の適正管理を促すため、当該施設の設置者に対し、改めて協力を求め、点検調査を実施した。

そして、平成 25 年度から平成 27 年度までは、特に残留塩素消費量が多い施設、^{くたい}躯体一体型の施設及びこれまで協力が得られず点検調査ができなかった施設を対象に詳細調査を実施した。

平成 28 年度から平成 30 年度までは、これまでの点検調査の結果、適正に管理されていた施設に対しても、適正管理の継続の確認をするとともに、平成 25 年度から平成 27 年度の点検調査で管理に不備が見られた施設の改善状況の確認のためのフォローアップ調査を実施した。

令和元年度から令和 2 年度までは、点検調査による指導・助言を進めるとともに、管理状況が把握されていない施設へのアプローチを重点的に行い、点検サイクルの検証や調査対象を絞ることの妥当性を確認した。

これを踏まえ、令和 3 年度から令和 7 年度までは、継続的に適正管理されていることが確認できた施設や法定点検が義務付けられている施設等を除き、効率的に点検調査を実施するとともに、設置者に対して指導・助言等を行った。

令和 8 年度からは、点検調査を希望する貯水槽水道設置者に対し、引き続き点検調査を実施するとともに、指導・助言等を行っている。

第4 漏水防止

将来にわたる安定給水のためには、水源の確保が不可欠だが、同時に取水した水を可能な限り有効に利用していくことが重要である。

一方、都内に布設された配水管の延長は、地球3分の2周にも相当する2万7,639kmに及び、また、各家庭や事業所にはそれぞれ給水管が布設されている。これらの給・配水管は、材質劣化、腐食性土壌による影響、道路交通や工事等の影響等により、常に漏水の危険にさらされている。

漏水は、貴重な水資源の損失であるばかりではなく、出水不良、道路陥没、建物への浸水等の二次被害をもたらす危険性がある。

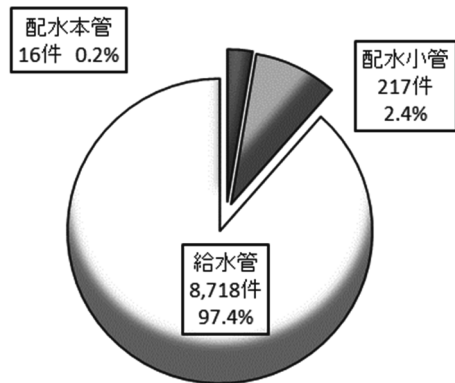
このため、当局は主要施策として、漏水防止対策に積極的に取り組んでいる。

1 漏水の現状

令和7年度において、漏水量は、59,946 千 m^3 で、年間配水量に対する比率（漏水率）は、3.9%であった。

また、令和7年度の漏水修理件数は、8,951 件であったが、その約97%の8,718 件は、給水管で発生している。

図3-20 令和7年度漏水修理件数の管用途別比率

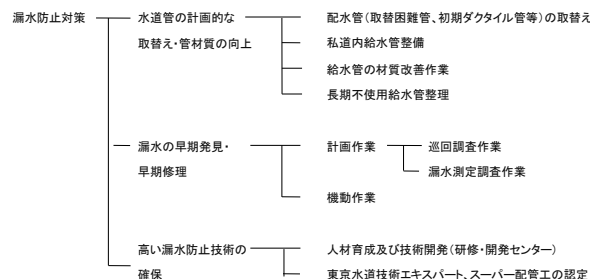


2 漏水防止対策

当局では、「水道管の計画的な取替え・管材質の向上」、「漏水の早期発見・早期修理」及び「高い漏水防

止技術の確保」を柱として取り組んでいる。

図3-21 漏水防止対策の体系



（1）水道管の計画的な取替え・管材質の向上

ア 配水管（取替困難管、初期ダクトイル管等）の取替え

これまで外部衝撃に弱い高級铸铁管などを昭和40年代から、粘り強く強度の高いダクトイル铸铁管へ順次更新してきており、令和7年度末で99.9%が完了している。



取替困難管

※取替困難管



耐震継手管

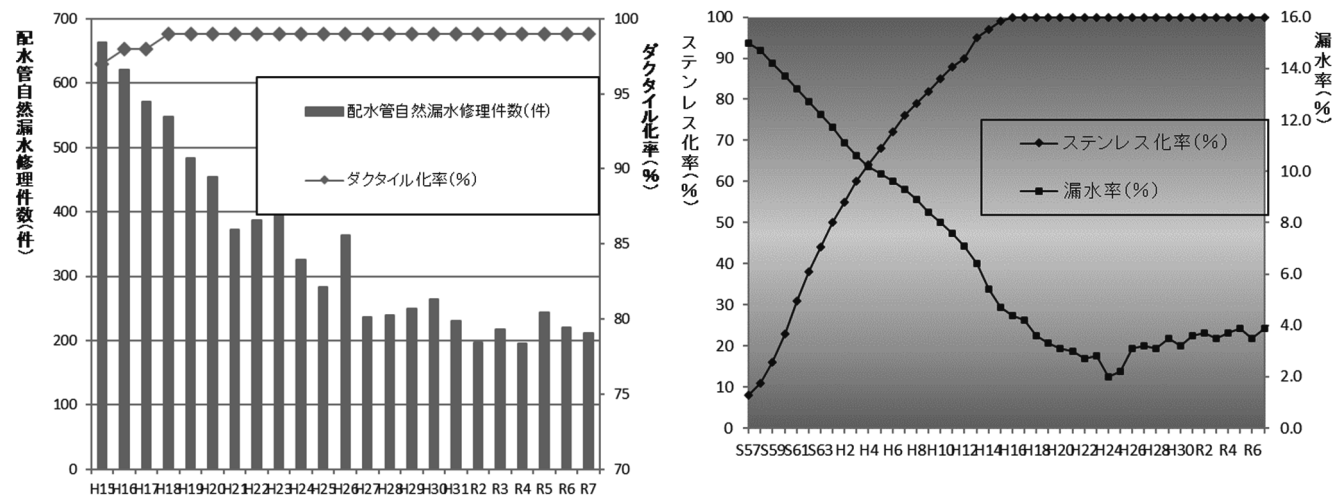
※取替困難管 埋設物が輻輳する場所等、施工が困難な場所に残存する布設年度が古く、漏水リスクの高い管の総称

※初期ダクトイル管 ダクトイル铸铁製の直管と高級铸铁製の異形管が混在している管の総称

※耐震継手管 継ぎ手部に抜け出し防止機能を有したダクトイル铸铁製の管及び鋼管

※ダクトイル铸铁 铸铁に含まれる黒鉛を球状化させたもので、铸铁に比べ、強度やじん性にも富んでいる

図3-22 ダクタイル化率と配水管自然漏水修理件数の推移（左図）及び給水管のステンレス化率と漏水率（右図）



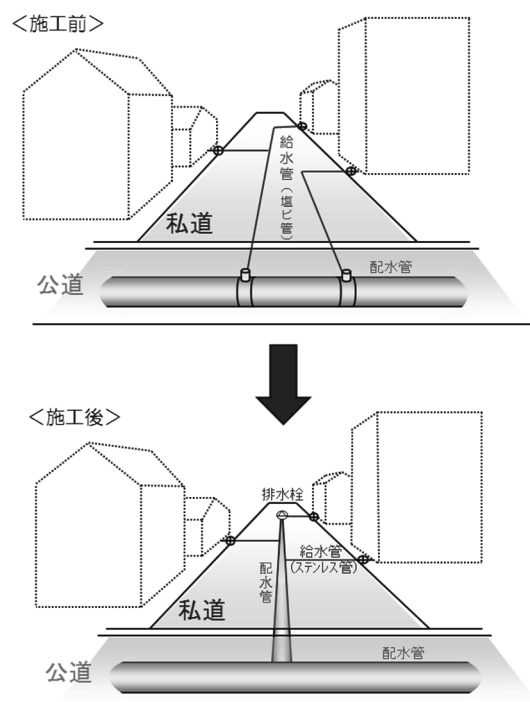
イ 私道内給水管整備

私道には、給水管が長距離かつ複数本布設されている所もあり、漏水や出水不良の大きな原因の一つとなっている。そこで、給水管を整理・統合するため、給水栓が3栓以上ある私道を対象に配水小管を布設し、既設給水管をステンレス鋼管に取り替えることにより、漏水の未然防止を行っている。

また、給水栓が2栓以下の私道についても塩化ビニル管等をステンレス鋼管に取り替える施策を行っている。

年度以降は、配水管布設替工事に併せて、お客様の意向を確認した上で、対応していく。

図3-23 私道内給水管整備施工例



ウ 給水管の材質改善作業

道路下の鉛製給水管による漏水の低減を目的として、昭和57年度から配水管から分岐する鉛製給水管をステンレス鋼管に取り替える事業を開始した。そして、平成18年度末までに私道又は宅地内メータまでの鉛製給水管をおおむね解消した。

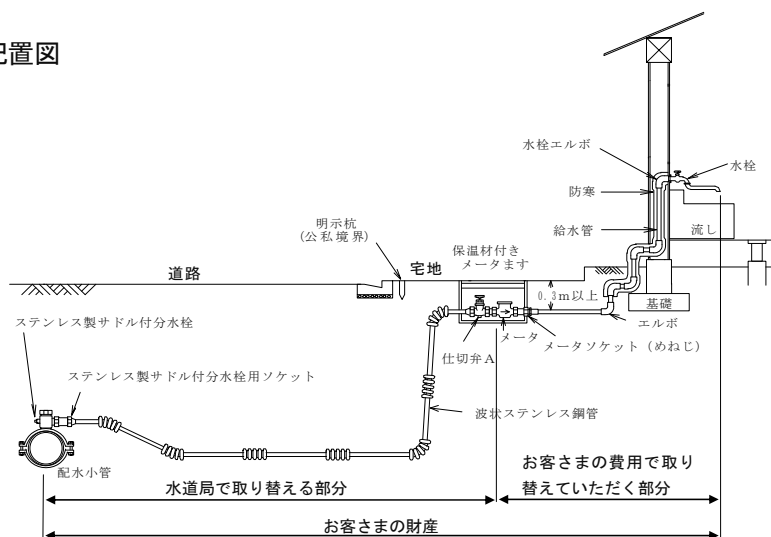
エ 長期不使用給水管整理

空き家など管理が不十分な給水管が長期間残されることで、漏水の発見の遅れにつながる。このため、漏水リスクを回避し、給水環境の適正化を図っていく観点から、耐震継手化が完了した配水管から分岐し、かつ使用中止期間が5年以上経過している長期不使用給水管について、お客さまの同意が得られた場合に当局が撤去する施策を令和7年度まで行ってきた。令和8

波状ステンレス鋼管



図3-24 給水管の配置図



（2）漏水の早期発見・早期修理

ア 計画作業（地下漏水への対応）

計画作業とは、配水小管を一定の延長で区画に分け、地下に潜在する漏水を計画的に発見・修理するものである。

（ア）巡回調査作業

巡回調査作業とは、各家庭のメータに音聴棒を当て漏水の有無を調査する各戸調査や交通量が少なく騒音の少ない夜間に電子式漏水発見器で漏水箇所を特定する音聴調査等を行うものである。

（イ）漏水測定調査作業

漏水測定調査作業とは、震災時における早期通水ルートの確保をイメージしながら、断水確認・排水作業等を行うとともに、最小流量（漏水量）の測定を行うものである。

イ 機動作業（地上漏水への対応）

地上に流出した漏水は、都民からの通報や職員のパトロールにより発見し、即日修理することを原則としている。

区部においては、夜間及び休日における漏水修理及び緊急事故時等の応急措置のため、各支所に局職員が待機している。

また、漏水修理のために、修理業者を待機させている。

多摩地区においても、局職員及び政策連携団体職員が待機しており、区部同様、漏水修理のために、修理業者を待機させている。

表3-8 令和7年度作業実績

作業種別	修理件数（件）	管用途別	修理件数（件）
機動作業	8,802	配水本管	27
計画作業	315	配水小管	216
		給水管	8,874
計	9,117	計	9,117



緊急漏水修理工事（地上漏水防止対策）

電子式漏水発見器を用いた漏水調査
（地下漏水防止対策）

（３）高い漏水防止技術の確保

都市化の進展に伴い、都市騒音・道路交通量の増大、舗装の高級化など、漏水防止作業を取り巻く環境は、著しく悪化してきている。

当局では、「漏水を発見する技術」と「漏水を予防する技術」の二つの観点から、常に技術開発に努め、新たな調査機器等の開発に取り組んでいる。これまでに開発及び改良を行った機器には、電子式漏水発見器、最小流量測定装置、相関式漏水発見装置、時間積分式漏水発見器、透過式漏水発見器、管内調査ロボットなどがある。



管内調査ロボット

３ 漏水防止対策の効果

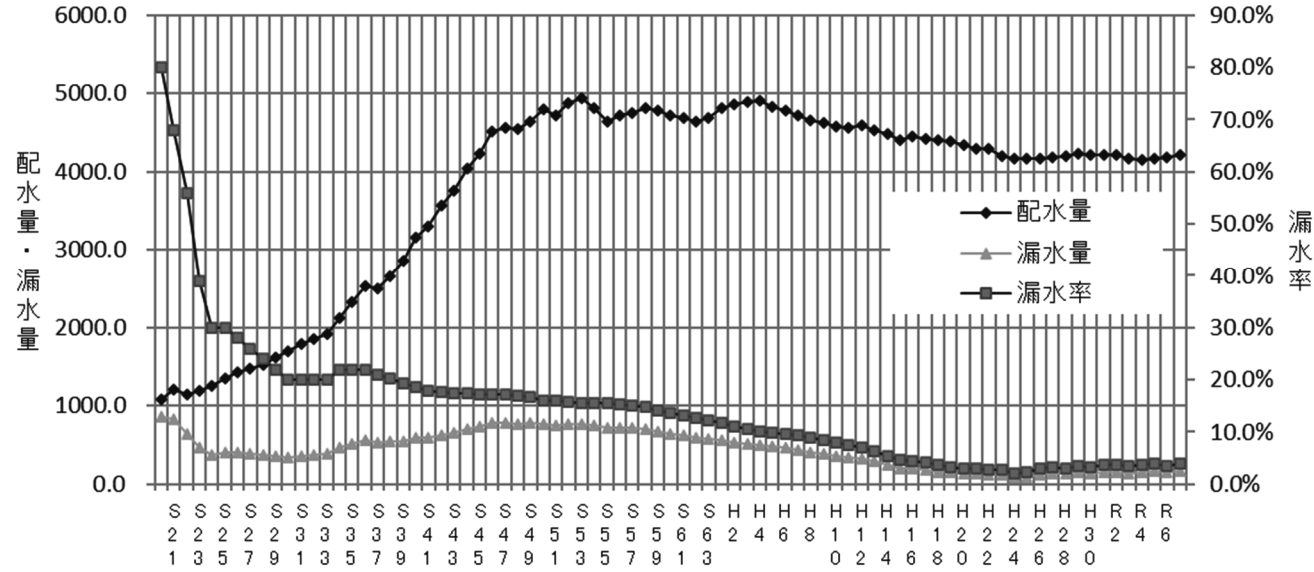
約 70 年前の昭和 30 年度には 20%、平成 4 年度でも 10.2%であった漏水率は、漏水防止対策を積極的に進めた結果、令和 7 年度には 3.9%となり、世界最高水準の低い漏水率となっている。

漏水防止対策は、貴重な水資源の有効利用に資するだけでなく、浄水や送配水過程でのエネルギー消費を低減させることができ、地球温暖化防止にも有効な対策である。

〔漏水防止対策の効果〕

- （１）水資源の有効利用
- （２）道路陥没等二次的災害の未然防止
- （３）エネルギー消費量及びCO₂排出量の低減
- （４）無収水量の低減による経営の安定化

図3-25 配水量・漏水量・漏水率の推移
(千 m^3 /日)



年 度	S20	S21	S22	S23	S24	S25	S26	S27	S28	S29	S30	S31	S32
配水量 (千 m^3 /日)	1077.1	1214.0	1137.6	1198.8	1259.1	1344.3	1428.0	1477.3	1523.7	1611.2	1698.3	1783.7	1852.9
漏水量 (千 m^3 /日)	861.7	825.5	637.1	467.5	377.7	403.3	399.8	384.1	365.7	354.5	339.7	356.7	370.6
漏水率 (%)	80.0%	68.0%	56.0%	39.0%	30.0%	30.0%	28.0%	26.0%	24.0%	22.0%	20.0%	20.0%	20.0%

年 度	S33	S34	S35	S36	S37	S38	S39	S40	S41	S42	S43	S44	S45
配水量 (千 m^3 /日)	1918.4	2124.4	2320.5	2523.9	2491.1	2656.2	2860.0	3166.6	3308.3	3576.8	3763.9	4041.1	4237.2
漏水量 (千 m^3 /日)	383.7	467.4	510.5	555.2	523.1	539.2	549.1	590.6	592.2	629.7	660.0	699.0	728.8
漏水率 (%)	20.0%	22.0%	22.0%	22.0%	21.0%	20.3%	19.2%	18.7%	17.9%	17.6%	17.5%	17.3%	17.2%

年 度	S46	S47	S48	S49	S50	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58
配水量 (千 m^3 /日)	4516.3	4563.1	4545.1	4634.4	4805.5	4720.9	4882.8	4943.5	4807.3	4636.4	4720.8	4745.1	4816.7
漏水量 (千 m^3 /日)	776.8	784.9	766.3	779.0	773.7	750.6	769.2	772.3	744.4	714.1	718.3	713.8	708.5
漏水率 (%)	17.2%	17.2%	16.9%	16.8%	16.1%	15.9%	15.8%	15.6%	15.5%	15.4%	15.2%	15.0%	14.7%

年 度	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8
配水量 (千 m^3 /日)	4775.7	4723.0	4690.4	4646.3	4694.6	4809.5	4858.0	4885.8	4911.5	4830.0	4784.1	4718.5	4650.0
漏水量 (千 m^3 /日)	676.1	647.6	620.4	591.9	573.6	564.0	537.5	518.5	502.4	480.1	461.3	440.9	411.5
漏水率 (%)	14.2%	13.7%	13.2%	12.7%	12.2%	11.7%	11.1%	10.6%	10.2%	9.9%	9.6%	9.3%	8.9%

年 度	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
配水量 (千 m^3 /日)	4626.9	4582.1	4564.4	4596.2	4535.8	4489.1	4406.1	4451.0	4427.1	4401.1	4390.2	4334.0	4295.6
漏水量 (千 m^3 /日)	386.4	364.3	347.5	328.3	292.2	243.0	205.3	197.4	185.8	160.1	146.3	135.8	130.4
漏水率 (%)	8.4%	8.0%	7.6%	7.1%	6.4%	5.4%	4.7%	4.4%	4.2%	3.6%	3.3%	3.1%	3.0%

年 度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
配水量 (千 m^3 /日)	4299.6	4200.7	4173.1	4173.9	4166.7	4181.1	4192.3	4223.8	4221.6	4215.1	4221.6	4168.2	4155.2
漏水量 (千 m^3 /日)	115.5	119.3	84.5	90.9	128.3	135.6	131.6	147.1	136.6	153.9	157.8	143.9	153.3
漏水率 (%)	2.7%	2.8%	2.0%	2.2%	3.1%	3.2%	3.1%	3.5%	3.2%	3.6%	3.7%	3.5%	3.7%

年 度	R5	R6	R7
配水量 (千 m^3 /日)	4171.1	4186.7	4220.7
漏水量 (千 m^3 /日)	163.2	146.5	164.2
漏水率 (%)	3.9%	3.5%	3.9%

第5 環境に配慮した水道事業

水道事業は、地球が育んだ貴重な水を資源としており、地球環境と関わりの深い事業である。

当局は、従来から水道水源林の管理をはじめ、エネルギーの有効活用、省資源、リサイクル等、環境に配慮した様々な取組を行っており、「東京水道経営プラン2026」においても、「環境に配慮した事業運営」を主要施策の一つとして位置付け、環境施策の一層の推進に取り組んでいる。

1 東京都水道局環境基本理念

環境保全と企業経営との両立を目指す、当局の環境問題に対する基本姿勢を明らかにするため、平成12年4月に東京都水道局環境基本理念を策定した。

東京都水道局環境基本理念

水は、私たちの生活に欠かせないものです。その水をはぐくむ地球環境を守ることは、人類共通の課題です。

東京都水道局は、安全でおいしい水を安定的に供給するという事業活動を通して、豊かな地球環境を次世代に引き継いでいくために努力します。

2 東京都水道局環境5か年計画

水道局は、平成16年度以降、局事業に伴う環境負荷低減を実効的・総合的に推進していくことを目的として、東京都水道局環境計画を定期的に策定し、地球環境に配慮した様々な取組を推進してきた。令和7年3月に策定した第7期目となる「東京都水道局環境5か年計画2025-2029」（計画期間令和7年度から令和11年度まで）では、(1)脱炭素社会の実現に向けたCO₂排出量の削減、(2)循環型社会の実現に向けた持続可能な資源利用、(3)生物多様性に配慮した豊かな水と緑の保全及び(4)多様な主体との環境コミュニケーション、という4つの環境基本方針の下、45の具体的な取組事項を設定した。

計画(Plan)、実施(Do)、検証(Check)及び見直し(Action)というPDCAサイクル等を活用した推進の仕組みと、全ての部署に推進担当者を設置するなど、局を挙げた推進体制からなる独自の環境マネジメントシステムにより、効果的に計画を運用していく。

本計画を着実に推進することにより、東京都水道局環境基本理念を実現し、さらには、SDGsの実現に貢献していく。

図3-26 東京都水道局環境5か年計画2025-2029の施策体系



3 主な施策

(1) 水づくりに伴う地域環境への配慮

ア 浄水薬品の安全な取扱いの推進

浄水場で使用する消毒剤については、安全性が高く取扱いが容易な次亜塩素酸ナトリウムを主に使用している。

なお、浄水場で使用する薬品類については、取扱指針を定め、その指針に基づき、適切な保管、取扱い及び設備管理を行い、安全な維持管理に努めている。

なお、液体塩素から次亜塩素酸ナトリウムへの転換は、平成25年度に完了している。

イ PCBの管理

変圧器、コンデンサ及び安定器等のPCB含有機器について、「東京都PCB適正管理指導要綱」に基づき適正に管理している。

また、東京都PCB廃棄物処理計画に基づき、低濃度PCB廃棄物の処分期限が令和8年度末であることを踏まえ、PCB含有機器の無害化処理を計画的に実施している。

ウ 低公害・低燃費車やZEV、電動バイクの導入

都は、大気汚染物質排出量及び二酸化炭素排出量を削減するため、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（以下「東京都環境確保条例」という。）に基づく自動車環境管理計画書制度を定めている。都内（島しょを除く）で30台以上の自動車を使用する事業者は、自動車の使用を合理化するための措置等の事項を記載した5か年の自動車環境管理計画書及び毎年度の実績報告書の提出が必要である。また、都内（島しょを除く）で200台以上の自動車を使用する事業者は、令和8年度末までに低公害・低燃費車の導入率を30%以上、乗用車での非ガソリン車の導入率を20%以上にすることが義務付けられている。

当局は、東京都水道局環境5か年計画2025-2029や東京都グリーン購入ガイドに基づき、走行時にCO₂

や大気汚染物質を排出しないZEV（電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド車（PHV）、燃料電池車（FCV）を指す。）や電動バイク、低公害・低燃費車の導入を推進している。四輪自動車については、更新及び新規購入に当たり、災害時の機動力を確保しつつ、可能な限りZEVを積極的に導入し、バイクについては、買換えにあわせて原則100%電動バイクに更新することとしている。その結果、令和7年度末時点で、ZEVを16台、電動バイクを22台導入している。

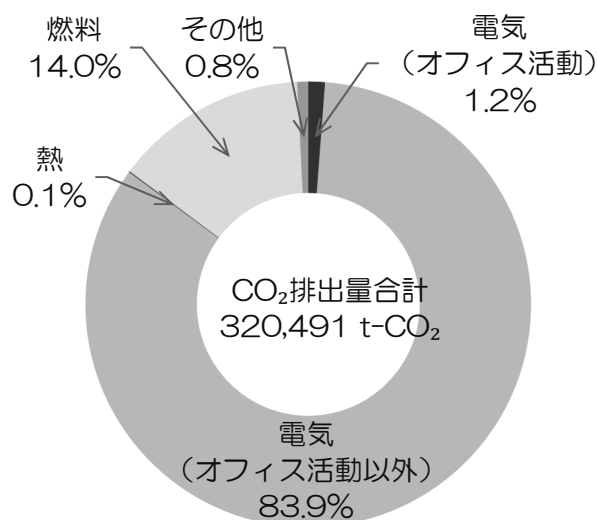
エ 道路掘削工事の環境対策

当局は、路上工事による交通渋滞や周辺環境への影響を極力低減させるため、道路管理者、公益事業者等で組織する東京都道路工事調整協議会を通じて、工事時期の調整及び管理を徹底するとともに、他企業等と同一箇所を同一時期に工事を行う共同施工等の促進を図ることにより、路上工事における工事時間の縮減に努めている。

(2) 水を育む地球環境の保全に貢献

当局では、太陽光等自然エネルギーの有効利用やコージェネレーションシステムの導入等エネルギーの有効活用による地球温暖化の防止に努めている。

図3-27 CO₂排出要因（令和7年度）



ア 太陽光発電

当局は、平成6年度に、東村山浄水場に配水池の上部を利用して太陽光発電設備（定格出力70kW）を設置（平成28年度撤去）して以降、高月浄水所をはじめとする8か所の浄水場等のろ過池覆蓋化に併せて太陽光発電設備を設置した。

最近では、配水池上部や建屋屋上など、施設内のスペースを有効利用した太陽光発電設備を導入しており、令和7年度には研修・開発センターへ設置した（設置状況は表3-9を参照）。



太陽光発電（朝霞浄水場）

表3-9 太陽光発電設備の設置状況

施設名称	設置場所	定格出力 (kW)	設置年度
小河内貯水池	陸上	153	平成10年度
高月浄水所	ろ過池覆蓋上部	20	平成15年度
朝霞浄水場	ろ過池覆蓋上部	1,200	平成16年度
三園浄水場	ろ過池覆蓋上部	400	平成16年度
小作浄水場	ろ過池覆蓋上部	314	平成16年度
東村山浄水場	ろ過池覆蓋上部	1,200	平成18年度
長沢浄水場	ろ過池覆蓋上部	200	平成18年度
金町浄水場	ろ過池覆蓋上部	800	平成18年度
三郷浄水場	ろ過池覆蓋上部	1,139	平成18年度
小作浄水場	配水池上部	180	平成21年度
砧浄水場	配水池上部	80	平成22年度
金町浄水場	配水池上部・建屋屋上	517	平成26年度
檜原給水所	配水池上部	250	平成26年度
朝霞浄水場	配水池上部・建屋屋上	500	平成27年度
国分寺緊急資材置場	建屋屋上	49	平成27年度
鏈水小山給水所	配水池上部	486	平成27年度
三園浄水場	配水池上部	330	平成28年度
東村山浄水場	配水池上部	833	平成28年度
八王子給水事務所	駐車場屋根上部	9	平成27年度
江東給水所	配水池上部	300	令和元年度
金町浄水場	管理本館屋上	89	令和2年度
上台北給水所	配水池上部	100	令和2年度
三郷浄水場	建屋屋上	100	令和3年度
清瀬梅園給水所	配水池上部	400	令和5年度
深大寺給水所	配水池上部	120	令和5年度
上北沢給水所	配水池上部	81	令和6年度
研修開発センター	研修フィールド等屋根上部	129	令和7年度
合 計		9,979	—

イ 水力発電

当局が導入している水力発電の発電方法は二つある。一つは原水を引き入れる際の高低差を利用し発電する方法（図3-28参照）。もう一つは、管路内の余剰圧力を利用して発電する方法である。高低差のある二つの給水所に1本の管路で送水する際、低い位置の給水所では入れの際に余剰圧力が生じてしまう。この圧力を水力発電設備により回収する（図3-29参照）。

平成12年度に、東村山浄水場に水力発電設備を設置して以降、継続的に導入を進め、令和6年度には上北沢給水所及び東海給水所へ設置した（設置状況は表3-10を参照）。

表3-10 水力発電設備の設置状況

施設名称	最大出力 (kW)	設置年度	備考
東村山浄水場	1,400	平成12年度	高低差を利用
南千住給水所	95	平成16年度	余剰圧力を利用
亀戸給水所	90	平成19年度	
八雲給水所	300	平成21年度	
葛西給水所	340	平成25年度	
ひむら浄水所	7	平成26年度	高低差を利用
江北給水所	49	平成30年度	余剰圧力を利用
上北沢給水所	110	令和6年度	
東海給水所	170	令和6年度	
合 計	2,561	—	

図3-28 高低差を利用した水力発電イメージ

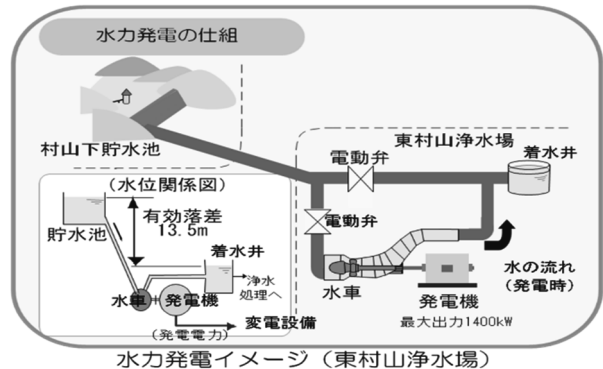
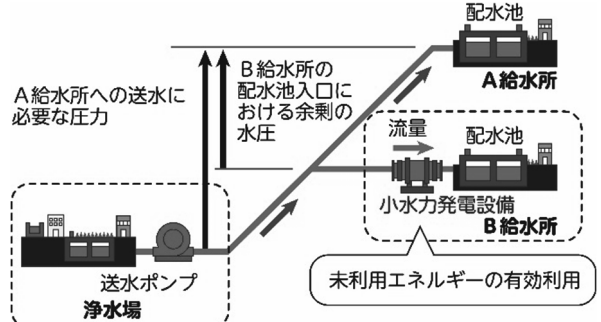


図3-29 余剰圧力を利用した水力発電イメージ

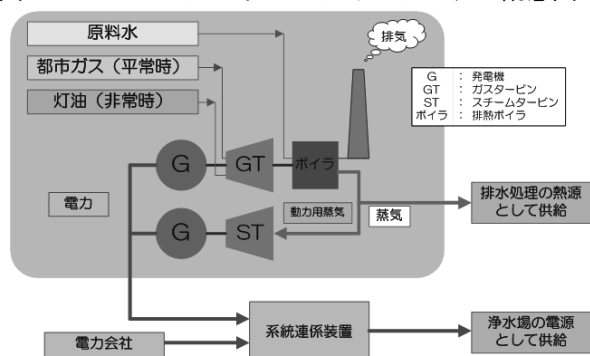


ウ コージェネレーションシステムを採用した常用発電

当局の常用発電設備は、環境負荷の少ない都市ガス
を燃料にして発電を行い、排熱を回収して排水処理設備の汚泥加温に活用するコージェネレーションシステムであり、平成10年10月、東村山浄水場（機器仕様 1,600kW×2台、供給能力 3,200 kW）に当局として初めて設置した。

令和6年3月には三郷浄水場（機器仕様 5,450kW×2台+4,810kW、供給能力 15,710kW）に常用発電設備を設置した。

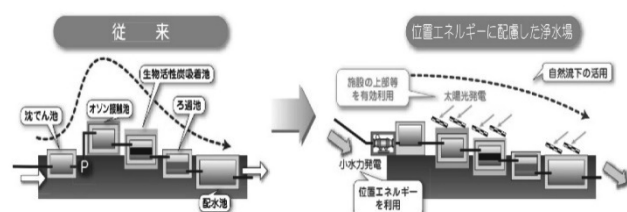
図3-30 コージェネレーションシステム概念図



エ エネルギー効率に配慮した浄水場の整備

代替浄水施設の整備及び浄水場の更新に当たっては、位置エネルギーの有効活用や、施設配置の最適化を図るなど、エネルギー効率に配慮する。

図3-31 エネルギー効率に配慮した浄水場の施設配置（イメージ）



オ 効率的な水運用

水運用センターでは、情報通信システムを利用して、24時間体制で水運用状況を監視している。適正な水圧管理とエネルギー消費の少ない系統に水量配分をシフトするなど効率的な水運用を行うことで、ポンプ運転

等に使用する電力の節減、水運用におけるエネルギー効率の更なる向上に努めている（「第2章 第4 水運用」参照）。

カ 浄水場発生土の有効利用

浄水場の浄水処理過程で発生する土は、浄水場発生土といい、園芸用土、グラウンド土及び粒状改良土等の材料として有効利用している。

令和7年度は全浄水場の浄水場発生土約5.7万トンのうち、有効利用は約2.5万トン（発生量の約44%）である。

キ 建設副産物の有効利用

水道工事で発生する建設副産物には、建設発生土及び建設廃棄物（アスファルト・コンクリート塊やコンクリート塊など）がある。局では、これらを工事現場内で利用するほか、再資源化施設へ搬出を行い、改良土、再生路盤材等の建設資材として再資源化を図っている。

令和7年度の実績は、局発注工事において建設発生土約95万 m^3 、アスファルト・コンクリート塊約59万トン及びコンクリート塊約7万トンの再生資源利用促進率100%を達成している。

ク 当局施設の屋上等の緑化

都は、「東京グリーンビズ」の取組として、都内のあらゆる空間における緑の創出を図るため、屋上や壁面等を活用した立体的な緑化を推進としている。

当局では「東京都水道局環境5か年計画2025-2029」において、支所、営業所、浄水場等の建物の新築、増築等に合わせて、屋上や配水池上部等の緑化を積極的に取り組んでいる（設置状況は表3-11を参照）。

表3-11 屋上緑化等の導入状況

(令和8年3月末現在)		
名 称	緑化面積 (㎡)	設置年度
境浄水場	348.00	平成12年度
南千住給水所	107.00	平成13年度
東部建設事務所	416.00	平成14年度
蒲田事務所	240.70	平成14年度
南部支所(桜丘)	229.90	平成14年度
江東給水所	293.00	平成15年度
足立営業所	288.50	平成15年度
和泉庁舎	243.00	平成15年度
目黒営業所	220.00	平成16年度
研修・開発センター	189.00	平成16年度
多摩水道元本郷庁舎	100.65	平成16年度
砧浄水場ポンプ棟	337.61	平成16年度
品川営業所	205.00	平成17年度
多摩水道山王下庁舎	451.47	平成17年度
本郷庁舎2号館	200.00	平成17年度
本郷給水所	290.00	平成17年度
多摩水道立川庁舎	341.70	平成18年度
砧浄水場膜ろ過施設棟	793.20	平成18年度
砧下浄水場膜ろ過施設棟	714.40	平成18年度
芝給水所	706.00	平成18年度
多摩水道秋留台庁舎	47.60	平成18年度
東村山浄水管理事務所(薬品管理棟・本館)	1,004.33	平成18年度
多摩水道元本郷庁舎	6.48	平成19年度
三園浄水場(高度処理棟)	1,701.98	平成19年度
板橋営業所	145.40	平成20年度
東海給水所	254.00	平成21年度
金町浄水場取水ポンプ所	140.00	平成21年度
東村山浄水場オゾン処理塔	1,050.29	平成21年度
小石衛門給水所	159.32	平成21年度
西原事務所	73.30	平成21年度
大谷口給水所	642.00	平成22年度
東海庁舎	389.25	平成22年度
南阿佐ヶ谷庁舎	169.50	平成22年度
川口ポンプ所	99.20	平成22年度
朝霞浄水場	2,460.00	平成22年度
拝島ポンプ所	530.00	平成24年度
拝島ポンプ所送水調整池	372.25	平成24年度
滝山浄水所事務所棟	79.50	平成24年度
文京営業所	240.75	平成24年度
多摩平浄水所・配水池1、2号	491.75	平成24年度
金町浄水管理事務所(金町浄水場)	1,035.00	平成25年度
朝霞浄水管理事務所	1,984.50	平成26年度
梅郷配水所	199.50	平成26年度
墨田営業所	141.00	平成27年度
羽村取水管理事務所	120.50	平成27年度
府中サービスステーション	65.25	平成28年度
江北給水所	466.83	平成30年度
金町浄水管理事務所(管理本館)	1,258.20	令和元年度
拝島給水所・配水池2号	290.88	令和元年度
狛江住宅横公園	458.40	令和3年度
幸町給水所	832.00	令和4年度
上高田災害対策住宅	143.08	令和6年度
上北沢給水所	1,973.40	令和6年度
合 計	25,740.57	-

(3) 環境意識の高揚

ア 環境報告書

当局が実施している環境施策の取組状況や成果を総合的に示したもので、平成12年から毎年作成し、公表している。

イ 環境会計

環境対策の推進に当たっては、経営効率と環境対策との調和の取れた事業展開が必要であることから、当局では、環境対策を総合的に把握する「環境会計」を、平成12年度から全国自治体に先駆けてモデル導入した。

その後、環境庁(現環境省)の「環境会計ガイドライン(2005年版)」が提示されたことから、ガイドラインに沿って対象項目を分類し、環境保全コスト、経済効果及び環境保全効果の集計を行うなど、状況変化を踏まえて必要な見直しを行っている。

(4) 環境マネジメントシステムの継続的な改善

ア 環境監査

環境監査は、環境5か年計画における取組等が各部及び事業機関において東京都水道局環境マネジメントシステム運営基準等のルールに従い適切に行われているかを確認することを目的としており、具体的な監査事項として「計画の目標達成に向けた積極的な取組の実施状況」、「是正状況及び改善状況」、「環境に関する自主的な取組の実施状況」等を設定している。

令和7年度は、「行動計画の進捗状況」及び「環境関連法規制の遵守」を重点監査項目とし、代表環境監査員のほか、10名の監査員で監査チームを組み、本庁各部、事業所のうち9か所を対象として実施した。

監査結果のうち、優れていると評価された取組等について局内に周知し、職員の環境に対する意識を向上させている。

また、改善の必要があると評価された取組については、直ちに改善を図るとともに、次回監査時に改善状況を確認する。

イ 第三者評価

環境計画に定められる推進の仕組みの適切性、環境計画が有効に機能していること及び改善が必要な点について、専門的知識を有する第三者による評価を受けることにより環境計画の客観性を確保するとともに、その結果を仕組み等の見直しにいかしていくことを目的としている。

令和5年度は、環境計画の運用の仕組み、体制、取組状況などに対し、東京都水道局環境マネジメントシ

システム運営基準への適合性、環境計画の有効性などの視点から第三者による評価を受けた。

評価の結果、環境マネジメントシステムの運営が適切に行われているとの結論を得た。

環境計画の取組事項、目標達成状況については、行動計画表により各部署とも適切に実施されており、工事や電力の入札不調、コロナ禍のイベント中止などにより、年度によっては未達成の場合もあったが、計画期間内で調整等を行い、最終年度である2024年度の目標達成に向けて推進されていることが評価された。

一方、廃棄物処理法やフロン排出抑制法等の法対応について、職員の理解を深めるための研修や周知方法等に工夫の余地があるとされたほか、効果的な進捗管理のためには、政策連携団体への委託営業所も含めた一体的な管理を行うのが望ましいといった課題も提示された。

令和6年度は「東京都水道局環境5か年計画2020-2024」の最終年度であったため、令和5年度に実施した第三者評価の結果を「東京都水道局環境5か年計画2025-2029」や東京都水道局環境マネジメントシステム運営基準等に反映し、改定を行った。

給水所等における浄水処理や送配水過程において、電力を始めとする多くのエネルギーを消費している。そのため、今後、より一層の省エネルギー対策を進めていくとともに、エネルギー管理に基づいたエネルギー使用状況の把握や検証等を行うことで、削減義務を確実に履行していく。

表3-12 各計画期間における削減義務率(注)

計画期間	対象年度	東京都	埼玉県
第一	平成22～26年度 (埼玉県は平成23～26年度)	6%	6%
第二	平成27～令和元年度	15%	13%
第三	令和2～令和6年度	25%	20%
第四	令和7～令和11年度	48%	48%

(注) 埼玉県は削減目標率

4 環境確保条例等への対応

都では、「東京都環境確保条例」に基づき、大規模事業所（原油換算エネルギー使用量1,500kL/年以上）に対して、温室効果ガス総量削減義務を課すとともに、中小規模事業所（原油換算エネルギー使用量1,500kL/年未満）に対しては、前年度の温室効果ガス排出量と地球温暖化対策の実施状況を報告する地球温暖化対策報告書制度を適用している。

また、埼玉県内の大規模事業所については、「埼玉県地球温暖化対策推進条例」に基づき、平成23年度から温室効果ガスの削減目標が定められている。

一方、国においては、「エネルギー使用の合理化に関する法律（省エネ法）」が改正され、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（改正省エネ法）」と名称が改められた。これにより、非化石エネルギーの使用状況の報告が新たに必要となった。

当局では、17の大規模事業所を有しており、浄水場、

第6 国際展開

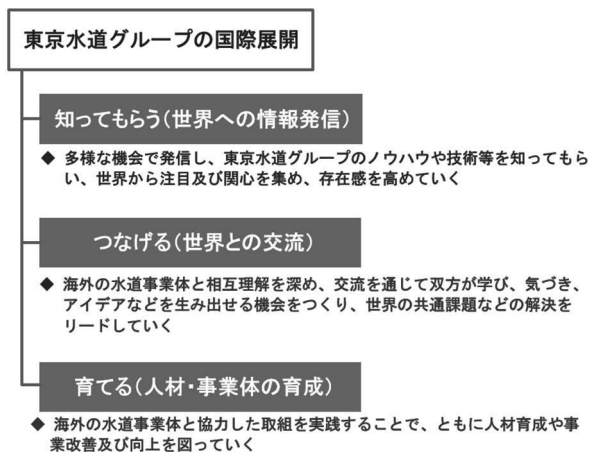
途上国の大都市では、急激な経済成長や人口増加等に伴い、水不足や水質汚染が顕在化しているが、これらの課題の多くは、都の水道事業が歩んできた長い歴史の中で直面し、解決してきたものである。

東京水道グループでは、これまでに培ってきた技術やノウハウなどを活用し、途上国の水事情の改善につなげるほか、気候変動などの新たな課題への対応に向け、海外諸都市と交流し、先行事例や新技術の共有などにより世界の水事情向上に取り組んでいく。

1 国際展開の体系

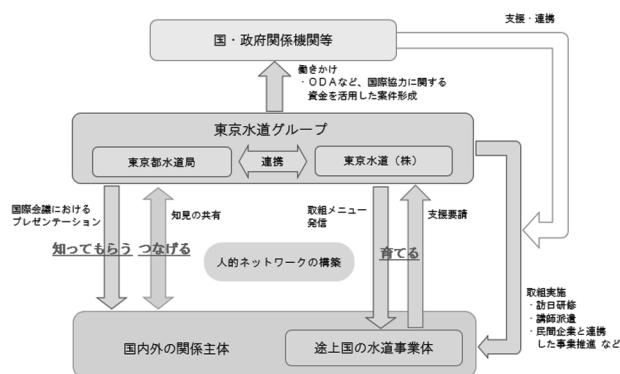
世界への情報発信「知ってもらう」、世界との交流「つなげる」、人材・事業体の育成「育てる」の3つの柱で国際展開を推進している。

(1) 国際展開の体系



(2) 国際展開のスキーム

これらの取組により、当局のプレゼンスの向上や都及び国内外の水道事情の改善を図る。



2 知ってもらう(世界への情報発信)

海外の主要な国際会議などに参加し、世界から集まった代表者間で行われる円卓会議などで東京水道の強みや国際展開の取組などを紹介するなど、効果的な発信を行っている。

(1) 国際会議関係

ア 国際会議の参加・開催

国内外で開催される国際会議へ積極的に参加し、論文発表や展示会を通じて、東京水道グループの技術やノウハウを、世界に向けて広く発信している。

論文内容は、当局の先進的な取組や、これまでに当局が直面し解決してきた課題など多岐にわたり、各国共通の課題解決に寄与している。

また、他の国や都市の論文発表などから、世界の先進的な取組を学んでいる。

平成30年9月には、第11回IWA(国際水協会)世界会議・展示会を東京において開催した。「水未来の形成、持続可能性と強靱性のための科学、実践、政策」をテーマとし、国内外98か国から9,815人(うち会議

登録者 2,846 人) が参加し、基調講演、論文発表、ワークショップ、展示会、テクニカルツアー等を行った。

令和5年10月には、44年ぶりに東京で開催された日本水道協会全国会議に併せて、当局と下水道局が連携して「水道・下水道テクニカルツアー&ビジネスマッチング2023」を開催した。世界の27都市から水道事業体関係者等ら66名が参加し、都市共通の課題など水分野に関する意見交換、国内企業やスタートアップ企業とのビジネスマッチング、テクニカルツアー等を実施した。



第11回IWA世界会議・展示会（東京開催）
開会挨拶（都知事）



水道・下水道テクニカルツアー&ビジネス
マッチング2023（水分野に関する意見交換）



シンガポール国際水週間への参加

イ アジア水道事業体人材育成ネットワーク

水道技術を維持・向上していくことは、当局だけでなく、アジア諸都市の水道事業体にも共通する課題である。

そこで、人材育成や研修手法に関する知識やノウハウについて情報交換を行い、アジア全体の水道事業のレベルアップに寄与することを目的として、平成19年に当局が呼び掛けを行い、アジア水道事業体人材育成ネットワークを構築した。現在、5つの国と地域の7事業体がメンバーとなっている。

当ネットワークの活動としては、ウェブサイト運営やニュースレター発行を通じた情報交換のほか、年に1回会議を開催し、各事業体の取組事例の紹介や意見交換を行っている（表3-13参照）。

なお、令和2年度から3年間は、新型コロナウイルス感染症の影響で、オンライン形式で会議を開催していたが、令和5年度から対面開催を再開している。



アジア水道事業体人材育成ネットワーク
第18回会議

表3-13 アジア水道事業体人材育成ネットワーク
会議開催実績

	年度	開催地	テーマ
第1回	H20	東京	人材育成
第2回	H21	韓国・ソウル	人材育成
第3回	H22	台湾・台北	人材育成
第4回	H23	東京	技術の継承
第5回	H24	台湾・高雄	無収水管理
第6回	H25	韓国・大田	エキスパートの育成
第7回	H26	タイ・バンコク	①水道水の信頼を高める取組 ②技術的優良事例の紹介
第8回	H27	東京	人材育成
第9回	H28	韓国・ソウル	①危機管理強化に向けた人材育成 ②環境に配慮した水道事業と人材育成
第10回	H29	台湾・台中	①安全な水の確保に向けた水質監視・調査と人材育成 ②給水管理高度化に向けたIT技術の活用と人材育成
第11回	H30	東京	①水道事業に必要な人材の配置と育成方針 ②国際的な人材の確保と育成
第12回	H31	タイ・バンコク	①IT技術の進展に伴う人材育成の転換 ②職員育成における人材育成部門とラインマネージャとの連携
第13回	R 2	韓国 オンライン	①水道教育プログラム：実践的な学習による現場対応力の向上 ②お客さまから信頼を得るための人材育成
第14回	R 3	台湾 オンライン	①持続可能な水道事業の実現に向けた人材育成 ②ナレッジマネジメントの実装に関する課題と解決策
第15回	R 4	韓国 オンライン	①安定給水に向けた人材育成 ②時間や場所に捉われない労働環境づくり

第16回	R 5	東京 対面及び オンライン	①水道システム強靱化のための人材育成 ②高いコンプライアンス意識を持ち続けるための取組
第17回	R 6	韓国・華城及び安山	①環境保全と良好な事業経営との両立のための人材育成 ②水道事業におけるDXに向けた人材育成の工夫
第18回	R 7	タイ・バンコク	①様々な危機対策における人材育成 ②人材管理：水道事業における人材の能力を引き出し活用する方法

(2) 展示会への出展

国際会議の展示会にブースを出展し、東京水道グループとしての取組をより広く発信している。

また、展示会に出展している海外の水道事業者や日本企業と意見交換などの交流を通じて、海外の技術の情報収集に努めている。



展示会の様子



展示会での説明の様子

（３）海外向けホームページの運営

東京水道グループの概要、技術やノウハウ、国際展開の取組などに関する情報をホームページで紹介している。

また、エネルギー・環境対策に関する計画なども掲載している。



英語版ホームページ

3 つなげる（世界との交流）

海外の水道事業体とお互いの事業内容やノウハウなどを学び合い、技術協力やアイデアを出し合うなど、相互の事業向上及び共通課題の改善に資する交流を推進している。

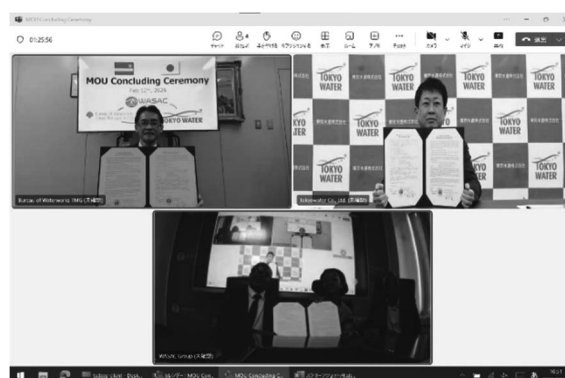
（１）海外都市との交流

東京水道がこれまでに培ってきた「強み・ノウハウ」を世界に発信するとともに、世界の都市が直面している気候変動への対応や環境への対策など共通の課題に向けた協力及び連携を進めている。

また、海外都市の水道事業体等と対面及びオンラインによるセッションや他局と連携した取組を通じて交流を継続的に行っている。継続した交流に同意した都市とは合意書を締結している。



フランス パリ市との交流



ルワンダ水道事業体（WASAC）との合意書（MOU）
締結式（オンライン）の様子

4 育てる（人材・事業体の育成）

海外の水道事業体等と連携して、人材育成や水事情の改善などに資する取組を協同で実践している。

（１）訪日研修・視察受入れ

海外の水道事業体等の要請に応じ、研修や視察受入れを実施している。内容は、相手事業体等と事前に調整し、漏水防止技術や浄水処理技術等、ニーズに適した構成としている。当局における取組の紹介や意見交換、助言等を行うほか、要望に応じて日本企業とのマッチング機会を提供している。



JICA 訪日研修受入れの様子

受入れ人数は、令和3年度から令和7年度までの5年間で、538名（オンライン実施を含む）である（表3-14参照）。

短期での研修に加え、1週間から2週間にわたる長期的な研修の受入れも行っており、これらの研修受入れに当たっては、漏水防止等の実習フィールドや各種実習室などの充実した研修施設を備えた研修・開発センターを活用している。

海外水道事業体の職員育成に貢献するため、今後も各事業体のニーズを踏まえ、積極的に訪日研修を受け入れていく。

表3-14 研修受入れ実績

地 域	(単位：人)					
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	5か年合計
ア ジ ア	15 (15)	20 (4)	66 (0)	75 (0)	81 (0)	257 (19)
中 東	3 (3)	2 (0)	49 (0)	5 (0)	14 (0)	73 (3)
ア フ リ カ	19 (19)	13 (8)	20 (0)	47 (0)	21 (0)	120 (27)
欧 州	1 (1)	0 (0)	50 (0)	5 (0)	5 (0)	61 (1)
北 米	3 (3)	2 (0)	1 (0)	3 (0)	9 (0)	18 (3)
中 南 米						
大 洋 州	1 (1)	0 (0)	4 (0)	3 (0)	1 (0)	9 (1)
合 計	42 (42)	37 (12)	190 (0)	138 (0)	131 (0)	538 (54)

() 内は、オンライン形式による実績で内書き

ン市において、政策連携団体である東京水道株式会社が民間企業と共同で、JICAの技術協力プロジェクトを実施した。

また、平成24年にはタイ王国首都圏水道公社と、平成25年には台湾自来水公司、台北自来水事業処とそれぞれ技術協力等に関する覚書を締結し、職員派遣を通じた技術協力等を行っている。

令和4年からはルワンダのキガリ市において、東京水道株式会社がJICAの技術協力プロジェクトに参加し、事業運営や組織体制の強化に向けた助言等を実施している。

令和5年度、6年度には、ルワンダの水道事業体(WASAC)の職員を対象とした訪日研修を東京水道グループとして受入れ、講義及び現場視察を通じた支援を行った。

これらの協力の積み重ねを踏まえ、令和7年2月に、WASAC、当局及び東京水道株式会社の三者間で交流・協力促進に関わる合意書を締結した。

令和7年度には、キガリ市での現地調査により課題やニーズを確認したほか、セミナーを開催した。引き続き、東京水道グループの技術力を活かし、水道事業の改善に資する専門的な助言や提案等を行っていく。

表3-15 職員派遣

年度	派遣先		人数	合計
	国	都市		
H29	インド	デリー	5人	9人
	ミャンマー	ヤンゴン	4人	
H30	派遣実績なし		0人	0人
R1	ミャンマー	ヤンゴン	6人	6人
R2	派遣実績なし		0人	0人
R3	派遣実績なし		0人	0人
R4	派遣実績なし		0人	0人
R5	派遣実績なし		0人	0人
R6	派遣実績なし		0人	0人
R7	派遣実績なし		0人	0人

(2) 技術協力（事業展開）

東京水道グループは、海外水道事業体からの要請を踏まえて、JICA等と連携し国際協力に関する資金を活用した案件形成に向けた取組を行っている。

平成27年から令和3年度まで、ミャンマーのヤンゴ



ミャンマーでのセミナーの様子



台湾自来水公司との覚書に基づく訪日研修

5 関係機関等との連携

（１）自治体水道国際展開プラットフォーム

平成 22 年に国内の水道事業体と公益社団法人日本水道協会とが協力し、自治体の国際展開を推進するための意見交換の場として、「自治体水道国際展開プラットフォーム」を設置した。

実務者による会議を年 1 回程度開催し、国際展開に係る様々な情報の交換や参加者間の意見交換を行うなど、事業体間での連携を強化している。

（２）東京都水道局国際展開民間企業支援プログラム

日本の民間企業の国際展開を支援するための仕組みとして、「東京都水道局国際展開民間企業支援プログラム」を運用している。

第7 職員の人材育成と研究開発

1 人材育成の必要性

当局の職員数は、令和8年8月1日現在で、3,424人であり、これらの職員は、本局各部及び各事業機関に配置されている（5ページ参照）。職種別構成は、表3-16のとおり、事務が35.9%、技術系が58.1%、技能が6.0%となっている。

また、職員の年齢別構成は、表3-17のとおり令和4年度から令和8年度にかけて、40・50歳代の職員の比率が52%から50%に減少しているのに対して、20・30歳代の職員の比率は39%から42%に上昇しているなど、若手職員の比重が上昇している。豊富な経験や高い知識を持った中堅・ベテラン職員が減少していく中、安定的な事業運営のため、将来の東京水道を支える人材を育成していくことが求められている。

加えて、東京水道グループ全体では、現在、現場業務の多くを局から政策連携団体へと移転していくという大きな転換期に入っている。こうした大規模な体制変更の中、組織を支える人材の育成が重要となっている。

さらに、施設整備等が着実に進み事故件数が減少し、事故発生時の現場における柔軟な対応力や事態解消に向けた発想力が培われる実践的な機会が減少している。

こうした状況に加え、生産年齢人口の減少や働き方の変化、デジタル技術の活用、女性の活躍促進など、東京水道グループを取り巻く環境が大きく変化する中で、求める人材像や確保・定着・育成の観点から取組の方向性の検討を行い、令和8年1月に「東京水道グループ人材育成方針」を改定した。この方針を基に、計画的に取組を推進していく。

表3-16 職種別構成

事項	事務	技術系							技能	合計
		土木	建築	機械	電気	林業	環境検査	ICT		
職種別人数(人) (うち再任用職員)	1,225 (60)	1,082 (33)	13	347 (19)	344 (19)	58 (1)	144 (8)	5	206 (14)	3,424 (154)
職種別構成比(%)	35.9	31.6	0.4	10.1	10.0	1.7	4.2	0.1	6.0	100.0

(令和8年8月1日現在)

表3-17 年齢別構成の推移

年 齢	令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
18～19歳	23	0.6%	19	0.5%	22	0.6%	10	0.3%	6	0.2%
20～29歳	616	17.0%	555	15.7%	592	16.8%	580	16.8%	593	17.3%
30～39歳	798	22.0%	822	23.3%	827	23.5%	851	24.7%	857	25.1%
40～49歳	936	25.8%	806	22.8%	685	19.5%	590	17.1%	550	16.1%
50～59歳	945	26.1%	1,036	29.3%	1,103	31.4%	1,140	33.1%	1,158	33.9%
60歳以上	308	8.5%	295	8.3%	286	8.1%	276	8.0%	256	7.5%
合 計	3,626	100%	3,533	100%	3,515	100%	3,447	100%	3,420	100%

(各年度4月1日現在)

2 研修・開発センターによる研修体制

当局は、平成17年4月、研修機能と研究開発機能とを集約した研修・開発センターを設立した。研修部門と開発部門とが連携し、技術の継承及び職員の能力向上と、現場ニーズに対応した研究開発に取り組んでいる。

当センターは、国内最大規模の水道研修施設である。水道管布設工事現場を模した実習施設など、体験型の研修を受講できる施設を多数整備しており、水道技術に関する実践的な能力を身に付けることができるようになっている。

また、当局職員に対する研修のほか、国内の他の水道事業体への研修施設の貸出しや、JICA（独立行政法人国際協力機構）等を通じた海外からの研修生や視察者の受入れを行っている。

（1）令和8年度 研修の重点事項

東京水道グループ人材育成方針を踏まえ、年度ごとの研修基本方針及び研修計画を策定している。令和8年度の研修の重点事項は、次のとおりである。

ア 東京水道グループ一体となった研修

（ア）局研修への東京水道株式会社社員の受入れ

新任研修や実務研修などの局研修において、東京水道株式会社（以下「TW」という。）社員を計画的に受け入れる。

また、共通の基礎認識や価値観を醸成するとともに、

移転業務を円滑に遂行できる人材の育成を図る。

（イ）講師養成支援による育成基盤の強化

TW社員のうち、共同研修や社内研修の講師候補者を局研修の講師メンバー候補として受け入れし、教材づくり、事前準備、講義の進め方などを学ぶ機会を提供する。これにより、東京水道グループ内で講師を育てる体制を強化し、技術継承を担う人材の育成を図る。

（ウ）共同研修の拡充

局とTWとが協働し、技術系実務研修を中心とした共同研修を段階的に拡充する。これにより、グループ全体の現場力や危機管理能力など実践的な能力の向上を図る。

イ 確実な技術継承のための実務研修の充実

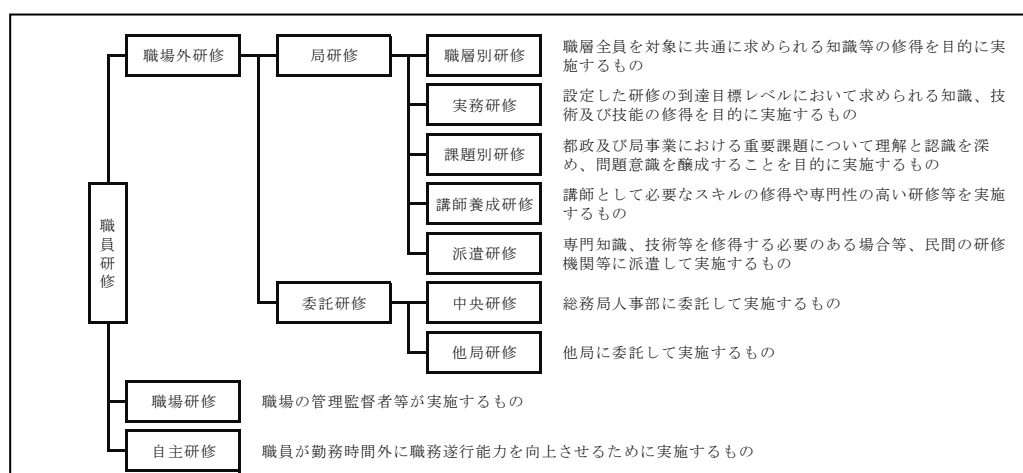
（ア）職場ごとに必要な知識、技能習得に向けたOJT支援

OJTは、担当に新規転入した1年目の職員、若手職員等を対象に職場ごとに実施される。職場で業務を遂行する上で必要となる技能等をまとめたスキルマップが令和8年度より導入されることから、支援のための研修を行い、OJTの円滑な実施に寄与する。

（イ）体系的に整理された技術・専門スキルの継承支援

技術・専門スキルの継承を支援するために、ナレッジバンクを研修に活用する。研修資料をナレッジバン

図3-32 職員研修体系図



クに集約することにより、受講者がいつでも閲覧・復習できる学習環境を整備し、理解度の向上を図る。

ウ より効果的な研修

（ア）職層別研修の再編

人材育成方針の趣旨に沿って、職層別研修を再編する。

若年層（主事・主任）は、「水道事業の礎となる人材の育成・定着」の観点から、2年目でマインド形成を目的とした研修、3年目で定着を踏まえた実践力を身に付けさせる研修を実施する。

中核層は、既存研修の重複を解消し、効率化を図るとともに、必要とする学習を柔軟に選択できるような環境整備を行う。

（イ）デジタル技術を活用した研修の拡充

令和7年度に制作したVR教材を令和8年度の研修に導入する。

事故防止・安全教育では、林業職や環境検査職の業務における事故を疑似体験することで、正しい手順の重要性を理解させる。

危機管理では、漏水事故や断水時の応急給水を疑似体験させながら、現場での対応力の向上を図る。

これらのVR教材を活用して、座学及び実習を補完し、研修効果の向上を図る。

エ 学びの機会の充実で職員の挑戦ややる気を後押し

（ア）スキルアップを目的とした自己啓発の推進

専門性の向上に資する公的資格や職務との関連性がある資格の取得を支援する。

また、自身のキャリアパスを描く際の参考となる機会を提供するため、スキルアップに資する通信教育講座の充実を図り、職員の挑戦を支援する。

（イ）国際関連業務等への支援

海外派遣経験者や専門家を研修講師として招へいし、活動事例や海外動向を提供する研修を実施することで、海外への挑戦を促し、将来の国際的な人材の育成を推進する。

国際会議等で海外に派遣される職員の増加を見据え、英語によるプレゼンテーション能力の向上研修の受講

枠を拡大する。

オ DX人材の育成

（ア）新しいデジタルツールに対応するための研修等を実施

新規導入されるTAIMSとデジタルツールの操作等を習得させ、業務の効率化やDXを推進する人材を育成するため、実践的な研修を新設する。

デジタルスキルの活用力を高め、デジタルツールを活用した業務の効率化や改善を後押しする人材を育成するための研修を新設する。

より専門的な知識の習得を支援するため、自己啓発支援によるデジタルスキルに関わる外部講座を拡充する。

カ 使命感・倫理観に基づき行動できる人材の育成

（ア）コンプライアンスの徹底

新規採用職員や転入職員に対しては、早期に高い使命感・倫理観や接遇など、公務員としての基本姿勢を身につける研修を実施する。

管理職・監督職に対しては、職層別研修において、職責の理解や、若手職員の挑戦を促すマネジメント力向上を目的とした研修を実施する。

全職員を対象に、課題別研修において、ハラスメント防止やカスタマーハラスメント対応に関する基本知識の習得と意識向上を目的とした研修を実施する。

これにより、コンプライアンス推進に関する知識と理解を深め、職員一人ひとりへの意識の徹底を図る。

（イ）局の方針・計画の浸透

改定された「東京水道経営プラン」、「東京水道施設整備マスタープラン」についての研修を実施することで、局事業についての理解を深めるとともに、水道局職員としての使命感を高める。

（２）職員教育訓練システム

当局では、事故対応力を強化するための危機管理研修において、独自に開発した「職員教育訓練システム」を平成20年度から活用してきたが、システムの老朽化のため、令和2年度にシステムへの入替えを実施した。

本システムを活用した研修は「管路事故」、「水質事故」、「設備事故」及び「震災対応」の4つの科目で構成されており、それぞれのシナリオに沿って展開する様々な状況を職員が適切に判断し、情報連絡、対処方法の検討等をロールプレイング方式で行う実践的なものである。職場や職務の異なる職員が、組織横断的な業務連携の重要性を体験し、理解することにより、事故時の対応能力を養える内容となっている。

3 水道技術の継承

(1) 水道技術エキスパート

これまで培われてきた水道技術を着実に継承するために、平成20年7月、水道技術エキスパート制度の運用を開始した。

本制度は、特に高い技術力と豊富な経験を持つ職員をエキスパートとして認定するものである。

エキスパートは、自らが有する見識や経験等に基づいた助言や技術等の形式知化を行うとともに、職員からの業務上の相談に対し、助言を行っていくこととしている。

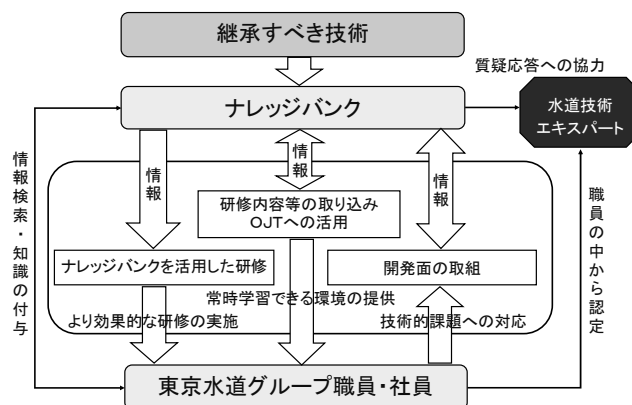
(2) ナレッジマネジメントシステム

当局では、水道技術を着実に継承していくため、水道局版ナレッジマネジメントシステムを構築し、技術情報を集約・活用した人材育成を図っている。

その一環として、知識やノウハウを文書や映像にしてデータベース化し、イントラネットを通じて職員が業務に必要な技術情報を取り出すことができるナレッジバンクを開発し、平成19年4月から運用を開始してきた。

令和7年度に、ナレッジバンクの検索性の向上と技術情報の充実を図ったシステムを新たに構築した。令和8年度からは東京水道グループ全体でシステムを活用して、職員等が電子化した資料をいつでも確認できるようにすることで各職場において必要な技術や知識の継承を推進していく。

図3-33 ナレッジマネジメントシステムのイメージ



4 現場ニーズと将来を見据えた調査・研究開発

当局では、従来から、漏水発見装置や水道メータの開発、給・配水管の耐食性や浄水処理技術の調査など幅広い分野で研究開発を行っており、局内での活用はもとより、全国の水道事業の技術向上にも貢献している。

(1) 調査・研究開発の重点項目

研修・開発センターでは研究開発機能の更なる充実を目指しており、次の項目に重点的に取り組んでいる。

ア 局の研究開発業務の総合調整

技術開発検討委員会は、当局の技術開発及び研究開発を統轄する、最上位の審議機関である。研修・開発センターは、技術開発検討委員会の事務局として、各部の調査・研究業務の一元的な管理・調整を行い、当局の研究開発における先進性と実効性の確保に努めている。

イ 現場ニーズの的確な把握

お客さまニーズの多様化など、当局を取り巻く環境の変化に迅速に対応するため、現場からの意見・要望に重きを置くとともに、局内の諸課題やDXなど最新の技術動向について積極的に調査・検討し、研究開発テーマの選定を行うこととしている。

また、水道事業の将来展望を見据えた基礎的な調査・研究及び技術開発についても積極的に実施している。

ウ 効率的・効果的な開発手法の活用

民間の発想や技術力及び大学等のシンクタンク機能を積極的に活用するなど、多様な外部団体との連携による研究開発を展開するため、平成 17 年度から、産学公連携による共同研究を実施している。

また、研究開発には、高度かつ多様な知識が求められ、多くの分野の関連技術の集積が必要である。こうした状況を踏まえ、平成 18 年度に、より効率的に課題解決を図ることを目的とした「公募型共同研究」を開始し、平成 24 年度以降、ホームページにて当局が求める技術について広く募集している。令和 5 年度からは、民間企業等が、実用化を視野に入れた研究開発段階の技術等を当局に提案し、当局のフィールドで実施する「フィールド提供型共同研究」を開始した。

さらに、大学の先進的・基礎的な研究を積極的に取り入れた研究開発を推進するため、東京大学、北海道大学及び東京都立大学との調査研究をそれぞれ継続的に実施している。

こうした効率的・効果的な開発手法の活用により研究開発を推進している。

エ 研究開発成果の実用化推進

各部と連携し、研究開発テーマに関する改善等の意見交換を行うとともに、現場(実技フィールド)で研究開発の成果品を使用して改善点をフィードバックすることにより、実用性の更なる向上を図っている。

研究開発成果については、センター内に展示室を設置し、来所する視察者や研修生等に紹介している。展示室は、庁舎の大規模改修工事の完成に伴い、令和 8 年 4 月にリニューアルオープンした。

また、当局ホームページ等による情報発信や研究開発報告会、当局内外の発表会等、様々な手段や機会を捉えての情報提供を積極的に行っている。



リニューアル後の展示室

オ 開発機能と研修機能の連携

ベテラン職員の退職等により、技術やノウハウの早期習熟や着実な継承が課題となっている。その対策として、当局が保有する様々な技術やノウハウをデータベース化し、パソコンにより各職員がオンラインで業務に活用できるナレッジバンクシステムを開発し、平成 19 年 4 月から運用を開始した。令和 4 年度からは、老朽化したナレッジバンクシステムの機能・利便性の向上及び東京水道グループ全体での活用促進を目的として再構築に着手し、令和 7 年度に完成した。

これにより、新システムは東京都クラウドインフラ上での運用へ移行するとともに、東京水道株式会社(TW)の社員もアクセス可能となった。

さらに、コンテンツ数の拡充や検索精度の向上により、ユーザの利便性の改善が図られている。

平成 18 年度には、職員の危機管理対応能力及び職務遂行能力の維持・向上を目的とした職員教育訓練システムを開発した。

令和 5 年度には、職員の情報通信技術と制御系システムのセキュリティに関する知識を向上させるため、模擬プラントを活用した職員向け制御系セキュリティの研修プログラムを開発した。

また、令和 2 年度以降、水道工事や設備点検時の事故防止を目的とした VR シナリオの開発を継続的に行っている。令和 7 年度には、新人研修及び安全教育向上のための実践的かつ効果的な VR 研修教材を環境検査職及び林業職向けに新たに開発した。

これらシステムや開発成果品を職員研修プログラムに組み入れることにより、開発機能と研修機能の連携による相乗効果の創出を図っている。

(2) 開発成果品及び最近の研究開発テーマ例

ア 過去の開発成果例

成果品	開発内容
DA(乾式)水道メータ	指示部を防水としたデジタル式の高性能水道メータ
水使用実態調査システム	各家庭などで水栓ごとの使用状況を記録できるシステム
水道メータ自動試験装置	基準タンク方式に替えて小口径メータの精度試験を自動化
携帯型メータ試験装置	メータを取り外さないでお客さま宅で実施できるメータ試験装置
電子式水道メータ通信プロトコル	JIS規格に対応した電子式水道メータ通信プロトコルを開発
相関式漏水発見装置	漏水音を識別し、管路の2点から漏水箇所を探知する装置
時間積分式漏水発見装置	漏水音の特徴(連続性)から漏水を自動的に識別する装置
希ガスによる漏水発見技術	ヘリウムガスの舗装透過特性を利用し、漏水箇所を探知する
管内調査ロボット	口径800mm以上の水道管を不断水で管内面から調査できる機器
ポリエチレンスリーブ(T字管、分水栓)	作業性がよく確実な防食効果を発揮するスリーブを開発
きょう雑物移送技術(パラシュート)	流速向上装置“パラシュート”により、きょう雑物を移送させる工法
管路情報機器	マンホールの中に設置できる水圧・水質等のデータ通信装置
緩速ろ過池の削り取り機械	人力作業であったろ過砂表面の削り取り及び運搬作業の機械化
管網解析システム	マッピングデータ、丁目別給水量等を活用した管網解析
技術支援システム(ナレッジバンク)	技術情報、業務ノウハウ等の情報をデータベース化
職員教育訓練システム	ロールプレイング方式による危機管理等訓練シミュレータ 【訓練シナリオ】 管路事故、設備事故、水質事故及び震災初動対応
スタンドパイプ一体型流量計	充水作業に使用するスタンドパイプ一体型流量計

バイク等に搭載可能な開栓器	震災対応用のバイクでの運搬可能な折りたたみ式開栓器
山間地域水道施設のモニタリングシステム	独立電源(太陽光発電設備、バッテリー)とLTE回線を利用した現地映像と水位を遠隔監視可能なシステム
消火栓水圧確認システム	消火栓室に設置した水圧計と携帯通信回線を用いた配水小管用水圧監視システム
水道工事と設備点検に特化したVRシナリオ	水道工事及び設備点検時の事故防止を目的としたVRシナリオ
グラウンドパッキン交換ツール	回転機器の軸シールに用いられるグラウンドパッキンの交換作業を確実かつ容易にする治具
配水小管スマートメータ	配水小管用流量計の開発及び試作品の製作並びに機器仕様の決定
太陽光発電設備の長期運用に向けた劣化状況調査と劣化回復技術	太陽光パネルにおける発電効率低下の原因と不具合箇所の特定に有効な劣化診断方法と電圧誘起劣化が原因のパネルの劣化回復・抑止に関する技術

イ 最近の研究開発テーマ例

水道施設の維持管理におけるセンシング技術活用に関する研究(R3～R5)

水道施設の点検において、設備機器の音、振動、温度等を常時遠隔で監視し、データを収集・解析することで、異常や故障の早期発見、点検及び予防保全業務の充実に繋がるセンサー技術の有効性を検証した。

制御系システムの信頼性向上に関する調査研究(R3～R5)

制御機器として水道施設に多数導入実績があるPLC装置を主な対象とし、制御系システムにおける信頼性向上の調査研究を行った。令和5年度には、模擬プラントの制作を行うとともに、模擬プラントを活用した職員向け制御系セキュリティの研修プログラムを開発した。

耐震性向上を目的とした新たな空気弁等の改良開発 (R4～R6)

地震時に急速空気弁が開いて漏水する挙動の解明と、その際の閉止不良・逆流対策についての検討を行い、①急速空気弁が開く原因と考えられる現象の確認及び②急速空気弁に後付け可能な逆流防止ユニットの開発を実施した。

耐スリップ性能の向上を目的とする東京都水道局仕様鉄蓋の開発 (R5～R6)

鉄蓋の表面に突起を施すことにより、耐スリップ性能の向上を図った耐スリップ鉄蓋を開発した。

電波透過の減衰を低減するメータます・メータ室ふたの開発 (R5～R6)

メータます・メータ室の金属製のふたを対象として、スマートメータの通信電波の減衰を低減する対策について検討し、必要な電波透過性能とその試験方法を開発した。

新ナレッジバンクシステムの構築 (R6～R7)

平成19年から運用されてきたナレッジバンクシステムについて、東京水道グループ全体で水道技術の継承及び情報共有の更なる充実を図るため、新機能の追加や検索精度の向上、アクセス権やデータ登録権限の見直し等を行い、東京都クラウドインフラ上に新システムを構築した。

水道施設における未利用エネルギー回収に向けた高性能熱電変換モジュールに関する研究 (R6～R7)

水道施設における未利用エネルギーを対象に、熱電変換モジュールによる電気エネルギーとしての回収・活用に向けた新素材の開発とモジュール化及びその効果的手法の研究開発を実施した。

環境検査職及び林業職向け研修用VRコンテンツ制作 (R7)

環境検査及び林業に従事する職員の技術力向上並びに安全意識の醸成を目的として、正しい作業手順の習得や危険作業の疑似体験が可能な安全教育用VRコンテンツを制作した。

5 職員の自己啓発

職員の一人一人の意識改革を促し資質向上を図るとともに、水道事業の進展やお客さまサービスの向上に寄与することを目的として、当局の事業全般に関する提案の募集や研究論文の発表会を毎年行っている。

また、水道事業に深く関連する公的資格等の取得に対する支援も行っている。

(1) 東京都水道局職員提案制度

職員提案制度では、職場の実状に即したアイデア及びそれを実行に移した改善実績のほか、職務に関する困難な課題に挑戦する姿勢又は取り組む過程が称賛に値するものを募集・表彰してきた。

こうした制度を通じて、改善の機運を醸成し、職員自らが職場における問題点を発見して、より良い政策を立案する能力を養っている。

また、応募提案を局ネットワーク上のナレッジバンクへ掲載し、情報の共有化や提案の活用を促進している。

表3-18 応募提案の実績

令和5年度	10件
令和6年度	10件
令和7年度	9件

(2) 職員による研究発表・論文表彰

ア 東京都水道局研究発表会の開催

水道事業に関する調査・研究・開発・業務実績等を報告・発表する機会として、研究発表会を毎年開催しており、職員等の自己啓発意欲の増進、人材育成並びに局事業の発展及び向上を図っている。

表3-19 発表論文の実績

令和5年度	事務部門 4件、技術部門 43件
令和6年度	事務部門 1件、技術部門 37件
令和7年度	事務部門 2件、技術部門 38件

イ 中島博士記念賞の運営

局職員の優秀な論文に対して表彰を行うため、淀橋浄水工場（浄水場）、本郷給水工場（給水所）、芝給水工場（給水所）を完成させるなど、東京水道の礎を築いた中島鋭治博士の名を冠した「中島博士記念賞」を設置している。昭和63年の設置以来、長らく最高位の賞の選出がなかったが、要綱を改正して審査基準を明確化し、平成29年度には初めて最優秀・イノベーション賞を選出した。今後も一層の職員の研鑽を奨励していく。

表3-20 中島博士記念賞の表彰実績

	最優秀・イノベーション賞	優秀賞	努力賞
令和5年度	0件	1件	6件
令和6年度	0件	0件	3件
令和7年度	0件	0件	4件

ウ 全国水道研究発表会への参加

研究発表会の発表論文等から、日本水道協会が主催する全国水道研究発表会へ発表論文を推薦することにより、全国レベルでの発表の機会を設けている。

表3-21 全国水道研究発表会への推薦論文の実績

令和5年度	技術部門16件
令和6年度	技術部門16件
令和7年度	事務部門1件、技術部門19件

（3）公的資格取得支援制度

水道事業を運営していく上で貢献度の高い公的資格等の取得に向けた研修を実施し、合格者には受験料・登録料等を公費で負担している。

また、公的資格の取得促進のため、通信教育講座の受講支援制度や高度技術研修の充実を図っており、合格者については、関連する技術研修の講師として活用している。

表3-22 公的資格取得支援制度利用者の実績

	技術士	給水装置工事主任技術者	水道施設管理技士	電気工事士
令和5年度	0名	0名	0名	0名
令和6年度	3名	0名	0名	6名
令和7年度	2名	1名	1名	1名

（4）自己啓発支援制度

職務との関連性があり、その効果が職務に還元される資格・検定の取得又は更新及び講座受講について支援している。具体的には、局が提示する対象資格・講座の中から、職員に職務との関連性等により支援メニューを選択させ、資格取得・講座修了後、受験料・更新料・受講料等を支給している。

表3-23 自己啓発支援制度の概要（令和8年度）

	資格取得支援	講座受講支援
資格・講座数	土木施工管理技士 情報処理技術者等 94資格	問題発見・解決、 語学等 121講座
支援内容	①受験料（100%） ②必須講習の受講料（100%） ③対策講座の受講料（100%）（注）	受講料の50% 又は100%（推奨講座）

（注）金額には上限あり

（5）TOEIC I Pテストの開催

当局では、国際展開の取組を重要施策の一つとして掲げていることから、職員の語学力向上を支援する取組の一環として、年に2回、研修・開発センターにて、TOEIC I Pテスト（団体特別受験制度）を開催している。

受験料は、上記自己啓発支援制度（資格取得支援）の対象としている。

表3-24 TOEIC IPテスト受験者の実績

令和5年度	19名
令和6年度	13名
令和7年度	14名

第4章 お客さまサービス

第1 営業業務

- 1 営業業務…………… 119
- 2 給水装置工事業務…………… 125

第2 広報・広聴

- 1 広報・広聴施策の概要…………… 127
- 2 P R 館の管理運営…………… 132

第3 情報公開と個人情報保護

- 1 情報公開…………… 135
- 2 個人情報保護…………… 136
- 3 当局の取組…………… 136
- 4 サイバーセキュリティ向上の取組…………… 136

第1 営業業務

1 営業業務

(1) 窓口サービス

お客さまからは、引っ越しに伴う水道の給水開始の申込み、使用中止の届出、料金、修繕等の問合せ等が、日々多く寄せられる（表4-1参照）。このため、総合受付のコールセンターであるお客さまセンターを、区部では平成17年1月、多摩地区では平成18年11月に開設し、お客さまからの電話や口座振替及びクレジットカード払いの申込書の受付処理を行っている。

さらに、令和5年1月には、両センターの受電機能を一元的に管理することで、各センターにおいて、区部・多摩のお客さま対応を可能とした。

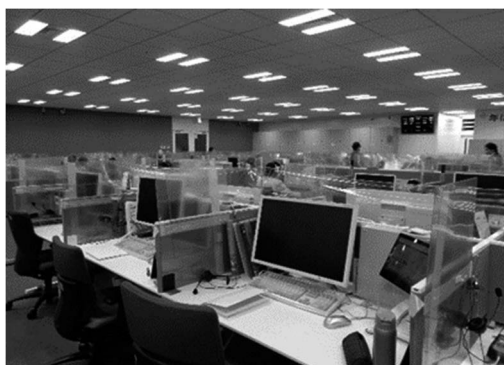
表4-1 給水開始等の年間受付件数

（令和7年度）

主な受付	件数
給 水 開 始	1,241,238 件
使 用 中 止	1,081,304 件

お客さまセンターの受付時間は、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後8時までとなっている。ただし、漏水事故などの緊急の場合については、全日24時間の対応を行っている。

このように、お客さまセンターの設置により、受付時間の延長及び拡大を実現し、お客さまにとって分かりやすく、生活様式に合った窓口サービスの提供が可能となっている。



お客さまセンター

水道料金に関するお客さまとの契約内容や検針、料金等の情報は、「水道料金ネットワークシステム」によりオンライン化されており、お客さまからの届出や問合せに即時に対応できる体制を整えている。このシステムは、専用の通信回線網を用いるなど厳重な管理の下で運営され、お客さまの個人情報の保護には万全の措置が講じられている。

(2) 水道メータの検針

料金算定の基準日として、お客さまごとに毎月の定例日を定めている（例えば毎月12日など）。大多数のお客さまについては、2か月ごとの定例日に水道メータを検針して、2か月ごとにお客さまに料金を請求している。ただし、区部において1か月の平均使用水量が1,000 m³を超えるお客さまについては、毎月の定例日にメータを検針して、毎月お客さまに料金を請求している。

なお、区部においては都下水道局との協定により、多摩地区においては公共下水道の設置者である各市町との規約により、下水道料金も水道料金と併せて、当局がお客さまに請求している。

水道メータの検針業務は、業務の効率化を図るため、区部においては昭和55年4月に民間委託化を始め、平成2年10月に全面的に民間委託した。

また、多摩地区では、平成12年4月に全面的に民間委託した。

検針員は、検針用パソコンを携帯して、水道メータを検針するとともに、検針票を発行して、お客さまに使用水量、料金等を知らせている。平成19年4月から、区部においては、検針時に請求書をその場で発行する方式を導入した。平成29年4月からは、区部・多摩地区ともに使用水量や料金等に関するお知らせと料金請求を一体化した様式で発行する方式を導入することで、お客さまサービスの公平化と郵送料金等の徴収業務にかかる経費の削減を図っている。

（３）料金の支払

料金の支払方法には、口座振替、払込み及びクレジットカード払いの３種類がある（表４－２参照）。

口座振替（自動払込み）は、135 の金融機関及びゆうちょ銀行（令和 8 年 4 月 1 日現在）で取扱いをしており、料金支払の利便性を高めている。平成 17 年 1 月からは、口座振替により料金を支払った場合に、一月当たり 50 円（税抜き）の割引を行っている。

払込みは、請求書（電子請求書を含む）により料金を支払う方法であり、当局の営業所及びサービスステーションのほか、127 の金融機関及びゆうちょ銀行、7 社のコンビニエンスストアで支払をすることができる。コンビニエンスストアでの料金支払は、区部においては平成 10 年 9 月に、多摩地区では平成 11 年 9 月に導入し、料金支払の利便性を大きく向上させた。また、令和元年 7 月から「スマートフォン決済」を導入しており、請求書では 8 社、電子請求書では 5 社の決済サービスでの支払が可能である。

クレジットカード払いは、それまでお客さまから多くの要望が寄せられていたため、平成 18 年 6 月の地方自治法改正を受けて、区部においては平成 19 年 10 月に、多摩地区では平成 20 年 10 月に導入した。契約しているクレジットカード会社は 13 社であり、多くの国際ブランドを取り扱っているので、大半のクレジットカードでの利用が可能である。

表 4－２ 支払方法別にみたお客さま数
(令和 7 年度末現在)

支払方法	お客さま数	構成比
口座振替	3,964,804	48.96%
払込み	1,950,483	24.09%
クレジットカード払い	2,182,456	26.95%
合 計	8,097,743	100.00%

(注) お客さま数は、収納単位（料金請求の単位）数

（４）料金体系

水道料金は、東京都給水条例に定められており、基本料金と従量料金から構成されている（表 4－３参照）。一般的な水道料金体系は、使用用途を基準として料

金を設定する用途別料金体系と、給水管の呼び径（口径）を基準として料金を設定する口径別料金体系に大別されるが、都では、昭和 41 年以来、費用負担の公平と料金体系の明確性を確保することができる口径別料金体系を採用している。

また、水の合理的使用を促す需要抑制と生活水の低廉化への配慮から、従量料金については、使用水量が増加するほど単価が高額となる逓増型料金体系を昭和 43 年から採用している。

現行の料金表は、平成 17 年 1 月から適用しているもので、節水努力が報われる仕組みやコストに見合った負担の実現を求める都民の声に應えるため、基本水量（基本料金に含まれる水量）等を見直し、同時に、最大限の企業努力を実施することにより、料金を、口座割引適用後で平均 2.2%引き下げたものである。

水道料金は、1 か月当たりの料金表として定められているが、引っ越し等によりお客さまが月の途中から水道の使用を開始されたとき又は月の途中で水道の使用を中止されたときの料金については、使用日数に応じて基本料金と従量料金を合わせて日割する日割算定方式を、平成 17 年 5 月に導入した。

そのほか、一つの水道メータで使用水量を計量する共同住宅の各戸のお客さまの料金や同一のお客さまが同一敷地内で複数のメータによって使用水量を計量する場合の料金は、料金計算の特例が定められている。

水道事業は、地方公営企業として独立採算により経営しており、使用者間の負担の公平に基づき、受益者負担を原則としている。したがって、料金の減免は、水道料金には基本的にはなじまないものであり、東京都給水条例により、所得水準が低く料金負担能力の低い、生活保護法による生活扶助、児童扶養手当又は特別児童扶養手当を受けている方に対して基本料金を免除するほか、管理者が公益上その他特別の理由があると認めたときに限り適用している（表 4－４参照）。

（５）地域におけるお客さまサービスの拠点

地域におけるお客さまサービスの拠点として、区部においては 21 か所の営業所を設置し、多摩地区では 8 か所のサービスステーションを設置している。

営業所及びサービスステーションでは、営業、検針及び収納の各業務を分掌している。

営業業務は、お客さまに対応する最前線の窓口とし

て、お客さまからの各種の届出、申請の受付等を行っている。

また、口座振替手続や過誤納金の還付処理、給水工費の処理、入金金整理、地域広報等を行っている。

検針業務は、水道メータの検針による使用水量の算定に関することを所掌している。適正な料金算定には的確な使用水量の算定がその基礎となるため、検針委託会社への進行管理及び指導を行うとともに、検針の結果、使用水量に大幅な増減が見られる場合等、審査の対象となった事案の原因調査を行い、的確な水量算定業務を行っている。

収納業務は、料金の収納、特に未納料金の徴収整理に関することを所掌している。料金収入は局事業運営の基盤をなすものであり、料金負担の公平を期する上でも、早期の確実な料金収納が確保される必要がある。度重なる支払の催告にもかかわらず、なお未納の場合には、お客さまと個別に交渉を行って、料金の支払をお願いしている。

（６）指導調整及び統括業務について

営業所及びサービスステーションの指導調整及び統括業務については、区部及び多摩地区それぞれにおいて、次のとおり行っている。

区部においては、営業所の業務をサポートするため、サービス推進部業務課が営業業務の企画改善を行い、営業所の事務処理の基準となる「営業事務取扱手続」を定めて営業所の窓口及び徴収事務を指導調整するとともに、料金事務の基幹となる「水道料金ネットワークシステム」の運用管理を行っている。

また、検針委託会社への指導監督、お客さまセンターにおける総合受付業務の監理、徴収業務に関わる統計資料の作成等を行っている。

一方、多摩地区においては、多摩水道改革推進本部調整部業務指導課が、サービス推進部と調整の下、営業業務の企画改善を行うとともに、サービスステーションの事務処理基準となる「営業業務委託処理要領」を定めて、サービスステーションの指導調整を行っている。さらに、「水道料金ネットワークシステム」の運用管理、検針委託会社への指導監督、多摩地区徴収業務に関わる統計資料の作成等を行っている。

（７）東京都水道局アプリ

当局のDXを推進し、お客さまサービスの一層の向上、業務の効率化、ペーパーレス・キャッシュレスの促進などを図るため、「東京都水道局アプリ」を令和4年10月に導入した。

アプリは、水道の使用開始や使用中止などの申込機能、スマートフォン決済やクレジットカード払いなど様々な決済方法に対応した支払機能、過去の水道使用量や料金の閲覧、位置情報を活用した災害時給水ステーションの案内などの照会機能を備えている。

さらに、スマートメータを設置したお客さまを対象に、日ごと、月ごとの使用水量の照会や、漏水や蛇口の閉め忘れが懸念される場合のお知らせなどの機能も搭載している。

令和5年3月には、外国人のお客さまがより使いやすいよう、英語モードを搭載した。同年10月には、検針票等をPDFやCSVデータでダウンロードできる機能を搭載するとともに、既存のスマートフォン決済手段に加え「d払い」を追加した。

また、令和6年3月には更に「楽天ペイ」を追加した。

表 4－3 給水条例に定める基本料金・従量料金の一覧表（1 か月分・税抜き）

呼び径		基本料金	従 量 料 金									
			1m ³ ～ 5m ³	6m ³ ～ 10m ³	11m ³ ～ 20m ³	21m ³ ～ 30m ³	31m ³ ～ 50m ³	51m ³ ～ 100m ³	101m ³ ～ 200m ³	201m ³ ～ 1,000m ³	1,001m ³ 以上	
一 般 用	13 mm	860 円	0 円	1 m ³ につき 22 円	1 m ³ につき 128 円	1 m ³ につき 163 円	1 m ³ につき 202 円	1 m ³ につき 213 円	1 m ³ につき 298 円	1 m ³ につき 372 円	1 m ³ につき 404 円	
	20 mm	1,170 円										
	25 mm	1,460 円										
	30 mm	3,435 円	1 m ³ につき 213 円						1 m ³ につき 298 円	1 m ³ につき 372 円	1 m ³ につき 404 円	
	40 mm	6,865 円										
	50 mm	20,720 円	1 m ³ につき 372 円								1 m ³ につき 404 円	
	75 mm	45,623 円										
	100 mm	94,568 円	1 m ³ につき 404 円									
	150 mm	159,094 円										
	200 mm	349,434 円										
	250 mm	480,135 円										
	300 mm以上	816,145 円										
公衆浴場用		30 mmまでは 一般用と同じ 40 mm以上は 6,865 円	0 円	1 m ³ につき 22 円	1 m ³ につき 109 円							

（注 1）上記一覧表により得られた基本料金と従量料金の合計額に消費税相当額を加えて得た額が水道料金である。
（注 2）引越し等により、使用日数が 1 か月に満たない場合は、別途日割計算により料金を算定する。

表 4－4 水道料金の減免

減 免 種 別		対 象	減 免 額（率）	根拠条例等
条 例 分	生活扶助	生活保護法により生活扶助を受ける者	基本料金に100分の110を乗じて得た額を免除する。ただし、給水管の呼び径が30 mm以上のものにあつては、基本料金と一月当たり使用水量 5 m ³ までの分に係る従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額を免除する。	給水条例 第 30 条 第 2 項
	児童扶養手当	児童扶養手当法により児童扶養手当の支給を受ける者		
	特別児童扶養手当	特別児童扶養手当等の支給に関する法律により特別児童扶養手当の支給を受ける者		
議 会 決 議 分	公衆浴場営業	東京都給水条例第23条の3第2項の規定の適用を受けるもの	従量料金について、一月当たり 5 m ³ を超える使用量 1 m ³ につき15円を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額を減額する。	給水条例 第 30 条 第 1 項 （水道料金は令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで、下水道料金は令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで） （注 1） 社会福祉施設の対象は、平成 12 年 10 月 1 日改正 （注 2） 生活保護世
	社会福祉施設	(1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）の適用を受ける社会福祉事業のうち、同法第2条第2項各号又は同条第3項第2号から第11号までに規定する事業（助葬事業、資金を融通する事業、相談支援事業、相談に応ずる事業、手話通訳事業、居宅介護等事業、日常生活支援事業、訪問事業及び移動支援事業を除く。）を行う施設（当該施設が事務所、職員寮等事業の管理のために専ら利用されている場合を除く。）であつて、次のア又はイのいずれにも該当しないもの ア 国又は地方公共団体が設置又は経営するもの イ 社会福祉法の適用を受ける社会福祉事業以外の事業を行う施設が併設されているもの	基本料金及び従量料金の合計額に100分の110を乗じて得た額の10%を減額する。	

		(2) 更生保護事業法（平成7年法律第86号）第45条の規定により認可を受けた者が経営する更生保護施設		帯の対象は平成13年3月1日改正
生活保護世帯	生活扶助等上記条例で減免対象	生活保護法第11条第1項第1号により生活扶助を受ける者	基本料金と一月当たり使用水量 10m^3 までの分に係る従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額から、基本料金に100分の110を乗じて得た額を差し引いて得た額を免除する。ただし、給水管の呼び径が30mm以上のものにあつては、基本料金と一月当たり使用水量 10m^3 までの分に係る従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額から、基本料金と一月当たり使用水量 5m^3 までの分に係る従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額を差し引いて得た額を免除する。	
	その他	生活保護法第11条第1項第2号から第5号までに規定する教育扶助、住宅扶助、医療扶助又は介護扶助を受ける世帯	基本料金と一月当たり使用水量 10m^3 までの分に係る従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額を免除する。	
児童扶養手当・特別児童扶養手当受給者		児童扶養手当法により児童扶養手当の支給を受ける者又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律により特別児童扶養手当の支給を受ける者	基本料金と一月当たり使用水量 10m^3 までの分に係る従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額から、基本料金に100分の110を乗じて得た額を差し引いて得た額を免除する。ただし、給水管の呼び径が30mm以上のものにあつては、基本料金と一月当たり使用水量 10m^3 までの分に係る従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額から、基本料金と一月当たり使用水量 5m^3 までの分に係る従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額を差し引いて得た額を免除する。	
用水型皮革関連企業		化製場等に関する法律第1条第2項に規定する化製場及び染革業	一月当たり 100m^3 を超える使用水量に係る従量料金に100分の110を乗じて得た額の20%を減額する。	
めっき業		めっき業を専業とする者の当該めっき業に係る施設	一月当たり 100m^3 を超える使用水量に係る従量料金に100分の110を乗じて得た額の15%を減額する。	

その他の減免	中国残留邦人等支援給付	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等により、中国残留邦人等で、生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付及び介護支援給付のいずれかを受けている者	基本料金と一月当たり使用水量10m ³ までの分に係る従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額を免除する。	給水条例第30条第1項
	街頭又は公園等の公衆用栓	街頭又は公園（有料を除く。）等に設置されて、公衆の用に供されている街頭便所、公衆水飲栓、噴水泉池に使用されるもの	使用水量に係る従量料金の2分の1に100分の110を乗じて得た額を減額する。	

（注）平成23年5月から東日本大震災による避難者に対する水道料金の減免を実施（給水条例第30条第1項）
減免内容は、基本料金と一月当たり使用水量10m³までの分に係る従量料金との合計額に100分の110（令和元年12月分から適用）を乗じて得た額

2 給水装置工事業務

給水装置は、配水管から分岐した給水管等により、水道水を直接各家庭に供給するために設けられるものである。その構造及び材質は正常な水を安全に供給することができるものでなければならない。そのため、当局では給水装置工事が適正に行われるように、昭和14年から「指定水道工事店制度」を発足させた。

平成8年6月の水道法改正により、これまで各水道事業者が独自に規定していた指定工事店制度の要件が国の制度として統一され、この要件を満たしていれば指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）として全国の水道事業者で指定を受けることが可能となった。

指定事業者制度は、お客さまの給水装置の構造及び材質が水道法施行令第6条に適合することを確保するための制度であり、当局はこの制度の下、給水装置工事の適正な施行に向けた指導に努めている。

なお、平成30年12月の水道法改正により、指定事業者の資質の保持や営業実態との乖離^{かいり}の防止を図るため、指定の更新制（5年）が導入された（令和元年10月施行）。

給水装置工事業務は、次のとおりである。

- ア 給水装置の新設、改造及び撤去工事の承認
- イ 給水装置工事の申込みに基づき局が施行する工事の設計施工
- ウ 修繕工事
- エ 水道メータの取付け、取り外し及び取替え
- オ 指定事業者が実施する工事の審査及び検査
- カ 給水装置工事に関する相談

（1）新設・改造・撤去工事

一般の給水装置の新設、改造、撤去工事等については、原則として、お客さまが指定事業者^{しじふ}に工事を依頼し、当局の承認を受けて工事を行っている（指定事業者施行）。

また、国道等で工事調整が必要などの例外については、当局が直接施行する場合がある（受託施行）。

（2）修繕工事

ア 区部における修繕

修繕工事の問合せについては、お客さまセンター、営業所、支所給水課及び給水管工事事務所で受け付けている。

そのうち、当局が無償で実施する漏水修繕工事は、原則として即日修繕により対応している。

一方、お客さま負担の修繕工事については、指定事業者が施工している。

イ 多摩地区（都営水道26市町）における修繕

修繕工事の問合せについては、お客さまセンター、給水管理事務所、給水事務所及びサービスステーションで受け付けている。そのうち、当局が無償で実施する漏水修繕工事は、区部と同様に原則として即日修繕により対応している。

一方、お客さま負担の修繕工事については、指定事業者が施工している。

（3）水道メータの取付け、取り外し及び取替え

口径13mmから350mmまでの水道メータについて、水道の使用開始に伴う取付け、使用中止に伴う取り外し及び有効期限満了や異状発生時の取替えを行っている。

また、メータ位置変更工事、止水栓設置工事等の業務を併せて実施している。

（4）東京都指定給水装置工事事業者（指定事業者）

令和8年3月末現在の指定事業者数は、区部 2,576 者、多摩島しょ 1,388 者、他道府県 1,204 者、合計 5,168 者となっている。当局では、これら全ての指定事業者に対して、平成20年度から講習会を開催し、給水装置工事の施工技術及び知識の向上を促すとともに、工事受付時や現場作業時におけるお客さま対応等についての指導を行っている。

（5）給水装置工事の電子申請

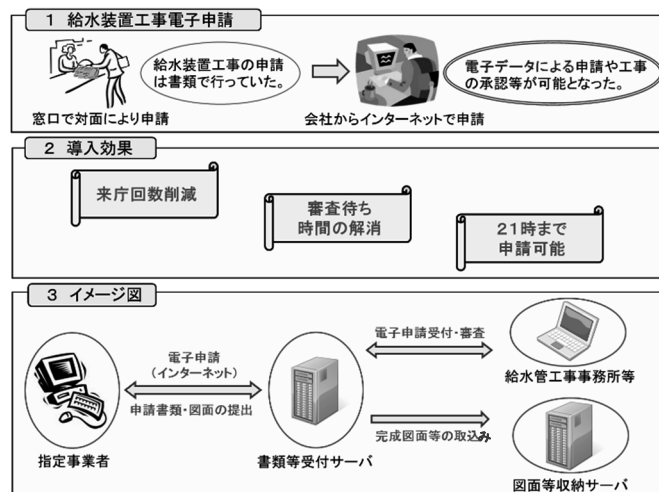
給水装置工事を行う場合、指定事業者が所管の事務

所等へ来庁して給水装置工事の設計審査等の申請を行っている。その手続について、平成 26 年 1 月からインターネットを利用した電子申請で行うことができるようにした（口径 25 mm 以下の三階までの直圧直結給水方式の工事に限る。）。

さらに、令和 2 年 12 月からは、電子申請の受付範囲を拡大し、ほぼ全ての工事において電子申請での手続が可能となっている。

なお、電子申請にて申請する際は、利用規約に同意の上、当局からログイン ID 及びパスワードの交付を受けた指定事業者が利用可能となる。

図 4－1 給水装置工事電子申請の概要



第2 広報・広聴

1 広報・広聴施策の概要

(1) 広報施策

将来にわたって安定的に水道事業を推進していくため、水道事業及び当局への信頼を高める戦略として令和4年度以降の新たな広報戦略を策定し、水道事業のサービス、組織、職員に対する信頼の要素を掛け合わせた広報を実施することとした。

これに基づき、時宜にかなった広報、伝わる広報、双方向コミュニケーション、政策連携団体と連携した一体的な取組を重点方針とした令和6年度の広報計画を策定した。

さらに、広報施策の実施後、その効果について検証し、より効率的・効果的な発信のため、PDCAサイクルにより施策の改善、施策体系の最適化を図っている。

ア デジタル媒体の広報

(ア) ホームページ

ホームページでは、水道事業の概要を始め、家庭での節水方法、当局の震災対策、工事情報、毎日のダムの貯水量や水質についての情報を提供するほか、お客さまからの提言及び意見を受けるなど、広報・広聴の窓口としての役割も果たしている。

令和7年2月には、CMS（コンテンツマネジメントシステム）が全庁で統一され、ホームページ全体のリニューアルを行った。

また、CMSに機械翻訳が導入されたことにより、局の英語・中国語・韓国語ページは廃止するとともに、海外向けの情報発信は令和6年10月に政策企画局により新設された都庁総合英語サイトに集約し、全庁的な情報発信力の強化が図られている。

(イ) SNS

局公式Xは、東日本大震災発災時、X（当時Twitter）が情報提供の手段として有効であったことを受け、災害時における情報提供の手段の一つとして活用するため、平成24年4月に開設した。令和5年2月に都の公式アカウントが再編され、「東京都水道・下水道」アカウントとして、都の水道事業・下水道事業について発信している。

令和7年度末時点では、約7万人のフォロワーを有し、平常時においても適時適切に情報提供を行うことができる主要な広報媒体となっている。

フォロワー数を増やすために、「親しみを持てるX」を心掛け、動画コンテンツの紹介やスマートフォン決済の案内など、幅広く情報発信を行っている。

(ウ) 映像広報（トレインチャンネル等）の活用

映像広報は、幅広い層に訴求できる広報手段として、平成20年度から活用している。令和7年度は、「東京都水道局アプリ みんな使ってる篇」等、10種類の映像を電車の車両内ビジョン（トレインチャンネル等）や駅構内・コンビニ店頭等のデジタルサイネージ、インターネット広告で放映した。あわせて、局ホームページ及び局公式Xに公開している。

(エ) 広報用映像の製作及び貸出し

お客さま向けに各種広報用映像を製作し、ホームページへの掲載やイベント等で活用するほか、東京動画やYoutubeへの掲載を行っている。

また、各水道局営業所、水道歴史館及びサービス推進部サービス推進課の窓口でDVDの貸出しを行っている。

イ 紙媒体の広報

(ア) パンフレットの作成

水道事業に関する各種パンフレットを作成し、当局事業のPRに努めている。

(イ) 学習資料の作成及び配布

区部及び多摩地区26市町の主に小学4年生を対象に、水道水ができるまでの仕組みや日常生活における水道水の役割、水道水の安全性、水道水源林の役割等について理解してもらうことを目的として社会科学習資料「わたしたちの水道」を作成し、各学校へ配布している。

ウ その他多様な広報施策

(ア) Tokyowater Drinking Station

公共性の高い場所に設置されている水飲栓及びイベントの際に当局が設置する移動型の水飲栓を「Tokyowater Drinking Station（通称 D S）」として展開している。これまで配布してきたペットボトル「東京水」に代え、マイボトル等を利用した外出先における水道水の飲用や、それを通じた環境配慮行動の促進を図っている。現在、公共施設や都営線等に設置されている約1000か所の水飲栓を、D Sとしてホームページ上のマップで公開している。

また、令和2年度までに東京国際フォーラム（千代田区）をはじめとする5か所、令和3年度に東京国際展示場（江東区）、ギャラクシティ（足立区）、東京都立砧公園（世田谷区）、東京都立大学南大沢キャンパス（八王子市）、武蔵野の森総合スポーツプラザ（調布市）、奥多摩 水と緑のふれあい館（奥多摩町）の6か所、合計11か所にシンボリックなボトルディスペンサー式水飲栓を設置しPRを行っている。



東京国際フォーラムに設置している水飲栓（D S）

表4-5 ペットボトル「東京水」無償配布・販売実績

（単位 本）

	無償配布数	販売数
令和元年度	164,139	35,808
令和2年度	35,497	4,176
令和3年度	35,006	2,280

（注）ペットボトル「東京水」は、令和2年10月に製造を終了し、令和3年10月に販売を終了した。

(イ) 水道キャラバン



平成18年度から、民間活力を活用した出前授業として、「水道キャラバン」を展開している。学校における水道キャラバン（「学校水道キャラバン」）は、小学4年生を中心に、映像や実験など、分かりやすく親しみやすい手法による授業を通して、水道水ができるまでの仕組み等について、理解を深める内容となっている。これにより、次の世代を担う子供たちに、当たり前のように使うことができている水は、手元に届くまでに様々な施設や人の苦労があることを認識してもらい、水を大切に作る気持ちを高めてもらうことを目的としている。

また、実施対象を、乳幼児を子育て中の保護者等、一般の方々に拡大するため、「学校水道キャラバン」の手法を活用した地域における水道キャラバン（「地域水道キャラバン」）を平成24年度に試行し、平成25年度から、本格的に実施している。

さらに令和3年度には、水道キャラバンを体験する機会が無かった層など、より多くのお客さまに時間と場所を選ばず水道について理解を深め、親しんでいただくことを目的として特設ホームページ「おうち水道キャラバン」を開設した。水道キャラバンの授業・講座の映像や復習コンテンツ、その他特設ホームページ限定コンテンツ等を掲載し、誰もが簡単に楽しみながら水道事業を学べるものとなっている。

表4-6 学校水道キャラバン年度別実績

年度	実施校数	受講児童数
令和3年度	1,165校	88,970人
令和4年度	1,210校	93,524人
令和5年度	1,213校	94,936人
令和6年度	1,154校	92,016人
令和7年度	1,177校	92,885人

表4-7 地域水道キャラバン年度別実績

年度	実施回数	参加人数
令和3年度	106回	2,123人
令和4年度	134回	4,201人
令和5年度	143回	2,938人
令和6年度	132回	4,918人
令和7年度	137回	6,550人

(ウ) 水道親子サポーター

水道事業や水資源の大切さに対する理解を深めていただくことを目的として、都営水道給水区域内にお住まいの小学生とその保護者を対象に募集し、施設見学会などのイベントを実施していたが、新型コロナウイルスの影響により、令和4年度は、募集及び活動を休止した。令和5年度に実施した施設見学会を最後に、水道親子サポーターは水道キャラバンの親子向けイベントに事業移行した。

(エ) 水道ふれあい月間

6月1日から30日までを「水道ふれあい月間」と位置付け、各職場の取組について月間計画を作成し、「水道なんでも相談」等を通じて、積極的にお客さまとのコミュニケーションを図っている。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から見合わせていたが、令和5年度からイベント等において「水道なんでも相談」等の取組を再開した。

(オ) 水道週間行事

水道ふれあい月間のうち、特に、毎年6月1日から7日までの水道週間にちなみ、様々な行事を実施している。

令和7年度は、水道水を飲んで、学んで、楽しんでい

ただくことを目的として、6月1日（イオンモールむさし村山）と6月8日（有明ガーデン）に、「知って！味わう！東京水体験イベント」を開催し、水道水の試飲体験やパネル展示等を行った。

このほか、水道に関する意識啓発への取組として、「～わたしと水道～」をテーマに、小中学生を対象にした、東京の水道や水道水についてのポスター及び作文のコンクールを実施した。

(カ) 区（市町）民まつり等行事への参加

都内各地で行われている「区（市町）民まつり」を始め、「消費生活展」、「防災フェア」などのイベントに参加し、「水道PR・相談コーナー」を開設している。

(キ) 水道出前講座の実施

自治会、企業等の依頼を受けて、当局職員が、広報用のパンフレット、ビデオ等を活用して、水道について分かりやすく説明している。

(ク) 地域水道ニュースの発行

支所、営業所及びサービスステーションにおいて、地域特性や地域のニーズを踏まえて記事の収集・編集を行い、地域情報を分かりやすく伝える地域水道ニュースを発行し、お客さまとの相互理解の一層の推進を図っている。

(ケ) 水道移動広報車

水道移動広報車により、悪質訪問販売等に対する注意喚起、節水等の呼び掛けを行っている。

(コ) 上下流交流事業

水源地域に住む人々と水を利用する人々とが、交流を通じて、水や水を育む森林の大切さについて意識を高め、相互の理解を深めることを目的に実施している。

表 4－8 主な実施内容

多摩川水系 上下流交流会	小河内貯水池見学、特産品の制作体験、水源林散策等の実施等
利根川水系 上下流交流事業 (注) 本事業は、東京都（都市整備局、建設局、水道局）と群馬県が共同で実施している。	群馬県内の水源施設見学、現地ガイドによる自然観察会、利根川での取水施設見学、水源林について考えるロールプレイングゲームの実施等

（サ） 玉川上水ウォーキング

玉川上水は、承応 2（1653）年に羽村から四谷大木戸までの上水路が開削され、翌年には江戸市中に通水を開始した。平成15年には開削350周年を迎え、国の史跡にも指定された。

この玉川上水の散策は、今もなお役割を果たす江戸時代の優れた土木技術をお客さまに紹介するとともに、水道水源施設の保護及び自然環境保全の意識啓発を図り、水道事業への関心を高めることを目的として実施している。

表 4－9 令和 7 年度の主な交流施策の実績

水道週間行事		
		6月1日、6月8日
	参加者数合計	2,422人
水道なんでも相談		
		59回
	相談件数	1,280件
水道出前講座		
		4回
	参加者数	334人
多摩川水系上下流交流会		
	森林散策及び木工体験	
	実施日	8月26日
	参加者数	29名
利根川水系上下流交流事業		
	夏休み水のふるさと体験会	
	下久保ダム見学会、自然観察会、カードゲーム「moritomirai（モリトミライ）」の実施等	
	実施日	8月19日及び20日
	参加者数	36名
	水と森の大切さin羽生水郷公園と水族館	
	自然観察会、さいたま水族館見学、カードゲーム「moritomirai（モリトミライ）」の実施等	
	実施日	3月7日
	参加者数	39名

玉川上水ウォーキング		
	実施日	11月15日から12月14日まで
	参加者数	215人

（シ） 東京水道名所

世界に誇る水道のインフラ施設を新たな魅力として発信していくため、技術、景観、歴史等が優れている施設を東京水道名所として平成29年に選定した。

東京水道に対するお客さまの理解と親しみをさらに深めていただくため、東京水道名所をパンフレットや局ホームページで紹介するなどPRを行っている。

表 4－10 東京水道名所一覧

ダイナミックな 自然との調和	水道水源林
	小河内貯水池（奥多摩湖）
	村山・山口貯水池（多摩湖・狭山湖）
技術の継承	羽村取水堰 ^{せき}
	玉川上水
地域のシンボル	金町浄水場の取水塔
	駒沢給水所の配水塔

（ス） 東京水道の日

令和元年に一般社団法人日本記念日協会より認定を受け、毎年12月1日を「東京水道の日」に制定した。

この記念日は、東京の近代水道の始まりとして、淀橋浄水場から神田・日本橋地区に給水を開始した1898（明治31）年12月1日に由来している。

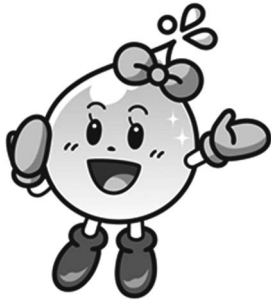
今後も、政策連携団体と連携した一体的な取組として、記念イベントの実施等を通じ、東京水道の魅力や水の大切さを発信していく。

（2）当局のマスコットキャラクター

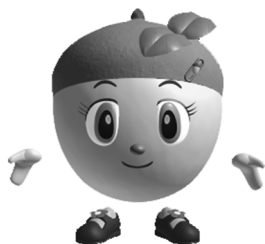
ア 「水滴くん」



イ 「水玉ちゃん」



ウ 「くりん」 （奥多摩 水と緑のふれあい館）



（3）広聴施策

イベント時のアンケート等を活用してお客さまの声を幅広く収集・分析し、具体的な施策に生かし、サービス向上につなげている。

ア お客さまの声窓口

お客さまサービスをより向上させるため、局の総合的な窓口として、サービス推進課に「お客さまの声窓口」を設置している。

この窓口では、電話、メール等で水道事業に対するお客さまの声を受け付け、お客さまの声に対する各部署の回答や対応を補助し、当局の事業運営に活用するための調整を行っている。

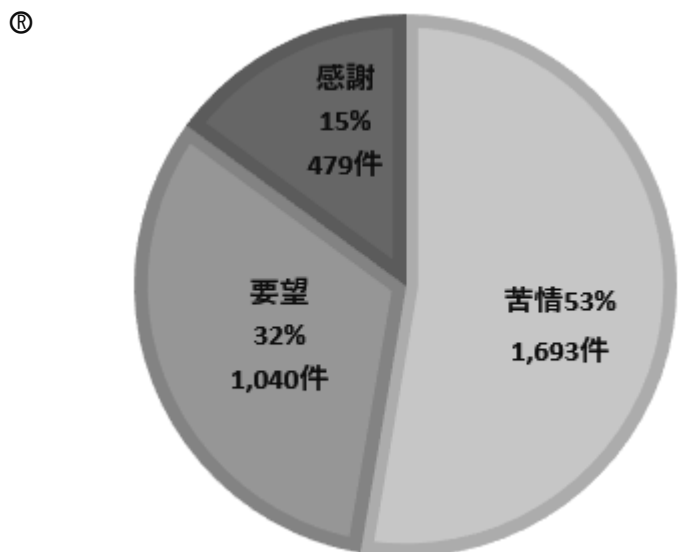
また、お客さまの声の内容等を紹介する「広聴のひろば」を毎年度作成し、ホームページ上で公表している。さらに、平成28年10月受付分からは、お客さまの声への対応事例を毎月ホームページで公表している。

イ お客さま等の声の収集及び事業への反映

⑧ お客さまセンター等への電話、局ホームページ、各事業所の窓口、現場等で受け付けたお客さま、事業者及び職員の声を、データベースとして収集・蓄積し、分析を行い事業に反映させている。

お客さまの声の施策への反映の取組については、平成28年9月に設置した「水道局自律点検・改革推進本部会議」において報告してきたが、令和5年12月に廃止となったため、所長会において報告を行っている。

図4-2 令和7年度お客さまの声区分別受付割合



ウ 水道事業に対するお客さま調査

水道事業体に対するお客さまの評価や要望を的確に把握することにより、今後の水道事業運営及び次期経営計画策定の基礎資料とするため、アンケート調査を平成11年度からおおむね3年に1度、平成25年度からは、インターネット水道モニター制度と統合し、毎年実施している。

平成27年度から令和元年度までは、全水道使用者約749万戸を対象として実施した東京水道あんしん診断にあわせてアンケート調査を行い、さらに、あらかじめアンケートにて了承いただいた回答者の方へは、電話によるヒアリングを実施してお客さまの声の詳細かつ正確な把握に努めた。

また、水道事業に対するお客さまの評価や要望を的確に把握し、今後の水道事業運営の基礎資料とするため、令和3年度から、東京の水道に関するお客さま意識調査を実施している。

エ 水道サポーター

お客さまと当局職員が対話する双方向コミュニケーションを通じて、お客さまに水道事業に対する理解を深めていただくとともに、継続的にお客さまの声をお寄せいただくことで、事業運営に反映させることを目的とした水道サポーターを令和3年度に創設した。

継続的な形で当局への意見・要望を受け付けるため、交流会やアンケートを実施している。震災対策をテーマに、令和7年度までに累計49地域で水道サポーター交流会を実施した。

また、令和4年度からは、お客さまの関心が高いテーマを新たに設けた。令和4年度は「水質管理」をテーマに4回（うち追加開催1回）、令和5年度は「水道水源林」、令和6年度は「環境施策」、令和7年度は「広報・広聴活動」をテーマに各年度3回ずつ交流会を実施した。

令和7年度の交流会では、235名のサポーター登録を行い、水道サポーターは延べ997名となった。

2 PR館の管理運営

東京都水道歴史館、東京都水の科学館及び奥多摩水と緑のふれあい館を開設し、都民に対して局事業に対する理解と協力を得られるように努めている。

（1）東京都水道歴史館

平成7年4月に開館した「東京都水道歴史館」は、江戸上水開設から現在に至る水道の歴史を展示している。平成21年6月1日には展示物の一部更新を行い、リニ

ューアルオープンした。

展示室は、二つのフロアから成り、1階展示室には近代水道創設時から現在までの水道を展示し、2階展示室には江戸時代の水道を展示している。いずれも映像や実物等から水道の歴史を学べる展示となっている。

3階のライブラリーでは、水や水道に関する資料、図書の閲覧や映像の視聴等ができる。

令和7年度は、39,000人のお客さまが来館し、開館以来、令和7年度末までの来館者数は、約97万人に達している。

また、令和3年8月には、当館で保存している古文書・古記録や絵図、写真などの貴重資料の画像をインターネット上で閲覧できる「東京都水道歴史館デジタルアーカイブシステム」の運用を開始した。

令和5年4月1日には、2階・江戸長屋の展示コーナーにて専門のタブレット端末を用いた「ARガイドツアー」を開始した。

ARガイドツアー



デジタルアーカイブ掲載例：「上水記」第2巻





水道歴史館（エントランス）

〈参 考〉

所 在 地 〒113-0033
東京都文京区本郷二丁目7番1号
電 話 03（5802）9040
ファクシミリ 03（5802）9041
開館時間 午前9時30分から午後5時まで
（入館は、午後4時30分まで）
休 館 日 毎月第4月曜日（休日の場合は、その翌日）
年末年始（12月28日から1月4日まで）

（2）東京都水の科学館

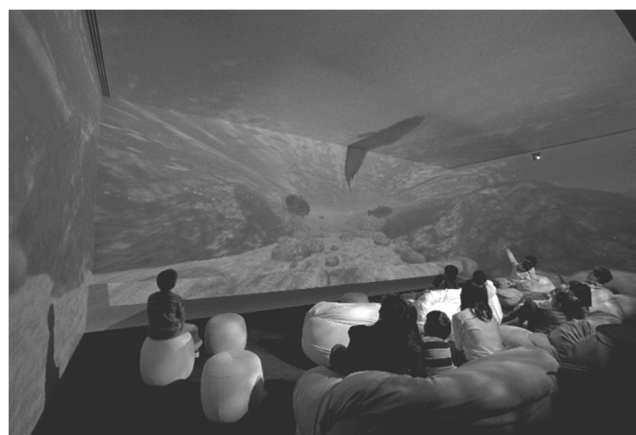
平成9年5月に開館した「東京都水の科学館」は、水の不思議と大切さを科学の視点で紹介し、水と水道事業への関心を深めることができる体感型ミュージアムである。平成22年6月1日には地上部分の展示内容を一新し、リニューアルオープンした。

展示室は、地上3階から地下3階までの六つのフロアで構成されている。

地上階は、水の大循環を展示テーマとし、3階には自分が「水つぶ」になった気持ちで水源から蛇口までを旅する4面大型映像シアターや水源林の働きを学ぶ「アクア・フォレスト」が、2階には実験やクイズ、ゲームなどを体験する「アクア・ラボラトリー」などがあり、参加体験型の展示装置を用いて、楽しみながら水や環境の大切さを学ぶことができる。

また、平成25年3月にリニューアルオープンした地下3階では、プロジェクションマッピングを用いた演出とアテンダントの案内による「アクア・ツアー」で実際に稼働している有明給水所を見学できる。

令和7年度は、203,876人のお客さまが来館し、開館以来、令和7年度末までの来館者数は、約369万人に達している。



水の科学館（アクア・トリップ 水のたびシアター）

〈参 考〉

所 在 地 〒135-0063
東京都江東区有明三丁目1番8号
電 話 03（3528）2366
ファクシミリ 03（3528）2380
開館時間 午前9時30分から午後5時まで
（入館は、午後4時30分まで）
休 館 日 月曜日（休日の場合は、その翌日）
年末年始（12月28日から1月4日まで）

（3）奥多摩 水と緑のふれあい館

奥多摩 水と緑のふれあい館は、東京近代水道100周年及び小河内ダムしゅん工40周年の記念事業として、奥多摩町と共同で建設し、平成10年11月27日に開館した。

展示内容は、奥多摩の豊かな自然、ダムの仕組み、水の大切さ等を紹介するもので、都の水源地である奥多摩町と水道を利用する方々との交流を図ることを基本理念とし、3D映像による自然体験など、六つの展示スペースで構成されている。

開館以来子供からお年寄りまで多くの来館者があり、令和元年11月23日に、来館者500万人達成記念式典を実施した。

なお、令和7年度は、179,336人のお客さまが来館し、開館以来、令和7年度末までの来館者数は、595万人に達している。



奥多摩 水と緑のふれあい館
(1階「水が生まれる」コーナー)

〈参 考〉

所 在 地 〒198-0223
東京都西多摩郡奥多摩町原5番地
電 話 0428(86)2731
ファクシミリ 0428(86)2732
開 館 時 間 午前9時30分から午後5時まで
休 館 日 水曜日(休日の場合は、その翌日)
年末年始(12月28日から1月4日まで)

表4-11 PR館の来館者数

(単位 人)

	5年度	6年度	7年度
東京都 水道歴史館	38,780	19,986	39,000
東京都 水の科学館	160,577	170,884	203,876
奥多摩水と緑 のふれあい館	178,562	183,440	179,336
合計	377,919	374,310	422,212

第3 情報公開と個人情報保護

情報の公表及び提供をはじめとする情報公開は、公正で透明な都政の推進と都民による都政の参加により、開かれた都政を実現するとともに、水道利用者が水道事業の運営に対して的確な判断を行うためにも重要な役割を果たすものである。

当局は、情報公開制度を適正に運用するとともに、水道に関する情報について都民のニーズに的確に応えるため、積極的な情報の公開及び提供に努めている。

1 情報公開

一般に「情報公開」とは、「行政機関が有する情報を住民の請求に応じて提供する全ての制度及び施策」を指すものと考えられている。都では、公文書開示制度をその中の一つとして位置付けている。

都の公文書開示制度は、昭和60年から実施されてきた。しかし、都民に対する説明責任を果たし、行政の公正性の確保と透明性の向上を図るため、都における情報公開を一層推進する必要があること等から、平成12年1月に東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）が施行された。

都は、公文書開示制度を適正に運用するのはもちろんのこと、併せて積極的に情報を公表・提供し、都民等のニーズに的確に応えていく必要がある。

なお、平成15年10月には、都民サービス向上のため、インターネットによる公文書の検索と開示請求を行える情報公開用システムの運用を開始した。

また、平成29年7月に東京都情報公開条例が改正され、何人も公文書の開示を請求でき、手数料が改定され、交付文書を電磁記録媒体で交付することが可能となった。

一方、当局の公文書開示請求では、平成21年10月から工事関係の設計書に関する開示請求が大幅に増えたことから平成22年度の決定件数は平成20年度の決定件数に比べて約6.5倍の件数となった。このため、当局では情報公開の一層の推進を図るため、定型的な開示請求である工事設計書については、開示請求によらないCDによる情報提供を平成27年4月から開始し、令和元年8月からは、CDに代えて、東京都公文書情報公開システムにより情報提供を開始した。

また、令和5年7月からは、インターネットで手続きができる公文書情報提供サービスで、工事設計書に限らず公文書の情報提供依頼の受付、提供を開始した。

なお、当局における公文書の開示状況については、平成28年10月受付分より、毎月ホームページで公表している。

表4-12 公文書開示請求の処理状況

年 度	決定件数	開 示	一部開示	不開示	
				不開示	不存在等
令和2年度	750	452	293	0	5
令和3年度	884	477	400	0	7
令和4年度	1,026	530	473	1	22
令和5年度	891	497	381	0	13
令和6年度	888	532	351	3	2
令和7年度	704	445	252	0	7

(単位 件)

2 個人情報保護

情報公開は、都民にとって、また、当局にとっても重要な役割を果たすものであるが、反面、その取扱いに適正を欠いた場合は、個人の権利利益を侵害するおそれがある。

そこで、都は、個人情報の取扱いの基本的事項を定め、個人の権利利益の侵害を未然に防止するとともに、都民の不安感をなくすために、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）を制定した。

その後、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）が改正され、施行後は、地方自治体にも法が直接適用されることとなった（令和3年5月19日公布、令和5年4月1日施行）。

そのため、都は、現行の条例を廃止し、法の施行に必要な事項を定めるため、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例第130号）を公布した（令和4年12月22日公布、令和5年4月1日施行）。

3 当局の取組

当局は、両条例上の実施機関として、公文書開示を始めとする情報公開を実施している。サービス推進課に設置する水道局情報コーナー、都民情報ルーム（知事が設置）及び各事業所などで都民等からの公文書開示請求の受付、個人情報の開示、訂正及び利用停止事務並びに各種資料の提供を行っている。

また、ホームページ等により、情報の公開及び提供の総合的な推進を図っている。

4 サイバーセキュリティ向上の取組

（1）全庁統一のサイバーセキュリティポリシーの策定

今日、インターネットをはじめとする情報通信ネットワークや情報処理システムは、都民生活及び社会経済のあらゆる面で利用が拡大し、必要不可欠な社会基

盤となっている。

しかし一方で、世界的規模で生じているサイバーセキュリティに対する脅威が深刻化している。特に、不正アクセスや新たな攻撃手法による重要な情報の漏えい・破壊・改ざんが後を絶たず、サイバー攻撃への対策は重大な課題である。

また、操作ミス等によるシステム障害のほか、自然災害によるシステム障害や疾病を起因とするシステム運用の機能不全などにも備える必要がある。

このような状況の中、都は、サイバー攻撃等に対して全庁横断的に取り組むため、平成28年4月1日に、「東京都サイバーセキュリティポリシー」を施行した。

その後、クラウドサービス及びテレワーク端末の利用や、外部ネットワークとの分離等、最新のサイバーセキュリティ情勢の変化を踏まえ、平成31年4月1日に「東京都サイバーセキュリティポリシー」の全面改正を行い施行した。

（2）東京都サイバーセキュリティポリシーの概要

東京都サイバーセキュリティポリシーは、東京都サイバーセキュリティ基本方針（以下「基本方針」という。）及び東京都サイバーセキュリティ対策基準（以下「対策基準」という。）から構成されている。

基本方針は、サイバーセキュリティ対策の目的、体系等、サイバーセキュリティ対策に対する基本的な考え方を示すものであり、対策基準は、基本方針に基づき、サイバーセキュリティ対策を実施するために必要な遵守事項及び判断基準を具体的に定めたものである。

なお、本ポリシーは、サイバーセキュリティ監査及び自己点検の結果のほか、サイバーセキュリティに関する状況の変化への対応が必要となった場合等には、適宜見直すこととしている。

（3）具体的な対策・取組

具体的な対策・取組は、東京都サイバーセキュリティポリシーに基づく詳細な情報資産の取扱い等を定めた水道局サイバーセキュリティ安全管理措置（以下「安全管理措置」という）のほか、各情報システムのセキュリティ対策の具体的事項を定めたサイバーセキュリティ実施手順に基づき、実施している。

主な対策・取組の内容については、次のとおりであ

る。

ア 組織体制

当局の情報資産について、総合的なサイバーセキュリティ対策を推進するため、サイバーセキュリティ委員会を設置すると共に、サイバーセキュリティ局統括責任者（局長）と局 CSIRT を中心とした管理責任者による、局内全体の組織体制を確立している。

この管理責任者について、各所属・職層における管理者等の役割、権限及び責任を明確化している。

イ 情報資産の分類と管理

安全管理措置に基づき、当局内各部署の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類の重要度に応じて必要な情報資産の管理を徹底している。

ウ 物理的セキュリティ

サーバ、管理区域、通信回線、パソコン・外部記録媒体等の情報処理機器類の管理について、設置環境、設置方法、施錠管理、冗長性等が対策基準を満たすよう取り組んでいる。

エ 人的セキュリティ

サイバーセキュリティに関し、サイバーセキュリティポリシー、安全管理措置等において、職員等が遵守すべき事項を明確かつ具体的に定めている。

また、年1回の情報セキュリティ強化月間を設定するとともに、定期的な研修・訓練を行い、職員の意識向上を図っている。

オ 技術的セキュリティ

当局に関わるコンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を行っている。

カ サイバーセキュリティ監査及び自己点検

東京都サイバーセキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的及び必要に応じてサイバーセキュリティ監査及び自己点検を実施している。

なお、取り扱う情報資産、規模等から特に重要な情報システムについては、第三者によるサイバーセキュリティ監査（外部委託）を定期的の実施している。

第5章 工業用水道事業の清算

第1 工業用水道事業の清算

1	東京の地盤沈下	139
2	工業用水道の必要性	139
3	事業の開始とその後の経緯	139
4	事業のあり方に関する検討	140
5	事業の廃止及び支援計画	140
6	清算業務について	140
7	工業用水道事業清算会計予算・決算	143

第1 工業用水道事業の清算

1 東京の地盤沈下

東京の地盤沈下は、明治時代の末期に始まり、昭和20年前後には一時的に沈静化した時期もあったが、戦後の高度成長に伴う工業の発展による地下水の揚水量増大に伴って、地盤沈下は拡大の一途をたどってきた。

最も沈下が激しかった昭和33年には、場所によっては年間175mmも沈下した。

特に江東区の荒川右岸一帯は、年間平均150mmの沈下を記録し、その沈下区域も年々拡大してきた。このような地盤沈下の結果、いわゆるゼロメートル地帯が激増し、これにより洪水、高潮等の災害に対する危険が増大した。

都は、戦前の東京府、東京市時代から危険地区における既設堤防のかさ上げ及び護岸の強化等の対策を実施してきたが、昭和24年8月のキティ台風や昭和33年7月の台風11号による高潮は大浸水をもたらした。

2 工業用水道の必要性

このような状況を背景に地盤沈下そのものを止める抜本的な対策として、工場による地下水のくみ上げを規制して、代わりに工業用水道を設置して工業用水を供給すべきとの意見が関係者の間から出てきていた。

この問題は、都のみならず大阪、名古屋、川崎等各工業都市にも見られ、工業用水道を切望する声は全国的な規模で高まりを見せていた。

こうした背景の下、国は昭和31年に工業用水法、昭和33年には工業用水道事業法を制定した。これにより、工業用水としての地下水の使用を規制して、工業用水道事業を運営する道が開かれた。

都は、既に昭和28年から地盤沈下対策審議会を設置して地盤沈下の抜本的対策の検討を進め、江東及び城北の地区を対象とした工業用水道事業計画を策定し、この事業計画に基づき、昭和35年には、江東地区工業用水道事業（江東区、墨田区及び荒川区の全域並びに江戸川区及び足立区の一部）が、昭和36年には城北地

区工業用水道事業（板橋区、北区及び葛飾区の全域並びに足立区の大部分）が庁議決定され、建設に着手した。

このように工業用水道事業は、「地盤沈下防止」という行政目的を達成するために進められることとなった。

3 事業の開始とその後の経緯

都の工業用水道事業は昭和39年8月、江東地区において、南千住浄水場から給水を開始し、翌年の昭和40年5月には、南砂町浄水場からも給水を開始した。

両浄水場は、下水道局三河島処理場及び砂町処理場の二次処理水を原水とし、沈殿、ろ過及び塩素処理をした上で給水するもので、下水処理水を原水とする浄水場としては、わが国でも最初の大規模な施設であり、両浄水場合わせて日量32万6,000m³の施設能力で給水を開始した。

一方、昭和46年4月には、城北地区においても給水を開始した。城北地区の浄水場である三園浄水場は、利根川の表流水を原水とし、当初施設能力日量35万m³で建設された。

また、渇水時や揚水規制強化による水源不足に対応するため、江北浄水場を建設し、昭和54年から送水を開始した。

このように、工業用水の供給を行う一方、地下水揚水規制の強化、揚水規制区域の拡大等が図られた結果、昭和50年代以降、地盤沈下はほぼ沈静化し所期の目的は達成されている（図5-1、表5-1参照）。

工業用水の需要は、昭和49年度の基本水量日量36万9,933m³をピークに、その後、工場の都外への移転、水使用の合理化等により減少傾向が続いており、施設能力に大幅な余剰が生じたため、昭和55年3月に南砂町浄水場を廃止するとともに、昭和58年に三園浄水場の施設能力を日量17万5,000m³に縮小し、昭和62年に江北浄水場を休止した。

その後も需要量の減少は続き、料金収入の減少をもたらした。この間も企業努力を続け、財政の安定化を図ったが、建設開始以来40年以上を経過した施設の更

新時期を迎え、更新経費の増加が見込まれるため、経営は極めて厳しい状況になった。

こうした状況を踏まえ、工業用水道事業を今後も安定的に経営していくため、経営改善計画を策定して、平成9年に2地区あった事業の統合や浄水施設の一元化、平成12年に配水施設管理業務の委託、平成16年に徴収業務や給水装置業務を委託するなど抜本的な見直しを図った。

また、平成10年度から平成17年度までの計画で、国庫補助を活用した改築事業により、施設の更新を行った。

4 事業のあり方に関する検討

その後も事業を取り巻く状況は厳しいことが予想されたため、平成18年7月に行財政改革実行プログラムを策定し、地下水揚水規制や需要の動向等を踏まえ、効率経営を推進しつつ、事業の廃止などを含めた抜本的な経営改革について関係各局で検討を進めてきた。

また、工業用水道事業は様々な問題が^{ふくそう}輻輳しており、事業の経営改革の方針を決定するには、専門的かつ中立的な立場から多角的に検討を行うことが不可欠であることから、平成26年12月、外部の専門家で構成された「工業用水道事業のあり方に関する有識者委員会」（以下「有識者委員会」という。）を設置し、検討してきた。

平成30年6月、有識者委員会報告書が取りまとめられ、工業用水道事業は、地盤沈下防止という所期の目的は達成したが、経営状況が厳しく、施設の大規模更新時期の到来が間近に迫る一方、今後も需要の増加が見通せないことから、廃止すべきとされた。

また、事業廃止に当たっては、事業が行政施策として開始された経緯を踏まえ、お客さまの事業経営等への影響を最小限にとどめられるよう、十分な支援策を講じるべきである旨の提言がなされた。

5 事業の廃止及び支援計画

（1）事業廃止決定の経緯

都では、有識者委員会の提言も踏まえ、工業用水道事業については廃止に向けた動きを進めることとし、平成30年7月から、お客さまへの個別訪問を実施し、上水道への切替えに伴う料金への影響等を説明するとともに、支援策についての意見を伺った。

こうした意見等も考慮し、平成30年9月、「工業用水道事業の廃止及び支援計画（案）」（以下「支援計画（案）」という。）を策定した。

また、平成30年第三回都議会定例会において、「東京都工業用水道条例を廃止する等の条例」（以下「廃止条例」という。）の提案にあわせて、支援計画（案）を報告し、令和4年度末をもって事業を廃止することとした廃止条例が可決された。

（2）支援計画の実施

工業用水道事業の廃止に当たり、お客さまの事業経営等への影響を最小限にとどめられるよう、平成31年3月に「工業用水道事業の廃止及び支援計画」（以下「支援計画」という。）を策定した。

令和4年度末の事業廃止に向け、令和元年度から支援計画に基づき、上水道への切替工事や料金差額補填のほか、希望する工業用水道利用者には、水の循環・冷却等設備や井戸設備等の設置等の利用者支援を実施した。

切替工事については、工業用水道利用者及び一般雑用水利用者の全て、また、トイレ洗浄水として工業用水を供給している集合住宅について工事を終了し、令和4年度末をもって工業用水の供給を停止するとともに、事業を廃止した。

今後は、引き続き料金差額補填等の支援を実施していく。

6 清算業務について

令和5年度以降は、地方公営企業法の適用が廃止される一方で、料金差額補填等の利用者支援や不要となる工業用水道管の撤去、また撤去までの安全対策等の清算業務が生じる。これらの業務に関する経理を明確にするため、工業用水道事業清算会計を設置した。

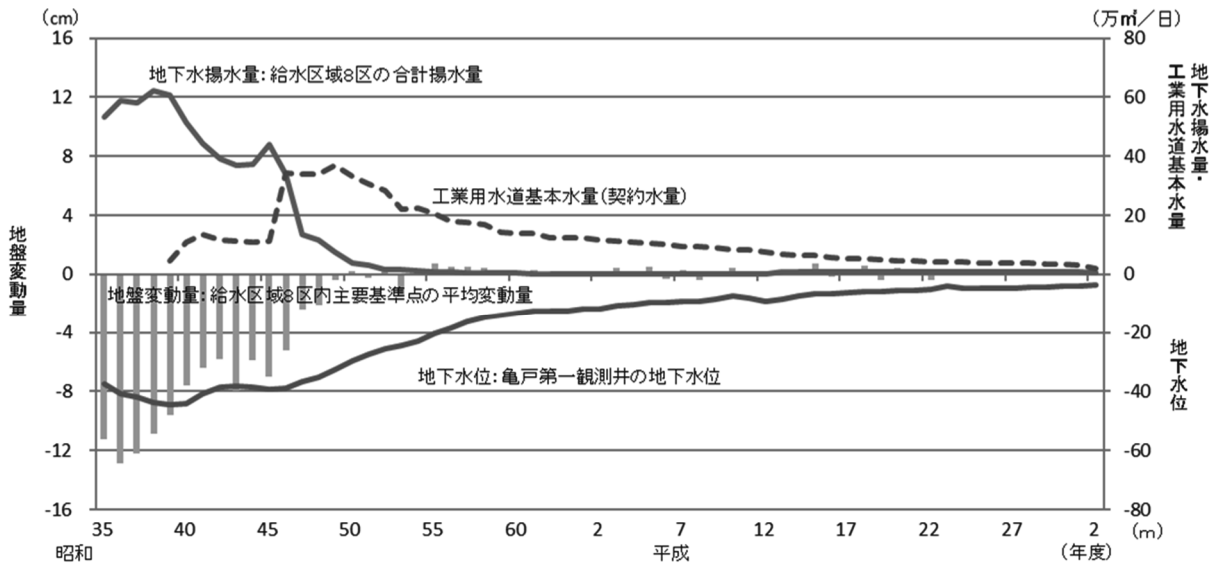
また、これらの業務を確実に進めていくためには、

当局の営業業務のノウハウや水道管の工事等に係る技術、事業廃止決定以降の利用者との調整を踏まえた対応が重要である。

そのため、当局が都知事より事務の委任を受け、実務を担っていく。

また、利用者に対する支援は、今後、長期にわたり実施していくものであるため、引き続き関係各局と連携して対応していくことで、着実かつ円滑に進めていく。

図5－1 工業用水道の供給と地盤沈下防止の効果



(注1) 本図は、東京都土木技術支援・人材育成センター及び環境局の資料を基に作成している。
(注2) 平成23年度の地盤変動量のデータは、東北地方太平洋沖地震による影響が大きいために、示されていない

表5－1 地下水の揚水規制と工業用水道の整備

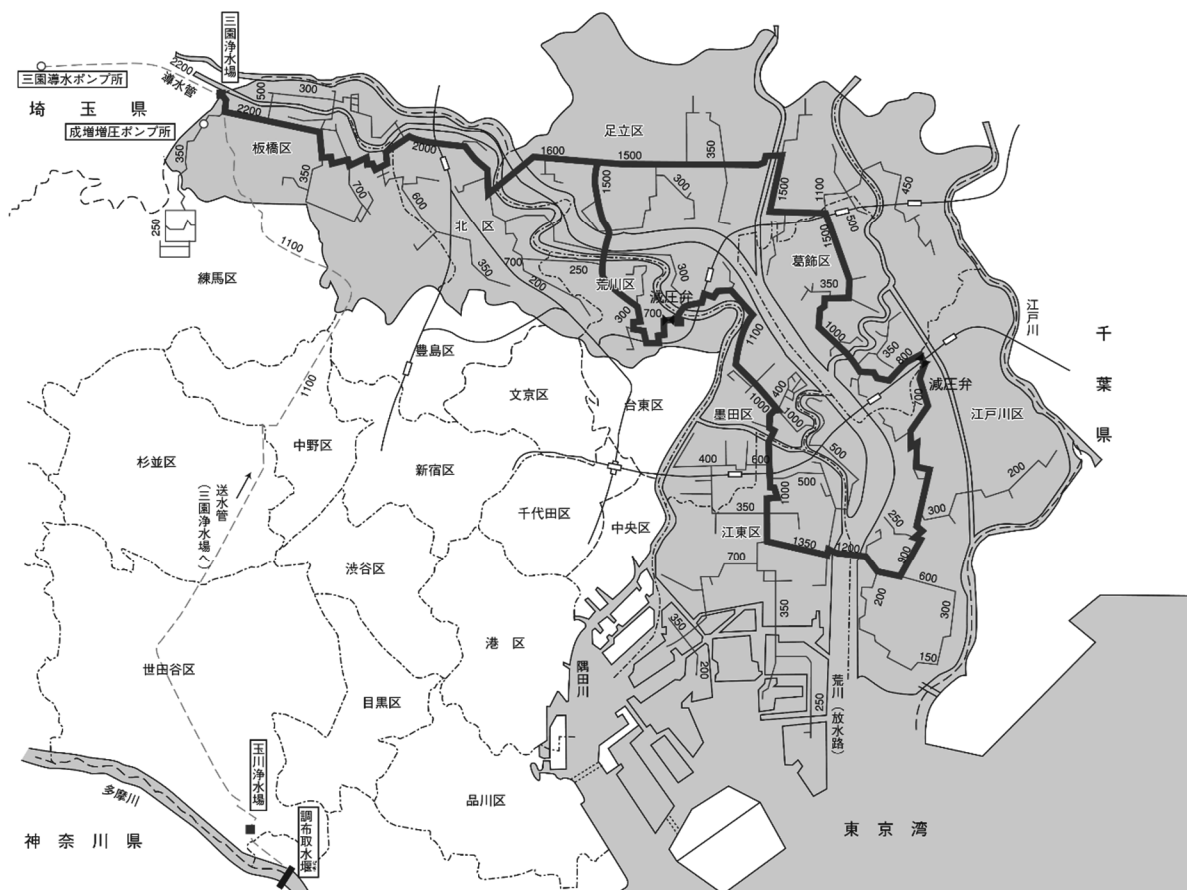
江東地区 墨田区・江東区・荒川区・江戸川区の全域及び足立区の一部	江東地区工業用水道建設事業 (S35～S39)					江東地区工業用水道拡張事業 (S47～S53)				
	地域指定と規制基準の決定	規制基準の強化	南千住系の給水開始	南砂町系の給水開始	地下水の揚水規制実施	規制基準の強化	地域指定と規制基準の決定	地下水の揚水規制実施	地下水の揚水規制実施	地下水の揚水規制実施
	36 ・ 1 ・ 1 ✓	38 ・ 7 ・ 1 ✓	39 ・ 8 ・ 15 ✓	40 ・ 5 ・ 1 ✓	41 ・ 1 ・ 5 ✓	46 ・ 5 ・ 1 ✓	47 ・ 5 ・ 1 ✓	48 ・ 9 ・ 1 ✓	50 ・ 4 ・ 1 ✓	
城北地区 北区・板橋区・葛飾区と足立区の大部分	城北地区工業用水道建設事業 (S38～S45)					城北地区工業用水道拡張事業 (S47～S53)				
	地域指定と規制基準の決定		給水開始	規制基準の強化	地下水の揚水規制実施		地下水の揚水規制実施	地下水の揚水規制実施	地下水の揚水規制実施	地下水の揚水規制実施
	38 ・ 7 ・ 1 ✓		46 ・ 4 ・ 1 ✓	46 ・ 8 ・ 15 ✓	46 ・ 12 ・ 28 ✓		49 ・ 4 ・ 1 ✓		52 ・ 5 ・ 1 ✓	49 ・ 4 ・ 1 ✓

江東地区・城北地区工業用水道事業統合

49
・
4
・
1
✓

第5章

工業用水道配水系統図



7 工業用水道事業清算会計予算・決算

(1) 予算

歳 入		(単位 千円)		
科 目	8 年 度 額 予 算	7 年 度 額 予 算	増	△ 減
使 用 料 及 手 数 料	1	1		0
財 産 収 入	2	2		0
繰 入 金	8,103,000	5,976,000		2,127,000
諸 収 入 金	997	145,721	△	144,724
繰 越 金	0	2,101,276	△	2,101,276
歳 入 計	8,104,000	8,223,000	△	119,000

歳 出		(単位 千円)		
科 目	8 年 度 額 予 算	7 年 度 額 予 算	増	△ 減
配 水 管 撤 去 等 工 事 費	5,439,409	5,257,489		181,920
利 用 者 支 援 費	2,399,779	2,672,564	△	272,785
清 算 事 務 費	264,812	292,947	△	28,135
歳 出 計	8,104,000	8,223,000	△	119,000

(2) 決算

歳 入		(単位 千円)		
科 目	7 年 度 額 決 算	6 年 度 額 決 算	増	△ 減
使 用 料 及 手 数 料	0	0		0
財 産 収 入	0	0		0
繰 入 金	334,800	—		334,800
諸 収 入 金	25,125	197,801	△	172,676
繰 越 金	4,597,043	8,043,041	△	3,445,998
歳 入 計	4,956,968	8,240,842	△	3,283,874

歳 出		(単位 千円)		
科 目	7 年 度 額 決 算	6 年 度 額 決 算	増	△ 減
配 水 管 撤 去 等 工 事 費	3,138,173	1,929,991		1,208,182
利 用 者 支 援 費	1,536,194	1,468,780		67,414
清 算 事 務 費	282,601	245,028		37,573
歳 出 計	4,956,968	3,643,799		1,313,169

第6章 資産管理・契約事務

第1 資産の管理

- 1 固定資産と管理…………… 145
- 2 用地の管理と活用…………… 146
- 3 貯蔵品の管理…………… 147
- 4 知的財産権の管理…………… 148
- 5 営繕業務…………… 148

第2 契約事務

- 1 契約の締結…………… 150
- 2 契約事務手続の透明性、公正性及び公平性の確保…………… 150
- 3 工事等の品質確保に向けた契約方式…………… 152
- 4 電子調達システムの運用…………… 153
- 5 入札契約制度改革…………… 154
- 6 電子契約の実施…………… 155

第1 資産の管理

1 固定資産と管理

水道事業は、電力・ガス事業等と同様、膨大な施設・設備を必要とする「装置産業」であり、当局は、お客さまに安全でおいしい水を安定的に供給するため、各種の固定資産を保有し、維持管理している。

固定資産には、有形固定資産、無形固定資産及び投資資産の3種類がある。

有形固定資産としては、土地、建物（営業所等）、構築物（ダム、浄水施設等）、機械及び装置（ポンプ等）、車両運搬具、器具備品等がある。

また、多摩川上流域の水源かん養を目的として、都の西部地域から山梨県にまたがる広大な土地に水源かん養林を保有し、維持管理している。

無形固定資産としては、電気通信施設や共同溝等の施設利用権、利根川水系のダム使用権、借地権等がある。

さらに、投資資産として、出資金や預託金等がある。

これら固定資産全体の局保有高は、令和8年3月末時点で、約2兆6,934億円（表6－1参照）である。

今後も、固定資産は、水道水に対するお客さまニーズの高度化・多様化への対応、施設の耐震性強化、老朽施設の更新等に伴い、保有高の増減が予想される。

これらの固定資産がそれぞれの機能を最大限発揮できるようにし、お客さまに24時間絶え間なく水道水を供給し続けるため、当局は、地方自治法、地方公営企業法等に基づき、東京都水道局固定資産規程を定め、台帳整備、保全維持管理、管理状況調査等を通じ、適正な固定資産管理を行っている。

表6－1 当局保有固定資産の内訳

（令和8年3月末現在）（単位 千円）

第6章

区 分		水道事業会計	工業用水道事業 清算会計	計
有形固定資産		2,594,843,317	0	2,594,843,317
	土地及び立木	285,144,177	0	285,144,177
	建物	139,710,462	0	139,710,462
	構築物	1,708,589,058	0	1,708,589,058
	機械及び装置	206,099,815	0	206,099,815
	その他	2,085,476	0	2,085,476
	リース資産	3,547,511	0	3,547,511
	建設仮勘定	249,666,818	0	249,666,818
無形固定資産		97,249,467	0	97,249,467
	施設利用権	6,327,824	0	6,327,824
	ダム使用権	86,604,294	0	86,604,294
	借地権	58,179	0	58,179
	リース資産	1,232	0	1,232
	その他無形固定資産	4,257,938	0	4,257,938
投資資産		1,312,225	0	1,312,225
	出資金	1,050,655	0	1,050,655
	その他投資	261,570	0	261,570
計		2,693,405,009	0	2,693,405,009

（注1）本表は、企業用固定資産及び普通固定資産の合計である。

（注2）金額は、投資資産においては取得原価、有形固定資産（土地及び立木並びに建設仮勘定を除く。）及び無形固定資産においては減価償却後のものである（千の位未満四捨五入）。

2 用地の管理と活用

当局所有の用地は、その約93%が水源地域（水源かん養林）であり、残りの約7%は、貯水池、浄水場、管路等の施設用地、営業所等の事務所用地及び材料置場等のその他用地に区分される（表6-2参照）。

表6-2 当局用地用途別内訳

（令和8年3月末現在）

用途	面積（千㎡）	比率（%）
局用地	273,755	100.00
水源かん養林	253,604	92.64
施設用地	19,806	7.23
事務所用地	91	0.03
その他用地	254	0.09

（注）端数処理により誤差が生じる場合がある。

（1）用地の管理

当局は、用地を適正に管理するため、各部（所）に土地管理責任者を置き、用地の保全及び不適正使用の是正を図るとともに、土地管理資料を整備している。

また、水道事業の目的を妨げない範囲で土地の使用許可や貸付、売却等を行っている。

（2）用地の有効活用

水道管路用地の多くは、主要幹線道路や緑道（公園）等の公共施設として開放され、都民生活向上のために貢献している。

一方、保有資産を有効に活用して収益の確保を図ることは、水道事業の経営基盤強化を図る上で重要な施策である。

局は、水源かん養林を除いても約2,000万㎡に上る膨大な事業用地を所有しているが、このうち一部の用

地については、市街地再開発事業への参画、共同ビルの建設、公共住宅と局施設との合築、駐車場用地としての貸付け、事業用定期借地権の設定等、種々の有効活用を実施している。

また、都政を取り巻く喫緊の課題にも対応し、保育所整備のための貸付けを実施している。

なお、再開発事業、共同ビル事業等においては、令和7年度末現在、19のビルで、約115,500㎡の事務所床等を保有し、このうち約105,300㎡を民間企業等に賃貸しており、資産の有効活用の大きな柱となっている（表6-3参照）。

表6-3 土地関係収入内訳（税抜）

（1）水道事業会計（単位 百万円）

	5年度	6年度	7年度
土地使用料	2,701	2,883	3,125
建物使用料	4,511	4,943	5,249
土地売却額	10	3	1,287
計	7,222	7,828	9,661

（2）工業用水道事業清算会計（単位 百万円）

	5年度	6年度	7年度
土地使用料	0	0	0
建物使用料	0	0	0
土地売却額	0	0	0
計	0	0	0

（注）端数処理により誤差が生じる場合がある。

（3）所在市町村交付金

国又は地方公共団体が所有する固定資産については、地方税法上、所在地の市町村が固定資産税を課することはできない。ただし、一般の私有財産と同様の資産について負担の均衡を図る必要があること及び市町村内で相当な規模の面積を占める資産について該当市町村の税財政に著しい影響を及ぼしており自主財源に配慮すべきことから、国又は地方公共団体から該当市町村に交付金を交付することとされている（国有資産等所在市町村交付金法）。当局も同法に基づき、次に挙げる固定資産について該当市町村に交付金を交付している。

ア 公舎の土地及び建物、貸付資産（交付金法第2条第1項第1号）

イ 取水・貯水・浄水施設の土地、ダムの用に供す

る固定資産（交付金法第2条第1項第5号）

なお、令和7年度の交付総額は、約14億9,668万2千円である。

（4）玉川上水の整備保全

玉川上水は、江戸市中への給水を目的として承応3（1654）年に作られた上水で、平成15年には国の史跡に指定された。現在でも、一部は水道原水導水路として機能しているほか、東京における「快適な水と緑の空間」として多くの人々に親しまれている。

この玉川上水を適切に保存管理し後世に継承していくため、平成19年に長期的な指針である「史跡玉川上水保存管理計画書」を、平成21年に中流部（小平監視所から浅間橋まで）を対象とした「史跡玉川上水整備活用計画」を策定し、^{のり}法面の補強工事や水路及び樹木の管理などを進めてきた。引き続き、これらの整備に取り組むとともに、樹木のナラ枯れ被害や台風等による倒木被害といった新たな課題にも対応するため、令和7年には「史跡玉川上水整備活用計画（改定版）～江戸の史跡を守り 未来へつなぐ～」を策定した。

今後も、関係機関等と連携しながら、貴重な「土木施設・遺構」として、また、人々に親しまれる「快適な水と緑の空間」として、玉川上水が次の世代に引き継がれるよう努めていく。

3 貯蔵品の管理

貯蔵品とは、当局で貯蔵している未使用の水道工事前材料（以下「材料」という。）をいい、棚卸し経理を行うべき資産である。

材料調達の方式としては、「支給材料方式」と「工事請負者持ち方式」がある。

「支給材料方式」とは、材料を貯蔵品として当局が購入・管理し、工事請負者にも支給する方式で、規格の統一、品質の確保、円滑な材料調達、一括購入による価格の低廉化及び突発事故や震災等の際の即時調達というメリットがある。この方式は、戦前から採用され、当局の事業執行において大きな役割を果たしてきた。

しかし、製造技術の向上や規格の整備等により、市

場で良質な材料が容易に調達できるようになったことや貯蔵品を備蓄するための経費や用地を要することなど、材料を取り巻く環境が変化したことに伴い、平成13年4月から、突発事故等の緊急工事を除いて、工事を行う請負者が材料を自ら調達する「工事請負者持ち方式」へ移行した。このことにより、コストの縮減と用地の有効活用を図ることが可能となった。

他方、近年の他都市における地震被害の実情を踏まえ、震災への対応力を更に強化する必要性が生じたため、震災復旧及び緊急事故対応のための資材備蓄体制を見直し、平成19年10月に基本方針を策定した。

この方針に基づき、平成19年度から平成21年度までの3か年で、被害想定に基づく復旧用材料の備蓄量を、応急復旧活動の3日分から10日分に拡充し、保管場所の再編整備を図った。貯蔵品の保有状況は、表6-4及び図6-1のとおりであり、現在は、新砂緊急資材置場、鹿浜緊急資材置場、港南保管場（暫定）、狛江緊急資材置場、上井草緊急資材置場、武蔵村山緊急資材置場、八王子緊急資材置場、国分寺緊急資材置場、大原緊急資材置場、芝給水所内緊急資材置場及び晴海給水所内緊急資材置場の11か所で保管している。

なお、震災時には、迅速・確実に材料を確保する必要があることから、備蓄する10日分以降の調達については、協定に基づき、局が直接民間事業者から調達して、復旧活動に従事する請負者に支給する「支給材料方式」で行うこととしている。

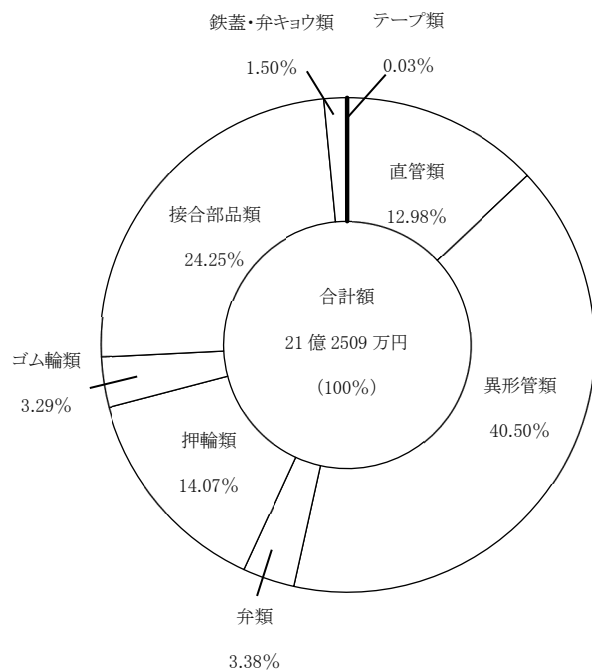
表6-4 年度別貯蔵品受払額（過去5か年度）

（単位 千円）

年度	受入額		払出額 (B)	期末残高 (A)-(B)
	(A)	うち、前年度繰越分を除いた額		
3年度	1,775,014	1,052	27,731	1,747,283
4年度	1,786,799	39,516	11,859	1,774,940
5年度	1,830,917	55,977	23,359	1,807,558
6年度	2,123,095	315,537	15,263	2,107,831
7年度	2,158,985	51,153	33,891	2,125,094

（注）金額は消費税抜きである。

図 6－1 貯蔵品品種別保有割合（令和 7 年度末）



解釈や事務取扱について「東京都水道局知的財産取扱指針」を策定、出願・登録案件のデータベース化及び共有化、管理運営体制の整備など、知的財産管理の適正化を図っている。

表 6－5 出願・登録件数等の現状

(令和 8 年 3 月末現在) (単位 件)					
出願項目	特 許	実用新案	意 匠	商 標	計
状 況					
権 利 登 録 中	15	0	5	9	29
出 願 中	2	0	0	0	2
小 計	17	0	5	9	31
拒 絶 査 定 を 受 け た も の 等	66	15	0	0	81
権 利 期 間 終 了 及 び 権 利 放 棄 し た も の	84	18	15	4	121
計	167	33	20	13	233

4 知的財産権の管理

当局が管理する知的財産権には、特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権がある（表 6－5 参照。出願中のものも含む。）。特許、実用新案及び意匠のうち、職員が職務に関連して行った発明は、特許法上、職務発明として取り扱うものとされている。

当局では、昭和 60 年に「東京都水道局職員の職務発明等に関する規程」を制定し、職務発明の取扱いを明確にするとともに、職員の発明意欲を促進し、水道技術の向上に貢献することとしている。

職員が職務に関連して発明をした場合は、当局は、その届出を受けた後、職務発明審査会に付議し、当該発明が職務発明に該当するかを認定し、当該発明に係る特許を受ける権利等を当局が職員から承継するかを決定する。承継した権利等については、その保全のため、特許出願、審査請求等の必要な管理を行っている。

当局における職務発明は、主として業務を遂行していく上での問題解決の中から発案された技術的なもの（代表例 ポリエチレンスリーブ工法及びポリエチレンスリーブ）。

近年の取組としては、平成 18 年度に策定した「東京都水道局知的財産基本方針」に基づき、規程の具体的

5 営繕業務

当局所有の建物は、区部の支所、営業所、職員住宅を始め、多摩地区の庁舎、浄水場本館、給水所事務所等がある。そのうち、経理部営繕課では、主に区部や多摩地区の支所、営業所等の改修等を行っており、併せて緊急的な修繕や職員住宅の空き家補修を実施している。

建物の維持保全に関しては、建設年次、劣化度等を勘案して、関係部署と調整の上、建替えや大規模改修工事を進めている。改修に当たっては、バリアフリー化を進めるとともに、照明器具の LED 化、空気調和設備等の高効率機器の更新、電気自動車用充電設備の整備等 CO2 削減に取り組んでいる。

また、大地震時が発生した際には、各庁舎等における事業の継続性を確保するため、建物の応急危険度判定調査を実施し、建物の安全性を調査する。

表 6－6 庁舎等の主な整備

(1) 令和7年度完成した主な工事

研修・開発センター改修工事
日野サービスステーション改修工事
多摩水道元本郷庁舎空気調和設備その他改修工事
東部第一支所外 11 か所防災照明等取替工事
品川営業所空気調和設備改修工事

(2) 令和8年度着手予定の主な工事

新玉川庁舎外 2 棟新築工事に伴う既存地下ピットその他撤去工事
多摩資材置場内メータ倉庫増築工事
東部第一支所外 9 か所照明設備改修工事
小河内貯水池管理事務所空気調和設備改修工事
府中サービスステーションエレベーター改修工事

第2 契約事務

1 契約の締結

当局では、局施設の建設や改良工事の請負、貯蔵品や水道メータ等の物品の購入、種々の業務委託など多岐にわたる契約を締結している。令和7年度の契約状況は、表6-7のとおりである。

また、契約手続を公正かつ公平に行うためには、競争性の発揮や透明性の確保が不可欠である。

そのため、当局では、電子調達システムの運用などを推進するとともに、時代に即した契約制度の改善に努めている。

表6-7 令和7年度契約状況(令和8年3月末現在)

区 分	件 数	金額(百万円)
工 事	1,702	258,529
物 品	2,739	122,206
計	4,441	380,735

2 契約事務手続の透明性、公正性及び公平性の確保

入札・契約事務手続の透明性、公正性及び公平性をより一層向上させるとともに、不正行為の発生を防止するため、様々な取組を行っている。

(1) 情報の公表

ア 工事請負契約

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成13年2月16日施行)に基づき、契約関係の情報を次のとおり公表している。

(ア) 工事発注予定の公表

- a 年間計画 毎月
- b 発注予定表 原則毎週月曜日

(イ) 入札・契約の経過等の公表

- a 入札経過調書
- b 指名理由
- c 積算内訳書(400万円を超える工事案件)
- d 随意契約結果
- e 随意契約理由
- f 契約金額の変更を伴う契約変更の理由等

(ウ) 基準、要綱等の公表

- a 指名基準
- b 共同企業体に対する発注取扱要綱
- c 工事成績評定要綱
- d 指名停止等措置要綱 その他

(エ) 工事成績等の公表

- a 400万円を超える工事案件の成績
- b 200万円を超える設計等委託案件の成績
- c 優良業者(75点以上)情報
- d 指名停止情報

(オ) 入札参加有資格者名簿の公表

イ 物品契約

平成12年7月から当局ホームページを活用して、世界貿易機関(WTO)の枠組みの下で運用される「政府調達に関する協定」(以下「政府調達協定」という。)の適用を受ける契約案件及び継続的・反復的に購入する物品に係る契約案件の公募並びに落札結果の公表を開始し、平成14年11月からは、委託契約などにも公表の対象を拡大した。

その後、平成17年度からは、当局ホームページに代えて都の入札等に関する専用のホームページである「入札情報サービス」で公表することとし、平成22年5月には、特命随意契約に関する情報(件名、決定金額、決定者及び特命随意契約理由)を追加した。

また、こうした契約時に即時公表する情報とは別に、毎年同内容で繰り返し契約する契約額1千万円以上の業務委託を対象に、過去5年間の入札参加者、応札額等の情報を平成30年12月から当局ホームページで公表している。

さらに、薬品購入についても業務委託と同様の情報

を令和2年12月から公表しており、第三者による入札参加者の応札行動等の事後的な検証を可能とすることで、入札参加者への入札談合の抑止力強化を図っている。

（２）不正行為の排除の徹底

ア 技術者の適正配置の確認

建設業法では、一定規模以上の公共工事について、監理技術者又は主任技術者の現場専任制を定めている。このため、平成12年4月から、一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）が運営する発注者支援データベース・システムを活用し、工事契約申込み等の際に技術者の適正配置について確認を行っている。

イ 標準契約書の改正

平成29年10月30日以降公表された工事請負、物品購入等の全ての契約約款について、次の改正を行った。

（ア）契約が解除された場合等の違約金

これまで、契約金額から既済部分等を控除した金額の10%としていたものを、契約金額の10%に改める。

（イ）賠償の予定

談合等の不正行為があった場合に、受注者が支払わなければならない賠償金の額について、これまでの契約金額の10%としていたものを、契約金額の30%に改める。

ウ 談合情報への適切な対応

令和7年4月に改正した「東京都水道局談合情報取扱要綱」に基づき、談合情報が寄せられた場合、公正取引委員会及び警視庁へ情報提供するとともに、調査の必要性を判断し対応する。さらに、官製談合情報の場合は、原則外部専門家への意見聴取等を実施することを加え対応することとしている。

エ 法律に違反した者等の指名停止

贈賄、契約に関連する違法行為等による社会的信用失墜行為、入札参加における虚偽記載等、入札参加資

格申請における虚偽申請及びその他不正な行為等に該当する事実を発生させた者について、指名停止とすることとしている。

オ 談合等に対するペナルティの強化

平成29年7月に「東京都水道局競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱」を改正し、独占禁止法違反に対する指名停止期間を延長したほか、契約に係る厳格管理情報のさぐり行為に対する罰則規定を追加した。

また、平成30年12月からは、入札参加者のさぐり行為により、文書による1回目の注意喚起を行った場合、指名決定を保留し調査を実施するとともに、違法行為を行っていない旨の誓約書の提出を求め、提出がない場合には入札を取りやめることとした。

カ 契約監視委員会による調査

当局では、従来、談合防止を目的として、物品購入契約を対象に調査・監視を行ってきた物品契約監視委員会と、局職員による情報漏えいの防止を目的として、工事請負契約を対象に調査・監視を行ってきた工事契約監視委員会を設置していた。

平成31年4月に、既存の水道局物品契約監視委員会と水道局工事契約監視委員会を統合し、新たに「東京都水道局契約監視委員会」を設置した。

本委員会では、引き続き調査を継続していくことにより、契約の公正性・公平性を確保し、契約手続に係る不正行為を防止する。

キ 暴力団等の排除

平成22年11月に「東京都水道局契約関係暴力団等対策措置要綱」を制定し、局が締結する契約に暴力団等が介入することがないように排除する措置（契約解除等）を講ずるとともに、不当介入に対し通報・報告する制度を設けている。

（３）参入機会の拡大

政府調達協定により、表6-8の適用基準額以上の契約について、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372

号)」に基づき、東京都公報に公告又は公示して、一般競争入札の方式により入札を実施し、契約を締結している。

表 6－8 適用基準表 (令和 8 年 4 月 1 日現在)

区 分	基 準 額
物品等の調達契約	4,000 万円
特定役務のうち建設工事の調達契約	30 億 2,000 万円
特定役務のうち建設のためのサービス、エンジニアリングサービスその他の技術的サービスの調達契約	3 億円
特定役務のうち上記以外の調達契約	4,000 万円

(4) 成績評定

履行状況を客観的に把握して、その結果を業者選定等に反映させるため、工事成績評定、設計等委託成績評定及び建物清掃業務委託成績評定を実施している。

3 工事等の品質確保に向けた契約方式

(1) 総合評価方式

機能、性能、技術等価格以外の要素と価格とを総合的に評価し、発注者に最も有利な条件を提示した者を落札者とする入札方式である。都においては「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、平成 17 年度から実施している。

当局でも現在、「技術提案型」、「施工能力審査型」、「技術力評価型」、「技術実績評価型」及び「設計等委託実績評価型」の 5 類型の総合評価方式を導入し、試行している。

なお、それぞれの方式の適用範囲は、表 6－9 のとおりである。

表 6－9 適用範囲 (令和 8 年 4 月 1 日現在)

類型	土木工事	建築工事	設備工事
施工能力 審査型	2. 5 億円 未満	3. 5 億円 未満	1. 2 億円 未満
技術実績 評価型	2. 5 億円 以上	3. 5 億円 以上	1. 2 億円 以上
技術力 評価型	1. 6 億円 以上	2. 2 億円 以上	1 億円 以上

技術提案型	工事内容による
設計等委託 実績評価型	業務内容による

(注) 金額は予定価格(税込)

ア 技術提案型(平成17年度導入)

高度な技術提案等(将来の維持管理等を含めた総合的なコスト削減、工事目的物の性能・機能の向上等)を評価する。

技術的工夫の余地が大きく、技術的課題や困難性が特に大きい工事を対象としている。

イ 施工能力審査型(試行)(平成18年度導入)

工事成績や配置予定技術者の資格・実績を評価する。中小規模だが、施工実績等に配慮する必要性のある工事を対象としている。

ウ 技術力評価型(試行)(平成19年度導入)

「企業の技術力」と「企業の信頼性・社会性」の内容を評価する。技術的な課題や困難性があり、技術力等の審査が必要な工事を対象としている。

エ 技術実績評価型(試行)(平成22年度導入)

「企業の技術力」と「企業の信頼性・社会性」の内容を評価する。技術的課題が少ない比較的大規模な工事を対象としている。

オ 設計等委託実績評価型(令和元年度導入)

設計等委託案件のうち、入札参加者が有する一定の資格や実績、成績等の内容を重視することで業務の品質が確保できるものから選定して実施している。

(2) VE (Value Engineering、価値工学)

目的物の機能を低下させずにコストを削減し、又は同等のコストで機能を向上させる手法である。

当局では、技術提案型競争入札方式による入札時 VE を平成 11 年度から試行している。

また、設計VEを平成14年度から、契約後VEを平成19年度からそれぞれ実施している。

(3) 最低制限価格制度と低入札価格調査制度

過度の低価格での受注は、中長期的な品質確保に悪影響を及ぼすおそれが強い。このような受注を防止し、排除する目的で採用されているのが、最低制限価格制度と低入札価格調査制度である。

平成29年10月30日の公表案件から制度の適用範囲を見直し、低入札価格調査制度の対象を拡大した。

具体的には、低入札価格調査制度を適用する予定価格の引下げを行い、さらに総合評価方式を採用する案件については、予定価格にかかわらず全て低入札価格調査制度を適用することとした。

見直し後の予定価格による適用範囲は、表6-10のとおりである。

なお、令和3年1月1日公表案件からは、総合評価方式を採用する案件（技術提案型を除く。）について見直しを行い、過度の低価格入札への対策を価格点に反映させる方式（一定の価格水準を下回ると価格点通減等）に移行し、低入札調査対象から除外している。

表6-10 適用範囲 (令和8年4月1日現在)

	低入札価格調査制度	最低制限価格制度
土木工事	3億5千万円以上	3億5千万円未満
建築工事	4億4千万円以上	4億4千万円未満
設備工事	2億5千万円以上	2億5千万円未満

(注) 金額は予定価格(税込)

ア 最低制限価格制度

最低制限価格制度とは、最低制限価格を下回る入札者を失格とし、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする制度である。工事請負契約における最低制限価格は、予定価格の10分の7.5以上、10分の9.3以下の範囲内で設定している。

また、設計等委託契約においては、品質確保・向上や将来の担い手確保・育成に資することを目的に、令和3年10月から最低制限価格制度を試行し、令和5年10月から本格実施を開始した。設計

等委託契約における最低制限価格は、予定価格の10分の7以上、10分の8.1から8.5以下（業種により異なる）の範囲内で設定している。

さらに、印刷請負契約においても、低価格入札の防止や中長期的な担い手確保等により、品質確保を図ることを目的として、令和6年度より最低制限価格制度を試行し、令和7年1月から本格実施を開始した。印刷請負契約における最低制限価格は、予定価格の10分の7.5に設定する。

イ 低入札価格調査制度

低入札価格調査制度とは、調査基準価格を下回る入札があった場合に、その入札価格で当該契約の内容に適合した履行が可能であるかどうかを調査した上で落札者を決定する制度である。

主な内容は、履行能力等の調査、経営状況・信用状態等の調査、入札価格の内訳書の調査である。

平成29年10月30日の公表分からは、調査対象の拡大に伴い、調査の前段階として失格基準を設定した。

具体的には、これまで「特別重点調査」としていた調査事項を数値的失格基準に変え、さらに過去3年の都契約工事の履行成績に対する失格基準を設定した。

令和5年9月1日の公表分から、WTO対象工事における低入札価格調査について、よりWTO協定の趣旨に沿うよう、数値的失格基準と同等の基準に該当した場合には、詳細な調査票を追加で求めることとした。

4 電子調達システムの運用

当局では、公共調達における透明性・競争性の向上及び業務の効率化を図るため、工事請負・物品購入等の入札・契約に関する手続を電子化することとし、平成16年8月から水道局電子調達システムを一部導入し、平成17年4月から本格導入した。

具体的には、水道メータ調達案件を平成16年8月公表分から先行実施し、平成17年4月からは複数単価契約等を除く全ての工事入札案件を対象とした。平成18年度からは、物品入札案件を含めた全ての入札案件を電子入札の対象とした。

また、電子調達システムについて、都で一体的な運

用管理を実現するため、水道局電子調達システムと東京都電子調達システムとの統合に向けた開発を進め、平成25年1月から両システムが統合された新電子調達システムが稼働している。

5 入札契約制度改革

入札契約制度は、経済状況や社会情勢の変化に応じ、適宜見直しを行う必要があり、これまでも様々な改革を行ってきた。

平成29年度に試行、平成30年度に本格実施した入札契約制度改革の概要は、次のとおりである。

(1) 予定価格の事後公表

ア 試行内容

工事入札における予定価格の事前公表制度は、これまで予定価格の漏えいによる不正行為の防止という面で大きな役割を果たしてきたが、予定価格とほぼ同額の応札が可能なことから、応札者が1者の場合、競争性に疑念がもたれるというデメリットがある。

また、公共工事の積算基準等の公表により、予定価格設定の透明性は確保されており、事後公表にしても事業者が適切に工事費の見積りを行うことができる環境が整っている。

このことから、これまで事前公表としていた予定価格については、事後公表に改める。

また、これに伴い予定価格や最低制限価格等の漏えい防止策の強化を行う。

イ 本格実施内容

今後も予定価格の事後公表を原則として継続するが、中小企業の負担等を考慮し、次の価格帯の案件は事前公表に変える。

(ア) 建築工事4億4千万円未満

(イ) 土木工事3億5千万円未満

(ウ) 設備工事2億5千万円未満

事後公表を継続する価格帯については、発注規模を細分化する。

事後公表案件が不調となった場合は、再発注時に予定価格を事前公表とする。

(2) J V (Joint Venture、共同企業体) 結成義務の撤廃

ア 試行内容

都においては、国や他の自治体と比較して、発注に当たってJ Vの結成を義務付けている比較的大規模な工事において入札参加者が少なくなっており、J V結成義務が入札参加に当たって制約になっていると考えられる。

このため、対象となる工事の発注要件からJ V結成義務を撤廃し、J V(原則3者以内)と単体企業のどちらでも参加できる混合入札へと変更する。

対象工事の範囲は、WTO基準額未満(令和8年4月1日現在30億2千万円)で、建築工事6億円以上、土木工事5億円以上、設備工事2億5千万円以上とする。

また、総合評価方式の入札については、中小企業を含むJ Vを自主的に結成した場合の加点項目を追加する。

イ 本格実施内容

今後も原則として継続するが、中小企業育成のために、総合評価方式におけるJ V結成時の加点の拡充を図るとともに、中小企業技術者育成モデル工事の実施を検討する。

(3) 1者入札の中止

ア 試行内容

一般に電子調達システムの下での一般競争入札では、1者入札であっても競争性はあるとされているが、その競争は潜在的で入札経過に現れないため、公正性に疑念を生じさせるおそれがある。

このため、原則として入札参加希望者が1者の場合は入札を中止し、入札参加資格を見直した上で、再度公表を行う。

イ 本格実施内容

「1 者入札の中止」については、中止による事業進捗の遅れが懸念されるとともに、本取組に加え「予定価格の事後公表」、「JV 結成義務の撤廃」といった取組により、入札参加者が着実に増加していることから、今後は実施しないこととする。

(4) 低入札価格調査制度の適用範囲の拡大

ア 試行内容

公共工事の不調率の改善や、近年の大手や中堅企業の業績改善を踏まえ、最低制限価格制度の臨時的措置を終了するとともに、これらの事業者を主な対象とする大規模工事を取扱う財務局契約案件について、工事品質を確保しつつ、より競争環境を高めるため、低入札価格調査制度の適用範囲を拡大する。

ただし、受注者の約9割を占める中小企業の、ダンピングや過剰な競争による疲弊を防ぎ、持続可能な公共調達環境を確保するため比較的規模の大きい契約案件において実施することとし、対象となる工事の範囲は、建築工事4億4千万円以上、土木工事3億5千万円以上、設備工事2億5千万円以上の案件とする。

イ 本格実施内容

原則として継続する。ただし、試行では過去の公共工事の履行状況調査における社会保険加入状況の確認を実施していたが、一次下請業者の社会保険加入の義務化を標準契約約款に規定することに合わせて、低入札価格調査時における「過去3年の社会保険未加入」の失格基準を廃止する。

6 電子契約の実施

東京都では、契約書の製本、記名押印、対面による書類等の受渡しなどが必要な、従来の紙と押印による契約締結事務に電子契約サービスを新たに導入することにより、事業者の利便性向上と業務負担の軽減を図るとともに、都の事務の効率化、簡素化を実現することを目的として、電子契約を実施している。

当局においても、令和7年1月に公告等を行った案件から電子契約を導入した。

その後順次、実施組織及び対象業種・営業種目を拡大し、令和7年10月に公告等を行った案件からは、局内全ての契約部署において電子契約を実施している。

参考資料

1	統計資料	157
2	水質基準等	163
3	戦後の建設事業の経過	166
4	水道史年表	167
5	関連法規	179
6	事務分担	186
7	水道基本用語解説	190
8	事業所等一覧	194
9	多摩地域におけるサービスステーション一覧	196
10	災害時給水ステーション（給水拠点）一覧	197
11	関係官庁及び団体	199
12	局主要刊行物	199

参考資料

1 統計資料

(1) 東京の水道（区部及び都営水道 26 市町）

ア 基本事項

事業開始年月日		年 度	給水区域面積 (km ²)	施設能力 (m ³ /日)	水源量 (万 m ³ /日)
創設認可	供用開始				
明治 23. 7. 5 (1890)	明治 31. 12. 1 (1898)	6	1, 239. 21	6, 844, 500	680
		7	1, 239. 21	6, 844, 500	680

年 度	給水人口 (人)	配水管延長 (km)	給水件数 (件)	メータ装置個数 (個)	職員数 (人)
6	13, 847, 475	27, 585	8, 134, 056	8, 175, 097	3, 507
7	13, 928, 448	27, 639	8, 232, 516	8, 264, 147	3, 448

（注 1）令和 6 年度以降の給水人口は、国勢調査の結果により補正されることがある。

（注 2）給水区域面積、給水人口、給水件数及び職員数は、各年度における 10 月 1 日現在の値である。

イ 配水量

年 度	年間総配水量 (千 m ³)	一日平均配水量 (m ³ /日)	一日最大配水量 (m ³ /日)	負荷率 (%)
6	1, 528, 133	4, 186, 700	4, 462, 600（7 月 4 日）	93. 8
7	1, 540, 566	4, 220, 700	4, 502, 600（6 月 18 日）	93. 7

（注 1）配水量には、未統合市への分水量を含む。

（注 2）負荷率は、一日最大配水量に対する一日平均配水量の割合で表される。

参考資料

ウ 経営状況

年 度	総収益	給水収益	供給単価 (円/m ³)	給水原価 (円/m ³)	職員 1 人当り 営業収益	総費用 (百万円)
	(百万円)	(百万円)			(千円)	
6	338, 056	285, 848	215. 17	217. 87	107, 968	336, 826
7	356, 627	252, 904	189. 63	192. 79	112, 317	357, 309

年 度	職員給与費 (百万円)	支払利息 (百万円)	減価償却費 (百万円)	動力費 (百万円)	薬品費 (百万円)	修繕費 (百万円)	その他 (百万円)
6	28, 196	2, 501	78, 373	16, 236	5, 110	111, 846	94, 564
7	28, 674	3, 168	81, 392	15, 249	6, 527	120, 449	101, 850

（注）供給単価及び給水原価は税込である。

エ 施設利用効率の分析

年度	施設利用率 (%) ＝ (一日平均配水量 / 浄水施設能力 ^(注)) × 100	最大稼働率 (%) ＝ (一日最大配水量 / 浄水施設能力 ^(注)) × 100
6	73.5	78.3
7	72.8	77.6

(注) 浄水施設能力は、公称施設能力から水質管理の強化等に伴う経常的な能力低下や補修工事等に伴う能力低下を考慮した施設能力である。

オ 経営安定度の分析

年度	総収支比率 (%)	流動比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	企業債元利償還金対 料金収入比率 (%)
6	100.4	146.2	82.3	5.4
7	99.8	129.7	80.9	5.2

(2) 東京の水道の推移 (区部及び都営水道 26 市町)

項目 \ 年度	28	29	30	元
給水区域内人口 (人)	13,309,957	13,430,557	13,545,199	13,659,538
給水人口 (人)	13,309,895	13,430,499	13,545,141	13,659,482
普及率 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0
給水件数 (件)	7,443,762	7,551,025	7,656,496	7,767,460
配水管延長 (km)	27,038	27,126	27,195	27,265
施設能力 (m ³ /日)	6,859,500	6,859,500	6,859,500	6,859,500
年間総配水量 (千m ³)	1,530,174	1,541,705	1,540,896	1,542,737
一日最大配水量 (m ³ /日)	4,511,000	4,570,300	4,602,000	4,500,500
一日平均配水量 (m ³ /日)	4,192,300	4,223,800	4,221,600	4,215,100

(注1) 配水量には、未統合市への分水量を含む。

(注2) 令和3年度以降の給水区域内人口及び給水人口は、国勢調査の結果により補正されることがある。

(注3) 給水区域内人口、給水人口、普及率及び給水件数は、年度における10月1日現在の値である。

(3) 主要都市の水道

項目 \ 都市名	東京都	札幌市	仙台市	さいたま市	川崎市	横浜市	新潟市	静岡市
給水人口 (人)	13,951,108	1,957,839	1,059,951	1,357,703	1,561,775	3,757,093	748,797	651,869
導送配水管延長 (km)	28,438	6,173	3,818	3,694	2,553	9,489	4,849	2,730
給水戸数 (戸)	8,276,409	1,013,955	554,759	664,703	803,534	1,986,110	339,563	316,493
職員数 (人)	3,478	653	445	411	597	1,529	381	208
給水施設能力 (m ³ /日)	6,844,500	743,600	412,170	534,400	758,200	1,820,000	376,000	314,160
一日最大配水量 (m ³)	4,502,600	565,180	341,243	395,340	535,100	1,168,300	287,484	250,544
一日平均配水量 (m ³)	4,220,700	527,900	326,800	371,700	498,800	1,099,800	258,800	236,300
料金 (家庭用 13 mm 10m ³) (円・税込)	1,067	1,452	1,518	1,364	792	1,064	1,804	1,430
供給単価 (税抜) (円/m ³)	171.78	197.74	209.82	209.99	137.44	187.23	191.61	145.16
給水原価 (税抜) (円/m ³)	236.73	190.45	206.25	202.92	172.39	196.25	163.02	141.95

(注) 令和7年度地方公営企業決算の状況 (総務省) 調による。

供給単価及び給水原価は、総務省が発表している水道事業経営指標に基づき算出したものである。

供給単価＝給水収益÷年間総有収水量

給水原価＝(経常費用－(長期前受金戻入＋受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費))÷年間総有収水量

(4) 配水量分析の年度比較表（区部及び都営水道 26 市町）

年 度 項 目	3		4		5		6		7	
	水量 (千m ³)	構成比 (%)	水量 (千m ³)	構成比 (%)	水量 (千m ³)	構成比 (%)	水量 (千m ³)	構成比 (%)	水量 (千m ³)	構成比 (%)
配水量	1,521,391	100.0	1,516,654	100.0	1,526,632	100.0	1,528,133	100.0	1,540,566	100.0
有効水量	1,466,722	96.4	1,458,559	96.2	1,464,784	95.9	1,472,529	96.4	1,478,563	96.0
有収水量	1,460,376	96.0	1,451,388	95.7	1,458,028	95.5	1,466,118	96.0	1,472,243	95.6
無収水量	6,346	0.4	7,171	0.5	6,756	0.4	6,411	0.4	6,320	0.4
無効水量	54,669	3.6	58,095	3.8	61,848	4.1	55,604	3.6	62,003	4.0
漏水量	52,527	3.5	55,943	3.7	59,717	3.9	53,461	3.5	59,947	3.9
調定減額水量	2,142	0.1	2,152	0.1	2,131	0.2	2,143	0.1	2,056	0.1

(注) 水量及び構成比は、合計と内訳が一致しない場合、端数処理を行っている。

2	3	4	5	6	7
13,702,629	13,666,240	13,695,631	13,755,388	13,847,531	13,928,504
13,702,572	13,666,183	13,695,575	13,755,332	13,847,475	13,928,448
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
7,803,092	7,831,979	7,909,895	8,020,572	8,134,056	8,232,516
27,341	27,403	27,466	27,520	27,585	27,639
6,844,500	6,844,500	6,844,500	6,844,500	6,844,500	6,844,500
1,540,872	1,521,391	1,516,654	1,526,632	1,528,133	1,540,566
4,531,800	4,430,800	4,503,500	4,476,500	4,462,600	4,502,600
4,221,600	4,168,200	4,155,200	4,171,100	4,186,700	4,220,700

浜 松 市	名 古 屋 市	京 都 市	大 阪 市	堺 市	神 戸 市	岡 山 市	広 島 市	北 九 州 市	福 岡 市	熊 本 市
753,772	2,471,987	1,424,531	2,817,994	808,277	1,480,065	690,174	1,206,084	936,757	1,614,149	704,942
5,522	8,629	4,283	5,220	2,443	5,262	4,398	4,887	4,684	4,241	3,631
363,539	1,416,219	812,669	1,762,233	411,603	829,515	344,322	606,320	512,127	983,353	369,399
183	1,260	656	1,239	233	533	363	639	312	574	292
377,317	1,424,000	738,778	2,370,700	427,800	809,207	322,000	601,201	769,000	780,987	377,695
255,801	802,239	505,904	1,184,700	268,930	531,750	253,072	378,421	317,010	461,934	244,132
237,400	745,200	479,000	1,120,800	251,600	497,000	232,900	350,900	285,300	427,700	221,200
1,283	957	1,067	1,045	1,122	1,111	1,254	891	858	1,122	1,155
129.34	165.24	167.05	148.42	154.46	196.67	183.40	146.92	145.03	218.66	165.17
142.12	181.03	165.97	147.25	171.99	191.18	169.99	156.24	180.73	197.49	149.34

参考資料

(5) 海外都市の水道

	東京	ロンドン	ニューヨーク	パリ
給水人口 (万人)	1,395	1,600	880	211
管路延長 (km)	28,438	32,186	11,265	1,998
職員数 (人)	3,478	7,824	6,000	867
一日平均配水量 (千m ³ /日)	4,221	2,600	3,785	476

(注1) 東京は令和7年度値

(注2) 各海外都市は、令和8年度の当局の調査で各都市における主要な水道事業体ホームページ等から収集した数値

(注3) ロンドンの管路延長及び職員数には、ロンドン近隣地域及び下水道分を含む。

(注4) ニューヨークの職員数には下水道分を含む。

(6) 貯水量及び降水量

多摩川水系ダム貯水量及び降水量（令和8年5月末現在）

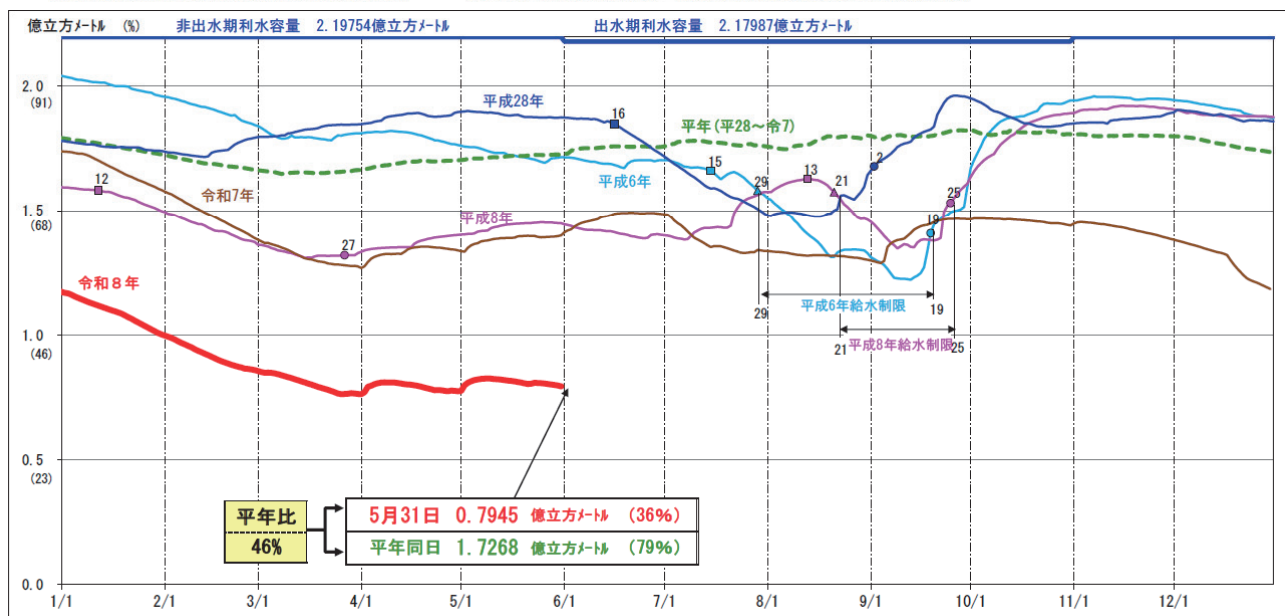
年・月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年合計	平年比(%)
令和8 (平年比%)	4 (9)	22 (39)	79 (85)	162 (149)	79 (64)								346	—
令和7	23	11	119	83	173	83	215	73	217	74	2	17	1,092	68.1
平成28	73	75	76	97	74	96	89	329	245	46	95	89	1,384	86.4
平成8	17	46	101	70	65	95	245	93	297	96	60	25	1,207	75.4
平成6	56	71	102	53	106	119	140	95	414	122	25	24	1,327	82.8
平年	43	55	92	109	123	182	213	246	247	173	76	43	1,602	—

※平年：大正14年～令和7年まで101年間の平均値

※端数処理の関係で合計欄の数値が合わないことがあります。

注）このグラフに使用しているデータは速報値のため、後日訂正することがあります。

利根川水系取水制限 実施：□
給水制限 実施：△
解除：○



利根川水系ダム貯水量及び降水量（令和8年5月末現在）

年・月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年合計	平年比(%)
令和8 (平年比%)	21 (49)	19 (42)	64 (92)	89 (99)	77 (65)								270	—
令和7	23	45	90	92	149	138	148	98	141	93	18	34	1,070	77.4
平成28	69	36	57	104	56	156	134	328	312	55	68	56	1,431	103.6
平成8	26	35	68	47	98	117	155	78	217	80	55	23	999	72.3
平成6	27	50	52	23	139	107	104	153	346	87	26	29	1,143	82.8
平年	43	46	69	90	118	177	200	205	207	129	58	39	1,381	—

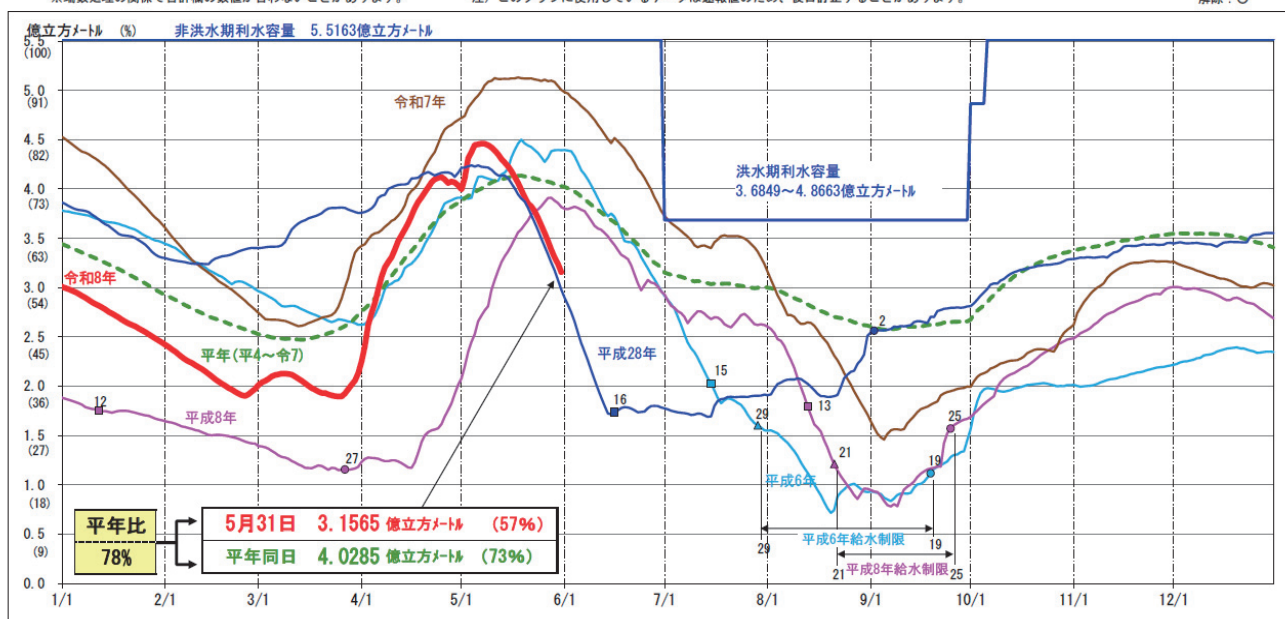
※平年：昭和23年～令和7年まで78年間の平均値

※端数処理の関係で合計欄の数値が合わないことがあります。

注）このグラフに使用しているデータは速報値のため、後日訂正することがあります。

年	過去の取水制限及び給水制限	取水制限 最大(%)	給水制限 最大(%)
平成28	利根川水系取水制限 実施～解除 6/16～9/2	10	—
平成8	1/12～3/27、8/13～9/25	30	15
平成6	7/15～9/19	30	15

利根川水系取水制限 実施：□
給水制限 実施：△
解除：○



荒川水系ダム貯水量及び降水量（令和8年5月末現在）

荒川秋ヶ瀬上流域 平均降水量（mm）												
年・月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
令和 8 （平年比％）	4 (11)	28 (73)	78 (106)	111 (117)	84 (72)							
令和 7	18	7	131	121	162	107	138	48	190	78	5	17
平成 29	24	10	73	67	67	70	218	263	138	488	13	7
平成 8	1	22	55	62	80	47	204	32	314	74	57	17
平成 6	42	44	64	25	111	103	152	142	344	119	21	24
平年	34	39	73	95	116	165	185	209	229	156	58	30
年合計	305											
平年比（％）	—											

※平年：昭和40年～令和7年までの61年間の平均値

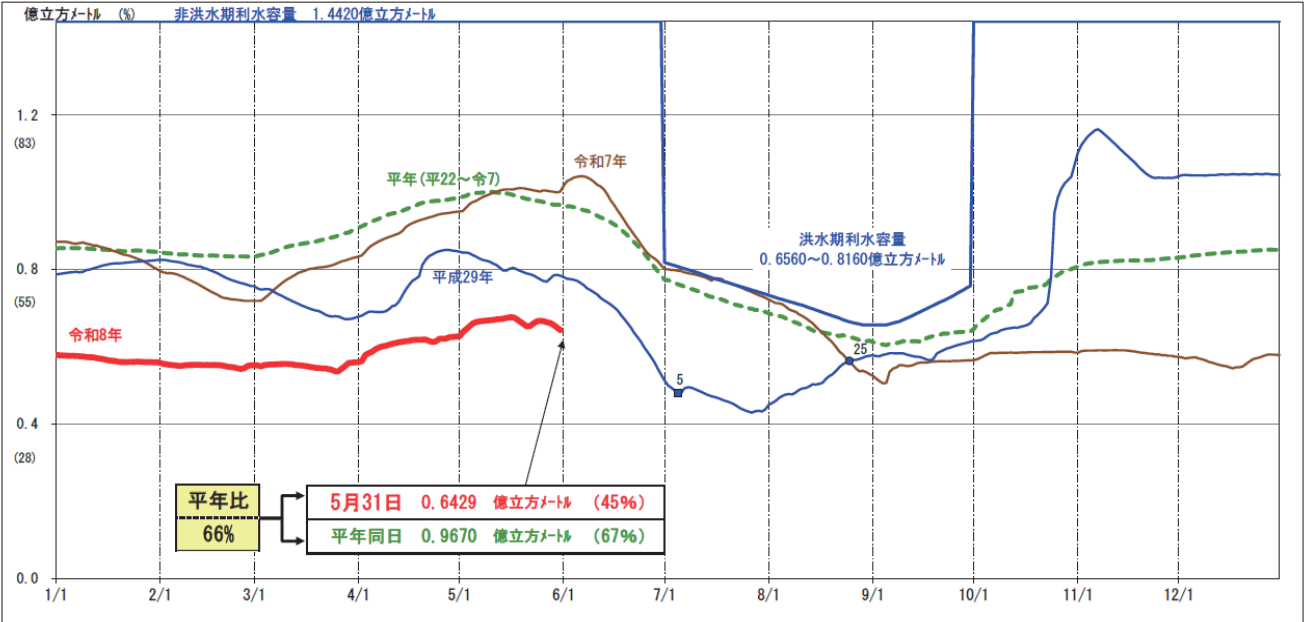
※端数処理の関係で合計欄の数値が合わないことがあります。

注）このグラフに使用しているデータは速報値のため、後日訂正することがあります。

過去の取水制限及び給水制限			
年	荒川水系取水制限	取水制限 最大（％）	給水制限 最大（％）
	実施～解除		
平成 29	7/5～8/25	20	—

荒川水系取水制限 実施：□

解除：○



（7）渇水

平成8年夏期渇水における給水制限等の状況

制限の段階	制限内容			影響地域	都の対応	取水制限経過
	期間	給水制限率等	制限時間			
節水呼び掛け	8/13 ～ 8/15					8/13 三郷・利根川河口堰 ^{せき} 不安定分119万m ³ /日削減
自主節水	8/16 ～ 8/20	（節水目標） 一般使用者5％ 大口使用者10％			8/16 水道局渇水対策本部設置	8/16 取水制限一律10％ （計 154万m ³ /日） 8/20 取水制限一律20％ （計 188万m ³ /日）
給水制限	8/21 ～ 8/23	制限率 10％ （節水目標） 一般使用者10％ 大口使用者15％ （100m ³ 超）	22時～6時	〔一部高台や水道管末端地区〕 給水制限率10％時 ・区部 3区 1.6万世帯 杉並区、世田谷区等 ・多摩 10市 1.0万世帯 東村山市、小平市等 （減・濁水の苦情なし）		8/23 取水制限一律30％ （計 223万m ³ /日）
	8/24 ～ 8/30	制限率 15％ （節水目標） 一般使用者15％ 大口使用者20％ （100m ³ 超）	22時～6時 13時～17時	（減・濁水の苦情なし） 給水制限率15％時 ・区部 7区 6.0万世帯 豊島区、杉並区等 12市 2.7万世帯 ・多摩 東村山市、小平市等 （減・濁水の苦情なし）		8/28 取水制限一時緩和
	8/31 ～ 9/25	制限率 10％ （節水目標） 一般使用者10％ 大口使用者15％ （100m ³ 超）	22時～6時		9/25 水道局渇水対策本部解散	8/31 取水制限一律20％再開 9/9 取水制限一時緩和 9/11 取水制限一律20％再開 9/14 取水制限一時緩和 9/25 取水制限全面解除

参考資料

昭和３９年以降における渇水状況

年 度		取 水 制 限				給 水 制 限 等		
		制 限 期 間	制限率等 (%)	制 限 量 (万㊲/日)	削 減 日 数	制 限 期 間	制 限 率(%)	日 数
昭和	38 39					38.11. 5～39. 4.17	3 0	5 1 1
						4.18～ 6.14	2 5	
						6.15～ 7. 8	1 5	
						7. 9～ 7.20	2 5	
						7.21～ 8. 5	3 5	
						8. 6～ 8.14	4 5	
						8.15～ 8.24	5 0	
						8.25～ 9.13	3 0	
						9.14～ 9.30	2 5	
						39.10. 1～40. 3.31	1 5	
	40	5. 1～ 5.18	相模川	2	1 8			
	42	6. 1～ 6. 5	相模川	4	4 1			
		6. 6～ 6. 7		6				
		6. 8～ 6.21		1 0				
		6.22～ 7. 7		1 8				
		7. 8～ 7.11		1 3				
	46	7.16～ 9. 1	相模川	2	4 8			
	47	6.24～ 7. 4	—	1 1 5	2 2	6.24～ 7. 4	1 0	2 2
		7. 5～ 7.15	—	1 5 5		7. 5～ 7.15	1 5	
	48	8. 2～ 8.15	不安定分	1 2 0	3 6			1 8
		8.16～ 8.20	1 0	1 5 0		8.20～ 8.21	5 (大口使用制限)	
		8.21～ 8.31	2 0	1 8 0		8.22～ 9. 6	1 0	
		9. 1～ 9. 6	—	9 0				
	53	6.22～ 6.28	不安定分	1 2 0	7 0			6 7
			不安定分	1 2 0		8. 1～ 8.10	節水呼び掛け	
		8.10～ 8.27	1 0	1 5 0		8.11～ 8.27	7	
		8.28～ 9.21	2 0	1 8 0		8.28～ 9.21	1 0	
		9.22～10. 6	1 0	1 5 0		9.22～10. 6	7	
	54	6.22～ 7. 8	不安定分	4 0	5 8		節水呼び掛け	4 1
		7. 9～ 8.18	1 0	1 5 0		7. 9～ 8.18	1 0	
	55	7. 1～ 8.13	1 0	1 5 0	4 4	7. 1～ 8.13	5 (自主節水)	4 4
	57	7.16～ 7.19	不安定分	1 2 0	2 6			1 7
		7.20～ 8.10	1 0	1 5 0		7.20～ 8. 5	5 (自主節水)	
	59	(S60)1.21～ 3. 4	相模川	4	4 4			
	60	8.28～ 9.13	不安定分	1 3 0	1 7			
	62	6.11～ 6.15	不安定分	1 3 0	7 6			7 1
		6.16～ 6.21	1 0	1 6 0		6.16～ 6.21	5 (自主節水)	
		6.22～ 7. 1	2 0	2 0 0		6.22～ 7. 3	1 0	
		7. 2～ 7.29	3 0	2 4 0		7. 4～ 7.29	1 5	
		7.30～ 8.18	2 0	2 0 0		7.30～ 8.25	1 2	
		8.19～ 8.25	1 0	1 6 0				
		5.20～ 9.28	相模川	1 0	1 3 2			
平成	2	7. 3～ 7.22	不安定分	1 2 5	6 5	7. 3～ 7.19	5 (自主節水)	6 5
		7.23～ 8. 2	1 0	1 6 0		7.20～ 8. 2	5 (自主節水強化)	
		8. 3～ 9. 5	2 0	1 9 5		8. 3～ 8.14	1 0	
						8.15～ 9. 5	5 (自主節水強化)	
	5	8. 7～ 8.10	相模川	1 0	4			
		6.25～ 7. 6	相模川	1 0	1 2			
	6	7.15～ 7.21	不安定分	1 1 9	6 7	7.18～ 7.21	節水呼び掛け	6 4
		7.22～ 7.28	1 0	1 5 4		7.22～ 7.28	5 (自主節水)	
		7.29～ 8.15	2 0	1 8 8		7.29～ 8.16	1 0	
		8.16～ 8.29	3 0	2 2 3		8.17～ 8.29	1 5	
		8.30～ 9.19	2 0	1 8 8		8.30～ 9.19	1 0	
	7	(H8)1.12～ 3.27	1 0	3 7	7 6	(H8)2.21～ 3.27	5 (自主節水)	3 6
		(H8)1.11～ 2.20	相模川	1 0	1 0 5			
		(H8)2.21～ 4. 9		2 0				
		(H8)4.10～ 4.24		1 0				
	8	8.13～ 8.15	不安定分	1 1 9	4 4	8.13～ 8.15	節水呼び掛け	4 4
		8.16～ 8.19	1 0	1 5 4		8.16～ 8.20	5 (自主節水)	
		8.20～ 8.22	2 0	1 8 8		8.21～ 8.23	1 0	
		8.23～ 8.30	3 0	2 2 3		8.24～ 8.30	1 5	
		8.31～ 9.25	2 0	1 8 8	2 7	8.31～ 9.25	1 0	
		6.27～ 7. 4	相模川	1 0				
		7. 5～ 7.23		2 0				
		(H9)2. 1～ 3.25	1 0	3 7	5 3	(H9)2. 1～ 3.25	節水呼び掛け	5 3
	13	8.10～ 8.27	1 0	4 0	1 8	8.10～ 8.27	5 (自主節水)	1 8
	24	9.11～10. 3	1 0	3 0	2 3	9.3～10. 3	節水呼び掛け	3 1
	25	7.24～ 9.18	1 0	3 5	5 7	6.18～ 9.18	節水呼び掛け	9 3
	28	6.16～9.2	1 0	3 6	7 9	6.16～ 9.2	5 (自主節水)	7 9
	29	7.5～7.20	荒川	2	1 6			
		7.21～ 8.25		4	3 6			
令和	7	(R8)3.5～ 6.8	相模川	1 0	9 6			

(注１)取水制限期間には、一時緩和期間を含む。

(注２)取水制限において、荒川・相模川以外は、全て利根川水系における取水制限である。

(注３)取水制限における利根川と相模川の制限期間には重複している期間があるが、削減日数についてはそれぞれ単独の削減日数を示した。

(注４)取水制限量は、取水制限期間中の最大値を示した。

2 水質基準等

(1) 水質基準項目 52 項目

水質基準に関する省令（平成15年 5月30日厚生労働省令第101号。平成16年 4月 1日施行）

水質基準に関する省令の一部を改正する省令（令和 7年 6月30日環境省令第19号。令和 8年 4月 1日施行）

	項 目	基準値	区 分
1	一般細菌	100個/mL以下	病原生物による 汚染の指標
2	大腸菌	検出されないこと	
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	無機物・重金属
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	一般有機物
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	
20	ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（別名PFOA）	0.00005mg/L以下	
21	ベンゼン	0.01mg/L以下	消毒副生成物
22	塩素酸	0.6mg/L以下	
23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	
24	クロロホルム	0.06mg/L以下	
25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	
26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	
27	臭素酸	0.01mg/L以下	
28	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	
29	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	
30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	
31	ブロモホルム	0.09mg/L以下	
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	
33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	着 色
34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	
35	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	
36	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	
37	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	味
38	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	着 色
39	塩化物イオン	200mg/L以下	味
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	
41	蒸発残留物	500mg/L以下	発 泡
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	
43	ジオオスミン	0.00001mg/L以下	かび臭
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	発 泡
46	フェノール類	0.005mg/L以下	臭 気
47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下	味
48	pH値	5.8以上8.6以下	基礎的性状
49	味	異常でないこと	
50	臭気	異常でないこと	
51	色度	5度以下	
52	濁度	2度以下	

参考資料

（２）水質管理目標設定項目 26 項目

水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について

（平成15年10月10日健発第1010004号厚生労働省健康局長通知）

水質基準に関する省令の一部改正及び水道法施行規則の一部改正等について（施行通知）

（令和 7 年 6 月 30 日環水大管発第2506301号環境省水・大気環境局長通知。令和 8 年 4 月 1 日施行）

	項 目	目標値	区 分
1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	無機物・重金属
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下（暫定）	
3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下	
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	一般有機物
8	トルエン	0.4mg/L以下	
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	
10	亜塩素酸	0.6mg/L以下	消毒副生成物
12	二酸化塩素	0.6mg/L以下	消毒剤
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下（暫定）	消毒副生成物
14	抱水クロラール	0.02mg/L以下（暫定）	
15	農薬類（注 1）	1以下（注 2）	農 薬
16	残留塩素	1mg/L以下	臭 気
17	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	10mg/L以上100mg/L以下	味
18	マンガン及びその化合物	0.01mg/L以下	着色
19	遊離炭酸	20mg/L以下	味
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	臭 気
21	メチル-tert-ブチルエーテル（MTBE）	0.02mg/L以下	
22	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3mg/L以下	味
23	臭気強度（TON）	3以下	臭 気
24	蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下	味
25	濁度	1度以下	基礎的性状
26	pH 値	7.5程度	腐 食
27	腐食性（ランゲリア指数）	-1程度以上とし、極力0に近づける	
28	従属栄養細菌	2000個/mL以下（暫定）	水道施設の健全性の指標
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	一般有機物
30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下	着色

（注 1）農薬類は、115の農薬リストから水源地域の使用時期や状況を勘案して必要な農薬を選定し、検査結果を総合的に評価する。

（注 2）農薬類の目標値は、各農薬の検出値をそれぞれ目標値で除した値を合計し、その合計値が1以下であることを示す。

（注 3）4,6及び11は水質基準項目に移行されたことから、7は水質管理目標設定項目から削除され、4項目が欠番になっている。

(3) 要検討項目 46 項目

水道水質管理計画の策定に当たっての留意事項について

(平成4年12月21日衛水第270号厚生省生活衛生局水道整備課長通知)

水質基準に関する省令の一部改正及び水道法施行規則の一部改正等における 留意事項について

(令和7年6月30日環水大管発第2506305号環境省水・大気環境局環境管理課長通知)

	項 目	目 標 値	区 分
1	銀及びその化合物	—	無機物・重金属
2	バリウム及びその化合物	0.7mg/L	
3	ビスマス及びその化合物	—	
4	モリブデン及びその化合物	0.07mg/L	
5	アクリルアミド	0.0005mg/L	有機物
6	アクリル酸	—	
7	17-β-エストラジオール	0.00008mg/L(暫定)	
8	エチニル-エストラジオール	0.00002mg/L(暫定)	
9	エチレンジアミン四酢酸(EDTA)	0.5mg/L	
10	エビクロロヒドリン	0.0004mg/L(暫定)	
11	塩化ビニル	0.002mg/L	
12	酢酸ビニル	—	
13	2,4-トルエンジアミン	—	
14	2,6-トルエンジアミン	—	
15	N, N-ジメチルアニリン	—	
16	スチレン	0.02mg/L	非意図的生成物
17	ダイオキシン類	1pg-TEQ/L(暫定)	
18	トリエチレンテトラミン	—	有機物
19	ノニルフェノール	0.3mg/L(暫定)	
20	ビスフェノールA	0.1mg/L(暫定)	
21	ヒドラジン	—	無機物
22	1,2-ブタジエン	—	有機物
23	1,3-ブタジエン	—	
24	フタル酸ジ(n-ブチル)	0.01mg/L	
25	フタル酸ブチルベンジル	0.5mg/L	
26	マイクロキスチン-L R	0.0008mg/L(暫定)	
27	有機すず化合物	0.0006mg/L(暫定)(トリブチルスズオキシド(TBTO))	消毒副生成物
28	ブロモクロロ酢酸	—	
29	ブロモジクロロ酢酸	—	
30	ジブロモクロロ酢酸	—	
31	ブロモ酢酸	—	
32	ジブロモ酢酸	—	
33	トリブロモ酢酸	—	
34	トリクロロアセトニトリル	—	
35	ブロモクロロアセトニトリル	—	
36	ジブロモアセトニトリル	0.06mg/L	
37	アセトアルデヒド	—	有機物
38	MX	0.001mg/L	
39	キシレン	0.4mg/L	有機物
40	過塩素酸	0.025mg/L	無機物
41	N-ニトロソジメチルアミン(NDMA)	0.0001mg/L	有機物
42	アニリン	0.02mg/L	
43	キノリン	0.0001mg/L	
44	1,2,3-トリクロロベンゼン	0.02mg/L	
45	ニトリロ三酢酸(NTA)	0.2mg/L	
46	要検討PFAS(注)	—	

(注) 要検討PFASとは、ペルフルオロブタンスルホン酸(PFBS)、ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)、ペルフルオロブタン酸(PFBA)、ペルフルオロペンタン酸(PFPeA)、ペルフルオロヘキサン酸(PFHxA)、ペルフルオロヘプタン酸(PFHpA)、ペルフルオロノナン酸(PFNA)、ヘキサフルオロプロピレンオキシドダイマー酸(HFPD-DA)の8物質である。

参考資料

3 戦後の建設事業の経過

浄水場の新設と拡張、更新	完成年度	施設能力 ($\text{m}^3/\text{日}$)	備 考
戦前からの施設で現在稼働中のもの		768,500	
応急拡張事業 (金町浄水場の拡張ほか)	昭和28年度	136,000	参考値
相模川系水道拡張事業 (長沢浄水場の建設)	昭和34年度	200,000	
第二水道拡張事業 (東村山浄水場等の建設)	昭和38年度	665,000	淀橋浄水場移設分 240,000 $\text{m}^3/\text{日}$ 含む。
江戸川系水道拡張事業 (金町浄水場の拡張)	昭和38年度	95,000	
中川・江戸川系水道緊急拡張事業 (金町浄水場の拡張)	昭和39年度	400,000	
第一次利根川系水道拡張事業 (東村山浄水場の拡張)	昭和40年度	300,000	
〃 (朝霞浄水場第一期工事)	昭和41年度	600,000	
〃 (朝霞浄水場第二期工事)	昭和43年度	300,000	
第二次利根川系水道拡張事業 (金町浄水場の拡張)	昭和44年度	460,000	
〃 (小作浄水場第一期工事)	昭和45年度	140,000	
〃 (朝霞浄水場第三期工事)	昭和45年度	800,000	
第三次利根川系水道拡張事業 (金町浄水場の拡張)	昭和48年度	460,000	
〃 (東村山浄水場の拡張)	昭和49年度	300,000	
〃 (三園浄水場の建設)	昭和50年度	300,000	
〃 (小作浄水場第二期工事)	昭和51年度	140,000	
第四次利根川系水道拡張事業 (三郷浄水場第一期工事)	昭和60年度	550,000	
水源及び浄水施設整備事業 (三郷浄水場第二期前期工事)	平成3年度	275,000	
〃 (金町浄水場高度浄水施設第一期工事)	平成4年度	△220,000	高度浄水施設導入に伴う施設能力の変更
〃 (三郷浄水場第二期後期工事)	平成5年度	275,000	
〃 (金町浄水場高度浄水施設第二期工事)	平成8年度	—	一期及び二期合計 520,000 $\text{m}^3/\text{日}$ の処理能力
〃 (三郷浄水場高度浄水施設第一期工事)	平成10年度	—	550,000 $\text{m}^3/\text{日}$ の処理能力
〃 (金町浄水場の施設更新)	平成16年度	△100,000	更新に伴う一部施設の廃止
〃 (朝霞浄水場高度浄水施設第一期工事)	平成16年度	—	850,000 $\text{m}^3/\text{日}$ の処理能力
〃 (砧浄水場膜ろ過施設の建設)	平成18年度	—	40,000 $\text{m}^3/\text{日}$ の処理能力
〃 (砧下浄水所膜ろ過施設の建設)	平成18年度	—	40,000 $\text{m}^3/\text{日}$ の処理能力
〃 (三園浄水場高度浄水施設の建設)	平成19年度	—	300,000 $\text{m}^3/\text{日}$ の処理能力
〃 (東村山浄水場高度浄水施設の建設)	平成21年度	—	880,000 $\text{m}^3/\text{日}$ の処理能力
〃 (金町浄水場高度浄水施設第三期工事)	平成24年度	—	980,000 $\text{m}^3/\text{日}$ の処理能力
〃 (三郷浄水場高度浄水施設第二期工事)	平成25年度	—	550,000 $\text{m}^3/\text{日}$ の処理能力
〃 (朝霞浄水場高度浄水施設第二期工事)	平成25年度	—	850,000 $\text{m}^3/\text{日}$ の処理能力
合 計		6,844,500	

参考資料

4 水道史年表

《明治》

- 21年 8月 内務省に東京市区改正委員会設置
(1888年) 上水改良が議決、設計調査委員設置
23年 2月 水道条例公布
31年12月 淀橋浄水場が稼働し、神田・日本橋地区に給水。最初の料金制度を開始（一般は放任給水、多量使用者等には計量給水を適用）
34年 4月 水源かん養を目的に、多摩川上流域の御料林を譲り受け営林事業を開始
6月 旧上水道（神田・玉川上水）の市内給水廃止

《大正》

- 5年 5月 村山下貯水池工事開始(昭和2年3月完成)
(1916年)
6年10月 村山上貯水池工事開始(大正13年3月完成)
7年 4月 境浄水場工事開始(大正13年3月通水)
11月 玉川水道株式会社（玉川浄水場）給水開始
10年 3月 水道料金改定（64.6%）
12年 5月 渋谷町水道（砧下浄水場）給水開始
9月 関東大震災で水道施設被害
15年 4月 目黒町営水道給水開始
8月 江戸川上水町村組合（金町浄水場）給水開始

《昭和》

- 2年 6月 淀橋町水道各戸への給水工事許可を得
(1927年) て着工、暫時通水
3年 3月 山口貯水池工事開始(昭和9年3月完成)
10月 荒玉水道町村組合（砧上浄水場）通水開始
4年 3月 千駄ヶ谷町水道しゅん工
5年11月 矢口水道株式会社（矢口浄水場）給水開始
6年 3月 大久保町水道完成
10月 代々幡町水道（町営）給水開始
12月 戸塚町水道しゅん工
7年 3月 井荻町水道（杉並浄水場）給水開始
10月 日本水道株式会社（狹江浄水場）給水開始
町営及び町村組合営の10水道事業体合併
10年 3月 玉川水道株式会社買収
11年 7月 第二水道拡張事業計画が認可——小河内ダム及び東村山浄水場建設

8月 応急拡張事業計画が認可——金町浄水場の拡張等

- 12年 3月 矢口水道株式会社買収
4月 将来の大東京実現に備えて水源確保のため、水道水源調査委員会設置
13年 8月 小河内ダム工事開始
15年 6月 多摩川系の大渇水により、金町系及び杉並系を除く全戸で時間給水（6月7日から8月10日まで）
10月 水道水源調査委員会が、大正15年9月の市会議決に続いて再び利根川上流取水を答申
16年 3月 委員会の答申に基づき東京市会は、群馬県利根川河水統制事業費の一部負担を議決
17年 5月 利根川を水源とする第三水道拡張事業計画を申請（戦争のため河水統制が中止となり未認可）
18年 6月 神奈川県、川崎市及び東京市三者間で相模川系分水協定成立
戦時体制に対応するため料金改定（娯楽用水の料金を高く設定）
10月 小河内ダム建設工事、戦争のため一時中止
19年 1月 相模川を水源とする城南配水補給事業計画認可（戦争のため川崎市の拡張工事が中止となり実施不能）
20年 4月 日本水道株式会社買収
8月 戦争により被害を受けた水道施設の復旧及び漏水防止作業開始
11月 水道料金改定（100%）
21年 3月 水道料金改定（150%）
22年 1月 水道料金改定（50%）
6月 水道料金改定（100%）
23年 1月 水道料金改定（87%）
4月 応急拡張事業及び第二水道拡張事業の工事再開を都議会が議決
6月 水道料金改定（90%）
8月 水道料金改定（26%）
24年 6月 水道料金改定（31%）
27年 1月 水道料金改定（33%）
10月 地方公営企業法の施行により水道事業は都の地方公営企業として経営
30年 2月 相模川分水協定改定
31年 1月 水道料金改定（36%）
32年 4月 相模川系拡張事業計画認可——長沢浄水

場新設

6月 水道法公布
11月 小河内ダム完成
34年3月 長沢浄水場通水
4月 昭和30年以来、国の矢木沢ダム建設共同委員会が調査してきた矢木沢ダムが多目的ダムとして工事着手
下久保ダム調査開始
35年3月 淀橋浄水場の移転計画を含む「新宿副都心建設に関する基本方針」を都議会で議決
4月 地盤沈下対策の一環として江東地区工業用水道建設開始
8月 東村山浄水場通水
36年10月 多摩川の渇水により多摩川系の給水区域で制限給水(36年10月20日から40年3月31日まで)
11月 水資源開発促進法制定
37年4月 下水道事業が水道局から分離し、下水道局として独立
工業用水道事業に地方公営企業法が適用され、工業用水道部設置
5月 水資源開発公団発足 ― 矢木沢及び下久保ダムの工事は、国から公団に移管
8月 中川・江戸川系緊急拡張事業計画認可 ― 金町浄水場の拡張等
「利根川系における水資源開発基本計画」(第一次)決定 ― 矢木沢ダム及び下久保ダムの建設等
12月 水道料金の構成要素に関する答申(臨時東京都水道料金及び下水道料金制度調査会)
38年10月 水道料金の体系に関する答申(臨時東京都水道料金及び下水道料金制度調査会)
11月 第一次利根川系拡張事業計画認可 ― 朝霞浄水場、東村山浄水場の拡張等
39年8月 渇水による給水危機のため多摩川系で時間給水制限し、最大50%の制限給水実施
25日に利根川系拡張事業による荒川暫定取水が実現し、給水危機緩和
江東地区工業用水道(南千住系)給水開始
10月 利根川水道建設本部発足
40年3月 利根川と荒川を結ぶ「武蔵水路」の通水を開始し「利根川の水を東京へ」が実現
淀橋浄水場廃止

5月 江東地区工業用水道(南砂町系)給水開始
6月 第二次利根川系拡張事業計画認可 ― 朝霞浄水場、金町浄水場拡張、小作浄水場新設等
41年2月 水道料金を口径別料金体系に移行し、水道料金改定(35.4%)
7月 特別作業隊発足
10月 朝霞浄水場通水
42年8月 矢木沢ダム完成
43年4月 利根導水路通水
7月 東京都水道事業再建調査専門委員が第一次助言を知事に提出
11月 下久保ダム完成
12月 水道料金改定(36.6%)
44年3月 狛江浄水場廃止
8月 6か月検針制度の採用
45年1月 東京都水道事業調査専門委員が三多摩地区の水道の格差是正について知事に助言
3月 第三次利根川系拡張事業計画認可 ― 金町浄水場、東村山浄水場、小作浄水場拡張、三園浄水場新設等
6月 小作浄水場通水
7月 多摩水道対策本部発足
「利根川水系における水資源開発基本計画」(第二次)決定 ― 利根川河口堰^{ぜき}、草木ダム等
9月 玉川浄水場取水停止
46年4月 城北地区工業用水道給水開始
5月 利根川河口堰^{ぜき}完成
12月 多摩地区水道事業の都営一元化基本計画の策定
47年3月 第四次利根川系拡張事業計画認可 ― 三郷浄水場新設等
6月 利根川系の異常渇水により最大15%の制限給水(6月24日から7月15日まで)
48年1月 「水道需要を抑制する施策」発表
8月 利根川系の異常渇水により2年連続最大10%の制限給水(8月20日から9月6日まで)
10月 水源地域対策特別措置法公布
11月 小平市、狛江市、東大和市及び武蔵村山市水道都営一元化
49年4月 水質センター設置
49年6月 小金井市、日野市、東村山市、保谷市、多摩市、稲城市及び瑞穂町水道都営一元化

7月 集金制度廃止

50年2月 町田市、国分寺市、国立市、田無市、福生市及び清瀬市水道都営一元化

7月 三園浄水場通水

9月 府中市、東久留米市及び秋川市水道都営一元化

水道料金及び工業用水道料金改定
(水道159.57%、工水211.05%)

51年2月 八王子市、日の出町及び五日市町水道都営一元化

4月 「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」(通称「第三次フルプラン」決定——ハッ場ダム、滝沢ダム等)

11月 草木ダム完成

12月 「財団法人利根川・荒川水源地域対策基金」設立

52年4月 青梅市水道都営一元化

局所蔵の「上水記」10巻11冊が、東京都指定有形文化財(古文書)に指定

6月 水道法改正

53年8月 利根川系の異常渇水により最大10%の制限給水(8月11日から10月6日まで)

12月 水道料金及び工業用水道料金改定
(水道37.14%、工水53.66%)

54年3月 第三次フルプラン一部変更(埼玉合口二期及び荒川調節池の追加)

4月 水運用センター設置

5月 江北浄水場送水開始(工業用水道)

7月 玉川浄水場の一部水源の緊急暫定措置として水利権を転換し、城北地区工業用水道用に取水を再開(8年9か月ぶり)

利根川系の異常渇水により10%の制限給水
(7月9日から8月18日まで)

55年4月 工業用水道南砂町浄水場廃止

委託検針実施

10月 練馬給水所通水

11月 東京都公営企業等財政再建の方策(東京都公営企業等財政再建委員会)

56年10月 朝霞水路(改築)通水開始

11月 水道料金及び工業用水道料金改定
(水道46.83%、工水45.95%)

12月 水元給水所通水

57年3月 第三次フルプラン一部変更(利根川河口堰^{ぜき})

開発水の有効利用)

4月 立川市水道都営一元化

6月 檜原給水所通水

58年1月 工業用水道メータの自動検針一部開始

4月 4か月検針制度採用

サービス向上運動開始

5月 「送配水施設総合整備計画」策定

6月 日野増圧ポンプ所完成

10月 東京都水道及び下水道料金の体系等に関する調査報告(東京都上下水道財政調査会)

59年5月 水道料金改定(10.5%)

10月 東京都水道記念館開設

60年6月 三郷浄水場通水

利根川水道建設本部廃止

7月 八坂給水所通水

61年7月 東大和給水所及び聖ヶ丘給水所通水

12月 徴収事務オンライン化並びに営業所の名称及び所管区域の一部変更

62年7月 東京都渇水対策本部設置(最大15%の制限給水、6月22日から8月25日まで)

63年2月 第四次フルプラン決定——昭和75年度目標

6月 節水型都市づくりを考える懇談会「節水型都市づくりのために」を報告

8月 技術開発室設置

《平成》

元年1月 第四次フルプラン一部変更(埼玉合口二期(1989年)等)

5月 工業用水道料金改定(4%引き下げた上で消費税3%転嫁)

6月 水道料金改定(4%引き下げた上で消費税3%転嫁)

12月 絹ヶ丘給水所通水

2年2月 上池台給水所通水

3月 渡良瀬貯水池完成

7月 利根川系の異常渇水により最大10%の制限給水(8月3日から8月14日まで)

10月 「江戸上水・東京水道400周年」記念諸行事を実施

検針業務の全面委託(区部)

秋留台給水所通水

11月 第三次東京都長期計画発表

3年3月 神田上水石樋由来碑及びタイムカプセル標

石碑建立	の制限給水（8月21日から9月25日まで）
6月 奈良俣ダム完成	インターネットホームページ開設
7月 石畑給水所通水	9月 「玉川上水保存管理指針策定に関する委員会」設置
9月 水道マッピングシステム運用開始	多摩地区施設情報収集システム運用開始
4年4月 水道局財務会計システム運用開始	11月 「生活都市東京の水道システムを考える会」が報告書（水道使用者の視点からみた水道システムのあり方）提出
5月 新業務用無線システム運用開始	9年3月 工業用水道南千住浄水場及び江北浄水場廃止
6月 金町浄水場第一期高度浄水施設完成	東村山浄水場内浄水部技術訓練室開所
7月 多摩川冷水対策施設完成	4月 多摩水質試験室運用開始
12月 玉川給水所通水	5月 東京都水の科学館開館
「水質基準に関する省令」公布	東京水道新世紀構想-S T E P 21-策定
5年3月 検針用携帯パソコンシステム導入	工業用水道料金改定（旧江東地区料金体系を旧城北地区料金体系区分に統合、消費税3%から5%へ）
4月 経営計画部技術開発室設置	6月 水道料金改定（消費税3%から5%へ）
5月 三郷浄水場第二期施設完成	千葉県水道局と災害相互応援協定締結
6月 水道事務検索システム都営水道25市町で運用開始	11月 小河内ダムしゅん工40周年記念式典
12月 新「水質基準に関する省令」施行	12月 中野営業所移転
6年4月 宅地内漏水修繕をメータまで無料化	10年3月 多摩ニュータウン水道事業の統合に伴う引継式
多摩水道事故受付センター開所	用品出納事務所廃止
5月 水道水源水質保全2法施行	5月 葛西給水所完成
6月 水道料金改定(16.1%)	6月 晴海給水所運用開始
7月 利根川系の異常渇水により最大15%の給水制限(7月29日から9月19日まで)	7月 江戸川流水保全水路通水
7年1月 阪神・淡路大震災発生、神戸市支援活動(1月17日から3月31日まで)	9月 水道料金及び下水道料金コンビニエンスストアで収納開始(区部)
3月 水道記念館閉館	東村山浄水場常用発電設備完成
4月 隔月検針制度採用	10月 給与計算システム運用開始
江東給水所通水	11月 浦山ダム建設事業しゅん工
東京都水道歴史館開館	P F I モデル事業導入決定
9月 臨海副都心水道施設通水	東京近代水道100周年記念式典及び「国際水道シンポジウムー東京'98」開催
あきる野市(秋川市と五日市町との合併)へ水道事業事務委託	「東京の水とくらし展」開催
10月 増圧直結給水方式開始	奥多摩 水と緑のふれあい館開館
11月 臨海副都心自動検針システム運用開始	11年3月 玉川上水が歴史環境保全地域に指定
8年1月 「きょうの水源ダイヤル」設置	三郷浄水場高度浄水施設完成
東京都水道局渇水対策本部設置(4月24日解散)	4月 震災情報システム運用開始
3月 第9次水道水源林管理計画決定	小河内貯水池太陽光発電設備設置
4月 金町浄水場第二期高度浄水施設及び三郷浄水場配水池完成	5月 戸倉給水所完成
5月 「生活都市東京の水道システムを考える会」設置	7月 浦山ダムに係る水利権取得
6月 三園浄水場の燃料電池発電所が発電開始	
8月 東京都水道局渇水対策本部設置。最大15%	

8月	八雲給水所通水式	12月	三郷浄水場の自己発電構想の事業化に向けた基本合意書の締結
9月	水道料金及び下水道料金コンビニエンスストアで収納開始（多摩地区）	14年1月	水道料金ネットワークシステム稼動
11月	「東京近代水道百年史」発刊	2月	芝給水所通水式 東京都水道事業経営問題研究会発足
12月	土曜・日曜日及び祝日等の水道料金中止清算業務の委託（区部）	4月	三鷹市都営水道一元化
12年3月	深沢浄水所完成式（あきる野市）	7月	多摩川水源森林隊設立 戸倉給水所完成 大久野浄水所完成
4月	調布市水道都営一元化 「水道事業経営プラン2000」策定 （計画期間平成12年度から15年度まで） 「東京都水道局環境基本理念」及び「環境方針」策定 「東京都水道局版 環境会計（平成12年度予算）」公表	11月	山口貯水池堤体強化工事完成式 足立区内で給水管の工業用水道管への誤接続を確認（12月に北区内、平成15年5月に板橋区内でも確認）
6月	水道フレッシュ診断開始（平成14年まで） 「自動検針の検討に関する基本協定」締結（東京都水道局、東京電力、東京ガス） 「支給材料制度検討委員会報告（第二次）～材料の工事請負者持ち方方式への移行について～」発表	12月	貯水槽水道に係る改正給水条例の公布
9月	三宅島火山活動に伴い都の災害対策本部設置に合わせ、当局も給水対策本部設置	15年2月	お客さまの使用実績情報提供サービス開始 他企業等との開始・中止の一括受付（ワンストップサービス）開始 口座振替日指定サービス開始（区部）
10月	金町浄水場常用発電PFIモデル事業稼動 滝山集中管理室開所（東久留米市）	3月	N a S電池の運用開始（新町給水所・江東給水所） 上北台浄水所完成
13年1月	北千葉導水路水利権獲得	6月	多摩地区水道経営改善基本計画の策定
2月	水道水源林及び東村山浄水場がISO14001の認証を取得	7月	平日分の中止清算業務委託化 （区部及び多摩ニュータウン地区） 水道メータ談合事件で19社を指名停止 今後の水道料金制度の在り方について「東京都水道事業経営問題研究会」最終報告
3月	三宅島復旧対策本部を設置 葛飾東営業所と葛飾西営業所を統合し、葛飾営業所として業務を開始 晴海給水所完成	8月	多摩川水源森林隊事務所開所式 玉川上水が国の史跡に指定
4月	インターネットによる水道の使用開始・中止の受付開始（区部） 東村山浄水場水力発電施設稼動	11月	狭間給水所一期工事完成
6月	水道水源林100周年記念式典開催 南千住給水所完成	12月	局版「ABC分析」をモデル導入
8月	東京都水道局渇水対策本部設置 （8月27日解散） 三鷹市水道事業の統合に関する基本協定締結	16年1月	朝霞浄水場で日本最大規模の太陽光発電設備の建設に着手
9月	金町常用発電PFIモデル推進事業チーム、朝霞浄水管理事務所「東京スピリット賞」受賞 朝霞・三園PFI事業契約締結	2月	北営業所と赤羽営業所を統合し、北営業所として業務を開始
		3月	調布西町給水所完成 水質センターISO／IEC17025の認定を取得
		4月	武蔵村山サービスステーションを開設 「東京都水道局環境計画」策定 「水質基準に関する省令」施行
		6月	「安全でおいしい水プロジェクト」開始
		7月	瑞穂町における「東京都水道事業の事務の

	委託を廃止することに関する基本協定」を締結	第10次水道水源林管理計画を策定
	携帯電話向けホームページ「モバイル東京水道」の開設	二俣尾浄水所の完成
9月	「東京水道経営プラン2004」策定	5月 ペットボトル「東京水」ボトルデザイン変更
	インターネットを利用した電子入札を開始	6月 多摩水道立川庁舎完成
11月	ペットボトル「東京水」販売開始	7月 多摩水道改革推進本部の業務を開始
	朝霞浄水場高度浄水施設が完成	江戸川南営業所と江戸川北営業所を統合し、江戸川営業所として業務を開始
17年1月	水道料金改定（平均1.3%引き下げ）	足立東営業所と足立西営業所を統合し、足立営業所として業務を開始
	口座振替時の口座割引制度を開始	8月 小金井市、日野市、東村山市、狛江市、清瀬市、あきる野市、西東京市及び日の出町と「東京都水道事業の事務の委託を廃止することに関する基本協定」を締結
	お客さまセンターを開設し、区部の水道使用に係る受付業務を開始	11月 多摩地区の一部地域を対象とした「多摩お客さまセンター」を開設
	口座振替日指定サービス開始（多摩）	「東京水道長期構想STEPⅡ～世界に誇る安心水道～」を策定
	朝霞、三園及び小作浄水場の太陽光発電設備が完成	19年1月 杉並西営業所、大田南営業所、世田谷東営業所、練馬西営業所及び板橋北営業所の夜間・休日窓口を廃止
2月	東京都水道局包括外部監査改善計画推進会議を設置	「安全でおいしい水プロジェクト蛇口回帰推進計画～安全でおいしい水を次世代に伝えるために～」を策定
3月	東村山浄水場内浄水部技術訓練室閉所	東村山浄水場、長沢浄水場、金町浄水場及び三郷浄水場の太陽光発電設備が完成
4月	朝霞、三園及び小作浄水場の太陽光発電設備運用開始	インターネットによる水道の使用開始・中止の受付開始（多摩）
	瑞穂町サービスステーションを開設	3月 「水安全計画（三郷浄水場版）」を策定
	朝霞及び三園浄水場でPFI事業の運用開始	「東京・川崎登戸連絡管」及び「東京・川崎・町田連絡管」が完成
6月	研修・開発センターが新庁舎で業務開始	砧浄水場及び砧下浄水所膜ろ過施設が完成
	個人情報適正取扱推進委員会の設置	「多摩お客さまセンター」対象地域が事務委託市町から委託された地域と併せて多摩地区の都営水道全域に拡大
8月	東久留米市における「東京都水道事業の事務の委託を廃止することに関する基本協定」を締結	「東京都水道局環境計画（2007－2009）～水を育む豊かな地球環境を次世代へ～」を策定
	多摩丘陵幹線第一次整備区間が完成・通水開始	23区内全ての営業所の夜間・休日窓口を廃止
9月	府中市、小平市及び東大和市「東京都水道事業の事務の委託を廃止することに関する基本協定」を締結	4月 徴収整理業務の一部委託（区部）
	玉川上水保存管理計画策定に関する委員会を設置	払込み扱いのお客さまに対する「請求書現地発行」の開始
10月	研修・開発センター開所式	
	「東京・埼玉朝霞連絡管」が完成	
11月	御岳山及び乙津浄水所の完成	
18年1月	「首都東京にふさわしい将来の水道システムを考える会」の設置	
4月	府中、小平及び東久留米サービスステーションを開設	

日野サービスステーション、狛江サービスステーション及びあきる野サービスステーションを開設

「史跡玉川上水保存管理計画」を策定

5月 「東京都水道局環境報告書 平成18年度版」が第10回環境報告書賞の公共部門賞を受賞

新デザイン局有車第1号納車、発表会開催

7月 新潟県中越沖地震応急復旧支援対策本部設置（19日派遣開始、25日刈羽村、31日柏崎市応急復旧完了）

8月 国分寺市、町田市、八王子市、立川市及び福生市と「東京都水道事業の事務の委託を廃止することに関する基本協定」を締結

10月 水道料金及び下水道料金のクレジットカード払いを導入（区部）

水道局職員の作業服のデザイン一新

三園浄水場高度浄水施設完成 通水式

11月 小河内ダムしゅん工50周年記念式典

英語版ペットボトル「東京水」の製造

20年3月 「TOKYO高度品質プログラム（東京都版水安全計画）」の運用開始

4月 給水部水道緊急隊発足

墨田、港、豊島、台東、足立、中野、渋谷及び板橋の各給水管工事事務所を設立

八王子、立川、町田及び多摩の各サービスステーションを開設

6月 日向和田浄水所膜ろ過施設への改造工事完成

7月 「東京水道技術エキスパート制度」の運用を開始

8月 青梅市、調布市及び国立市と「東京都水道事業の事務の委託を廃止することに関する基本協定」を締結

水の科学館来館者 150 万人達成

10月 長沢浄水場、長沢線更新工事に伴い施設停止

水道料金及び下水道料金のクレジットカード払いを導入（多摩）

21年1月 練馬東営業所と練馬西営業所を統合し、練馬営業所として業務を開始

板橋南営業所と板橋北営業所を統合し、板橋営業所として業務を開始

水道歴史館、リニューアルのため一時閉館

2月 水運用センター30周年記念式典

大田北営業所と大田南営業所を統合し、大田営業所（旧大田南営業所は、蒲田分室に）として業務を開始

世田谷東営業所と世田谷西営業所を統合し、世田谷営業所（旧世田谷東営業所は、太子堂分室に）として業務を開始

村山・山口貯水池が、近代化産業遺産に認定

3月 村山下貯水池堤体強化工事が完成

4月 文京、江戸川、葛飾、新宿、品川、目黒及び北の各給水管工事事務所を開設

瑞穂サービスステーション及び狛江サービスステーションを移転し、青梅サービスステーション及び調布サービスステーションを開設

中止・停止分に係る徴収整理業務の一部委託（区部）

川口ポンプ所が完成

5月 奥多摩町と「東京都の水道事業に奥多摩町の水道事業を統合することに関する基本協定」を締結

ペットボトル「東京水」ボトルデザイン変更

ペットボトル「東京水」350ml ボトルの製造

6月 水道歴史館がリニューアルオープン

東海給水所完成式

7月 長沢浄水場運転再開

8月 史跡玉川上水整備活用計画を策定

9月 水道歴史館来館者40万人達成

11月 水の科学館、リニューアル工事のため一時閉館

長沢浄水場 50 周年記念事業

小右衛門給水所完成式

22年1月 杉並東営業所と杉並西営業所を統合し、和泉庁舎に移転し杉並営業所として業務を開始

西部支所給水課給水管工事係が和泉庁舎へ移転

「東京水道経営プラン 2010～未来へつながる安全・安心の実現～」を策定

東京都水道局退職者災害時支援協力員制度発足式

八雲給水所の小電力発電設備及び小作浄水場の太陽光発電設備が完成

3月 「安全でおいしい水プロジェクト行動計画(2010～2012)」を策定
「東京都水道局環境計画 2010-2012」を策定

4月 奥多摩町水道都営一元化
東村山浄水場高度浄水施設完成式

5月 成木浄水所完成式

6月 水の科学館リニューアルオープン
三鷹市及び稲城市と「東京都水道事業の事務の委託を廃することに関する基本協定」を締結
東村山浄水場通水50周年記念講演会
西瑞江給水所の更新工事しゅん工
民有林購入モデル事業開始

8月 奥多摩 水と緑のふれあい館来館者 300 万人達成
「多摩水道改革計画(2010-2014)」を策定
東京国際展開ミッション団マレーシア派遣

9月 上恩方増圧ポンプ所完成
上案下配水所完成
長沢浄水場、長沢線更新工事に伴い施設停止

10月 東京国際展開ミッション団ベトナム派遣

11月 東京国際展開ミッション団インドネシア派遣
東京国際展開ミッション団インド及びモルデ
イブ派遣
高尾山水道施設完成式

23年3月 大谷口給水所完成
東日本大震災発生
給水対策本部設置
宮城県仙台市、茨城県稲敷市、岩手県盛岡市、千葉県浦安市及び福島県いわき市へ応援

4月 被災地へ職員派遣及び行政事務支援開始

5月 東日本大震災による避難者に対する水道料金・下水道料金の減免開始

7月 長沢浄水場運転再開

8月 板橋営業所業務を株式会社PUCへ委託
業務委託に伴う事務職員退職派遣実施

10月 第4回IWAアジア太平洋地域会議を東京で開催

12月 被災地へ水道局所有の車両を譲渡

24年1月 文京営業所と台東営業所を統合し、文京営業所として業務を開始
大田営業所蒲田分室廃止
東京国際展開ミッション団バングラディッシュ人民共和国派遣

2月 東京都と多摩地区26市町からなる「多摩水道連絡会」を発足

3月 東京水道施設再構築基本構想～首都東京を支え続ける安全・安心な水道の創造～を策定
特定規模電気事業者と電気供給契約を締結
八王子市等6市に委託していた業務の都への移行が完了し25市町全ての事務委託を完全解消
梅郷配水所引継式

4月 東京都水道局公式Twitterを開始

5月 利根川水系原水からホルムアルデヒド検出
工事請負単価契約事業者の「震災時行動マニュアル」を策定
多摩丘陵幹線第二整備区画一部通水

6月 東京消防庁と東京都水道局が「排水栓」の取扱い等に係る覚書を締結
「水道工事事故防止アクションプラン」を策定

7月 足立営業所業務を株式会社PUCへ委託
業務委託に伴う事務職員退職派遣実施
資源功績者表彰の表彰式～多摩川水源森林隊が受賞決定～

8月 IWA(国際水協会)プロジェクト・イノベーション・アワード(P I A)2012世界賞受賞
東日本大震災の被災自治体(宮城県、岩手県及び福島県内の計22自治体)に車両38両(水道局26両及び下水道局12両)の譲渡

9月 東京都水道局渇水対策本部設置(10月3日解散)
多摩川水源森林隊10周年記念行事の実施

10月 仙台市との防災避難訓練への参加

11月 タイ王国首都圏水道公社との覚書交換式の開催～人材育成に関する技術協力～

12月 貯水槽水道方式から直結給水方式へ切替えを行う際の、給水管を太くする工事の施工を開始

25 年 2 月 タイ王国首都圏水道公社との無収水対策事業
に関する契約の締結
「東京水道経営プラン 2013～お客さまに喜
ばれる水道を目指して～」を策定
東日本大震災の被災自治体(宮城県及び福島
県内の計 17 自治体)に車両 29 両の譲渡

3 月 多摩平浄水所引継式
宮城県気仙沼市及び亘理町への給水車の譲渡
平成 25 年度民有林購入事業公募開始
「東京都水道局環境計画 2013-2015」を策定
「東京都水道局広報・広聴計画 2013」を策定

4 月 金町浄水場高度浄水施設の完成 ～ 区部東部
地域高度浄水 100%達成 ～
台湾自来水及び台北自来水との技術協力等
に関する覚書の締結

5 月 「多摩水道改革計画 2013」～新たなステージ
におけるレベルアップへの挑戦～を策定

6 月 多摩川水源森林隊が第 15 回日本水大賞「厚生
労働大臣賞」を受賞

7 月 埼玉県三郷市との「東京都水道局三郷浄水場
における応急給水活動に関する協定」の締結
東京都水道局渇水対策本部の設置(9 月 18 日
解散)

8 月 金町浄水場が、日本オゾン協会の「推進賞」を
受賞

9 月 第 5 回 IWA アジア太平洋地域会議参加
ソウル東京フォーラム 2013 参加
ミャンマー・ヤンゴン市との技術協力等に関
する覚書の締結
東京都水道局震災対策事業計画の策定

10 月 固定価格買取制度を活用した小水力発電設備
の完成(葛西給水所)
台風 26 号に伴う大島町への応急給水支援
利根川水系高度浄水 100%達成記念式典～三
郷浄水場高度浄水施設(第二期)完成～

11 月 奥多摩 水と緑のふれあい館 開館 15 周年

26 年 1 月 給水装置工事の電子申請等の運用を開始

2 月 利根川水系高度浄水 100%達成に対して「第 18
回東京スピリット賞」受賞

3 月 「東京水道エネルギー効率化 10 年プラン」を

策定

4 月 朝霞浄水場高度浄水施設(第二期)完成式典
～ 利根川水系全浄水場高度浄水施設完成 ～
IWA(国際水協会)プロジェクト・イノベー
ション・アワード(P I A) 2014 東アジア地域
賞受賞
あきる野給水事務所が開設
「東京水道施設整備マスタープラン」を策定

6 月 中野営業所業務を株式会社 PUC へ委託
業務委託に伴う事務職員退職派遣実施
「東京タップウォータープロジェクト」～くら
しを支える東京水～を開始

7 月 平成 26 年度優良地方公営企業総務大臣表彰受
賞
港区との要支援者情報の提供に関する協定の
締結

8 月 日本オゾン協会から「推進賞」受賞
まちなか水飲栓の供用を開始

9 月 東京都と茨城県との中継水道事業体としての
活動に関する覚書の締結

10 月 東京都水道局公式 Facebook を開始
東京都水道局公式ホームページのリニューアル

11 月 羽村取水堰(投渡堰)が土木学会選奨土木遺産
に認定

27 年 3 月 「東京都水道局環境 5 か年計画 2015-2019」を策
定

4 月 多摩丘陵幹線全線完成
豊島営業所業務を株式会社 PUC へ委託

5 月 ひむら浄水所完成
ソウル東京フォーラム 2015 に参加

6 月 「東京水道基幹施設再構築事業」を策定
「東京水道国際展開プログラム」を策定
三郷浄水場 通水 30 周年記念式典

7 月 奥多摩 水と緑のふれあい館来館者 400 万人達
成
「水道工事事務事故防止アクションプラン 2015」を
策定

9 月 「平成 27 年 9 月関東・東北豪雨」への支援

11 月 「東京水道あんしん診断」を開始

参考資料

12月	「ベトナム・ハノイにおける技術協力事業」の実施について合意	マレーシア・ラブアン島における技術協力事業の実施についての覚書を締結	
28年2月	「東京水道経営プラン2016」を策定 「WATER&TOKYO東京水道イノベーションプロジェクト」始動	ミャンマー・ヤンゴンにおける水道施設維持管理事業の共同実施について基本事項を合意 「漏水防止計画作業」が第1回インフラメンテナンス大賞・優秀賞を受賞	
4月	熊本地震発生 熊本県熊本市、益城町へ応援	9月	「東京水道名所」を選定
6月	東京都水道局漏水対策本部の設置（9月2日解散） 「第11次水道水源林管理計画」を策定	11月	小河内ダム竣工60周年 ペットボトル「東京水」ラベルデザインの変更
7月	株式会社東京TYファイナンシャルグループ及び同社傘下銀行と「直結給水方式への切替え促進に向けたマンション管理組合ローン等の取組に関する覚書」を締結	30年1月	首都直下地震や南海トラフ巨大地震対策として大阪市水道局及び岡山市水道局と災害時救援の覚書を締結
9月	東京都水道局・自律点検改革推進本部の設置	3月	「みんなで育む水源林～東京水道 水源林寄附金～」の募集を開始 全国初となる屋外型のボトルディスペンサー式水飲栓を東京国際フォーラムに設置
10月	東京消防庁と応急給水用資器材等を使用した訓練の支援事業に係る覚書を締結 ミャンマー・ヤンゴンにおける無収水対策事業の契約を締結 朝霞浄水場通水50周年	5月	多摩川水源森林隊が「平成30年緑化推進運動功労者内閣総理大臣表彰」を受賞
11月	東京都と仙台市との情報連絡調整担当水道事業体としての活動に関する覚書を締結	7月	「水道工事事故防止アクションプラン2018」を策定 音声コード付き文書による水道ご使用量のお知らせを開始 A I チャットボット「水滴くん相談室」サービスを開始
12月	東京都水道局公式Instagramを開始	7月	豪雨で被害を受けた岡山県倉敷市へ職員を派遣
29年2月	2018年 IWA世界会議・展示会 小池東京都知事からのビデオメッセージの発信 東京都、横浜市、川崎市による 国内貢献の取組に係る新たな覚書を締結 「東京水道災害救援隊—Tokyowater Rescue—」を創設	9月	2018年国際水協会（IWA）世界会議・展示会を日本初開催
3月	多摩水道運営プラン2017～強靱で信頼される広域水道へ～を策定 「みんなでつくる水源の森実施計画」を策定	10月	武蔵村山サービスステーションが東大和市へ移転。東大和サービスステーションに名称変更
4月	多摩水道公式Twitterを開始 震災時Twitterによる漏水情報の収集を開始 品川営業所業務を株式会社PUCへ委託	11月	奥多摩水と緑のふれあい館 開館20周年
5月	ソウル東京フォーラム2017に参加	12月	小河内ダムが土木学会選奨土木遺産に認定
6月	「東京水道～企業の森（ネーミングライツ）協定」及び「大学との共同研究に関する契約」を締結	31年1月	江北給水所が完成（2月1日運用開始） 2月 首都直下地震対策として全国から東京都への救援部隊の支援拠点に関する覚書を茨城県と締結
7月	多摩川水源森林隊設立 15 周年	3月	水道 I C T情報連絡会を設立
		4月	江戸川営業所業務を株式会社PUCへ委託
		《令和》	
		元年5月	災害対応の強化や基盤強化等に向け水道事業

の連携に関して宮城県と合意

6月 水道料金・下水道料金の請求書払いにスマートフォン決済を開始

9月 台風15号発生
東京水道災害救援隊を千葉県、東京都新島村に派遣

10月 台風19号発生
小河内ダムから余水吐放流実施
奥多摩町一部地域にて断水発生
東京水道災害救援隊を神奈川県、宮城県丸森町に派遣

12月 12月1日を「東京水道の日」に制定

2年2月 お客さまセンターにおいてA Iを活用したお客さま対応の開始
平成30年9月に実施した2018年国際水協会（IWA）世界会議・展示会が政府観光局「国際会議誘致・開催貢献賞」を受賞

3月 新型コロナウイルス感染拡大に伴う水道料金・下水道料金の支払いの猶予を受付開始

「Web口座振替受付サービス」を開始

「東京都水道局環境5か年計画2020-2024」を策定

「水道スマートメータトライアルプロジェクトの実施プラン」の策定

4月 世田谷営業所業務を東京水道株式会社へ委託

7月 「持続可能な東京水道の実現に向けて 東京水道長期戦略構想2020」を策定

うつらない！うつさない！みんなで手洗い東京水キャンペーンの実施

9月 新型コロナウイルス感染拡大に伴う水道料金・下水道料金の支払いの猶予の受付終了

11月 新型コロナウイルス感染拡大に伴う水道料金・下水道料金の支払いの猶予を受付再開

3年3月 水道料金・下水道料金のペーパーレス化を試行開始

「東京水道経営プラン2021～お客さまとの信頼で築く強靱な東京水道～」を策定

4月 新たに4か所にてボトルディスペンサー式水飲栓の運用を開始

文京営業所業務を東京水道株式会社へ委託

8月 東京都水道歴史館デジタルアーカイブサービスを開始

「水道工事事故防止アクションプラン2021」を

策定

12月 水道料金・下水道料金のペーパーレス化を本格実施

4年3月 水道水源林ポータルサイト「みずふる」を開設
清瀬梅園給水所完成

4月 葛飾営業所業務を東京水道株式会社へ委託

6月 「水道スマートメータ先行実装プロジェクト推進プラン」を策定

10月 東京都水道局アプリの運用を開始
スマートメータによる自動検針開始

5年3月 多摩南北幹線完成

玉川浄水場廃止

工業用水道事業廃止

7月 東京ガスネットワーク株式会社と包括連携協定締結

9月 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う水道料金・下水道料金の支払猶予受付期間終了

12月 東京近代水道125周年記念式典開催

6年1月 能登半島地震発生

石川県輪島市、羽咋郡志賀町へ応援

4月 墨田営業所、荒川営業所、長沢浄水場及び砧浄水場業務を東京水道株式会社へ委託

「水道工事事故防止アクションプラン2024」を策定

7年1月 「史跡玉川上水整備活用計画（改定版）～江戸の史跡を守り 未来へつなぐ～」を策定

3月 「東京都水道局環境5か年計画2025-2029」を策定

「水道スマートメータ実装方針」を策定

4月 港営業所、杉並営業所及びあきる野給水事務所を東京水道株式会社へ委託

6月 夏場の4か月分（7月から10月検針分）に限り基本料金無償臨時特別措置を実施

10月 台風第22号及び第23号発生

東京水道災害救援隊を東京都八丈町に派遣

8年1月 調布・日野・あきる野サービスステーションの水道料金窓口終了

3月 「東京水道経営プラン2026～ともに未来へつなぐ、安全・安心な東京の水道～」を策定

「東京水道施設整備マスタープラン」を改定

「みんなでつくる水源の森プロジェクト」を策定

「第12次水道水源林管理計画」を策定

参考資料

「自治体防災業務における水道データ利活用
手引」を策定

5 関連法規

(1) 水道事業に係る主要関係法令

ア 主要関係法令

項目	法令名	法令の概要又は局事業との関係
基本法	水道法	水道事業運営の基本を定めたもので、事業の認可、水質基準、水道の布設及び管理、施設の計画的整備、関係者の責務等が規定されている。
経営	地方公営企業法	地方公営企業の経営の基本を定めたもので、経営組織、財務、企業職員の身分取扱い等について規定されている。
	地方自治法	地方自治に関する基本的事項を定めており、地方自治法が一般法、地方公営企業法が特別法の関係にある。
	地方財政法	地方公共団体の財政の運営に関する基本原則、地方債の運用等について規定されている。
労働関係	地方公務員法	職員の任用、分限、懲戒、服務等について規定されている。
	地方公営企業等の労働関係に関する法律	地方公営企業等に従事する職員の労働関係を定めたもので、団体交渉の範囲、争議行為の禁止等が規定されている。
	労働組合法	職員の組織する労働組合、労働協約の締結、団体交渉の手続等が規定されている。
	労働基準法	職員の労働条件の基準となる事項等が規定されている。
水源	河川法	水道水源である流水の占用許可、工作物の新設等の許可、ダム管理等について規定されている。
	水資源開発促進法	利根川など指定水系における水資源の総合開発、利用等について規定されている。
	独立行政法人水資源機構法	水資源開発促進法に基づく事業を実施するための水資源機構の設置等について規定されている。
	特定多目的ダム法	特定多目的ダムに係るダム使用権の設定、負担金の納付義務等について規定されている。
	水源地域対策特別措置法	ダムの建設に対応した環境の整備等について規定されている。
水質保全	環境基本法	水質の環境基準等について規定されている。
	水質汚濁防止法	公共用水域の水質の汚濁を防止するための工場及び事業場からの排水の規制に関する措置等について規定されている。
	水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律	水道原水の水質の保全に資する事業の実施を促進する措置等について規定されている。
	特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法	水道水源水域に係る水質保全施策に関する計画の策定、事業の実施、規制等の措置について規定されている。
その他	水循環基本法	健全な水循環を維持し、又は回復するため、国、地方公共団体等による施策を包括的に推進することを目的としている。

参考資料

イ 業務に関する法令

項目	法令名	法令の概要又は局事業との関係
布設及び維持管理	道 路 法	道路の地下等に導水管、送水管等を布設する際に必要な道路の占用許可（第32条）
	道 路 交 通 法	水道施設の工事に係る道路の使用許可（第77条）
	共同溝の整備等に関する特別措置法	特定の道路についての共同溝の建設及び管理、共同溝への水道管設置に係る占用許可等
	公共用地の取得に関する特別措置法	公共用地の取得の特例（第1条及び第2条）
	建 築 基 準 法	配管設備の設置及び構造の技術的基準（第36条）
	建 設 業 法	工事の請負契約の適正化等
	電 気 事 業 法	水道施設における自家用電気工作物の保安管理（第42条）
	高圧ガス保安法	液化塩素の消費（第24条の2）
その他	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	簡易専用水道に関する規制事項並びに建築物における給水及び排水の管理基準
	計 量 法	量水器の検定等（第72条ほか）
	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律	民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の促進を図るための措置等
	人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律	人の健康に係る公害の防止（第1条）
	刑 法	飲料水の汚染、毒物混入等に関する罪（第142条から第146条まで） 水道の損壊又は閉塞に関する罪（第147条）

（2）水道法の概要

ア 目的及び国等の責務

水道法は、水道により「清浄にして豊富低廉な水の供給を図る」ことを直接の目的とし、そのことにより「公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与する」ことを究極の目的としている。そのための具体的手段として、水道の布設及び管理を適正かつ合理的に行うこと、水道の基盤を強化することを定めている（第1条）。

そして、その責務として、国及び地方公共団体は、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔を保持し、水を適正かつ合理的に使用するために必要な施策を講じ、他方、国民は、その施策に協力するとともに、自らも水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に努めなければならないことを明らかに

している（第2条）。

また、水道事業の基盤の強化のため、国、都道府県及び市町村並びに水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）に対し次のような責務を課している。国は、水道の基盤の強化に関する基本的かつ総合的な施策を策定し推進するとともに、都道府県及び市町村並びに水道事業者等に対し、必要な技術的及び財政的な援助を行うよう努めなければならない（第2条の2第1項）。都道府県は、その区域内における市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等の間の連携等の推進その他の水道の基盤の強化に関する施策を策定し実施するよう努めなければならない（第2条の2第2項）。市町村は、その区域内における水道事業者等の間の連携等の推進その他の水道の基盤の強化に関する施策を策定し実施するよう努めなければならない（第2条の2第3項）。

そして、水道事業者等は、その経営する事業を適正かつ能率的に運営するとともに、その事業の基盤の強化に努めなければならない（第2条の2第4項）。

イ 水道の管理

（ア）全般

水質の汚染の防止のため、水道によって供給される水の水質基準を定め（第4条及び水質基準に関する省令）、水道事業者に対し、この基準に適合した安全かつ清浄な水を確保するための水質検査の実施等を義務付ける（第20条）とともに、水道事業者は、関係行政機関の長又は地方公共団体の長に対して水源の水質の汚濁防止のための要請等が行えるとしている（第43条）。

また、水道事業者は、水道の管理の適正を期すために水道技術管理者を置いて（第19条）、消毒その他の衛生上必要な措置を講じ（第22条及び施行規則第17条）、供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときには直ちに給水を停止し、水道を使用する可能性のある者に周知させる措置を講じなければならないとしている（第23条第1項）。

（イ）水道施設等

取水、貯水、導水、浄水、送水及び配水施設のそれぞれについてその配置、構造及び材質についての要件を個別に定めている（第5条及び水道施設の技術的基準を定める省令）。

また、水道事業者に対し、一定の水道施設で業務に従事する者及び水道施設構内に居住する者に対して定期及び臨時の健康診断を実施することを義務付けている（第21条及び施行規則第16条）。

さらに、水道事業者は、水道の布設工事を施行するに当たり、条例で定める資格を有する者に技術上の監督業務を行わせなければならない（第12条）。これに基づき、都では、東京都が設置する水道の布設工事監督者に関する資格等を定める条例（平成25年東京都条例第90号）を定めている。

また、新設、増設又は改造した水道施設（配水池以外の配水施設を除く。）を使用して給

水を開始するときには、水質検査及び施設検査を行うことを義務付けている（第13条、施行規則第10条及び第11条）。

さらに、水道事業者等に対し、水道施設の維持、修繕及び台帳の整理を義務付けるとともに、水道施設の計画的な更新及びそのために要する費用を含む収支の見通しを作成し公表するよう努めなければならないことを定めている（第22条の2から第22条の4まで）。

（ウ）給水装置

水道事業者は、給水装置から常時、水質基準に適合した水を安定的に供給する義務を負っている。その義務を果たすためには、給水装置からの水の汚染を防止する等の措置が講じられていることが必要であることから、給水装置の構造及び材質の基準について定め（施行令第6条及び給水装置の構造及び材質の基準に関する省令）、給水装置の検査についてもその検査に係る事項を定めている（第17条及び第18条）。さらに、基準に適合していない場合は、水の供給を受ける者の給水契約を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合するまでの間その者に対する給水を停止することができるとしている（第16条）。

（エ）指定給水装置工事事業者制度

給水装置工事により設置された給水装置が、構造及び材質の基準に適合することを確保するため、水道事業者が、自らの給水区域において給水装置工事を適正に施行することができる者と認められる者の指定をすることができる制度である（第16条の2）。

平成8年の水道法の改正により、指定工事事業者制度を見直し、水道事業者が全国一律の要件で、給水装置工事事業者を指定できるようにするとともに（第16条の2第1項）、指定の取消しに関する事項も規定している（第25条の11）。

さらに、令和元年の改正により、指定の更新制（5年）が導入された（第25条の3の2）。

また、必要な知識、技能及び経験を持つ給水装置工事の技術上の統括者として給水装置工事主任技術者を国家資格としている（第25条の4から第25条の6まで）。

（オ）貯水槽水道

管理が不十分なものが多い現状を踏まえ、その管理の徹底を図るため、平成14年4月1日に水道法の一部が改正され、水道事業者は供給規程上、水道事業者及び貯水槽水道設置者の責任を明らかにすることとされた（第14条第2項第5号）。

具体的には、水道事業者の責任に関する事項としては貯水槽水道の設置者に対する指導、助言及び勧告並びに貯水槽水道の利用者に対する情報提供について、貯水槽水道の設置者の責任に関する事項として貯水槽水道の管理責任及び管理の基準並びに貯水槽水道の管理の状況に関する検査について、必要に応じて定めることとされている（施行規則第12条の5）。

ウ 水道事業の認可と監督

水道事業は、地域的独占事業として運営されるため、その経営に係る事業の承認（第6条から第9条まで及び施行規則第1条の2から第7条まで）、事業の変更（第10条及び施行規則第8条）、事業の休止及び廃止（第11条）について国土交通大臣の認可若しくは許可又は国土交通大臣への事前若しくは事後の届出を必要とする。そして、事業認可の取消し、水道施設の改善指示等、国土交通大臣が水道事業者に対して行う監督の内容と手段等を規定している（第35条から第39条まで）。ただし、これらの国土交通大臣の権限の一部は、都道府県知事が行うこととすることができるとしている（第46条及び施行令第14条）。

エ 供給規程及び給水義務

水道事業者と水の供給を受ける住民との関係は、水道法上、給水契約として契約関係に立つとされるが、契約の一方の当事者である住民は、他方の当事者である水道事業者が一方的に定めた供給条件等に従わざるを得ない、いわゆる附合（附従）契約となる。

そこで、水道法は、水道事業者に対して、供給規程の制定及び周知を義務付け（第14条）、給水義務等を課し（第15条）、水道事業の公共性の確保を図っている。

供給規程は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件を定めるもので、料金を変更したときは国土交通大臣に届け出なければならない（第14条第1項、第2項及び第5項）。

給水義務の内容は、給水契約の申込みの受諾義務（第15条第1項）及び常時給水義務（第15条第2項）であって、同条各項に具体的に例示されている理由又は正当な理由がない限り解除されない。

ここでいう正当な理由とは、配水管未布設区域からの申込み、給水量が著しく不足している場合及び多量の給水量を伴う申込み、異常湧水や災害等により水の供給が困難又は不可能な場合等が想定できる。

また、給水装置の構造及び材質が政令で定める基準に合致していないときは、供給規程の定めるところにより、給水契約の申込みを拒み、又は水道利用者が基準に合致させるまでの間、給水を停止することができる（第16条）。

オ 水道用水供給事業・専用水道等

水道用水供給事業（第26条から第31条まで）、専用水道（第32条から第34条まで）及び簡易専用水道（第34条の2から第34条の4まで）については、事業の規模等により水道事業と区別した上で、運用については水道事業に関する規定を準用する形を取っている。

なお、国が設置する専用水道・簡易専用水道に関しては、特例を設けた上でそれぞれの規定を準用している（第50条及び第50条の2）。

カ その他

（ア）水道の基盤の強化

日本における水道の普及率は98.0%（平成29年度末）となっており、水道の拡張整備を前提とした時代から、既存の水道の基盤を確固たるものにしていくことが求められる時代に変化した。このことから、令和元年に水道法が一部改正され、国土交通大臣は水道の基盤の強化のための基本方針を定めることとなった（第5条の2）。

また、都道府県は水道の基盤の強化のために必要があると認めるときは、水道基盤強化

計画を定めること及び水道事業者等を構成員として広域的連携等推進協議会を設置することが可能となった（第5条の3から第5条の4まで）。

（イ）利用者等への情報提供の推進

水道事業者は、水道の需要者に対し、水質検査の結果、水道料金等水道事業に関する情報を提供することとされている（第24条の2及び施行規則第17条の5）。

（ウ）業務の委託

水道事業の担い手である水道事業者は、大半が中小規模の事業者であり、水質等の管理体制が極めて脆弱であることから、平成14年4月1日に水道法の一部が改正され、水道事業者等の水道の管理に関する技術上の業務について、技術力の高い第三者（他の水道事業者等）に業務を委託して管理を行うことが可能となった（第24条の3）。

（エ）水道施設運営権

地方公共団体は、住民サービスの向上や業務効率化を図る上でメリットがあると判断した場合に、水道施設の所有権を有したまま、民間事業者等に当該施設の運営を委ねることができること及びこの場合の水道施設運営権の設定に関する手続等について定めている（第24条の4から第24条の13まで）。

（オ）水道用水の緊急応援

災害その他非常の場合において、都道府県知事は、水道事業者又は水道用水供給事業者に対して他の水道事業者又は水道用水供給事業者に水を供給すべきことを命じることができること（第40条第1項）及びこの場合の水の供給の対価の決定手続等について定めている（第40条第4項から第9項まで）。

また、災害により損傷した水道の機能を回復するため緊急に必要な場合には、水道事業者は、職員をして給水を受ける者の土地に立ち入り、給水装置を操作させることができること等を定めている（第40条の2）。

（カ）国の資金助成

国は、国庫補助として、水道事業者及び水道用水供給事業者に対して財政的援助ができるほか（第44条及び施行令第12条）、特別な助成

として、地方公共団体の行う水道施設の新設、増設、改造又は災害の復旧に必要な資金の融通又はそのあっせんに努めなければならないとしている（第45条）。

（キ）研究等の推進

第2条及び第2条の2に規定される国の責務を達成するために、国は水道技術等に関する研究、水質の試験、水の利用に関する調査等の推進に努めることとしている（第45条の2）。

（ク）罰則等

水道施設の損壊等によって水の供給を妨害した者に対しては刑罰が定められており、水の供給を妨害した行為が刑法の罪に触れるときは重い刑によって処断される（第51条及び刑法第142条から第147条まで「飲料水に関する罪」参照）。

また、水道法に定める義務規定に違反した者に対しても、刑罰が定められている（第52条から第57条まで）。

その他、公共の消防のための消火栓の設置に関する規定（第24条）などがある。

（3） 地方公営企業法の概要

ア 総 則

地方公共団体が経営する水道事業には、地方公営企業法が適用される（第2条）。

地方公営企業法の目的は、「地方公共団体の経営する企業の組織、財務及びこれに従事する職員の身分取扱いその他企業の経営の根本基準…を定め、地方自治の発達に資する」ことである（第1条）。そして、その経営の原則は、企業の経済性の発揮及び公共の福祉の増進を図ることとされている（第3条）。

本法は、この目的を達成するための企業の経営という観点から次のような諸制度を規定している。

イ 特別法

地方自治法、地方財政法及び地方公務員法に対する特別法であり（第6条）、地方自治法、地方公務員法等の規定の一部の適用を除外する規定を

置いている（第39条及び第40条）。

ウ 組 織

企業経営の責任者として管理者を置くこととし、その選任、身分取扱い、地位、権限等について規定している（第7条から第16条まで）。

エ 財 務

特別会計を設け（第17条）、原則として経営に伴う収入をもって経費に充てるいわゆる独立採算制度により運営し（第17条の2第2項）、企業会計方式により計理する（第20条）ものとされている。

また、企業の健全な運営が確保できるよう、その給付について公正妥当かつ適正な原価を基礎とした料金を徴収することができる（第21条）。

オ 職 員

地方公営企業の事務に従事する職員については、地方公営企業等の労働関係に関する法律が適用され（第36条）、一般の地方公務員とは若干異なった取扱いがなされる（労働組合の結成、団体交渉等）。

カ 条例による規定

以上のような地方公営企業としての水道事業は、条例に基づき設置しなければならず（第4条）、また、その組織についても条例により定める（第14条）こととされている。これらの規定に基づき、東京都地方公営企業の設置等に関する条例及び東京都公営企業組織条例が制定されている。

（４）東京都給水条例の概要

ア 総 則

東京都給水条例は、地方自治法に基づく公の施設の管理等に関する条例及び地方公営企業法第4条の経営の基本に関する条例としての性格を有するとともに、水道法第14条に定められるところの供給規程でもある。

本条例の目的は、「水道の料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件及び給水の適正を保持するために必要な事項を定める」ことで

ある（第1条）。この目的のために給水装置について規定を置き（第2条）、水道の給水区域を23区及び多摩地区26市町に定めている（第3条）。

イ 給水装置の工事及び費用

給水装置の新設等について水道事業管理者（以下「管理者」という。）の承認を受けることを義務付け（第4条）、新設等に要する費用の負担区分等について定めている（第5条及び第7条）。

また、工事の施行者等について、管理者又は管理者が指定した者（都指定給水装置工事事業者）が給水装置の新設等の工事を施行すること（災害その他非常の場合において、他の水道事業者又はその指定した者が給水装置の修繕に係る工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。）（第6条第1項）、指定が更新制（5年）であること（第6条第3項）、都指定給水工事事業者証の交付に関すること（第6条の2第1項）、給水装置の構造及び材質は、政令で定める基準に適合すること（第6条の3）、上記を供給条件とすること（第13条第2項）等を定めている。

ウ 給 水

給水の申込み及びその承認、量水器の設置、水道使用者等の管理者への届出の義務付け、水道使用者等の給水装置の管理上の責任、給水停止、使用制限など、給水の実施に関することを定めている（第13条から第21条まで）。

エ 料金及び手数料

料金を水道使用者から徴収することを定め（第22条）、料金の算定方法、使用水量の計量、手数料、減免等について具体的な基準、手続等を定めている（第23条から第30条まで）。

オ 管 理

管理者が、水道の管理等を行う上で必要があると認めたときは、給水装置等について検査等を行い、水道使用者等に対し必要な措置を指示することができる（第31条）、水道の管理上の整備工事（第31条の2）、給水停止（第32条）、不要給水装置の撤去義務及び切離し（第33条）について定めている。

カ 貯水槽水道

平成14年4月1日、水道法が改正され、供給規程に水道事業者及び貯水槽水道設置者の責務等を規定することとされたため、新章を設け、規定を整備した。

主な内容として、貯水槽水道に関する管理者の責任（第33条の2）、調査及び報告（第33条の3）、貯水槽水道の設置等の届出（第33条の4）及び貯水槽水道に関する設置者の責任（第33条の5）について定めている。

キ 罰 則

過料（第34条及び第35条）について定めている。

6 事務分担

(1) 各部課の分掌事務

(令和8年4月1日現在)

部	課	分掌事務
総務部	総務課	1 局の機構に関すること。 2 文書の審査及び受発に関すること。 3 情報公開に係る制度に関すること。 4 個人情報の保護等に係る制度に関すること。 5 公印に関すること。 6 管理者が任免に関し知事の同意を要する職員の指定に関する規則（昭和27年10月東京都規則第152号）に規定する職員（以下「管理職員」という。）の人事及び服務に関すること。 7 局事務事業に係る災害対策に関すること（施設計画課及び給水部水道緊急隊に属するものを除く。）。 8 局の事務事業に係る危機管理に関すること。 9 報道発表等に関すること。 10 他の部及び課に属しない事項に関すること。
	主計課	1 経営計画及び財政報告に関すること。 2 企業債に関すること。 3 予算の原案に関すること。 4 予算統制に関すること。 5 主要事務事業の進行管理に関すること。 6 決算及び会計資料に関すること。 7 出資法人等に関すること。 8 工業用水道事業の清算に係る総合調整に関すること。
	企画調整課	1 局の事務事業の調査及び改善に関すること。 2 局の国際展開に係る企画、調査及び調整に関すること。 3 出資法人等の海外事業に関すること。 4 局の情報化推進に係る企画、調査及び調整に関すること。 5 情報システムに係る事務処理に関すること。 6 ICTの導入・活用の推進に関すること。
	施設計画課	1 水道需給の基本計画に関すること。 2 水道の水源に関すること。 3 水道施設整備に係る長期計画に関すること。 4 水道事業の規格化に係る調査及び調整に関すること。 5 震災対策計画に関すること。 6 技術系業務移転に係る総合調整に関すること。
	調整担当課長	1 局の機構に関すること。 2 文書の審査及び受発に関すること。 3 情報公開及び個人情報の保護等に係る制度に関すること。 4 公印に関すること。 5 局事務事業に係る災害対策の調整に関すること（施設計画課及び給水部水道緊急隊に属するものを除く。）。 6 局の事務事業に係る危機管理の調整に関すること。 7 報道発表等に関すること。 8 争訟事務に関すること。 9 総務部長が必要な都度指示する事務
	水道危機管理専門課長	1 局事務事業に係る災害対策に関すること（施設計画課及び給水部水道緊急隊に属するものを除く。）。 2 局の事務事業に係る危機管理に関すること。
	法務専門課長	1 争訟及び法務全般の業務に従事すること。
	経営改革推進担当課長	1 局の経営改革の推進に関すること。
	事業調整担当課長	1 工業用水道事業の清算に係る総合調整に関すること。
	国際施策推進担当課長	1 局の国際展開に係る企画、調査及び調整に関すること。 2 出資法人等の海外事業に関すること。
	情報化推進担当課長	1 情報化推進に係る企画、調査及び調整に関すること。 2 情報システムに係る事務処理に関すること。
	技術連携担当課長	1 技術系業務移転に係る総合調整に関すること。

経営改革推進担当部長		1 局の経営計画及び財政運営に関すること。 2 局事業の進行管理及び出資法人等に関すること。 3 局の経営改革の推進に関すること。
企画調整担当部長		1 局事業の企画に係る調査及び総合調整に関すること。
職員部	人事課	1 職員（管理職員を除く。）の人事及び服務に関すること。 2 職員の研修の基本方針に関すること。 3 部内他の課に属しない事項に関すること。
	労務課	1 職員の勤務条件に関すること。 2 職員の労働組合に関すること。 3 職員の教養及び文化に関すること。 4 職員の福利及び厚生に関すること。
	監察指導課	1 職員の服務の監察指導及び職員の信用失墜行為の調査に関すること。 2 金銭及び物品の出納保管、財産の管理、工事の施行その他の業務の監察指導に関すること。 3 職員の賠償責任の調査に関すること。 4 監査及び出納検査の連絡に関すること。 5 コンプライアンス推進策に関すること。 6 東京水道グループコンプライアンス有識者委員会に関すること。
経理部	管理課	1 固定資産の管理に係る総合調整に関すること。 2 固定資産の取得及び処分に関すること。 3 固定資産の利活用に関すること。 4 固定資産の帳簿に関すること。 5 知的財産権に関すること。 6 部内他の課に属しない事項に関すること。
	出納課	1 収支伝票の審査及び執行に関すること。 2 現金、有価証券及び担保物の出納保管に関すること。 3 資金の運用に関すること。 4 貯蔵品に関すること。 5 決算品に関すること。 6 物品及び材料の検査に関すること。 7 工事、修繕等の検査に関すること。
	契約課	1 物品及び材料の購買契約に関すること。 2 工事及び修繕その他の請負契約に関すること。 3 車両、船舶等の供給契約に関すること。 4 物件の賃借及び処分の契約に関すること。 5 市場調査に関すること。
	営繕課	1 営繕に関すること。
	用地担当課長	1 固定資産の取得、管理、処分及び活用に関すること。
サービス推進部	管理課	1 営業業務に関する企画及び調査に関すること。 2 応急給水の調整に関すること。 3 局の債権管理に関すること。 4 部内他の課に属しない事項に関すること。
	サービス推進課	1 局の広報及び広聴の企画、調査、調整及び推進に関すること（報道発表等に関するものを除く。）。 2 お客さまサービスに関すること。 3 情報公開に係る連絡調整及び実施に関すること。 4 個人情報の保護等に係る連絡調整及び実施に関すること。
	業務課	1 営業業務の指導に関すること。 2 水道料金、下水道料金及び手数料に関すること。 3 未収金の整理に関すること。 4 総合受付業務（特別区の存する区域に係るものに限る。）に関すること。
	営業業務改革推進統括担当課長	1 営業業務に関する人材育成に関すること。 2 デジタル技術を活用した営業業務の改善に関すること。 3 水道料金徴収システムの開発に係る業務に関すること。
	営業業務改革推進専門課長	1 料金徴収業務に係る企画、調査及び調整に関すること。

浄水部	管理課	- 取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設及び送水施設の管理の事務に関すること。 - 部内他の課に属しない事項に関すること。
	浄水課	- 取水、貯水、導水、浄水及び送水（設備に関するものを除く。）に関すること。 - 水質及びその汚濁防止に関すること。
	設備課	取水、貯水、導水、浄水、送水及び配水の設備に関すること。
	事業推進担当課長	外濠浄化プロジェクトに関すること。
	水質担当課長	- 原水の汚濁防止対策の連絡に関すること。 - 多摩水道改革推進本部、水質センター、水源管理事務所及び各浄水管理事務所との水質に関する連絡調整に関すること。
	水運用専門課長	水源から送配水までの水運用に関すること。
	浄水施設維持管理専門課長	- 浄水場の維持管理及び耐震化に関すること。 - 浄水場更新事業に関すること。
	設備技術担当課長	- 設備に関する改善計画の実施に関すること。 - 設備技術に関する研究開発に関すること。
	設備保全担当課長	- 制御系システムのサイバーセキュリティに関すること。 - 設備の維持管理業務の効率化に関すること。
浄水システムソリューション担当部長		取水、貯水、導水、浄水、送水及び配水の設備に関すること。
給水部	管理課	- 配水施設の管理の事務に関すること。 - 部内他の課に属しない事項に関すること。
	配水課	水道の配水及び旧工業用水道の配水施設に関すること。
	給水課	- 水道の給水装置の新設、改造及び撤去に関すること。 - 給水装置用器材に関すること。 - 貯水槽水道に関すること。 - 指定給水装置工事事業者に関すること。 - 水道の量水器の管理及び調査に関すること。 - 水道の漏水防止に関すること。
	水道緊急隊	- 首都中枢機関への供給ルートの確保に関すること。 - 給配水管路の危機管理に関すること。 - 突発事故発生時の初期の広報、応急給水、事故現場の保安措置、断水作業支援等に関すること。 - 地震等災害発生時初期の情報連絡に関すること。 - 漏水の修理、事故時等の応急措置に関すること。 - 漏水防止関係機器の技術指導及び改善に関すること。 - 配水管工事に必要な機械の運転及び整備に関すること。 - 工器具及び備品類の点検並びに補修に関すること。 - その他特命に関すること。
	配水施設工事連絡調整担当課長	- 配水施設に係る関係機関、利害関係者等との連絡調整及び協議に関すること。 - 配水施設に係る技術上の調整に関すること。 - 配水施設工事の設計に関すること。 - 工事現場の事故防止に関すること。 - 水道緊急隊に係る連絡調整に関すること。 - その他特命に関すること。
	業務改革推進担当課長	- スマートメータに関すること。 - デジタル化の推進に関すること。
	水道緊急対応専門課長	- 給配水管路の危機管理 - 漏水の修理、事故時等の応急措置 - 漏水防止関係機器の技術指導及び改善 - 配水管工事に必要な機械の運転及び整備 - 工器具及び備品類の点検並びに補修
建設部	管理課	- 大規模な水道施設工事の管理の事務に関すること。 - 部内他の課に属しない事項に関すること。
	工務課	- 水道施設整備に係る中期計画に関すること。 - 施設整備事業及び旧工業用水道施設撤去事業の実施計画に関すること。 - 工事の進行管理及び審査に関すること。 - 建設事務所との工事の連絡調整に関すること。
	施設設計課	- 大規模な導水施設、浄水施設等の設計に関すること。 - 大規模な機械及び電気設備の設計に関すること。 - 前2号に掲げるもののほか、特命工事の設計に関すること。
	管路設計課	- 大規模な送水施設、配水施設及び旧工業用水道施設撤去等の設計に関すること。 - 前号に掲げるもののほか、特命工事の設計に関すること。
	技術管理課	- 局事業に係る技術の管理に関すること。 - 水道技術の開発に係る連絡調整に関すること。
	建設改良工事連絡調整担当課長	- 水道施設の建設改良に関する関係機関、利害関係者との連絡調整及び協議に関すること。 - 水道施設の建設改良工事の自主監察に関すること。

(2) 事業機関の分掌事務

事業機関	分掌事務
多摩水道改革推進本部	1 多摩地区水道の経営改革に関する事。 2 多摩地区水道の管理運営に関する事。 3 分水業務に関する事。 4 多摩地区市町村における水道事業の一元的経営に必要な事項に関する事。 5 多摩地区市町村からの下水道料金の徴収に関する事務の受託及び受託した事務の処理に関する事。
給水管理事務所	1 水道施設の維持管理及び配水調整に関する事。 2 漏水防止に関する事。 3 断減水等の際の応急措置に関する事。 4 手数料、工費等の収納に関する事。 5 給水装置に関する事。
給水事務所	1 手数料、工費等の収納に関する事。 2 浄水所、給水所及び関連施設の維持管理に関する事。 3 給水装置に関する事。 4 漏水防止に関する事。 5 浄水所、給水所及び関連施設の保安全管理に関する事。 6 浄水所、給水所及び関連施設の運転管理に関する事。 7 水道施設管理業務に係る委託会社の指導及び調整に関する事。 8 サービスステーションの給水装置業務に係る委託会社の指導及び調整に関する事。 9 水道施設運転管理業務に係る委託会社の指導及び調整に関する事。
研修・開発センター	1 局における研修の企画及び推進に関する事。 2 研修に係る関係局との連絡に関する事。 3 水道関係機関等と連携した研修に関する事。 4 水道技術の調査、研究及び開発に関する事。 5 水道技術情報の管理に関する事。
水運用センター	1 総合的水運用に関する事。 2 水運用技術の研究及び開発に関する事。 3 水運用システムに関する事。 4 電気機械設備の保安全管理に係る情報に関する事。 5 水量関係の諸統計に関する事。 6 給水所、関連施設等の維持管理に関する事。 7 無線通信及び電話の維持管理に関する事。
水質センター	1 水質管理の企画に関する事。 2 水質技術の調査研究及び開発に関する事。 3 水質の精密検査に関する事。 4 水源水質の監視及び調査並びに給水せんの水質管理に関する事。
水源管理事務所	1 水源林の管理運営に関する事。 2 水源林の保護及び保全に関する事。 3 貯水池に関する事。 4 特命工事の施行に関する事。
羽村取水管理事務所	1 ダム、貯水池その他これに附属する設備の管理運営に関する事。 2 村山山口貯水池林の管理運営に関する事。
小河内貯水池管理事務所	1 ダム、貯水池その他これに附属する設備の管理運営に関する事。
支所	1 水道の配水調整及び旧工業用水道を含む配水施設の維持管理に関する事。 2 水道の漏水防止に関する事。 3 水道の断減水等の際の応急措置に関する事。 4 水道料金等の徴収に関する事。 5 水道及び旧工業用水道の給水装置に関する事。
営業所	1 水道の使用承認に関する事。 2 水道料金、下水道料金、手数料、工費等の徴収及び収納に関する事。 3 営業所における広報及び広聴に関する事。
浄水管理事務所	1 取水、浄水及び送水に関する事。 2 水質に関する事。
浄水場	1 取水、浄水、送水その他の水道設備の管理運営に関する事。 2 水質に関する事。
建設事務所	1 大規模な水道施設工事及び旧工業用水道施設撤去工事の施行に関する事。 2 特命工事の施行に関する事。

参考資料

7 水道基本用語解説

水 道

水道法では、「導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。」と定義されている（水道法第3条第1項）。

水資源開発

河川等の水資源開発には、ダム、河口堰又は湖沼水位調節施設によって水を生み出す方法と、2以上の河川を導水路によって結び付け相互の流況の調整により水を生み出す方法（流況調整河川）とがある。このほか、農業用水路や水位調節施設を整備・改修することによって余った農業用水を都市用水に転用するもの（既存水利の合理化）がある。

水 利 権

流水の占用の許可（河川法第23条）による特別の使用権をいい、水道用、工業用水道用、発電用、農業用等特定の経済目的のために、河川、湖沼等の流水を排他的・継続的に使用する権利である。水利権は河川管理者の許可（行政法学上は特許行為）によって成立するものと、流水の慣行的な使用により許可を受けたとみなされるものとがある。

水道水源林

水道水源林は、多摩川の安定した河川流量の確保と小河内貯水池の保全を図るため、多摩川上流に当局が所有し管理している森林であり、面積はおよそ26,000haである。

貯 水 池

貯水池の形態には、ダムによるもの、既存の湖沼やくぼ地を利用したもの、河川敷等の遊水池を利用したもの等があり、その使用目的は、水道専用貯水池と多目的貯水池とに分かれる。当局に関係するものでは、前者には小河内ダム（奥多摩湖）等があり、後者には矢木沢ダム（奥利根湖）等がある。

取 水 堰

河川水を堰上げし、計画取水量を確保することにより、安定した取水を可能にするための取水施設をいう。ゲートにより水位が調節できるものを可動堰、調節できないものを固定堰という。取水施設にはこのほか取水塔、取水門、取水枠等がある。

導水管と導水きょ

取水施設から浄水場まで原水を導く施設で、管水路式と開水路式とがあり、前者を導水管、後者を導水きょといい、総称して導水路ともいう。導水きょには、開ききょ、暗きょ、トンネル等がある。導水きょは自然流下方式によるのに対し、導水管はこれに加えてポンプ圧送方式によるものもある。

浄 水 場

取水した原水を水道法の水質基準に適合するよう浄水処理する施設の総体をいう。通常、河川水を原水とする場合、着水井、沈殿池、薬品注入設備、ろ過池、消毒設備、排水処理施設、配水池等の施設を有する。

沈 殿 池

原水中の濁質を沈殿させるための池のことで、普通沈殿池と薬品沈殿池とに大別される。前者は、自然沈降により汚濁物質を沈殿・分離するのに対し、後者は、薬品を用いて汚濁物質を凝集することにより、効率良く沈殿・分離を行う。

ろ 過 池

ろ材（主として砂）を用いて水を浄化するための池のことで、緩速ろ過池と急速ろ過池とに分けられる。前者は、緩速でろ材を通過させるとき、砂層に増殖した微生物群によって、水中の不純物を酸化分解する浄水方法であり、後者は、あらかじめ凝集処理された水中の汚濁物質を、比較的粗い砂層を急速で通過させる際に、付着やふるい分け作用によって除去する浄水方法である。

高度浄水処理

通常の浄水処理では十分に除去できない臭気物質、トリハロメタン前駆物質、色度、アンモニア態窒素、陰イオン界面活性剤等の処理を目的として、

通常の浄水処理に追加して行う処理をいう。代表的な処理方法に、オゾン処理、活性炭処理、生物処理等があり、対象物質により組み合わせて用いる。当局では、金町浄水場、三郷浄水場、朝霞浄水場、三園浄水場及び東村山浄水場で、オゾン処理と生物活性炭吸着処理とを組み込んだ高度浄水処理を行っている。

消 毒

水道法では、飲料水の安全を確保するために水道水の消毒を義務付けている。消毒には塩素、オゾン等が用いられるが、水道法では給水栓で保持すべき残留塩素濃度を規定し、消毒は塩素によるものとしている。

配 水 池

配水量の時間変動調整機能及び停電等による浄水場の機能停止時や水源汚染事故による取水停止時の円滑な対応機能に加えて、緊急時における給水拠点としての機能を持った浄水の貯留池をいい、浄水場や給水所に設けられる。

排水池・排泥池

浄水処理工程から排出される沈殿池の排泥やろ過池の洗浄排水を処理するシステムの一つ。固液分離の効率を良くするために、ろ過池の洗浄排水、濃縮槽及び排泥池の上澄水等は排水池に、沈殿池の排泥は排泥池に分担させている。

送 水 管

浄水場と給水所等との間及び給水所間の配水池を結ぶ管路をいう。当局では、送水管を二重化・ネットワーク化するとともに、給水所への送水の二系統化を図り、水を弾力的に運用できるようにしている。

給 水 所

時間帯による需要量の変化に応じ、圧力調整による配水量の調節、給水系統の切換え等、送配水をコントロールする施設をいい、配水池が併設される。

配 水 管

配水池又は給水ポンプ所から給水区域に配水する管路をいう。配水管は、どの地域でも水圧を均等

に保ち、また、断水等の影響を最小限にとどめるよう網目状に配置されている。当局では、配水管網上の機能により、幹線となる配水本管と、配水本管から分岐して直接給水管につながる配水小管とに分けている。

配水本管テレメータ

配水本管内の流量や水圧の情報を送信する機器で、水運用センターに電話回線を通じてその数値を送信している。管の事故等の異常があれば、水運用センターの管路異常検知システムによって発見できる。

制 水 弁

管内の流水の停止（断水）及び水圧の調整（流量の調整）を行うために管路に設ける弁のことで、配水管の分岐点や河川等の横断部に設ける。通常は、配水本管については500mから1,000m程度、配水小管については150mから200m程度の間隔で設置することとしている。

消 火 栓

消火用水を供給するため配水管路に設けられる水栓のことで、道路の交差点、分岐点付近等の消防活動に便利な箇所を選定し、沿線の建物の状況に応じ100mから200m間隔で設置することとしている。

給水装置

配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。給水装置は需要者の所有物であって、その管理は需要者が行うことになっている。一方、受水タンク以下装置は、水道法上、給水装置には該当しない。このため、水質を含めた一切の維持管理責任は当該設備の設置者が負わなければならない。

給 水 管

給水装置（前述）の主要部分を成し、配水小管又は他の給水装置から分岐して家屋内等に引き込んだ管をいう。

簡易専用水道

水道事業の用に供する水道から給水を受けるビル、マンション等の貯水槽及びそれに接続する設備

で、その貯水槽の有効容量の合計が10m³を超えるものをいう。設置者はその水道を管理し、定期的に検査を受けなければならない。

なお、平成13年の水道法改正により、簡易専用水道を含め、貯水槽の規模によらない建物内水道の総称として「貯水槽水道」が新たに定義された。

この貯水槽水道の管理充実を図るため、水道事業者及び貯水槽水道の設置者の責任に関する事項を供給規程に定めることになった。

調 定

収入すべき歳入についてその権利内容を調査して収入金額等を内部的に決定することをいう。

調定を行うためには、所属年度及び歳入科目は正しいか、収入すべき金額は、法令、契約等の根拠に基づき、正しく算定されているか、納入義務者は、法令、契約等に照らし適正であるか、納期限は、法令、契約等に照らし適正であるか等を調査する。

なお、例外として中止清算等のように現金の収納後に行われるものもある（これを事後調定という。）。

指定給水装置工事事業者

給水装置の新設、改造又は撤去の設計及び工事を適正に行うことができる者として、水道事業者から指定を受けた事業者のことをいう。指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かなければならない。

給水区域

水道事業者が所管大臣の認可を受け、給水を行うこととした区域のこと。都の給水区域は、平成22年4月1日より都営水道に統合した奥多摩町を加え、区部及び多摩地区の26市町の大部分の区域となっている。

給水人口

給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人口をいう。

給水件数

給水契約の件数のこと。

給水普及率

計画給水区域内の現在人口に対する給水人口の割合をいう。

有 効 率

有効水量（料金化された水量、料金化されなくとも局事業用に使用された水量など、使用上有効と認められる水量）を配水量で除したもの。水道施設及び給水装置を通して給水される水量が有効に使用されているかどうかを示す指標であり、有効率の向上は経営上の目標となる。

有 収 率

調定水量（給水区域に給水し料金化された水量）、分水量（未統合各市町へ分水した水量）等の料金化された水量（有収水量）を配水量で除したものをいう。

負 荷 率

一日平均配水量の一日最大配水量に対する割合。負荷率は、需要予測において、一日平均配水量から一日最大配水量を推定する際の係数として用いられる。

独立採算制

地方公営企業の特別会計においては、その経費は、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないとされている。しかし例外として、性質上企業の経営に伴う経費をもって充てることが適当でない経費などは一般会計等で負担することとされている（地方公営企業法第17条の2）。

損益勘定留保資金

企業会計上、減価償却費のように費用として計上されるが、現金の支出を伴わず企業内部に留保される資金をいう。他に固定資産除却費、繰延勘定償却費等があり、資本的支出の補填財源として使用され、固定資産の再取得等に充てられる。

補填財源

資本的支出は、企業債、国庫補助金、工事負担金などの特定の財源で賄われるが、他に損益勘定留保資金や利益剰余金の処分額など企業内部に留保された資金が補填財源として使用できるとされ

ている。

繰越工事資金

地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき予算の繰越しを行った経費に充てる財源で、原資は企業債、損益勘定留保資金などである。

なお、公営企業管理者は、繰越額の使用に関する計画について繰越計算書により地方公共団体の長に報告し、長は、その旨を議会に報告しなければならない。

当年度純利益

損益計算において生じた剰余金。欠損金は、当年度純損失。都の水道事業では、純利益は、20分の1を下らない金額を減債積立金として積み立てることとしている（東京都水道事業減債積立金条例第2条）。

予定処分

確実な利益の見込める範囲で、資本的支出の補填財源とするため、予算であらかじめ利益処分を定めること。現在、建設改良積立金として予定処分を行っている。

収益的収支

一事業年度の企業の経済活動に伴って発生する全ての利益と、それに対応する費用とが計上されたもの。

資本的収支

企業の経営の基礎となる固定資産の取得に要する支出及びその財源となる収入等で、支出の効果が次年度以降に及び、将来の収益に対応するものが計上される。企業会計では、損益取引（収益的収支）と資本取引（資本的収支）とを区分して経理するという特徴がある。

8 事業所等一覧

令和8年4月1日現在

事業所名	所在地	電話番号
本局	新宿区西新宿二丁目8番1号	03(5321)1111 (都庁代表)
水道緊急隊	杉並区和泉三丁目8番10号	03(5300)8531
【多摩水道改革推進本部系列機関】		
多摩水道改革推進本部	立川市緑町6番地の7	042(548)5400
立川給水管理事務所	立川市緑町6番地の7	042(548)5461
多摩給水管理事務所	多摩市山王下一丁目17番地	042(371)1283
八王子給水事務所	八王子市元本郷町四丁目19番1号	042(621)0417
【各センター（お客さまセンターを除く。）・各給水管理所】		
研修・開発センター	世田谷区玉川田園調布一丁目19番1号	03(5483)3506
水運用センター		
水質センター		
【水源管理事務所・取水管理事務所・各貯水池管理事務所】		
水源管理事務所	青梅市裏宿町600番地	0428(21)3893
羽村取水管理事務所	羽村市羽東三丁目8番32号	042(554)2052（代）
小河内貯水池管理事務所	東京都西多摩郡奥多摩町原5番地	0428(86)2211（代）
【各支所・各営業所】		
中央支所	千代田区内神田二丁目1番12号	03(3256)6186
千代田営業所	千代田区内神田二丁目1番12号	03(5298)5351
港営業所（※）	港区三田一丁目3番27号	03(5444)2091
豊島営業所（※）	豊島区西池袋一丁目7番7号	03(5958)5870
文京営業所（※）	文京区西片二丁目16番23号	03(5840)8021
東部第一支所	江東区新砂一丁目7番2号	03(3640)4010
江東営業所（※）	江東区新砂一丁目7番2号	03(5633)9053
墨田営業所（※）	墨田区千歳二丁目2番11号	03(5638)3140
江戸川営業所（※）	江戸川区松江五丁目4番12号	03(5661)5085
東部第二支所	荒川区南千住六丁目40番1号	03(3802)2942
荒川営業所（※）	荒川区南千住六丁目40番1号	03(5850)1595
足立営業所（※）	足立区中央本町三丁目8番2号	03(5845)3721
葛飾営業所（※）	葛飾区立石八丁目17番4号	03(5671)3192
西部支所	杉並区和泉三丁目8番10号	03(5300)8500
杉並営業所（※）	杉並区和泉三丁目8番10号	03(5300)8261
新宿営業所（※）	新宿区内藤町87番地	03(5368)3055
中野営業所（※）	中野区中野一丁目5番7号	03(5925)2921
南部支所	大田区平和島一丁目1番2号	03(3763)4124
大田営業所	大田区平和島一丁目1番2号	03(5767)6451
品川営業所（※）	品川区西中延一丁目9番10号	03(5749)5573
南部支所（桜丘庁舎）	世田谷区桜丘五丁目50番16号	03(3420)1110
世田谷営業所（※）	世田谷区太子堂一丁目13番13号	03(5433)0541
目黒営業所	目黒区中町二丁目43番18号	03(5773)6126
渋谷営業所（※）	渋谷区千駄ヶ谷四丁目3番15号	03(5413)5201
北部支所	練馬区中村北一丁目9番4号	03(3999)3127
練馬営業所	練馬区中村北一丁目9番4号	03(5987)5330
板橋営業所（※）	板橋区氷川町3番6号	03(5248)6365
北営業所	北区赤羽台三丁目3番21号	03(5963)6030

【各浄水管理事務所・各浄水場】		
東村山浄水管理事務所	東村山市美住町二丁目20番地236	042(397)8203
境浄水場	武蔵野市関前一丁目 8 番37号	0422(51)4505
金町浄水管理事務所	葛飾区金町浄水場 1 番 1 号	03(5660)1161
三郷浄水場	埼玉県三郷市彦江三丁目12番地 2	048(953)7311
朝霞浄水管理事務所	埼玉県朝霞市宮戸一丁目 3 番 1 号	048(475)3212
三園浄水場	板橋区三園二丁目10番 1 号	03(5383)8704
【各建設事務所】		
東部建設事務所	台東区三筋二丁目15番16号	03(3864)5961
西部建設事務所	杉並区和泉三丁目 8 番10号	03(5300)8514
《参考》お客さまセンター		
お客さまセンター	0570-091-100（ナビダイヤル）	
	03-5326-1101（区部）	
	042-548-5110（多摩）	
《参考》PR館		
東京都水道歴史館	文京区本郷二丁目 7 番 1 号	03(5802)9040
東京都水の科学館	江東区有明三丁目 1 番 8 号	03(3528)2366
奥多摩水と緑のふれあい館	東京都西多摩郡奥多摩町原 5 番地	0428(86)2731

※東京水道株式会社へ委託している営業所

9 多摩地域におけるサービスステーション一覧

令和8年4月1日現在

名 称	所 管 区 域		所 在 地
	料金窓口	装置窓口	
八王子サービスステーション(※)	八王子市 日野市	八王子市	八王子市元本郷町四丁目 19 番1号
立川サービスステーション	立川市・国分寺市・国立市		立川市緑町6番地の7
青梅サービスステーション	青梅市 瑞穂町 奥多摩町 あきる野市 福生市 日の出町	青梅市 瑞穂町 奥多摩町	青梅市師岡町一丁目 1301 番地の 10
府中サービスステーション	府中市 小金井市 三鷹市 調布市 狛江市	府中市 小金井市	府中市寿町三丁目4番地の6
調布サービスステーション		三鷹市 調布市 狛江市	調布市国領町七丁目 29 番地5
町田サービスステーション(※)	町田市		町田市木曽東一丁目4番1号
日野サービスステーション		日野市	日野市多摩平二丁目7番地の2
東久留米サービスステーション	小平市・西東京市・清瀬市・ 東久留米市		東久留米市滝山六丁目1番1号
東大和サービスステーション	東村山市・武蔵村山市・東大和 市		東大和市上北台三丁目 447 番地
多摩サービスステーション	多摩市・稲城市・ 多摩ニュータウン地域		多摩市山王下一丁目 17 番地
あきる野サービスステーション		あきる野市 福生市 日の出町	あきる野市秋川三丁目2番地 10

※多摩ニュータウン地域を除く

10 災害時給水ステーション（給水拠点）一覧

（１）区部の災害時給水ステーション（給水拠点）

令和８年５月１日現在

【水道局設置分】					(m ³)				
番号	区名	施設名	所在地	確保水量	番号	区名	施設名	所在地	確保水量
1	千代田区	区立東郷元帥記念公園 ★	三番町18番地	1,500	58	杉並区	区立蚕糸の森公園 ★	和田三丁目55番	1,500
2		都立日比谷公園 ★	日比谷公園1番地	1,500	59		区立昭栄公園 ★	高井戸西一丁目12番	1,500
3		都立一橋高等学校 ☆	東神田一丁目12番13号	100	60		区立井草森公園 ★	井草四丁目12番1号	1,500
4	中央区	晴海給水所	晴海一丁目6番3号	1,300	61		区立馬橋公園 ☆	高円寺北四丁目35番5号	100
5		区立あかつき公園 ★	築地七丁目19番1号	1,500	62		都立善福寺川緑地 ☆	成田西三丁目14番	100
6		区立堀留児童公園 ☆	日本橋堀留町一丁目1番16号	100	63	豊島区	区立西池袋公園 ★	西池袋三丁目20番1号	1,500
7	港区	芝給水所	芝公園三丁目6番7号	26,600	64		都立文京高等学校 ☆	西巣鴨一丁目1番5号	100
8		都立青山公園 ★	六本木七丁目23番	1,500	65	北区	区立桐ヶ丘中央公園 ☆	桐ヶ丘一丁目8番	1,500
9		シティハイツ桂坂(港区防災活動拠点) ☆	高輪二丁目13番8号	100	66		区立滝野川公園 ★	西ヶ原二丁目1番	1,500
10	新宿区	淀橋給水所	西新宿二丁目10番1号	24,000	67		区立北運動公園 ★	神谷二丁目47番6号	1,500
11		区立鶴巻南公園 ★	早稲田鶴巻町507番	1,500	68	荒川区	南千住給水所	南千住八丁目2番6号	33,300
12		区立百人町ふれあい公園 ★	百人町三丁目28番	1,500	69		区立日暮里南公園 ★	東日暮里五丁目19番1号	1,500
13	文京区	本郷給水所	本郷二丁目7番29号	20,000	70	板橋区	三園浄水場	三園二丁目10番1号	15,600
14		区立教育の森公園 ★	大塚三丁目29番	1,500	71		板橋給水所	加賀一丁目17番1号	26,600
15	台東区	都立上野恩賜公園 ★	上野公園8番51号	1,500	72		大谷口給水所	大谷口一丁目4番	11,600
16		区立隅田公園山谷堀広場 ☆	浅草七丁目1番	100	73		都立城北中央公園 ★	桜川一丁目1番	1,500
17	墨田区	区立文花公園 ★	文花一丁目27番5号	1,500	74		区立城北公園 ☆	坂下二丁目19番1号	1,500
18		区立両国公園 ☆	両国四丁目25番3号	100	75		都立板橋高等学校 ★	大谷口一丁目54番1号	100
19	江東区	亀戸給水所	亀戸二丁目6番50号	20,000	76		都立赤塚公園 ☆	高島平三丁目1番	100
20		豊住給水所	東陽六丁目1番8号	13,300	77		区立西徳第二公園 ☆	西台三丁目42番1号	100
21		江東給水所	新砂三丁目6番17号	22,000	78	練馬区	練馬給水所	光が丘二丁目4番1号	66,600
22		有明給水所	有明三丁目1番8号	6,600	79		区立大泉公園 ★	大泉学園町六丁目25番	1,500
23		区立南砂三丁目公園 ★	南砂三丁目14番21号	1,500	80		区立学田公園 ★	豊玉南三丁目32番	1,500
24		都立辰巳の森海浜公園 ★	辰巳二丁目1番	1,500	81		区立はやいち公園 ☆	早宮一丁目47番11号	100
25	品川区	区立戸越公園 ★	豊町二丁目1番30号	1,500	82		区立みんなの広場公園 ☆	石神井町八丁目41番	100
26		区立おじ公園 ★	八潮五丁目6番	1,500	83	足立区	小右衛門給水所	中央本町三丁目8番1号	16,600
27		都立八潮高等学校 ☆	東品川三丁目27番22号	100	84		区総合スポーツセンター ★	東保木間二丁目27番1号	1,500
28	目黒区	八雲給水所	八雲一丁目1番	16,600	85		区立千住スポーツ公園 ★	千住緑町二丁目1番1号	1,500
29		都立林試の森公園 ★	下目黒五丁目37番	1,500	86		区立諏訪木東公園 ★	西新井三丁目25番	1,500
30	大田区	馬込給水所	西馬込二丁目15番6号	12,080	87		区立大谷田南公園 ★	中川四丁目42番1号	1,500
31		上池台給水所	上池台一丁目48番25号	11,000	88		区立北鹿浜公園 ★	鹿浜三丁目26番	1,500
32		東海給水所	東海一丁目3番12号	13,300	89		都立舎人公園 ☆	舎人公園1番1号	100
33		区立西六郷三丁目公園 ★	西六郷三丁目16番16号	1,500	90		区立北宮城町公園 ☆	扇二丁目37番1号	100
34		区立萩中公園 ★	萩中三丁目25番26号	1,500	91		江北給水所	江北五丁目5番	16,600
35		区立都堀公園 ★	大森東一丁目30番	1,500	92	葛飾区	金町浄水場	金町浄水場1番1号	48,700
36		区立下丸子公園 ★	下丸子四丁目21番	1,500	93		水元給水所(都立水元公園内自由広場)	水元公園4番	33,300
37		区立女塚なかよし公園 ☆	池上五丁目24番	100	94		区立上千葉公園 ★	東堀切三丁目25番1号	1,500
38	世田谷区	砧浄水場	喜多見二丁目9番1号	8,300	95		区立新小岩公園 ★	西新小岩一丁目1番3号	1,500
39		砧下浄水所	鎌田二丁目4番1号	700	96		区立渋江東公園 ☆	東四つ木二丁目15番	100
40		和田堀給水所(注1)	大原二丁目30番43号	0	97	江戸川区	西端江給水所	東端江一丁目26番2号	6,600
41		玉川給水所	玉川田園調布一丁目19番1号	20,000	98		葛西給水所	北葛西三丁目9番	13,300
42		大蔵給水所	砧二丁目8番1号	13,300	99		都立篠崎公園 ★	上篠崎一丁目25番	1,500
43		駒沢給水所	弦巻二丁目41番5号	3,200	100		区立宇喜田中央公園 ★	北葛西四丁目15番	1,500
44		区立こどものひろば公園 ★	下馬二丁目31番4号	1,500	101		区立小岩公園 ★	北小岩六丁目43番	1,500
45		区立葎根公園 ★	船橋六丁目21番	1,500	102		都立大島小松川公園 ☆	小松川一丁目7番	1,500
46		都立祖師谷公園 ★	上祖師谷四丁目1番	1,500	103		都立葛西南高等学校 ☆	南葛西一丁目11番1号	100
47		区立中町二丁目公園 ☆	中町二丁目34番1号	100	104		一之江抹茶亭 ☆	一之江五丁目14番	100
48		上北沢給水所	上北沢五丁目2番1号	13,300	区部【水道局設置分】小計（104か所）				682,580
49	渋谷区	都立代々木公園 ★	代々木神園町2番1号	1,500	★：応急給水槽（1,500m ³ 槽） ☆：小規模応急給水槽（100m ³ 槽）				
50		都立第一商業高等学校 ☆	鉢山町8番1号	100	【都市整備局等所管分】				
51		区立景丘公園 ☆	恵比寿四丁目19番21号	100	番号	区名	施設名	所在地	確保水量
52	中野区	区立弥生公園 ☆	弥生町五丁目4番	100	105	墨田区	白鬚東地区防災拠点	堤通二丁目	2,700
53		区立江古田の森公園 ☆	江古田三丁目14番	100	※白鬚東地区防災拠点は、既存の貯水槽を給水拠点に位置づける。				
54		区立みずのとう公園 ☆	江古田一丁目3番	100	区部合計確保水量（105か所）				685,280
55	杉並区	和泉水压調整所	和泉二丁目5番23号	16,600					
56		上井草給水所	上井草三丁目22番12号	60,000					
57		都立和田堀公園 ★	大宮二丁目26番	1,500					

(注1) 和田堀給水所の災害時給水ステーションは、工事により、令和4年12月19日から運用を停止している。

※確保水量については点検・工事等の理由により、上記数値より一時的に減少することがある。

参考資料

(2) 多摩地区の災害時給水ステーション（給水拠点）

令和8年5月1日現在

【都営水道市町】					(m ³)
番号	市町名	施設名	所在地	確保水量	
1	八王子市	鏈水給水所	鏈水401番地	1,660	
2		西寺方給水所	西寺方町1006番地167	1,660	
3		狭間給水所	狭間町1994番地478	5,000	
4		犬目第二給水所	犬目町710番地	1,760	
5		高月給水所	高月町2240番地	5,000	
6		散田給水所	散田町二丁目6番地1	6,660	
7		東浅川給水所	東浅川町674番地	4,330	
8		寺田配水所	寺田町1359番地4	330	
9		元八王子配水所	元八王子町三丁目2750番地487	150	
10		北野給水所	北野町595番地3	5,280	
11		南陽台配水所	南陽台三丁目5番1号	330	
12		檜原給水所	檜原町1294番地3	13,330	
13		暁町配水所	暁町三丁目3番1号	830	
14		久保山配水所	久保山町二丁目15番地1	730	
15		大船給水所	七国三丁目56番1号	7,330	
16		鏈水小山給水所	鏈水二丁目92番地	23,330	
17		南大沢給水所	南大沢四丁目25番地	4,950	
18		都立陵南公園	★長房町1572番地	1,500	
19		櫛田ポンプ所	櫛田町545番地	440	
20	立川市	柴崎給水所	柴崎町一丁目1番41号	1,500	
21		立川栄町浄水所	栄町五丁目38番地の5	330	
22		立川砂川給水所	砂川町六丁目41番地の1	5,100	
23		市立松中公園	☆西砂町一丁目19番地の12	100	
24	三鷹市	上連雀給水所(西配水場)	上連雀九丁目41番4号	5,430	
25		三鷹新川給水所(東配水場)	新川二丁目1番15号	3,330	
26	青梅市	日向和田浄水所	日向和田二丁目370番地	880	
27		千ヶ瀬浄水所	千ヶ瀬町三丁目464番地の1	460	
28		御岳山第一配水所	御岳山170番地の3	70	
29		成木配水所	成木八丁目690番地の3	30	
30		新町給水所	新町五丁目24番地の1	2,330	
31		二俣尾配水所	二俣尾五丁目107番地の2	70	
32		城山配水所	東青梅六丁目95番地の1	1,440	
33		梅郷配水所	和田町二丁目578番地の1	1,330	
34		府中武蔵台浄水所及び府中武蔵台ポンプ所	武蔵台二丁目7番地及び武蔵台一丁目25番地	3,730	
35		若松給水所	若松町四丁目10番地	1,760	
36	調布市	幸町給水所	幸町二丁目24番地	5,000	
37		府中南町給水所	南町一丁目50番地	1,660	
38		都立武蔵野公園	★多磨町三丁目2番地	1,500	
39		上石原配水所	上石原一丁目34番地7	1,120	
40	町田市	仙川配水所	仙川町三丁目6番地27	320	
41		深大寺給水所	深大寺南町五丁目56番地1	9,900	
42		調布西町給水所	西町717番地	6,660	
43		小野路給水所	小野路町2637番地1	6,330	
44	野津田市	原町田浄水所	原町田五丁目13番3号	520	
45		滝の沢給水所	旭町二丁目7番7号	1,880	
46		野津田浄水所(注2)	野津田町3398番地	0	
47		市立つくし野セントラルパーク	★つくし野三丁目19番地	1,500	
48	小金井市	市立鶴川中央公園	☆鶴川六丁目6番地	100	
49		成瀬コミュニティセンター	☆西成瀬二丁目49番1号	100	
50		市立忠生公園	☆忠生一丁目3番地	100	
51		市立三輪中央公園	☆三輪緑山三丁目21番地	100	
52	小平市	梶野配水所	梶野町五丁目10番33号	1,300	
53		上水南給水所	小平市上水南町三丁目12番36号	11,660	
54	日野市	小川給水所	小川町一丁目847番地	6,580	
55		市立津田公園	☆津田町三丁目39番	100	
56	多摩平給水所	市立大坂西公園	☆大坂上一丁目14番地の4	100	
57		多摩平給水所	多摩平二丁目7番地の2	3,660	
58		程久保給水所	程久保五丁目10番地の1	6,700	
59		三沢配水所	三沢905番地の2	1,490	
60	日野旭が丘給水所	日野旭が丘給水所	旭が丘二丁目42番地の2	1,660	

(注1) 清瀬元町配水所は、令和5年8月25日から運用を停止している。

(注2) 野津田浄水所は、令和5年1月4日から運用を停止している。

					(m ³)
番号	市町名	施設名	所在地	確保水量	
61	東村山市	八坂給水所	富士見町五丁目4番地46	20,000	
62		東村山浄水場	美住町二丁目20番地236	36,000	
63		美住給水所	美住町二丁目13番地4	2,020	
64		市立東村山運動公園	★恩多町一丁目9番地5	1,500	
65		市立秋津小学校	☆秋津町三丁目48番地1	100	
66	国分寺市	東恋ヶ窪配水所	東恋ヶ窪二丁目5番地8	1,220	
67		国分寺北町給水所	北町四丁目1番地5	5,800	
68	国立市	国立中給水所	中三丁目8番地1	2,000	
69		谷保給水所	谷保1462番地1	2,000	
70	西東京市	芝久保給水所	芝久保町五丁目9番1号	6,030	
71		保谷町給水所	保谷町一丁目5番24号	2,910	
72		西東京栄町配水所	栄町二丁目7番6号	1,000	
73	福生市	福生武蔵野台給水所	武蔵野台二丁目32番地	2,540	
74		市立明神下公園	★南日園一丁目12番地1	1,500	
75	狛江市	和泉本町給水所	和泉本町四丁目6番1号	2,260	
76		上北台給水所	上北台一丁目801番地1	5,330	
77	清瀬市	東大和給水所	桜が丘三丁目44番地	26,660	
78		清瀬元町配水所(注1)	元町二丁目27番12号	0	
79		市立第3保育園	☆旭が丘三丁目755番地1	100	
80	東久留米市	清瀬梅園給水所	梅園一丁目3番	10,000	
81		南沢給水所	南沢三丁目9番21号	3,330	
82	武蔵村山市	滝山給水所	滝山六丁目1番1号	1,960	
83		学園配水所	学園一丁目5番地の7	1,460	
84	多摩市	中藤配水所	中藤二丁目1番地の3	950	
85		市立中原公園	★中原二丁目21番地の4	1,500	
86	稲城市	桜ヶ丘配水所	桜ヶ丘四丁目10番地	1,500	
87		落合配水所	中沢一丁目12番地	100	
88		愛宕配水所	愛宕二丁目51番地	1,140	
89		南野給水所	南野二丁目16番地	3,360	
90		聖ヶ丘給水所	聖ヶ丘四丁目1番地	14,000	
91	あきる野市	市立並木公園	★和田1551番地1	1,500	
92		坂浜配水所	坂浜816番地	1,510	
93		向陽台給水所	向陽台六丁目16番地	2,000	
94	瑞穂町	若葉台給水所	若葉台一丁目19番地	2,160	
95		秋留台給水所	秋川三丁目2番地10	2,000	
96		菅生給水所	菅生683番地	2,000	
97		上代継浄水所	上代継407番地	200	
98	日の出町	戸倉給水所	戸倉348番地1	1,660	
99		小峰台配水所	小峰台40番地	160	
100		伊奈配水所	伊奈372番地3	130	
101	多摩地区【都営水道市町以外】小計（102か所）	石畑給水所	石畑2301番地	10,000	
102		文化の森給水所	平井3075番地	2,000	

【都営水道市町以外】					
1	武蔵野市	第一浄水場(注3)	吉祥寺北町四丁目11番46号	0	
2		第二浄水場(注3)	桜堤一丁目6番6号	0	
3	昭島市	西部配水場	緑町二丁目17番16号	2,780	
4		東部配水場	朝日町四丁目23番28号	2,160	
5	羽村市	第一配水場	緑ヶ丘二丁目18番地5	2,060	
6		小作浄水場	小作台四丁目2番地1	14,260	
		多摩地区【都営水道市町以外】小計（6か所）			21,260

(注3) 運搬給水拠点(給水車等の車両への水の補給施設)

拠点給水は、市立小中学校及び広域避難場所で行う。

多摩地区合計確保水量（108か所）	387,380
-------------------	---------

★:応急給水槽(1,500m³槽)

☆:小規模応急給水槽(100m³槽)

11 関係官庁及び団体

総務省	千代田区霞が関二丁目1番2号	03(5253)5111 (代)
総務省関東総合通信局	千代田区九段南一丁目2番1号	03(6238)1600 (代)
財務省	千代田区霞が関三丁目1番1号	03(3581)4111 (代)
財務省関東財務局	埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1	048(600)1111 (代)
経済産業省	千代田区霞が関一丁目3番1号	03(3501)1511 (代)
経済産業省関東経済産業局	埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1	048(600)0213 (総務課)
国土交通省	千代田区霞が関二丁目1番3号	03(5253)8111 (代)
国土交通省関東地方整備局	埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1	048(601)3151 (代)
環境省	千代田区霞が関一丁目2番2号	03(3581)3351 (代)
独立行政法人 水資源機構	埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2	048(600)6500 (代)
公益社団法人 日本水道協会	千代田区九段南四丁目8番9号	03(3264)2281 (総務部)
東京水道株式会社	新宿区西新宿六丁目5番1号	03(3343)4560 (代)
東京都市開発株式会社	新宿区西新宿六丁目6番2号	03(3343)5061 (代)

12 局主要刊行物

(1) 事業計画関係

東京水道長期戦略構想 2020
東京水道施設整備マスタープラン
東京水道経営プラン 2026

東京都水道事業会計決算書

Water Supply in Tokyo (英語版事業概要)

(2) 年報等

事業年報
水質年報
小河内貯水池管理年報
配水施設統計

(3) 広報資料

水道ニュース
東京の水道
わたしたちの水道

(4) その他

調査資料 等

参考資料

令和 8 年版事業概要

令和 8 年 8 月発行

編集・発行 東京都水道局総務部企画調整課
東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
電話 03 (5320) 6333
都庁内線 48-211

令和 8 年度
規格表第二類
登録第 51 号
総務部

印 刷 株式会社白樺写真工芸
電話 043 (423) 1101



この印刷物は、板紙へ
リサイクルできます。



古紙パルプ配合率70%
再生紙を使用しています。